

令和6年(2024年)4月15日
第739号(5分冊の4)

千葉市公報

発行日 毎月2回 1・15日
発行所 千葉市中央区千葉港1-1
千葉市役所
総務局総務部総務課
TEL 043-245-5026

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業所の指定(第222号) ……	10
○児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定(第223号) ……	11
○児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定(第224号) ……	11
○児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定(第225号) ……	12
○児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定(第226号) ……	12
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止届出(第228号) ……	13
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業所の指定(第229号) ……	13
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止届出(第230号) ……	14
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業所の指定(第231号) ……	14
○地方公営企業法の規定による上下水道料金徴収当事務の一部の委託(第232号) ……	15
○市道路線認定及び廃止に関する告示(第233号) ……	15
○道路の区域の決定(第234号) ……	16
○道路の供用の開始(第235号) ……	16
○歩行者専用道路の指定(第236号) ……	17
○道路の区域の変更(第237号) ……	17
○道路の供用の開始(第238号) ……	18
○道路の区域の変更(第239号) ……	18
○道路の供用の開始(第240号) ……	19
○生活保護法等の規定による介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関の指定(第241号) ……	19

目次

【告示】

○都市計画法の規定による千葉都市計画道路の変更(第209号) ……	4
○生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定解除(第210号) ……	4
○地方自治法に基づく公示された事項の変更届出(第211号) ……	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定(第212号) ……	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定更新(第213号) ……	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業所の指定(第214号) ……	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止届出(第215号) ……	7
○子ども・子育て支援法の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認(第216号) ……	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止届出(第217号) ……	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業所の指定(第218号) ……	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業所の指定(第219号) ……	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業所の指定(第220号) ……	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業所の指定(第221号) ……	10

○生活保護法等の規定による指定介護機関の変更届出（第242号）……	20	○児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定（第262号）……	41
○生活保護法等の規定による指定介護機関の廃止届出（第243号）……	20	○児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業の廃止届出（第263号）……	41
○児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定（第245号）……	21	○児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業の廃止届出（第264号）……	42
○児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定（第246号）……	21	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定及び指定更新（第265号）……	42
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業所の指定（第249号）……	22	○児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定（第266号）……	43
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業所の指定（第250号）……	22	○千葉県公文書取扱規程の一部改正（第268号）……	43
○地方自治法の規定による告示された事項の変更届出（第251号）……	23	【公告】	
○児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定（第252号）……	23	○制限付一般競争入札（電子入札）について（第252号）……	47
○児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定（第253号）……	24	○一般競争入札について（第253号）……	51
○子ども・子育て支援法の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認（第254号）……	24	○一般競争入札について（第254号）……	52
○子ども・子育て支援法の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認辞退（第255号）……	25	○一般競争入札について（第255号）……	54
○子ども・子育て支援法の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認辞退（第257号）……	25	○令和6年度及び令和7年度における千葉市が発注する建設工事等の一般競争入札等に参加する物に必要な資格について（第256号）……	55
○地方税法の規定による令和6年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧（第258号）……	26	○令和6年度及び令和7年度において千葉市が発注する小規模修繕の受注希望者の登録並びに資格審査の申請時期等について（第257号）……	58
○幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令等の規定に基づく内閣総理大臣および文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示附則第2項のおそれがある条例について（第259号）……	26	○令和6年度における特例政令に係る入札に参加する者に必要な資格について（第258号）……	60
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による令和6年度一般廃棄物処理実施計画（第260号）……	27	○千葉県農業振興地域整備計画の変更について（第259号）……	62
○子ども・子育て支援法の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認（第261号）……	40	○開発行為に関する工事の完了（第260号）……	63
		○開発行為に関する工事の完了（第261号）……	63
		○開発行為に関する工事の完了（第262号）……	64
		○一般競争入札について（第263号）……	64
		○一般競争入札について（第264号）……	65
		○建築基準法の規定による建築協定認可申請書の提出について	

（第 265 号）	…… 67	○令和 6 年 3 月 27 日公布規則	…… 86
○建築基準法の規定による公開による意見の聴取について		千葉市教育委員会職員の職及び職務に関する規則等の一部を改	
（第 266 号）	…… 67	正する規則（第 1 号）	…… 86
○道路の廃止（第 267 号）	…… 68	千葉市育英資金支給条例施行規則の一部を改正する規則	
○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更届		（第 2 号）	…… 89
出（第 268 号）	…… 68	【教育委員会訓令（甲）】	
○公共下水道の供用及び下水の処理開始（第 269 号）	…… 69	○千葉市教育委員会公文書取扱規程の一部改正（第 4 号）	…… 90
○開発行為に関する工事の完了（第 270 号）	…… 70	【人事委員会規則】	
○都市公園法の規定による都市公園の供用開始（第 271 号）	…… 71	○令和 6 年 3 月 28 日公布規則	…… 90
○開発行為に関する工事の完了（第 272 号）	…… 71	職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改	
○千葉市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則の規定		正する規則（第 2 号）	…… 90
による千葉市下水道指定排水設備工事業者の再指定（第 273 号）	…… 72	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（第 3 号）	…… 91
○千葉市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則の規定		【監査委員告示】	
による千葉市下水道指定排水設備工事業者の取消（第 274 号）	…… 73	○地方自治法の規定による包括外部監査人からの監査の結果に	
【水道局規程】		関する報告の提出（第 2 号）	…… 92
千葉市水道局契約規程等の一部改正（第 1 号）	…… 74	○地方自治法の規定による包括外部監査の結果に基づき講じた	
【病院局規程】		措置（第 3 号）	…… 184
千葉市病院局事務分掌規程等の一部改正（第 1 号）	…… 74		
千葉市病院局の職員の職名に関する規程等の一部改正（第 2 号）	…… 76		
千葉市病院局職員就業規程等の一部改正（第 3 号）	…… 80		
千葉市病院局の会計年度任用職員の給料の基準に関する規程の			
一部改正（第 4 号）	…… 82		
千葉市病院局公文書取扱規程の一部改正（第 5 号）	…… 82		
【病院局公告】			
令和 6 年度及び令和 7 年度における千葉市が発注する建設工事等			
の一般競争入札等に参加する物に必要な資格について（第 5 号）	…… 84		
令和 6 年度及び令和 7 年度において千葉市が発注する小規模修繕			
の受注希望者の登録並びに資格審査の申請時期等について			
（第 6 号）	…… 85		
令和 6 年度における特例政令に係る入札に参加する者に必要な資			
格について（第 7 号）	…… 85		
【教育委員会規則】			

千葉市告示第209号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、千葉都市計画道路を次のとおり変更しましたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示します。

なお、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書は千葉市都市局都市部都市計画課において縦覧に供します。

令和6年3月26日

千葉市長 神谷俊一

1 都市計画の種類及び名称

千葉都市計画道路 3・4・29号 千葉寺町赤井町線
3・4・130号 加曾利町大森町線

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 追加する部分
千葉市中央区仁戸名町の一部の区域
- (2) 削除する部分
千葉市中央区仁戸名町の一部の区域
- (3) 変更する部分
なし

千葉市告示第210号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように告示する。

令和6年3月26日

千葉市長 神谷俊一

番号	位置	生産緑地 地区番号	特定生産緑地 の面積	指定の告示日
022-121	若葉区若松町地内	386	約 0.27 ha	令和3年11月12日

千葉市告示第211号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年3月26日

千葉市長 神谷 俊一

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称 734赤井自治会
- (2) 所在地 千葉市中央区赤井町734番地47-1
- (3) 代表者 氏名 小泉 萌
住所 千葉市中央区赤井町734番地47-1

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の変更

ア 代表者氏名

「荻野 洋介」を「小泉 萌」に改める。

イ 代表者住所

「千葉市中央区赤井町734番地29」を

「千葉市中央区赤井町734番地47-1」に改める。

(2) 事務所の所在地

「千葉市中央区赤井町734番地29」を

「千葉市中央区赤井町734番地47-1」に改める。

(3) 変更の年月日

令和5年4月9日

(4) 変更の理由

任期満了による

千葉市告示第212号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定をしたので、同法第69条の規定により告示します。

令和6年3月26日

千葉市長 神谷 俊一

指定自立支援医療機関(精神通院医療)

【薬局】

名称	所在地	指定期間
日本調剤千葉中央薬局	千葉市中央区仁戸名町697-10	令和6年4月1日から 令和12年3月31日まで
まきの木薬局	千葉市緑区おゆみ野中央6-21-12	令和6年4月1日から 令和12年3月31日まで

【訪問】

名称	所在地	指定期間
Bonte訪問看護ステーション	千葉市稲毛区山王町50-15	令和6年4月1日から 令和12年3月31日まで
サポートライフケア訪問看護ステーション	千葉市美浜区高洲4-7-11 センターパーク稲毛海岸A棟101号室	令和6年4月1日から 令和12年3月31日まで
生活クラブ風の村訪問看護ステーション稲毛	千葉市稲毛区園生町1107-7	令和6年4月1日から 令和12年3月31日まで

千葉県告示第213号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条の規定により告示します。

令和6年3月26日

千葉市長 神谷 俊一

指定自立支援医療機関（精神通院医療）

【薬局】

名称	所在地	指定期間
ヤックスドラッグ鎌取薬局	千葉市緑区鎌取町114-30	令和6年4月1日から 令和12年3月31日まで

【訪看】

名称	所在地	指定期間
千葉市医師会立訪問看護ステーション	千葉市中央区椿森5-4-3	令和6年4月1日から 令和12年3月31日まで

千葉県告示第214号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、次の事業所を指定障害福祉サービス事業所として指定したので、同法第51条第1項の規定により告示します。

令和6年3月26日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類	定員
グローウィル千葉 千葉県千葉市中央区新田町1-1 IMI未来ビル7階	株式会社グローウィル 東京都中央区日本橋小伝馬町12-5 小伝馬町YSビル6階 濱田 朋彦	令和6年 4月1日	1210106322	就労継続支援 A型	20

千葉県告示第215号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示します。

令和6年3月26日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
大樹 千葉県千葉市中央区 大森町404-12	社会福祉法人 樹の実会 千葉県千葉市若葉区大宮 町3419-1 花澤 かや	令和6年 3月31日	1210101521	就労継続支援 B型

千葉県告示第216号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等として確認したので、同法第58条の11第1項の規定により告示します。

令和6年3月26日

千葉市長 神谷 俊一

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設の所在地	子ども子育て支援施設等の種類	確認年月日
(株) サンフラワー	稲毛海岸サンフラワー保育室	美浜区高洲3-23-2 稲毛海岸ビル1F	一時預かり 事業	令和6年4月1日
(福) 創成会	小深保育園	稲毛区小深町261-45	一時預かり 事業	令和6年4月1日

千葉市告示第217号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示します。

令和6年3月26日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
まあるい広場 千葉県千葉市若葉区東寺山663-8	社会福祉法人九十九会 千葉県長生郡睦沢町上市場693 荒木 直躬	令和6年 3月31日	1210100564	就労継続支援 B型

千葉市告示第218号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、次の事業所を指定障害福祉サービス事業所として指定したので、同法第51条第1項の規定により告示します。

令和6年3月26日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類	定員
まあるい広場 千葉県千葉市若葉区東寺山663-8	社会福祉法人九十九会 千葉県長生郡睦沢町上市場693番地 荒木 直躬	令和6年 4月1日	1210100564	生活介護	24

千葉県告示第219号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、次の事業所を指定障害福祉サービス事業所として指定したので、同法第51条第1項の規定により告示します。

令和6年3月26日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類	定員
PIANO-ピアノー 幕張本郷 千葉県千葉市花見川区幕張本郷一丁目11番3号 ワコービル2階	株式会社PHコミュニケーションズ 千葉県千葉市花見川区幕張本郷二丁目8番23号 アミティ望月401号 寺澤 健太郎	令和6年 4月1日	1210106330	就労継続支援 B型	20

千葉県告示第220号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、次の事業所を指定障害福祉サービス事業所として指定したので、同法第51条第1項の規定により告示します。

令和6年3月26日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類	定員
グループ ABC こてはし 千葉県千葉市花見川区慣橋町62-30	ベストスペース合同会社 千葉県銚子市春日町3048-9 風間 信彦	令和6年 4月1日	1220100968	共同生活援助	5

千葉県告示第221号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、次の事業所を指定障害福祉サービス事業所として指定したので、同法第51条第1項の規定により告示します。

令和6年3月26日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類	定員
ベーカーウィズ 千葉県千葉市花見川区柏井町815-5	障がい者の自立を支えあう会特定非営利活動法人ウィズ 千葉県千葉市花見川区柏井町815-5 樹田 藤夫	令和6年 4月1日	1210106348	就労継続支援 B型	20

千葉県告示第222号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、次の事業所を指定障害福祉サービス事業所として指定したので、同法第51条第1項の規定により告示します。

令和6年3月26日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類	定員
ろーたすSEIJIN 千葉県千葉市花見川区西小中台2-41-101	特定非営利活動法人 ろーたすfuji 千葉県千葉市花見川区花園町1574-18 武内 隆介	令和6年 4月1日	1210103865	就労移行支援	6

千葉県告示第223号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和6年3月26日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
虹とハンピロコウ 千葉県花見川区 こてはし台4丁目 7-2	合同会社AUK 千葉県四街道市鷹の台 一丁目6番89-310号 サンクレイドル千城台 代表社員 村島 淳	令和6年 4月1日	1250102611	児童発達支援、放課後等 デイサービス

千葉県告示第224号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和6年3月26日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
スターキッズ千葉 千葉市中央区登戸 一丁目23-16 AQUA GARD EN 六羊1F	株式会社あすた 東京都渋谷区東三丁目1 9番8号 Starfield1F 代表取締役 津島 翔太	令和6年 4月1日	1250102603	児童発達支援

千葉県告示第225号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和6年3月26日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
児童発達支援・放課後等デイサービス ポニーナ幕張本郷 千葉市花見川区 幕張本郷二丁目 8-9-201	Azalea Group 株式会社 千葉県習志野市津田沼五丁目12番12 サンロード津田沼205号 代表取締役 勝山ひとみ	令和6年 4月1日	1250102629	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援

千葉県告示第226号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和6年3月26日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
コペルプラスジュニア 幕張教室 千葉市花見川区幕張町 五丁目187番地1 幕張センタービル4階	株式会社コペル 東京都新宿区西新宿四丁目1番6号 JR新宿ミライナタワー 代表取締役 大坪信之	令和6年 4月1日	1250102637	放課後等デイサービス

千葉県告示第228号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示します。

令和6年3月27日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
就労継続支援A型事業所mirait	NPO法人タカラワークサポート			
千葉県千葉市中央区中央3-9-13 Y・Sビル3階	千葉県千葉市中央区中央3-9-13 Y・Sビル7階 阿部 剛	令和6年3月31日	1210104103	就労継続支援A型

千葉県告示第229号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、次の事業所を指定障害福祉サービス事業所として指定したので、同法第51条第1項の規定により告示します。

令和6年3月27日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類	定員
就労継続支援A型事業所スマートリンク千葉中央	株式会社StepWay				
千葉県千葉市中央区中央3-9-13 Y・Sビル3階	千葉県千葉市中央区南町2-15-3 第三山一ビル4階B室 阿部 剛	令和6年4月1日	1210106355	就労継続支援A型	20

千葉県告示第230号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示します。

令和6年3月27日

千葉県長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
重度訪問介護バナナ 千葉県千葉市緑区大木戸 町212-206 齋藤店舗2階D号室	株式会社 吉奈 千葉県千葉市緑区あすみが丘東一丁目20-9 坂野 誠	令和6年4月30日	1210105530	居宅介護 重度訪問介護

千葉県告示第231号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、次の事業所を指定障害福祉サービス事業所として指定したので、同法第51条第1項の規定により告示します。

令和6年3月27日

千葉県長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類	定員
ドットステイ都賀（生活介護） 千葉県千葉市若葉区都賀 3-31-5本橋ビル1階	株式会社ドットライン 千葉県千葉市美浜区 中瀬二丁目6番地1 垣本 祐作	令和6年 4月1日	1210106363	生活介護	20

千葉市告示第232号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2第1項の規定により、上下水道料金徴収等事務の一部を次のとおり委託したので、同法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示します。

令和6年3月27日

千葉市長 神谷 俊一

1 委託先

千葉県千葉市中央区本千葉町4番3号
CDCアクアサービス株式会社
代表取締役 川崎 尉匡

2 委託事務の内容

- (1) 千葉市水道事業の給水区域（千葉市水道事業の設置等に関する条例（昭和50年条例第1号）第2条第2項第1号に規定する給水区域をいう。）における水道料金及び下水道使用料等の徴収等に関する事務。
- (2) 本市域内の千葉県水道事業の給水区域（千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第61号）第2条第3項に規定する給水区域をいう。）において、千葉県に委託している事務を除く下水道使用料等の徴収に関する事務。
- (3) 若葉区御成台及び本市域外で本市が調定する下水道使用料等の徴収等に関する事務

3 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

千葉市告示第233号

市道路線認定及び廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定により、市道路線を次のとおり認定及び廃止します。

その関係図面は、千葉市建設局土木部路政課において、令和6年3月27日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年3月27日

千葉市長 神谷 俊一

認定

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地	摘要
①	畑町237号線	畑町地内	畑町地内		
②	宮崎130号線	宮崎1丁目地内	宮崎1丁目地内		
③	川戸町86号線	川戸町地内	川戸町地内		
④	川戸町702号線	川戸町地内	川戸町地内		
⑤	桜木町219号線	桜木北3丁目地内	桜木北3丁目地内		
⑥	若松町253号線	若松町地内	若松町地内		
⑦	幕張520号線	幕張町2丁目地内	幕張町2丁目地内		
⑧	武石町101号線	武石町1丁目地内	幕張町4丁目地内		
⑨	作新台67号線	作新台3丁目地内	作新台3丁目地内		
⑩	おゆみ野中央222号線	おゆみ野中央7丁目地内	おゆみ野中央7丁目地内		
⑪	誉田町265号線	誉田町2丁目地内	誉田町2丁目地内		

廃止

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地	摘要
①	天戸町22号線	天戸町地内	天戸町地内		
②	天戸町23号線	天戸町地内	天戸町地内		
③	天戸町24号線	天戸町地内	天戸町地内		

千葉市告示第234号

道路の区域の決定

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、千葉市建設局土木部路政課において、令和6年3月27日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年3月27日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名並びに敷地の幅員及びその延長

路線名	敷地の幅員 (m)			延長 (m)
畑町237号線	6.00	～	6.00	175.3
宮崎130号線	5.00	～	5.00	48.5
川戸町86号線	5.00	～	6.00	157.8
川戸町702号線	4.00	～	4.00	11.5
桜木町219号線	5.50	～	5.50	146.6
若松町253号線	6.00	～	6.51	183.6
幕張520号線	6.00	～	6.00	80.0
武石町101号線	6.00	～	6.00	85.0
作新台67号線	6.00	～	7.26	232.1
おゆみ野中央222号線	5.00	～	5.00	51.6
誉田町265号線	5.50	～	5.56	84.4

千葉市告示第235号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉市建設局土木部路政課において、令和6年3月27日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年3月27日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び供用開始区間

路線名	供用開始区間	
畑町237号線	花見川区畑町1472番25から	花見川区畑町1472番26まで
宮崎130号線	中央区宮崎1丁目8番10から	中央区宮崎1丁目8番17まで
川戸町86号線	中央区川戸町321番8から	中央区川戸町318番24まで
川戸町702号線	中央区川戸町318番14から	中央区川戸町318番18まで
桜木町219号線	若葉区桜木北3丁目643番20から	若葉区桜木北3丁目643番5まで
若松町253号線	若葉区若松町540番64から	若葉区若松町540番76まで
幕張520号線	花見川区幕張町2丁目3138番11から	花見川区幕張町2丁目3143番39まで
武石町101号線	花見川区武石町1丁目64番6から	花見川区幕張町4丁目1896番6まで
作新台67号線	花見川区作新台3丁目1407番31から	花見川区作新台3丁目1407番1まで
おゆみ野中央222号線	緑区おゆみ野中央7丁目20番37から	緑区おゆみ野中央7丁目20番36まで
誉田町265号線	緑区誉田町2丁目21番2037から	緑区誉田町2丁目21番2032まで

- 3 供用開始期日 令和6年3月27日

千葉市告示第236号

歩行者専用道路の指定

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、歩行者専用道路を次のとおり指定します。

その関係図面は、千葉市建設局土木部路政課において、令和6年3月27日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年3月27日

千葉市長 神谷俊一

1 路線名及び指定区間

路線名	指定区間	
川戸町702号線	中央区川戸町318番14から	中央区川戸町318番18まで

2 指定期日 令和6年3月27日

千葉市告示第237号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉市建設局土木部路政課において、令和6年3月27日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年3月27日

千葉市長 神谷俊一

道路の種類、路線名及び道路の区域

道路の種類及び路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
市道 浜野町85号線	中央区浜野町110番1から 中央区浜野町99番6まで	前	5.50 ～5.50	2.5
		後	5.50 ～5.50	

千葉県告示第238号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和6年3月27日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年3月27日

千葉市長 神谷俊一

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 浜野町85号線	中央区浜野町110番1から 中央区浜野町99番6まで	令和6年3月27日

千葉県告示第239号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において令和6年3月27日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年3月27日

千葉市長 神谷俊一

道路の種類、路線名及び道路の区域

道路の種類 及び路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
市道 長沼原町2号線	稲毛区長沼原町183番1から 花見川区三角町646番1まで	前	3.64 ～3.67	29.4
		後	6.00 ～6.00	

千葉県告示第240号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において令和6年3月27日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年3月27日

千葉県長 神谷 俊一

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 長沼原町2号線	稲毛区長沼原町183番1から 花見川区三角町646番1まで	令和6年3月27日

千葉県告示第241号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第40号）第14条第4項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和6年3月27日

千葉県長 神谷 俊一

開設者の名称	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社太寿	千葉県若葉区 小倉町1763-12	若葉の丘ケア センター	千葉県若葉区 小倉町1763-12	令和6年3月1日 (訪問介護)
株式会社メディス サポート	神奈川県相模原市 中央区鹿沼台 2-10-15 第2SKビ ル1階1号室	オリーブ薬局 海浜幕張店	千葉県美浜区打瀬 1-2-1 幕張ペイタ ウンプラザ3F	令和6年3月1日 (居宅療養管理指導 / 介護予防居宅療養 管理指導)

千葉県告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和6年3月27日

千葉市長 神谷 俊一

指定介護機関名称 (変更後)	指定介護機関所在地 (変更後)	開設者名称 (変更後)	開設者所在地 (変更後)	変更年月日
ヘルパーステーション きりん	千葉県緑区菅田町2-20-68 第一コーポA棟102号室	株式会社ウインFR	千葉県松戸市松戸新田3-3 ゼファーヒルズ松戸フィオリーナ905号室	令和6年1月4日
変更なし	変更なし	変更なし	千葉県市原市能満1466-2 若菜ハイツ101号室	

指定介護機関名称 (変更後)	指定介護機関所在地 (変更後)	開設者名称 (変更後)	開設者所在地 (変更後)	変更年月日
ヘルパーステーション 桃太郎	千葉県市原市能満1466-2 若菜ハイツ101	株式会社ウインFR	千葉県松戸市松戸新田3-3 ゼファーヒルズ松戸フィオリーナ905号室	令和6年1月4日
変更なし	変更なし	変更なし	千葉県市原市能満1466-2 若菜ハイツ101号室	

指定介護機関名称 (変更後)	指定介護機関所在地 (変更後)	開設者名称 (変更後)	開設者所在地 (変更後)	変更年月日
東千葉駅前訪問看護ステーション	千葉県中央区要町1-8 栗山ビル503号	日本訪問医療株式会社	千葉県中央区祐光4-16-14	令和6年3月1日
東千葉訪問看護ステーション	千葉県中央区椿森1-8-6 賀山ビル101号	変更なし	変更なし	

千葉県告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和6年3月27日

千葉市長 神谷 俊一

開設者の名称	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団 晴山会	千葉県花見川区花見川 1494-3	医療法人社団 晴山会 介護老人保健施設晴山会ケアセンター	千葉県花見川区天戸町 1483-4	令和6年3月31日

千葉県告示第245号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和6年3月28日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
BRIDGE9 千葉県花見川区 南花園2-1-3 山崎ビル3階	株式会社ダンデライオン 千葉県花見川区 花園2-1-25 万仁ビル1階D号 代表取締役 杉野 貴彦	令和6年 4月1日	1250102587	児童発達支援、放課後等デイサービス

千葉県告示第246号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和6年3月28日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
てらびあぼけつと西 千葉駅前教室 千葉市中央区 春日2丁目10-8 ラ・パール春日30 5号室	株式会社シー・エフ・ワイ 千葉県柏市柏一丁目6番 10号桜屋ビル4階 代表取締役 梶川 弘徳	令和6年 4月1日	1250102595	児童発達支援

千葉県告示第249号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、次の事業所を指定障害福祉サービス事業所として指定したので、同法第51条第1項の規定により告示します。

令和6年3月28日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類	定員
障害者グループホーム みんなのレジデンス 千葉県千葉市中央区浜野町865-12	株式会社前保レジデンス 千葉県千葉市中央区浜野町865-12 前保 優子	令和6年 4月1日	1220100976	共同生活援助	4

千葉県告示第250号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、次の事業所を指定障害福祉サービス事業所として指定したので、同法第51条第1項の規定により告示します。

令和6年3月28日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類	定員
障害者グループホーム みんなのレジデンス 千葉県千葉市中央区浜野町865-12	株式会社前保レジデンス 千葉県千葉市中央区浜野町865-12 前保 優子	令和6年 4月1日	1210106389	短期入所	—

千葉県告示第251号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年3月28日

千葉市長 神谷 俊一

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称 村田南東映団地町内自治会
- (2) 所在地 千葉市中央区村田町78番地1
- (3) 代表者 氏名 森 繁明
住所 千葉市中央区村田町78番地1

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 主たる事務所の所在地の変更
 - (旧) 千葉市中央区村田町77番地48
 - (新) 千葉市中央区村田町78番地1
- (2) 代表者の氏名及び住所の変更
 - 一 代表者氏名
「吉永 圭一」を「森 繁明」に改める。
 - 二 代表者住所
「千葉市中央区村田町77番地48」を
「千葉市中央区村田町78番地1」に改める。

3 変更の年月日

令和5年4月10日

4 変更の理由

役員改選及び定期総会の結果による

千葉県告示第252号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和6年3月28日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
Bring upみどり子ども発達センター 千葉市緑区平山町 1921-4	社会福祉法人 創英舎 福岡県直方市大字永満寺 字宅間1035番地 理事長 小山 徹信	令和6年 4月1日	1250102652	児童発達支援・放課後等 デイサービス・保育所等 訪問支援

千葉県告示第253号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和6年3月28日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
みつばちE n a 千葉県若葉区桜木北 3丁目4-50-A	株式会社L a みつばち 千葉県若葉区桜木北 二丁目10番6号 代表取締役 ミユラー 道代	令和6年 4月1日	1250102645	児童発達支援・放課後等 デイサービス・保育所等 訪問支援

千葉県告示254号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等として次のとおり確認したので、同法第58条の11第1号の規定により告示します。

令和6年3月28日

千葉市長 神谷 俊一

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設の所在地※1	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法附則第4条第2項の規定による条例で定める基準への適合状況※2	確認年月日
株式会社リトルガーデン	リトルガーデン 千葉ポートタウン	中央区中央港 1-18-2 -1F	認可外保育施設	適合	令和6年 4月1日
伊藤 聡子	伊藤 聡子	-	認可外保育施設	適合	令和6年 5月1日

※1 個人のベビーシッターの場合はプライバシー保護の観点から、所在地を非公開とさせていただきます。連絡を取る必要がある場合は、本市へお問い合わせください。

※2 千葉市民の方：適合となっていない施設においても、本市の条例が施行される前の令和2年9月30日までの間においては、無償化の対象施設となります。
他市にご在住の方：適合となっていない施設においても、令和6年9月30日までの間においては、無償化の対象施設となることがあります。詳しくはお住いの自治体にお問い合わせください。

千葉県告示第255号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退がありましたので、同法第58条の11第2号の規定により告示します。

令和6年3月28日

千葉市長 神谷 俊一

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設の所在地※	子ども・子育て支援施設等の種類	確認辞退年月日
医療法人グリーンエミネンス	保育室リリー	中央区 千葉寺町188	認可外保育施設	令和5年3月31日
出口 真野	出口 真野	—	認可外保育施設	令和6年2月1日

※個人のベビーシッターの場合はプライバシー保護の観点から、所在地を非公開とさせていただきます。連絡を取る必要がある場合は、本市へお問い合わせください。

千葉県告示第257号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第36条の規定による同法第27条第1項の確認の辞退がありましたので、同法第41条第2号の規定により告示します。

令和6年3月29日

千葉市長 神谷 俊一

設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	教育・保育施設の種類	確認辞退年月日
医療法人社団千廣会	医療法人社団千廣会 病児保育室ミルキー	千葉市美浜区 磯辺4-15-22	病児・病後児 保育事業	令和6年 3月31日

千葉県告示第258号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、令和6年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

令和6年 3月29日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 縦覧期間 令和6年4月1日から4月30日まで
(土曜日、日曜日、祝日、休日開庁日を除く。)
- 2 縦覧場所 東部市税事務所資産税課 (若葉区役所内)
西部市税事務所資産税課 (美浜区役所内)
中央市税出張所 (中央区役所内)
花見川市税出張所 (花見川区役所内)
稲毛市税主張所 (稲毛区役所内)
緑市税出張所 (緑区役所内)

千葉県告示第259号

下記条例については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年内閣府、文部科学省令第1号）附則第2項、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）附則第2項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示（令和6年内閣府、文部科学省告示第1号）附則第2項のおそれがあると認めますので、告示します。

なお、この告示は、下記条例における保育士、保育従事者又は園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に関する規定を、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」（令和6年内閣府、文部科学省令第1号）、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」（令和6年内閣府令第18号）及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示」（令和6年内閣府、文部科学省告示第1号）に規定する内容に改正する条例の施行日に、効力を失うものとします。

記

- 1 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 3 千葉県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例
- 4 千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和6年3月29日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県告示第260号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により、令和6年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例(平成5年千葉県条例第17号)第8条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和6年3月29日

千葉市長 神谷 俊一

一般廃棄物処理実施計画

1 計画区域及び排出量(計画量)

(1) 計画区域

千葉県全域とする。

(2) 一般廃棄物の排出量(計画量)

一般廃棄物の種類	排出量	合計
可燃ごみ (粗大ごみの布団、畳等含む)	219,700t/年	338,200t/年
不燃ごみ	8,800t/年	
資源物 (事業系再資源化物含む)	104,200t/年	
粗大ごみ (布団・畳等除く)	5,300t/年	
有害ごみ	200t/年	
集団回収	6,600t/年	6,800t/年
拠点回収	200t/年	
し尿	4,600kl/年	26,000kl/年
浄化槽汚泥	21,400kl/年	

(注) ごみについては100t、し尿及び浄化槽汚泥については100kl単位で整理した。

2 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

家庭から排出されるごみは、現行の【5種21分別】*1収集により、ごみの減量・再資源化を図るものとし、排出にあたっては分別区分への適正排出の遵守及び可燃ごみ、不燃ごみの指定袋による排出の徹底などにより、一層の適正処理に努める。

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ*2	市(委託)・排出者	市(直営)	焼却 (焼却灰は一部再資源化)	市(直営)	埋め立て
不燃ごみ	市(委託)・排出者	市(直営)	破碎(破碎後、鉄類は回収・残さは再資源化)	市(委託)	再資源化
資源物	市(委託)*3	市(直営)(委託)	再資源化	-	-
	再資源化事業者*4	再資源化事業者等			
粗大ごみ	市(直営・委託)・排出者	市(直営)	破碎(破碎後、鉄類は回収・残さは再資源化)	市(委託)	再資源化
有害ごみ*5	市(委託)	市(委託)	資源物抽出型無害化処理	市(委託)	埋め立て
			ガス抜き後、鉄類回収	-	-
し尿	市(委託)・収集運搬業許可業者	市(直営)	衛生センターに投入後、前処理を行い、下水処理施設にて処理	-	-
浄化槽汚泥	収集運搬業許可業者				

*1 【5種21分別】

5種：可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ、有害ごみ

21分別：①可燃ごみ ②不燃ごみ ③びん(無色) ④びん(茶色) ⑤びん(その他) ⑥缶

⑦ペットボトル ⑧木の枝 ⑨刈り草、葉 ⑩新聞 ⑪雑誌 ⑫段ボール

⑬紙バック ⑭雑がみ ⑮布類 ⑯粗大ごみ ⑰乾電池 ⑱蛍光灯

⑲水銀入り体温計・血圧計 ⑳カセット式ガスボンベ・スプレー缶 ㉑使い捨てガスライター

*2 在宅医療廃棄物のうち、注射針等鋭利なものは、医療機関又は回収薬局へ持ち込むこととし、その他は可燃ごみに区分する。

*3 びん、缶、ペットボトル、木の枝及び刈り草、葉を対象とする。

*4 新聞、雑誌、段ボール、紙バック、雑がみ、布類を対象とする。

*5 乾電池、蛍光灯、水銀入り体温計・血圧計、カセット式ガスボンベ・スプレー缶、使い捨てガスライターを対象とする。

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者はごみの減量に努め、分別を徹底し、再資源化事業者や市が許可した一般廃棄物処理（収集運搬及び処分）業者を活用するなどして積極的に再資源化に取り組むこととする。

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	収集運搬業許可業者・排出者	市（直営）*1	焼却 (焼却灰は一部再資源化)	市（直営）*2	埋め立て
		処分業許可業者	焼却、再資源化	—	—
		排出者*3	焼却、再資源化	市（直営）	埋め立て
不燃ごみ (燃えがら)*4	—	—	—	—	埋め立て
再資源化物 (古紙・古繊維・木くず・食品残さ)	収集運搬業許可業者・排出者・専ら物*5のみを収集運搬する業者等	再資源化事業者等	再資源化	—	—
	収集運搬業許可業者・排出者*6	処分業許可業者*7			

*1 千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第15条に規定する事業系一般廃棄物の受入基準に適合するものを対象とし、中間処理主体の「市（直営）」は3（3）ア（エ）の焼却施設とする。

*2 最終処分の処理主体「市（直営）」は、3（4）ウの最終処分場とする。

*3 排出者による自己処理とする。

*4 燃えがら（安定無害化したもので含水率80%以下のもの）を対象とする。

*5 専ら再生利用される、古紙、古繊維を対象とする。

*6 木くず、食品残さを対象とする。

*7 中間処理の処理主体「許可業者」は、3（3）ア（カ）の千葉市一般廃棄物処分業許可業者、または、他自治体の一般廃棄物処分業許可業者とする。

3 ごみ処理実施計画

(1) 排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制及び分別排出指導に関する啓発活動等

区分	事業名	事業内容
イベント	へらそうくんフェスタ	3R推進月間である10月に、ごみの減量・再資源化の普及啓発のため、商業施設等を活用したキャンペーンを実施する。
	へらそうくんルーム	市内の保育所（園）・幼稚園にて3R啓発活動を実施する。
3R教育・学習の推進	ごみ分別スクール	ごみ減量・リサイクル意識の醸成を図るため、小学校4年生を対象に、ごみ分別方法等の体験学習を実施する。
	今すぐ実践！ごみ減量講習会	町内自治会等が開催する会議等において、ごみ処理の現状、具体的な分別・減量化の方法等について周知する。
	給食残渣の再資源化による生ごみ削減啓発	小学校に生ごみ処理機を設置し、児童に生ごみにおける3Rの仕組みを理解してもらうとともに、児童から各家庭への波及効果により家庭から排出される生ごみの削減・再資源化への意識を促す。
	生ごみ資源化アドバイザーの派遣	町内自治会等の希望に応じて、生ごみの減量・再資源化に関する助言・技術指導等を行う生ごみ資源化アドバイザーを派遣する。
ごみ減量活動の支援	生ごみ減量処理機等の普及促進	各家庭における生ごみの減量・再資源化を促進するため、生ごみ減量処理機、生ごみ肥料化容器及び段ボールコンポストの購入者に対し、購入費用の一部を補助する。
	廃食油回収支援	町内自治会や事業者等が回収拠点を設置し廃食油を回収する活動に対し、回収ボックスやのぼり旗等の配付支援を行う。
	ごみ減量のための「ちばルール」の周知・普及	環境負荷の低減に資する取り組みを実施している事業者と協定を締結するとともに、協定店の取り組みを広く市民に周知する。

区分	事業名	事業内容
ごみ減量に向けた啓発	食品ロス削減啓発	飲食事業者等と連携した食べきりキャンペーンや、小・中学校におけるポスターの掲示・校内放送等を実施し、食品ロス削減を呼びかける。 また、令和4年度に制作した中学校教材「エコレシビ動画」の活用や、食品ロス削減に関するワークショップを開催するなど、食品ロス削減の普及啓発を行う。
	フードドライブ	家庭で不要になった食品を回収し、市内にあるボランティア団体を通じて地域の福祉施設や食品を必要としている方に寄贈する。
	プラスチックごみ削減啓発	プラスチックごみの発生抑制・適正排出に向け、事業者等と連携したプラスチックごみ削減キャンペーンを実施する。 また、ワークショップの開催やイベントでの周知啓発を行う。
	生ごみ減量啓発	市民の生ごみの減量・再資源化への意識を高めるため、リーフレットや啓発品を活用し、イベントや講習会等で周知啓発を行う。
	イベントを活用した域内エネルギー循環の創出（割りばしリサイクル）	地域の脱炭素化を推進するため、イベントを活用した割りばしの再資源化により資源循環に係る意識醸成を図る。
出版物による啓発	家庭ごみの減量と出し方ガイドブック	家庭ごみ手数料徴収制度の仕組み、家庭ごみの分別・排出ルール等を周知するため、ガイドブックを配布する。
	GO!GO!へらそうくん	ごみ処理の現状やリサイクルに関するタイムリーな話題や情報等を掲載した広報紙を作成し、市政だよりと併せて発行する。
	環境教育教材の作成・配布	小学校4年生を対象とした「ちばキッズエコエコ大作戦」、中学生を対象とした「環境学習ハンドブック」を作成し、各学校に配布する。
事業所向け指導・啓発	事業用大規模建築物及び事業系一般廃棄物多量排出事業所ごみ処理の手引き	事業用大規模建築物及び事業系一般廃棄物多量排出事業所のごみ減量と適正処理制度等を周知するため、手引き書を作成し配布する。
	事業用大規模建築物所有者及び事業系一般廃棄物多量排出事業者への指導	廃棄物管理責任者の選任、市長への届出並びに減量計画書の作成、市長への提出及び事業用大規模建築物に係る一般廃棄物・再利用の対象となる廃棄物の保管場所の設置を義務付けるとともに、立入調査を実施する。

区分	事業名	事業内容
事業所向け指導・啓発	事業用大規模建築物建設者への指導	一般廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる廃棄物の保管場所について事前協議の上、設置、市長への届出を義務付ける。
	優良事業者表彰	廃棄物の減量及び再資源化に積極的に取り組む等、本市の環境行政に優れた貢献のあった事業者を表彰する。
	食品廃棄物減量・再資源化の促進	事業用生ごみ処理機を購入又は借上げる事業者に対して補助金を交付する。 また、リーフレットを活用し、食品廃棄物削減・資源化の普及啓発を行う。
その他	ウェブサイト	ウェブサイト上にごみ減量に役立つ情報を掲載する。 (アドレス： http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/recycleinfo.html)
	適正処理の周知及び分別排出指導	市民や事業者に対して、適正処理について周知するとともに、不適正排出されたごみの排出者に対し、分別排出指導を行う。
	美しい街づくりに係る活動支援	定期的に清掃活動を行う地域ボランティア団体等に対し、清掃用具の支給を行い、環境美化活動を支援する。
	ポイ捨て防止PR	「千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例」の周知徹底を図るため、リーフレット等を活用し、啓発活動を行う。また、本市を含む近隣16市と合同で「喫煙マナー向上・ポイ捨て防止キャンペーン」を実施する。
	不法投棄等防止監視業務	ごみステーションにおいて、不法投棄の防止や、容器違反ごみなどの分別・排出ルール違反者に対する指導を行う。
	廃棄物適正化推進員制度 不法投棄監視員制度	廃棄物適正化推進員、不法投棄監視員の協力により廃棄物の適正排出、適正処理及び再利用等の普及・啓発を図る。
	ごみステーションの美化活動及び資源回収活動に関する表彰	ごみステーションの美化を推進し、適正な分別及び排出において顕著な功労のある団体及び資源回収活動を積極的に実施している団体を表彰する。

イ 資源化の方法及び量

(ア) 集団回収、拠点回収からの資源化量

(単位：t/年)

区分	内容	資源化量
集団回収	地域住民団体が実施する集団回収の普及促進を図るため、実施団体・回収業者に補助金を交付する。	6,600
拠点回収	古紙類	200
	小型家電*1	
	廃食油*2	
	単一素材製品プラスチック*3	
	気泡緩衝材	
	コンタクトレンズ用空ケース	
	雑貨類	
	古着	

*1 「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン（環境省）」における「特定対象品目」のうち、携帯電話・スマートフォン・PHS・ノートパソコン・タブレット及び市で指定する46品目（●デジタルカメラ●カメラ●ビデオカメラ●電子辞書●イヤホン●ヘッドホン●ゲーム機●ICレコーダー●電卓●電子書籍端末●HDDレコーダー●音楽（MD・CD・MP3等）プレーヤー●ヘッドライヤー●ヘアアイロン●電子体温計●電気バリカン●電気カミソリ及び洗浄機●電動歯ブラシ●補聴器●電話機●ファクシミリ●ラジオ●DVDレコーダー/プレーヤー●BDレコーダー/プレーヤー●ビデオテープレコーダー●チューナー●STB（セットトップボックス）●テープレコーダー（デッキは対象外）●ハードディスク●USBメモリ●メモリーカード●電子血圧計●懐中電灯●時計●カーナビ●カーカラーテレビ●カーチューナー●カーステレオ●カーラジオ●カーCDプレーヤー●カーDVDプレーヤー●カーMDプレーヤー●カースピーカー●カーアンプ●VICSユニット●ETC車載ユニット●電子付属品（ACアダプタ・コード類等）を対象とする。

*2 植物性油を対象とする。

*3 ポリプロピレン、ポリエチレン、ポリスチレンを素材とする製品プラスチックのうち、市で指定する15品目（●ざる●ボウル●バケツ●ちりとり●ごみ箱●風呂イス●手おけ●洗面器●書籍スタンド●かご●トレー●密封容器●じょうろ●レターケース●CDケース）を対象とする。

(イ) 上記回収以外からの資源化量

(単位：t/年)

区分	内容	資源化量	
資源物収集 (家庭系)	資源物収集として、びん、缶、ペットボトル、剪定枝等、古紙類、布類をステーション収集方式にて収集する。	34,400	
		びん	5,900
		缶	2,500
		ペットボトル	3,500
		剪定枝等	7,000
		古紙	14,800
		布類	700
再資源化物収集 (事業系)	さらなる再資源化を目指し適正な分別排出を指導するとともに、許可業者に対しても分別収集に対応できる収集体制づくり及び再資源化の促進を指導する。	69,500	
		古紙	22,500
		布類	100
		木くず [※]	41,400
鉄類回収	新浜りサイクルセンターにおいて、不燃ごみ及び粗大ごみは破砕機により破砕し、鉄類を回収する。	1,800	
		合計	105,700

(2) 収集・運搬計画

ア 収集区域

千葉市全域

イ 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法

(ア) 家庭系ごみの分別区分等

(単位：t/年)

	一般廃棄物の種類 (分別区分)		排出方法	収集運搬方法	一般廃棄物の量 ³⁾
	対象物				
家庭系ごみ	可燃ごみ	台所ごみ、皮革類、ゴム類、在宅医療ごみ等この表の2から5までの項に属さないもの及び千葉市廃棄物処理施設での廃棄物の受入れに関し指示する事項の取扱要綱に適合するごみ(リサイクルできない紙類、布類を含む)	指定袋 ¹⁾ に入れてごみステーション(それを利用しようとする市民等が協議のうえ位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所とする。以下「ごみステーション」という。)に排出 ・刈り草、葉：透明な袋(旧指定袋を含む)に入れて排出可 ・木の枝：ひもで束ねて排出可(1本の太さ10cm、長さ50cm以内)	週2回ごみステーションにて収集	153,400
		指定袋に入れて管路排出(管路投入口に入れられる規定の大きさ、重さを超えるごみ等は、粗大ごみ受付センターへ連絡の上、指定日に排出者敷地内の指定場所へ排出) 刈り草、葉、木の枝は管路収集ではなく申込制による資源回収 ・刈り草、葉：透明な袋(旧指定袋を含む)に入れて排出可 ・木の枝：ひもで束ねて排出可(1本の太さ20cm、長さ100cm以内)	毎日管路収集 ²⁾		

	一般廃棄物の種類 (分別区分)		排出方法	収集運搬方法	一般廃棄物の量 ³⁾
	対象物				
家庭系ごみ	不燃ごみ	主として金属でできているもの、主として硬質のプラスチックでできているもの(カセットテープ、ビデオテープを除く)、ガラス製品、陶磁器の製品で、この表の3項及び4項に属さないもの	指定袋に入れてごみステーションに排出 ・一升炊きまでの炊飯器、20ℓ以下のポリタンク、一斗缶、洗濯用角ハンガー、洗面器、風呂用プラスチックいす：20ℓ用指定袋または10ℓ用指定袋2枚を縛り付けるか貼り付けて排出可 ※割れたもの等は紙で包むなどして危険と表示 ・傘：20ℓ用指定袋または10ℓ用指定袋に入れて排出可(袋の大きさは指定なし。傘の柄の部分等が袋からはみ出ても他の不燃ごみと一緒に何本でも排出可)	月2回ごみステーションにて収集	8,500
		指定袋に入れて管路排出(管路投入口に入れられる既定の大きさ、重さを超えるごみ等は、粗大ごみ受付センターへ連絡の上、指定日に排出者敷地内の指定場所へ指定袋に入れて排出) 以下のごみは、粗大ごみ受付センターへ連絡の上、指定日に排出者敷地内へ排出 ・一升炊きまでの炊飯器、20ℓ以下のポリタンク、一斗缶、洗濯用角ハンガー、洗面器、風呂用プラスチックいす：20ℓ用指定袋1枚または10ℓ用指定袋2枚を縛り付けるか貼り付けて排出 ・傘：20ℓまたは10ℓの指定袋に入れて排出(傘は指定袋からはみ出しても他の不燃ごみと一緒に何本でも排出可)	週3回管路収集 ²⁾		

		一般廃棄物の種類 (分別区分)		排出方法	収集運搬方法	一般廃棄物の量 ³
		対象物				
家庭ごみ	資源物	商品の容器のうち、 びん：主としてガラス製の①びん(無色・茶色・その他)、②カップ形の容器、③①～②に準ずる構造・形状等を有する容器であって、飲食品や化粧品が充てんされたもの 缶：鋼製又はアルミニウム製の缶(カップ形のものを含む。)であって、飲食品及びペットフードが充てんされたもの、飲食用びんの金属製のふた ペットボトル：主としてポリエチレンテレフタレート製のびん又はそれに準ずる構造・形状等を有する容器であって、飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、又はドレッシングタイプ調味料等が充てんされたもの		びん：ごみステーションに設置された無色のびんは白色コンテナ、茶色のびんは茶色コンテナ、その他のびんは黒色コンテナに入れて排出 缶：ごみステーションに設置された青色コンテナに入れて排出 ペットボトル：ごみステーションに設置された網袋に入れて排出	週 1 回 ごみステーションにて収集	34,700
		剪定枝等(刈り草、葉、木の枝)		刈り草、葉：透明な袋(旧指定袋を含む)に入れて排出 木の枝：ひもで束ねて排出(1本の太さ20cm、長さ100cm以内)	月 2 回 ごみステーションにて収集	

		一般廃棄物の種類 (分別区分)		排出方法	収集運搬方法	一般廃棄物の量 ³
		対象物				
家庭ごみ	資源物	古紙：新聞(折り込みチラシ含む)、段ボール、紙パック(飲料用500ml以上)、雑誌(週刊誌、単行本、文庫本)、雑がみ(新聞、段ボール、紙パック、雑誌以外の紙)(アイロンプリント紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、緩衝剤、感熱発泡紙、合成紙、昇華転写紙、感圧紙、油が付着した紙、付箋、匂いがついた紙(洗剤の箱、練香の箱、石けんの箱や包装紙)、感熱紙、汚れが著しい紙、シュレッダー処理した紙、水に溶けない紙(写真、アルバム、圧着はがき、シール、シール台紙、食品容器、ビニールやアルミコーティングされた紙)、和紙、食用ラップフィルムなどの固い芯、紙製の卵パックは除く) 布類：主として繊維でできている製品(Tシャツ、シャツ、トレーナー、ズボン、スカート、ジーンズ、スーツ、既製品の毛糸衣類(汚れ、破れ、綿入りのものは除く))(布団、マットレス、まくら、クッション、敷物類、カーテン、ぬいぐるみ、くつ、かばん、皮革類、ウェットスーツ、帯・帯締め、靴下、毛糸玉、コルセット、裁断くず、作業着、座布団、下着、スキーウェア、スリッパ、制服、雑巾、ダウンジャケット、反物、手作りの衣類、手袋、ベッドパット、ベッドマット、便座カバー、シート、マフラー、水着、ユニホーム、レインコート、フリース素材のもの、ペットボトルを原料としたものは除く)		古紙：対象物ごとにひもで結束して、ごみステーションに排出(新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ) 紙袋に入れひもで結束してごみステーションに排出(雑がみ) 布類：透明な袋(旧指定袋を含む)に入れてごみステーションに排出	週 1 回 ごみステーションにて収集	前ページから続く

	一般廃棄物の種類（分別区分）		排出方法	収集運搬方法	一般廃棄物の量 ³
	粗大ごみ	対象物			
家庭ごみ	4	市の指定袋に入らないもの [*] ※可燃ごみに類するものは可燃ごみ用指定袋（45ℓ用）に入れ、不燃ごみに類するものは不燃ごみ用指定袋（20ℓ用）に入れ、袋を閉じてしぼることができない場合、又はしぼれても袋からはみ出してしまった場合（一升炊きまでの炊飯器、20ℓ以下のポリタンク、傘、一斗缶、洗濯用角ハンガー、洗面器、風呂用プラスチックいすを除く）	電話又は、インターネットによる申込後、粗大ごみ処理手数料納付券を貼付して、指定日に指定場所に排出 環境事業所、新浜リサイクルセンター（布団類、カーペット、畳、マットレスは除く）又は新港クリーン・エネルギーセンター及び北清掃工場（布団類、カーペット、畳、マットレス（スプリング（コイル）入りは除く）のみ）へ手数料を支払い、自己搬入	必要のつど指定場所にて収集	5,600
	5	蛍光灯、乾電池（一時電池のうち、マンガン乾電池、アルカリ乾電池、ニッケル系一次電池、リチウム電池）、水銀入り体温計・血圧計、スプレー缶（主として金属でできているエアゾール缶（カセット式ガスボンベを含む。）、使い捨てガスライター	購入時の箱やケース又は割れない措置をしてごみステーションに排出（蛍光灯） 対象物ごとに透明な袋（旧指定袋を除く）に入れてごみステーションに排出（乾電池、水銀入り体温計・血圧計、スプレー缶（主として金属でできているエアゾール缶（カセット式ガスボンベを含む。）、使い捨てライター（中身を使い切ること））	月2回ごみステーションにて収集	200
	計				202,400

*1 「指定袋」とは、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第46条第3項別表第2で定める市長が指定する袋をいう。

*2 「管路収集」とは、廃棄物を空気輸送システムにより廃棄物を管路で収集する収集方式をいう。廃棄物空気輸送システムを導入している打瀬1～3丁目の住宅は、管路収集で可燃ごみ及び不燃ごみの収集を行う。

*3 一般廃棄物の量は「持込み可燃」と及び「持込み不燃」が含まれている。

(イ) 家庭系ごみの収集日

	町丁名	可燃ごみ	資源物			不燃ごみ 有害ごみ
			びん・缶・ ペットボトル	古紙・布類	剪定枝等 ^{*2}	
中央区	青葉町	月・木	金	火	2・4水	1・3水
	赤井町	火・金	木	月	2・4水	1・3水
	旭町	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	市場町	月・木	火	水	1・3金	2・4金
	稲荷町1～3丁目	月・木	土	水	1・3火	2・4火
	亥鼻1～3丁目	火・金	水	木	2・4土	1・3土
	今井町	月・木	火	水	1・3土	2・4土
	今井1～3丁目	月・木	金	水	1・3火	2・4火
	院内1・2丁目	水・土	金	木	2・4月	1・3月
	鶴の森町	月・木	土	火	2・4水	1・3水
	大森町	水・土	月	火	1・3金	2・4金
	生実町	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	春日1・2丁目	水・土	月	火	2・4木	1・3木
	葛城1～3丁目	火・金	月	木	2・4土	1・3土
	要町	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	亀井町	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	亀岡町	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	川戸町	水・土	火	金	1・3月	2・4月
	栄町	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	寒川町1～3丁目	月・木	水	火	2・4土	1・3土
	塩田町	月・木	金	火	1・3土	2・4土
	汐見丘町	水・土	月	火	2・4木	1・3木
	白旗1～3丁目	火・金	月	木	2・4水	1・3水
	新宿1・2丁目	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	新千葉1～3丁目	水・土	金	木	2・4月	1・3月
	新田町	水・土	金	木	2・4月	1・3月
	新町	水・土	金	木	2・4月	1・3月
	神明町	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	末広1～5丁目	月・木	水	火	2・4金	1・3金
	蘇我町2丁目	月・木	水	火	1・3土	2・4土
	蘇我1～5丁目	月・木	水	火	1・3土	2・4土
	大蔵寺町	月・木	火	水	1・3土	2・4土
千葉寺町	月・木	火	水	1・3土	2・4土	
千葉港	水・土	金	木	2・4月	1・3月	
中央1～4丁目	月・木	水	火	1・3金	2・4金	
中央港1・2丁目	水・土	金	木	2・4月	1・3月	
椿森1～6丁目	火・金	木	月	2・4土	1・3土	
鶴沢町	水・土	金	木	2・4月	1・3月	
出洲港	水・土	木	火	2・4月	1・3月	

	町丁名	可燃ごみ	資源物			不燃ごみ 有害ごみ	
			びん・缶・ ペットボトル	古紙・布類	剪定枝等*2		
中央区	道場北町	火・金	水	月	1・3木	2・4木	
	道場北1・2丁目	火・金	水	月	1・3木	2・4木	
	道場南1・2丁目	火・金	土	月	1・3木	2・4木	
	間屋町	水・土	金	木	2・4月	1・3月	
	長洲1・2丁目	月・木	金	火	2・4水	1・3水	
	仁戸名町	水・土	木	金	2・4火	1・3火	
	登戸1～5丁目	水・土	月	火	2・4金	1・3金	
	花輪町	火・金	土	月	2・4水	1・3水	
	浜野町	火・金	水	月	1・3木	2・4木	
	東千葉1～3丁目	火・金	木	月	2・4土	1・3土	
	東本町	水・土	火	金	2・4月	1・3月	
	富士見1・2丁目	水・土	火	金	2・4月	1・3月	
	弁天1～4丁目	月・木	金	火	1・3水	2・4水	
	星久喜町	月・木	土	水	2・4金	1・3金	
	本千葉町	水・土	火	金	2・4月	1・3月	
	本町1～3丁目	水・土	火	金	2・4月	1・3月	
	松ヶ丘町	水・土	金	火	1・3月	2・4月	
	松波1～4丁目	月・木	土	水	2・4金	1・3金	
	港町	月・木	金	火	2・4水	1・3水	
	南生実町	火・金	土	月	1・3木	2・4木	
	南町1～3丁目	火・金	月	木	2・4水	1・3水	
	都町1～8丁目	火・金	木	月	1・3土	2・4土	
	宮崎町	水・土	金	火	1・3月	2・4月	
	宮崎1・2丁目	月・木	水	火	1・3土	2・4土	
	村田町	火・金	土	月	1・3木	2・4木	
	矢作町	月・木	火	水	2・4金	1・3金	
	祐光1～4丁目	火・金	水	月	1・3木	2・4木	
	若草1丁目	月・木	金	火	1・3土	2・4土	
	花見川区	天戸町	火・金	月	水	2・4木	1・3木
		朝日ヶ丘1～5丁目	月・木	火	水	2・4金	1・3金
内山町		火・金	月	木	1・3水	2・4水	
宇那谷町		火・金	月	木	1・3水	2・4水	
柏井町		水・土	金	火	1・3木	2・4木	
柏井1・4丁目		水・土	金	火	1・3木	2・4木	
検見川町1～3・5丁目		水・土	木	金	1・3月	2・4月	
轡橋町		水・土	月	金	2・4火	1・3火	
こてはし台1～6丁目		火・金	土	月	1・3水	2・4水	
作新台1～8丁目		月・木	土	水	2・4火	1・3火	

	町丁名	可燃ごみ	資源物			不燃ごみ 有害ごみ	
			びん・缶・ ペットボトル	古紙・布類	剪定枝等*2		
花見川区	さつきが丘1・2丁目	水・土	木	金	1・3火	2・4火	
	三角町	火・金	月	木	1・3水	2・4水	
	大日町	火・金	月	木	1・3水	2・4水	
	武石町1・2丁目	水・土	木	金	2・4火	1・3火	
	千種町	火・金	月	木	1・3土	2・4土	
	長作町	月・木	火	水	1・3土	2・4土	
	長作台1・2丁目	月・木	火	水	1・3土	2・4土	
	浪花町	水・土	火	木	1・3月	2・4月	
	西小中台	月・木	水	火	1・3土	2・4土	
	畑町	月・木	火	水	2・4土	1・3土	
	花島町	水・土	金	火	2・4木	1・3木	
	花園町	火・金	土	木	1・3月	2・4月	
	花園1～5丁目	火・金	土	木	2・4月	1・3月	
	花見川	火・金	水	木	2・4土	1・3土	
	幕張町1～3丁目	火・金	月	木	2・4水	1・3水	
	幕張町4丁目	水・土	金	木	1・3月	2・4月	
	幕張町5・6丁目	月・木	金	火	2・4水	1・3水	
	幕張本郷1・3・5丁目	水・土	火	月	2・4木	1・3木	
	幕張本郷2・4・6・7丁目	水・土	金	月	2・4木	1・3木	
	南花園1・2丁目	火・金	土	木	1・3水	2・4水	
	み春野1～3丁目	火・金	月	木	1・3水	2・4水	
	宮野木台1～4丁目	月・木	水	火	2・4金	1・3金	
	瑞穂1～3丁目	月・木	火	水	2・4土	1・3土	
	横戸町	水・土	月	火	1・3金	2・4金	
	横戸台	水・土	金	火	2・4木	1・3木	
	稲毛区	穴川町	火・金	月	木	1・3水	2・4水
		穴川1～4丁目	火・金	月	木	1・3水	2・4水
		あやめ台	月・木	金	水	1・3火	2・4火
		稲丘町	水・土	月	火	1・3金	2・4金
		稲毛1～3丁目	月・木	水	火	1・3金	2・4金
稲毛台町		水・土	木	火	1・3金	2・4金	
稲毛町4・5丁目		月・木	土	水	1・3金	2・4金	
稲毛東1～6丁目		月・木	火	水	1・3土	2・4土	
柏台		火・金	水	木	1・3月	2・4月	
黒砂1～4丁目		水・土	火	木	1・3月	2・4月	
黒砂台1～3丁目		月・木	火	水	2・4土	1・3土	
小中台町		火・金	水	木	2・4月	1・3月	
小仲台1～9丁目	水・土	木	月	2・4金	1・3金		
小深町	水・土	火	月	1・3木	2・4木		

	町丁名	可燃ごみ	資源物			不燃ごみ 有害ごみ	
			びん・缶・ ペットボトル	古紙・布類	剪定枝等*2		
稲 毛 区	作草部町	水・土	金	火	2・4月	1・3月	
	作草部1・2丁目	水・土	金	火	2・4月	1・3月	
	山王町	水・土	木	月	1・3火	2・4火	
	園生町	月・木	土	水	1・3火	2・4火	
	千草台1・2丁目	水・土	金	—	2・4月	1・3月	
	天台町	火・金	月	木	1・3水	2・4水	
	天台1～6丁目	火・金	月	木	1・3水	2・4水	
	轟町1～5丁目	火・金	月	木	1・3水	2・4水	
	長沼町	月・木	火	水	1・3金	2・4金	
	長沼原町	火・金	土	月	1・3木	2・4木	
	萩台町	火・金	月	木	1・3水	2・4水	
	緑町1・2丁目	水・土	月	火	1・3金	2・4金	
	宮野木町	火・金	水	木	2・4月	1・3月	
	弥生町	水・土	月	火	1・3金	2・4金	
	六方町	火・金	土	月	1・3木	2・4木	
	若 葉 区	愛生町	水・土	月	火	1・3木	2・4木
		五十土町	火・金	木	水	2・4月	1・3月
		和泉町	火・金	木	月	2・4水	1・3水
		大井戸町	火・金	木	水	2・4月	1・3月
		大草町	月・木	火	水	2・4土	1・3土
太田町		水・土	金	木	2・4月	1・3月	
大広町		火・金	木	水	2・4月	1・3月	
大宮町		水・土	金	木	1・3月	2・4月	
大宮台1～7丁目		水・土	金	木	1・3月	2・4月	
小倉町		水・土	金	木	2・4火	1・3火	
小倉台1～7丁目		水・土	木	金	2・4火	1・3火	
小間子町		火・金	木	水	2・4月	1・3月	
御成台1～4丁目		火・金	水	木	2・4月	1・3月	
貝塚町		火・金	月	木	1・3水	2・4水	
貝塚1・2丁目		火・金	月	木	1・3水	2・4水	
加曽利町		水・土	月	金	2・4木	1・3木	
金親町		月・木	火	水	2・4土	1・3土	
上泉町		火・金	木	水	2・4月	1・3月	
川井町		火・金	木	水	2・4月	1・3月	
北大宮台		水・土	金	木	1・3月	2・4月	
北谷津町	月・木	火	水	2・4土	1・3土		
古泉町	火・金	木	月	2・4水	1・3水		
御殿町	火・金	木	水	2・4月	1・3月		
坂月町	水・土	火	木	2・4月	1・3月		
更科町	火・金	木	水	2・4月	1・3月		

	町丁名	可燃ごみ	資源物			不燃ごみ 有害ごみ	
			びん・缶・ ペットボトル	古紙・布類	剪定枝等*2		
若 葉 区	佐和町	火・金	木	水	2・4月	1・3月	
	桜木1～8丁目	月・木	火	水	2・4土	1・3土	
	桜木北1～3丁目	月・木	火	水	2・4土	1・3土	
	下泉町	火・金	木	水	2・4月	1・3月	
	下田町	火・金	土	水	2・4月	1・3月	
	高根町	火・金	土	水	2・4月	1・3月	
	多部田町	火・金	木	水	2・4月	1・3月	
	旦谷町	火・金	土	水	2・4月	1・3月	
	高品町	火・金	月	木	2・4水	1・3水	
	千城台北1～4丁目	火・金	土	月	2・4木	1・3木	
	千城台西1～3丁目	水・土	火	月	2・4木	1・3木	
	千城台東1・2丁目	月・木	土	水	1・3金	2・4金	
	千城台東3・4丁目	月・木	土	金	1・3水	2・4水	
	千城台南1・2丁目	月・木	火	金	2・4水	1・3水	
	千城台南3・4丁目	月・木	土	金	2・4水	1・3水	
	都賀1～4丁目	火・金	水	月	1・3土	2・4土	
	都賀5丁目	火・金	月	木	1・3水	2・4水	
	都賀の台1～4丁目	月・木	水	火	1・3金	2・4金	
	殿台町	水・土	金	火	2・4木	1・3木	
	富田町	火・金	木	月	2・4水	1・3水	
緑 区	中田町	火・金	月	木	2・4水	1・3水	
	中野町	火・金	木	月	2・4水	1・3水	
	西都賀1～5丁目	火・金	土	月	2・4水	1・3水	
	野呂町	火・金	木	月	2・4水	1・3水	
	原町	月・木	金	火	1・3水	2・4水	
	東寺山町	水・土	月	火	2・4木	1・3木	
	みつわ台1～5丁目	水・土	金	木	1・3火	2・4火	
	源町	水・土	金	火	1・3木	2・4木	
	谷当町	火・金	土	水	2・4月	1・3月	
	若松町	月・木	水	金	2・4火	1・3火	
	若松台1～3丁目	月・木	水	金	2・4火	1・3火	
	緑 区	あすみが丘1～3丁目	水・土	木	火	1・3金	2・4金
		あすみが丘4～9丁目	水・土	月	火	1・3金	2・4金
		あすみが丘東1～3丁目	水・土	木	金	1・3月	2・4月
		あすみが丘東4・5丁目	水・土	月	火	1・3金	2・4金
		板倉町	水・土	月	火	1・3金	2・4金
		大金沢町	水・土	火	金	1・3月	2・4月
		大木戸町	水・土	木	火	1・3金	2・4金
		大権町	水・土	月	火	1・3金	2・4金
	大高町	水・土	月	金	1・3火	2・4火	

	町丁名	可燃ごみ	資源物			不燃ごみ 有害ごみ
			びん・缶・ ペットボトル	古紙・布類	剪定枝等*2	
緑 区	落井町	月・木	土	水	1・3火	2・4火
	越智町	火・金	水	月	1・3土	2・4土
	小山市	水・土	月	火	1・3金	2・4金
	おゆみ野1丁目	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	おゆみ野2丁目	月・木	火	水	2・4金	1・3金
	おゆみ野3・4丁目	月・木	土	水	2・4金	1・3金
	おゆみ野5・6丁目	月・木	金	火	1・3水	2・4水
	おゆみ野有吉	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	おゆみ野中央1・2丁目	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	おゆみ野中央3丁目	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	おゆみ野中央4丁目	月・木	水	火	2・4金	1・3金
	おゆみ野中央5・6丁目	月・木	土	火	2・4金	1・3金
	おゆみ野中央7・9丁目	月・木	火	金	1・3水	2・4水
	おゆみ野中央8丁目	月・木	金	火	1・3水	2・4水
	おゆみ野南1～3丁目	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	おゆみ野南4丁目	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	おゆみ野南5丁目	月・木	水	火	1・3金	2・4金
	おゆみ野南6丁目	水・土	火	金	1・3月	2・4月
	刈田子町	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	鎌取町	月・木	火	金	1・3水	2・4水
	上大和田町	月・木	水	金	1・3火	2・4火
	小金沢町	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	椎名崎町	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	下大和田町	月・木	水	金	1・3火	2・4火
	大膳野町	水・土	木	金	1・3月	2・4月
	高田町	火・金	月	水	2・4木	1・3木
	高津戸町	水・土	火	金	1・3月	2・4月
	土気町	水・土	木	金	1・3月	2・4月
	富岡町	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	中西町	月・木	土	水	1・3火	2・4火
	東山科町	月・木	金	火	1・3水	2・4水
	平川町	月・木	火	金	1・3水	2・4水
	平山町	月・木	金	火	1・3水	2・4水
	古市場町	月・木	金	水	1・3火	2・4火
辺田町	月・木	土	金	1・3水	2・4水	
菅田町1丁目	月・木	金	火	1・3水	2・4水	
菅田町2・3丁目	火・金	木	月	1・3土	2・4土	
茂呂町	火・金	水	月	1・3木	2・4木	
小食土町	水・土	月	火	1・3金	2・4金	

	町丁名	可燃ごみ	資源物			不燃ごみ 有害ごみ
			びん・缶・ ペットボトル	古紙・布類	剪定枝等*2	
美 浜 区	磯辺1～5丁目	月・木	土	金	2・4火	1・3火
	磯辺6～8丁目	水・土	月	金	2・4火	1・3火
	稲毛海岸1・2・4丁目	月・木	水	火	2・4土	1・3土
	稲毛海岸3・5丁目	月・木	金	火	2・4土	1・3土
	打瀬1丁目*1	—	水	金	—	2・4火
	打瀬2・3丁目*1	—	木	金	—	2・4火
	幸町1丁目	月・木	土	金	2・4火	1・3火
	幸町2丁目	水・土	火	金	2・4木	1・3木
	新港	水・土	月	金	2・4木	1・3木
	高洲1丁目	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	高洲2丁目	水・土	木	金	1・3火	2・4火
	高洲3丁目	火・金	土	月	2・4水	1・3水
	高洲4丁目	火・金	木	月	1・3水	2・4水
	高浜1～3丁目	水・土	月	金	2・4木	1・3木
	高浜4丁目	水・土	月	木	1・3金	2・4金
	高浜5・6丁目	水・土	月	金	2・4木	1・3木
	豊砂	月・木	水	火	2・4金	1・3金
	浜田1・2丁目	月・木	水	火	2・4金	1・3金
	靠張西1～6丁目	火・金	水	木	1・3月	2・4月
	真砂1丁目	火・金	月	木	1・3土	2・4土
	真砂2丁目	火・金	月	木	2・4水	1・3水
	真砂3丁目	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	真砂4丁目	月・木	水	火	2・4土	1・3土
真砂5丁目	月・木	金	火	2・4土	1・3土	
若葉3丁目	月・木	火	金	2・4水	1・3水	

*1 打瀬1～3丁目のごみステーションでの収集は、資源物（剪定枝等を除く）、有害ごみのみとする。

*2 資源物（剪定枝等）の収集は、排出量が極端に少ない一部の集合住宅及び打瀬1～3丁目においては、申込制による。また、1月の第1週・第2週はすべてのごみステーションにおいて収集を実施しない。

（注）日曜日及び12月31日から1月3日までの日は、原則として家庭ごみの収集を実施しない。

（ウ）家庭系ごみの排出時間、場所

収集日の早朝から朝8時までに地域で決められたごみステーションに排出するものとする。ただし、資源物（剪定枝等）については早朝から朝10時までに排出するものとする。

（エ）家庭系ごみの小型車による収集地域

排出方法、収集日、排出時間等については、3（2）イ（ア）、同（イ）、同（ウ）にかかわらず別途指定する。

(オ) 事業所ごみの分別区分等

一般廃棄物の種類 (分別区分)		排出方法	収集運搬方法	一般廃棄物の量 ¹
事業所ごみ	1 可燃ごみ	事業所毎に敷地内又は事業所及び収集運搬業許可業者との合意のもと指定された場所に排出	必要のつど収集	65,900
		管路排出 (幕張新都心住宅地区の一部)		
		排出者自ら運搬し、清掃工場に排出		
2 不燃ごみ (燃えがら)	事業所毎に敷地内又は事業所及び収集運搬業許可業者との合意のもと指定された場所に排出	必要のつど収集	200	
	排出者自ら運搬し、最終処分場に排出			
3 再資源化物 (古紙・古繊維・木くず・食品残さ)	事業所毎に敷地内又は事業所及び収集運搬業許可業者等との合意のもと指定された場所に排出	必要のつど収集	69,500	
	計			135,600

*1 一般廃棄物の量は「持込み可燃」及び「持込み不燃」が含まれている。

(カ) 収集・運搬施設の概要

施設名	幕張クリーンセンター
所在地	美浜区打瀬一丁目1番4
施設の種類	ごみ処理施設
処理能力	112t/日
処理方式	空気輸送、ごみ圧縮

ウ 収集しない一般廃棄物の概要

(ア) 収集しない一般廃棄物

排出禁止物	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第26条及び千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第7条で定める一般廃棄物
適正処理困難物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3第1項の規定に基づく一般廃棄物の指定に関する告示(平成6年厚生省告示第51号)で定める一般廃棄物
一時多量ごみ	引っ越し、大掃除などに伴い一時的に多量に出るごみ

(イ) 収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	処理方法
排出禁止物	専門業者に相談するか、工事作業等を依頼した業者や購入した店に引取りを依頼する。 【特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)対象機器】 家電リサイクル法対象機器の処理方法は次の(ウ)aによるものとする。
	【パーソナルコンピュータ(以下「パソコン」という。)](※) 1 「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき再資源化する。 使用済みパソコンは、パソコンを製造する事業者または自ら輸入したパソコンを販売する者に回収を申し込む。回収する者がいない使用済みパソコン(自作パソコン、倒産したメーカーのパソコンなど)は、「一般社団法人 パソコン3R推進協会」に回収を申し込む。 2 排出者自らまたは収集運搬業許可業者が、処分業許可業者の処理施設へ搬入する。 3 「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき再資源化する。 店頭回収や宅配回収を行っている認定事業者に引渡す。
適正処理困難物	専門業者に相談するか、購入した店に引き取りを依頼する。
一時多量ごみ	排出者が自ら市の処理施設に搬入するか、若しくは市が許可した収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼し、市の処理施設、もしくは、処分業許可業者の処理施設で処理を行うものとする。

(注) 家電リサイクル法対象機器：ユニット式エアコンディショナー、テレビ(ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式テレビ)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機を対象とする。

(※) 3(1)イ(ア)に該当するものを除く。

(ウ) 家電リサイクル法対象機器の処理

家電リサイクル法対象機器の処理は、排出者が、購入した小売業者、若しくは買替えの場合には新しい製品を購入する小売業者へ引き取りを依頼するか、または自ら製造メーカー指定引取場所へ搬入するか、若しくは市が許可した収集運搬業許可業者に、指定引取場所への収集運搬を依頼し、再資源化を図るものとする。

市内にある指定引取場所については、市外からも家電リサイクル法対象機器が小売業者等により搬入される。

a 市内から排出される家電リサイクル法対象機器の処理方法

区分	収集・運搬主体	指定引取場所
市内から排出される家電リサイクル法対象機器	排出者 収集運搬業許可業者 小売業者	・リバー(株)千葉事業所 稲毛区六方町210 ・(株)つばめ急便 千葉第四センター 稲毛区長沼原町225-1

b 市外から市内に搬入される家電リサイクル法対象機器の処理方法

区 分	収集・運搬主体	指 定 取 場 所
市外から搬入される 家電リサイクル法対象機器	排出者 運搬業許可業者 小売業者 他市町村直営・委託	・リバー（株）千葉事業所 稲毛区六方町 210 ・（株）つばめ急便 千葉第四センター 稲毛区長沼原町 225-1

(3) 中間処理計画

ア 一般廃棄物の搬入者別処理内訳量及び処理施設の概要

新浜リサイクルセンターにおいて不燃ごみ及び粗大ごみは破碎機により破碎し、鉄類を回収する。

資源物の缶については機械選別により鉄とアルミニウムに選別し、びんについては手選別により生きびん及び色別（無色、茶色、その他）に選別し、カレット処理のうえ保管し、再資源化を図る。

その他の色のびんとペットボトルについては容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律で指定を受けた指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会。以下、「指定法人」という。）に再商品化を委託する。

その他の色のびんは新浜リサイクルセンターで保管後、指定法人ルートにて再商品化を図る。

ペットボトルについては新浜リサイクルセンターへ搬入し、ペットボトルストックヤードで積み替え、株式会社佐久間新千葉リサイクルセンター及び株式会社松本運送千葉ペットボトルリサイクルセンターにおいて選別、圧縮及び保管し、指定法人ルートにて再商品化を図る。

(ア) 粗大・不燃処理施設、資源選別施設の搬入者別処理内訳量

(単位：t/年)

区 分	一般廃棄物の種類	搬入者	搬入量	処 理 量		
				鉄類回収	資源選別・ 積替・保管等	残さ量
新浜 リサイクル センター	不燃ごみ	市 許可業者 排出者	8,300	1,800	-	破碎可燃残さ 9,000
	粗大ごみ (布団・畳等除く)		5,300			破碎不燃残さ 2,800
	資源物 (びん・缶・ ペットボトル)		12,200	-	11,900	ペットボトル残さ 300
	有害ごみ		200	-	200	-
合 計			26,000	1,800	12,100	12,100

区 分	一般廃棄物の種類	搬入者	搬入量	処 理 量		
				鉄類回収	資源選別・ 積替・保管等	残さ量
（株）佐久間 新千葉リサイクルセンター （株）松本運送 千葉ペットボトル リサイクルセンター	資源物 (ペットボトル)	市	3,800	-	3,500	300

※四捨五入して100t単位にまとめているため、合計等が一致しない場合がある

(イ) 粗大・不燃処理施設、資源選別等施設の概要

施設名	所在地	処理能力	処理方式
新浜リサイクルセンター	中央区新浜町4	125t/5h (粗大・不燃ごみ処理施設) 95t/5h (資源選別施設)	粗大・不燃ごみ：回転破碎方式 缶：機械選別 びん：手選別 ペットボトル：積替え保管
(株)佐久間 新千葉リサイクルセンター	美浜区新港 232-2	14,064t/日 (選別、圧縮・保管施設)	ペットボトル：圧縮、梱包
(株)松本運送 千葉ペットボトルリサイクルセンター	中央区浜野町 1025-160	4.8t/日 (選別、圧縮・保管施設)	ペットボトル：圧縮、梱包

(ウ) 焼却施設の搬入者別処理内訳量

(単位：t/年)

一般廃棄物の種類	搬入者	処 理 量
可燃ごみ*1	市 許可業者 排出者	220,000
合 計		220,000

*1 可燃ごみ（搬入者：市）の処理量には粗大ごみとして収集した布団類(300t)、不法投棄(100t)、衛生センターから排出されるし渣(100t)を含む。

(エ) 焼却施設の概要

施設名	北清掃工場	新港清掃工場
所在地	花見川区三角町727-1	美浜区新港226-1
公称能力	570t/日	435t/日
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式ストーカ炉

(オ) 有害ごみの処理

処理方法	民間処理施設に搬入し、資源抽出後に無害化処理
------	------------------------

(カ) 処分業許可業者の処理施設の概要

施設名	処理対象物	所在地	施設の種別	処理能力	処理方法等
シナネンエコワーク(株) 千葉リサイクルセンター	木くず	美浜区新港 223-9	破砕施設	300t/日	破砕 燃料チップ化 ボード用チップ化 製紙用チップ化
フルハンEPO(株) 千葉リサイクルランド		中央区浜野町 1216-68		480t/日	破砕 燃料チップ化 土壌改良用チップ化
市原清掃事業(株)		中央区浜野町 1025-179		14.96t/日	破砕 燃料チップ化
(株)グリーンアース 千葉キャピタルバイオマスセンター	樹木・枝葉・草	中央区生実町 2662-1	破砕施設 切断施設	552t/日 59.4t/日	破砕 切断 燃料チップ化 糞尿吸着材化 木質堆肥原料化
(株)近藤商会	紙くず・ 家庭系パソコン・ 周辺機器・ 排出禁止物 の一部*1	花見川区千種町 259-8	破砕施設 圧縮施設	15t/日 54.3t/日	破砕 手解体 分別後圧縮
(株)佐久間	紙くず	美浜区新港 232-3	圧縮施設 梱包施設	823.2t/日	圧縮 梱包
J&T環境(株) 千葉バイオガスセンター 千葉リサイクルセンター	生ごみ及び 厨芥類等	中央区川崎町 10-3	メタン発酵施設 ガス化溶融施設	60t/日 300t/日	メタン発酵 メタンガス化 精製合成ガス化 スラグ化
PLANTS PLUS(株)	樹木・枝葉・草	若葉区小間子町 1-48	破砕施設	336t/日	破砕 燃料チップ化 木質堆肥原料化

*1 廃ピアノ、廃電子オルガン、廃電子キーボード、廃耐火金庫(アスベスト含有製品除く)、廃浴槽、廃スキー板、廃サーフボード、廃スケートボード、廃ヘルメット、廃ボウリングの球、廃タイヤ、廃スプリング入りマットレスを対象とする。

イ 焼却残さ等の量、処理方法及び処理施設の概要

(ア) 処理量及び処理方法

(単位：t/年)

施設名	発生量		処理方式	処理量
	破砕可燃残さ	破砕不燃残さ		
新浜リサイクルセンター	9,000	2,800	ガス化溶融方式	9,000
				900
北清掃工場	14,300	1,500	埋立	破砕不燃残さ 1,900
				焼却灰 7,500
新港清掃工場	5,700	500	プラズマ溶融方式	5,700
				500
			ロータリーキルン方式(焼成)	2,000
			処理量合計	33,800

(イ) 処理施設の概要

施設名	所在地	処理能力	処理方式
新港清掃工場	美浜区新港 226-1	36t/日	プラズマ溶融方式
ツネイシカムテックス株式会社	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 250-1	316.52t/日	ロータリーキルン方式(焼成)

施設名	所在地	処理能力	処理方式
エコシステム千葉株式会社(予定)	袖ヶ浦市長浦拓 1号 30-2	840t/日	ロータリーキルン式 焼却
メルテック株式会社(予定)	小山市大字梁 2333-29	150t/日	ガス化溶融方式

(4) 最終処分計画

ア 一般廃棄物の搬入者別処分内訳量

(単位：t/年)

一般廃棄物の種類	搬入者	処理量
不燃ごみ	市 許可業者 排出者	500
破砕不燃残さ	市	1,900
溶融飛灰固化物	市	6,300
焼却残さ	市	7,500
合計		16,200

イ 埋立方法

処分場名	埋立方法
新内陸最終処分場	セル、サンドイッチ方式

ウ 最終処分場の概要

処分場名	所在地	埋立面積	埋立容量
新内陸最終処分場	若葉区	82,800 m ²	996,838 m ³

4 し尿・汚泥処理実施計画

(1) 収集・運搬計画

ア 収集区域の範囲

千葉市全域

イ 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法

(単位:kl/年)

一般廃棄物の種類	一般廃棄物の量	収集回数	収集方法
し尿	4,600	概ね月1回	公共施設別及び各戸、事業所別収集方式
浄化槽汚泥	21,400	年1回以上	各戸収集方式

(2) 中間処理計画

ア 一般廃棄物の搬入者別処理内訳量

(単位:kl/年)

一般廃棄物の種類	搬入者	処理量
し尿	市(委託)許可業者	4,600
浄化槽汚泥	許可業者	21,400

イ し尿・汚泥処理施設の概要

施設名	衛生センター
所在地	中央区村田町893
処理方式	前処理及び下水圧送(最大圧送量180kl/日)

ウ 処理施設から発生するし渣の量及び処分方法

施設名	衛生センター
し渣の量	100t/年
処分方法	焼却(清掃工場)

5 その他

本市のごみ処理を推進するための事業であって本計画で定める事業以外のものについては、本市のごみ処理基本計画の趣旨に合致する場合に限り、実施することができるものとする。

附 則

この計画は令和6年4月1日から実施する。

千葉市告示第261号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等として次のとおり確認したので、同法第58条の11第1号の規定により告示します。

令和6年3月29日

千葉市長 神谷 俊一

設置者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類	同法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別	確認年月日
学校法人 信徳学園	信徳寺あさひ幼稚園	花見川区長作町610-1	預かり保育事業	満たす	令和6年3月29日
学校法人 ポーロニア学園	子鹿幼稚園	美浜区幸町1-5-1	預かり保育事業	満たす	令和6年3月29日

千葉県告示第262号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和6年3月29日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
フォレストキッズ稲毛海岸教室 千葉市美浜区高洲3丁目14番8号 花澤高洲ビル2F-B	株式会社Grandarbo 千葉縣市川市行徳駅前2丁目8番3号 Y'sビル2階 代表取締役 太田 良	令和6年 4月1日	1250102066	放課後等デイサービス

千葉県告示第263号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示します。

令和6年3月29日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
Bring up おゆみ野教室 千葉市緑区おゆみ野3-10-3-3-301	特定非営利活動法人EPO 千葉市緑区あすみが丘東2-5-11 理事長 小山 微信	令和6年 3月31日	1250100540	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

千葉県告示第264号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示します。

令和6年3月29日

千葉県長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
Bring up おゆみ野第2教室 千葉県緑区おゆみ野3-10-3-3-401	特定非営利活動法人EPO 千葉県緑区あすみが丘東2-5-11 理事長 小山 徹信	令和6年3月31日	1250100466	児童発達支援・放課後等デイサービス

千葉県告示第265号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項及び第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定及び指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示します。

令和6年3月29日

千葉県長 神谷俊一

1 自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 指定

薬局

名称	所在地	指定期間
千葉中央薬局	千葉県中央区仁戸名町697-10	令和6年4月1日から令和12年3月31日
とまと薬局千葉店	千葉県中央区松波1-11-3 石橋松波ビル1A	令和6年4月1日から令和12年3月31日

訪問看護

名称	所在地	指定期間
麦わら訪問看護ステーション	千葉県花見川区西小中台5-14-505	令和6年4月1日から令和12年3月31日

(2) 指定更新

病院

名称	所在地	指定期間
医療法人社団 Blue Bird 青い鳥クリニック千葉	千葉県中央区弁天1-33-2	令和6年4月1日から令和12年3月31日
千葉県こども病院 (担当医療 眼科)	千葉県緑区辺田町579-1	令和6年4月1日から令和12年3月31日
千葉県こども病院 (担当医療 耳鼻咽喉科)	千葉県緑区辺田町579-1	令和6年4月1日から令和12年3月31日

千葉県告示第266号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和6年3月29日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
わくわくすまいる西千葉校 千葉県稲毛区 緑町1-26-14 コンフォート田中1C	株式会社佼和テクノス 千葉県市原市能満214 3番地75 代表取締役 神田 眞一	令和6年 4月1日	1250101258	保育所等訪問 支援

千葉県告示第268号

千葉県公文書取扱規程（平成4年千葉市訓令（甲）第10号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

千葉市長 神谷 俊一

（千葉県公文書取扱規程）

目次中「文書の配布及び」を「文書等の」に、「文書の処理」を「公文書の処理」に、「文書の施行」を「公文書の施行」に、「文書の整理」を「公文書の整理」に、「第48条」を「第43条」に、「第49条」を「第44条」に改める。

第1条中「千葉県公文書管理規則（平成12年千葉市規則第93号）に基づき」を「千葉県公文書等管理条例（令和5年千葉市条例第26号。以下「条例」という。）及び千葉県公文書管理規則（令和6年千葉市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか」に、「必要な」を「必要な」に改める。

第2条中「において、次の各号に掲げる」を「で使用する」に、「意義は、」の次に「条例及び規則で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ」を加え、同条第4号中「所管課長」を「文書管理者」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「及び区役所総務課」を削り、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6）区文書主管課 区役所総務課をいう。

第2条第7号を次のように改める。

（7）電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

第3条から第6条までを次のように改める。

（総括文書管理者）

第3条 規則第3条第1項の総括文書管理者は、総務局長をもって充てる。

2 総括文書管理者は、規則第3条第3項に規定する調査の結果等に基づき、必要に応じて局長等に対して必要な措置を求めることができる。

(局長等)

第4条 局長等は、前条の規定による求めに応じて当該局における文書事務が適正に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(文書主管課長等)

第5条 文書主管課の長(以下「文書主管課長」という。)及び区文書主管課の長(以下「区文書主管課長」という。)(以下これらを「文書主管課長等」という。)は、総括文書管理者の指示により、必要な事務を行うものとする。

2 文書主管課長等は、市役所又は区役所に到達する文書等の受領、配布及び市役所又は区役所からの発送並びに公文書の保存の事務を行うものとする。

第6条 削除

第7条中「文書の」を「文書等の」に改め、同条第1号中「総務課」を「文書主管課」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 政策法務課に備える帳簿 公示令達番号簿(様式第1号)

第7条第3号中「区役所総務課」を「区文書主管課」に改め、同条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 時間外に文書等を受け取る庁舎の管理担当課(以下「庁舎管理担当課」という。)に備える帳簿 時間外文書受領簿

(5) 所管課に備える帳簿 指令・達番号簿(様式第3号)

第8条を次のように改める。

(公文書の記号及び番号)

第8条 規則第10条第2項の公文書の記号及び番号の取得方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 条例、規則、訓令、告示及び公告(以下「公示令達文書」という。)の記号は、市名又は区名にそれぞれ公文書の種類を表す文字を付し、番号は暦年による一連番号とする。

(2) 指令及び達の記号は、市名にそれぞれ公文書の種類を表す文字及び所管課の記号を付し、番号は年度による一連番号とし、所管課ごとに毎年度更新するものとする。

(3) 一般文書の記号は、年度区分に所管課の記号を付し、番号は年度

による一連番号とし、所管課ごとに毎年度更新するものとし、庁外文書については、所管課の記号に「千」を冠用するものとする。

(4) 一般文書の番号は、文書管理システムで管理する番号を使用し、指令及び達の番号は、指令・達番号簿で管理する番号を使用しなければならない。

(5) 市議会に提案する議案の番号は、暦年による一連番号とする。

2 前項における所管課の記号は、文書主管課長等が定める。

第9条及び第10条を次のように改める。

第9条及び第10条 削除

第2章の章名を次のように改める。

第2章 文書等の收受

第11条第1項中「市役所又は区役所に到達した文書は、文書主管課」を「郵便等の方法により到達した文書等は、文書主管課及び区文書主管課(以下「文書主管課等」という。)」に改め、同項第1号中「文書」を「文書等」に改め、同項第2号中「文書で」を「文書等で」に、「文書は」を「文書等は」に改め、同項第3号中「文書は」を「文書等は」に、「きめ難い」を「決め難い」に、「文書主管課長」を「文書主管課長等」に改め、同条第2項中「文書」を「文書等」に改める。

第12条を次のように改める。

(收受印)

第12条 規則第11条第3項の收受印の規格及び形式は、様式第4号に規定するものとする。

第13条中「局主管課長又は所管課長」を「文書主任」に、「文書又は」を「文書等又は」に、「文書のうち」を「文書等のうち」に改め、同条第1号中「文書」を「文書等」に改め、同条第2号中「文書主管課」を「文書主管課等」に、「文書及び」を「文書等及び」に、「文書は」を「文書等は」に改める。

第14条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書は、文書主管課(市役所にあつては新庁舎整備課)」を「文書等は、庁舎管理担当課」に改め、同条第1号中「文書の」を「文書等の」に改め、同条第2号中「所管課長」を「文書管理者」に改め、同条第3号中「文書」

を「文書等」に改め、「取扱者の」の次に「署名し、又は」を加え、同条第4号中「新庁舎整備課」を「庁舎管理担当課」に、「文書」を「文書等」に、「総務課」を「文書主管課等」に改める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第3章の章名を次のように改める。

第3章 公文書の処理

第16条及び第17条を次のように改める。

第16条及び第17条 削除

第18条第1項中「当たっては」の次に「、規則第8条第2項の規定により」を加え、同項第1号中「他の用紙等」を「他の業務システム又は用紙等（以下「業務システム等」という。）」に、「適した用紙等」を「適した業務システム等」に改め、同項第2号中「処理する」の次に「ほか総括文書管理者の認める方法で処理する」を加え、同条第2項中「総務課長」を「総括文書管理者」に改める。

第19条第2項中「総務課長」を「総括文書管理者」に改める。

第20条第4号中「紙文書」を「紙媒体」に改め、同条第5号中「文書の」を「文書等の」に、「、副市長、局長、区長、部長、課長、所長等の」を「又は職に応じた」に改める。

第27条第1項中「総務局長」を「総括文書管理者」に改め、同条第2項中「総務局総務部総務課長（以下「総務課長」という。）」を「文書主管課長」に改める。

第28条第2号中「文書主管課」を「文書主管課等」に改め、同条第3号中「総務課において」を「文書主管課において、」に改め、同条第4号中「において」を「において、」に、「文書を」を「公文書を」に、「文書主管課」を「文書主管課等」に改め、同条第5号中「文書主管課において」を「文書主管課等において、」に改め、同条第6号中「総務課長」を「文書主管課長」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 公文書の施行

第29条第2項中「浄書した文書」を「浄書した公文書」に改める。

第30条の見出し中「公印」を「公印等」に改め、同条第1項中「文書」を「公文書」に、「総務課長」を「文書主管課長」に、「押印しなければ」を「押印し、又は電子署名しなければ」に改める。

第31条第1項を次のように改める。

公文書を発送しようとするときは、郵送、電子メール、文書管理システム（庁内に限る。）その他適切な方法で発送するものとする。

第31条第3項中「文書主管課において」を「文書主管課等において、」に、「文書の」を「公文書の」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「文書を」を「公文書を」に、「文書主管課」を「文書主管課等」に、「あて名」を「宛名」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 郵送により発送しようとするときは、文書主管課等において郵送するものとする。ただし、内容証明郵便その他文書主管課等において郵送することが適当でないものは、所管課において郵送するものとする。

第32条を次のように改める。

（完結日）

第32条 公文書の完結日は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常時執務の用に供する台帳類は、当該台帳類が閉鎖された日。ただし、加除式の台帳類から除冊されたものは、除冊された日
 - (2) 出納の証拠に係る公文書は、当該出納のあった日
 - (3) 契約文書は、当該契約を締結した日
 - (4) 施行を要する公文書は、施行した日
 - (5) 前各号のいずれにも該当しない公文書は、決裁のあった日又は処理が完了した日
- 2 出納整理期間中に完結した前年度予算に係る公文書にあっては、前項の規定にかかわらず、同年度の末日を完結日とする。

第5章の章名を次のように改める。

第5章 公文書の整理及び保存

第33条から第36条までを次のように改める。

第33条から第36条まで 削除

第37条及び第38条を次のように改める。

(整理及び保管)

第37条 文書管理者は、公文書を、次に定めるところにより文書ファイルとして整理しなければならない。

(1) 作成年度ごとに区分して整理すること。ただし、作成年度ごとに区分することが適当でないものは、暦年等の方法により区分することができる。

(2) 文書ファイルの作成の時点において、保存期間の起算日が不確定な公文書は、保存期間の起算日が確定するまでの間、常用の文書ファイルとして整理し、保存期間の起算日が確定した後、新たに保存期間を設定し、作成した別の文書ファイルにつづり替えて整理するものとする。

2 文書管理者は、文書ファイルの整理の状況を適宜確認し、当該内容に変更等が生じた場合は、文書ファイル管理簿を更新しなければならない。

3 文書管理者は、前項の規定により文書ファイル管理簿を更新したときは、総括文書管理者に報告するものとする。

4 文書管理者は、文書ファイルを媒体に応じて文書収納庫又は電磁的記録における組織共有フォルダ等で適切に分類し、整理し、及び保管しなければならない。

第38条 削除

第39条の見出し中「文書の」を削り、同条第1項中「文書は、その完結した日の属する年度の翌々年度の6月末日までに」を「文書管理者は、文書管理システムに登録されていない文書ファイルのうち、保存期間の起算日を一定期間経過したものについては」に、「文書主管課」を「文書主管課等」に改め、同条第2項中「所管課長」を「文書管理者」に、「文書」を「文書ファイル」に改め、同条第3項中「文書に」を「文書ファイルに」に、「フォルダー名」を「文書ファイル名」に改め、同条第4項中「文書主管課長」を「文書主管課長等」に、「文書の」を「文書ファイルの」に改める。

第40条の見出し中「引継ぎ」を「移管」に改め、同条第1項中「組織」を「文書管理者は、組織」に、「保存している」を「保管している」

に、「所管課保存文書」を「保管文書」に、「引き継ぎ、文書主管課に引き継いだ文書」を「移管し、前条第1項の規定により文書主管課等に引き継いだ文書ファイル」に、「は文書主管課」を「は文書主管課等」に改め、同条第2項中「所管課保存文書」を「保管文書」に、「文書管理台帳を新たな」を「文書ファイル管理簿を移管先の」に改める。

第41条中「文書主管課長」を「文書主管課長等」に改める。

第42条第1項中「文書主管課長」を「文書主管課長等」に、「所管課長」を「文書管理者」に改め、同条第2項中「所管課長」を「文書管理者」に、「所管課保存文書」を「保管文書」に改める。

第43条を次のように改める。

(保存期間の変更)

第43条 文書管理者は、引継文書について、規則第17条第1項の規定により保存しなければならないときは、文書主管課長等に通知しなければならない。

2 文書管理者は、引継文書について、規則第17条第2項の規定により保存期間を延長しようとするときは、文書主管課長等に申請し、その承認を受けなければならない。

3 文書管理者は、保存期間が満了する前の文書ファイルについて、当該保存期間が満了する日まで保存する必要がなくなったと認めるときは、当該文書ファイルの保存期間を短縮することができる。

4 文書管理者は、引継文書について、前項の規定により保存期間を短縮しようとするときは、文書主管課長等に申請し、その承認を受けなければならない。

第44条から第48条までを削る。

第49条中「の施行」を「に定めるもののほか、市長の保有する公文書の取扱い」に、「給務局長が」を「別に」に改め、第6章中同条を第44条とする。

様式第9号を削る。

附 則

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の日から文書ファイル管理簿が調整されるまでの間

におけるこの訓令による改正後の第37条第2項及び第3項並びに第40条第2項の規定の適用については、「文書ファイル管理簿」とあるのは、「この訓令による改正前の千葉市公文書取扱規程により調製された文書管理台帳」とする。

千葉市公告第252号

制限付一般競争入札（電子入札）について次のとおり公告します。

令和6年3月18日

千葉市長 神谷 俊一

1 制限付一般競争入札（電子入札）に付する事項

(1) 業務名称

ア 公園等（緑地）維持管理業務委託（都賀の台地区公園等維持管理業務委託）

(2) 業務概要、業務場所、業務期間及び業種

業務案件ごとに別表に記載

(3) 予定価格及び最低制限価格

業務案件ごとに別表に記載

2 入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 当該業務の開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていないもの
 - オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - カ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの
 - キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者で当該特別徴収を行っていないもの
 - ク 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、入札参加申請期限の日から開札日までの間に受けている者
- (2) ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により参加できる者
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、

組合の定款又は規約に共同受注の定めがある者

(4) その他、業務案件ごとに別表に定める入札参加資格要件を満たす者

3 入札担当課

〒264-0001

千葉市若葉区金親町244-6

千葉市都市局公園緑地部若葉公園緑地事務所

電話 043-306-0101

ファクシミリ 043-306-0033

メールアドレス wakabakoen.dn@city.chiba.lg.jp

4 入札参加手続

入札への参加を希望する者は、申請期間内に、前記3へ電子入札システムにより提出資料を提出し、入札参加申請を行わなければならない。なお、提出資料の返却はしない。

ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、前記3へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、郵送又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（紙申請用）（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領（令和4年11月1日施行）様式第1号）及び紙入札方式参加申請書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領（令和4年11月1日施行）様式第2号）を、次の提出資料とあわせて提出すること。

(1) 入札参加申請期間

業務案件ごとに別表に記載

(2) 提出資料

業務案件ごとに別表に記載

5 設計図書等の交付及び質問回答

(1) 設計図書等の交付

ちば電子調達システムの入札情報サービス (https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/LPCOP10L_INIT_Action.do) からダウンロードすること。

なお、交付期間については、業務案件ごとに別表に記載する。

(2) 質問回答

質問回答の方法及び質問回答期限については、設計図書等に記載する。

質問回答期限までに前記3に質問回答書を電子メールにより提出すること。

6 入札及び開札

(1) 入札期間及び開札の日時

業務案件ごとに別表に記載

(2) 開札場所

千葉市若葉区金親町244-6 若葉公園緑地事務所

(3) 入札方法

積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第3号）及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(4) 辞退

入札参加者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができ。この際、辞退届を前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）辞退届（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第4号）を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

(5) 入札保証金 免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

(6) 無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。なお、入札の有効、無効又は失格の確認は、開札後、落札候補者となり得る者に対してのみ行う。

ア 電子入札約款（平成24年4月13日施行）第7条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。

7 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定、入札参加資格確認及び落札者の決定

開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。その者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。

落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として入札参加資格の確認を行う。以下、落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、順次、同様にして入札参加資格があると認める者が確認されるまで入札参加資格の確認を行う。

なお、落札候補者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落

札候補者を決定する。

(2) 落札決定通知

落札者を決定後、速やかに、電子入札システムの落札者決定通知書により、入札参加者全てに通知する。

(3) 入札参加資格確認結果通知

落札者に対する入札参加資格確認の結果は、落札者決定通知書をもって代えるものとする。

また、入札参加資格がないと認められた者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第5号）を電子メール等により通知する。

8 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

(1) 再度入札の回数は、1回とする。

(2) 再度入札には、1回目の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

(3) 再度入札の通知は、1回目の入札において有効な入札をした者に対し、電子入札システムの「再入札通知書」及び「再入札通知書到着のお知らせ」の電子メールにより通知する。

(4) 再度入札の期間及び開札の日時は、再入札通知書に記載する。

(5) 開札場所は、前記6(2)と同様とする。

(6) 再度入札の方法は、積算内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、入札（見積）書（千葉市都市局業務委託等一般競争入札実施要領様式第3号）及び積算内訳書を、商号又は名称及び業務名を記載した封筒に封かんした上で、書留郵便による郵送又は持参により提出すること。なお、再度入札を辞退するときは、前記6(4)によるものとする。

9 契約条件等

(1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 支払条件

業務案件ごとに別表に記載

(4) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。

(5) 契約条項については、前記5の設計図書等に含めて交付する。

(6) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 他に契約条件等がある場合は、業務案件ごとに別表の備考欄に記載する。

10 その他

(1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。

(2) 電子入札システムの運用時間は、午前8時00分から午前0時00分とする。

(3) 契約事務に関し、この公告に定めのない事項については、千葉市契約規則の規定によるものとする。

別表

公園等（緑地）維持管理業務委託（都賀の台地区公園等維持管理業務委託）（ページ1/2）

入札に関する事項（その1）	
業務場所	千葉県若葉区都賀2丁目地内外
業務期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
業種	緑地管理・道路清掃
業務概要	公園緑地の維持管理（清掃、除草、芝刈、砂場ふりあげ清掃、剪定等）
予定価格	落札決定後に公表
最低制限価格	落札決定後に公表
入札参加資格要件	<ol style="list-style-type: none"> 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格者名簿において、希望順位が第1位で、業種（大分類）「緑地管理・道路清掃」、業種（中分類）「除草・緑地管理」、「樹木管理」及び「公園清掃」の3つの登録がされている者。 千葉市内に本店を有する者。 令和元年度から令和5年度までに元請けとして、本業務又は同種業務の履行実績（官公庁等）があること。 主任技術者（造園施工管理技士、造園技能士1級または2級、公園緑地等管理業務において実務経験10年以上の技術者のうち、いずれかに該当する者）を専任で配置できること。 千葉市公告第103号の開札で落札者もしくは落札候補者となっていない者。
入札参加申請期間	令和6年3月18日（月）の午後1時から 令和6年3月25日（月）の午後5時まで （電子入札システムの運用時間内に限る。）
提出資料	入札参加資格要件で求めている資料等
設計図書等の交付方法	ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。
設計図書等の交付期間	令和6年3月18日（月）の午後1時から 令和6年4月3日（水）の正午まで
入札期間	令和6年3月28日（木）の午後1時から 令和6年4月3日（水）の正午まで （電子入札システムの運用時間内に限る。） ※「積算内訳書」を添付すること。
開札の日時	令和6年4月3日（水）午後2時00分以降 業務名称の記号順に行う。
支払条件	前払金 無 年3回払い

※本業務の別表は2ページありますので、ご注意ください。（このページは1ページ目です。）
このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

公園等（緑地）維持管理業務委託 都賀の台地区公園等維持管理業務委託（ページ2/2）

備 考	<p>《注意事項》</p> <p>(1) 本件に係る契約手続きは、本業務に係る予算（令和6年度当初予算）が千葉市議会（令和6年第1回定例会）の議決を得られないときは、これを中止します。この場合、市は一切の責任を負いません。</p> <p>(2) 参加申請の際は、資格要件3及び4に該当することを証する書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格要件3の実績は、実績を証する契約書並びに業務内容がわかるものの書類の写し。 資格要件4の資格等は、資格者証の写し（実務経験10年以上の場合はその実績が分かる任意書式の経歴書）と、公的機関が発行した雇用関係を証する書類の写し（健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書など） <p>※健康保険証の写しを添付する際には、保険者番号及び被保険者等記号・番号並びにQRコードにマスキング（黒塗り）を施してください。</p> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉市委託入札参加資格者名簿の登録業種は、令和6年3月1日時点の登録内容とします。 資格要件3の本業務とは、本市公園緑地部発注の公園等（緑地）維持管理業務委託を指します。 資格要件3の同種業務とは、年間を通しての公共公益施設（公園緑地、道路、河川、庁舎、学校等）の緑地帯の維持管理（清掃、草刈、除草、剪定等）を指します。
-----	--

※本業務の別表は2ページありますので、ご注意ください。（このページは2ページ目です。）
このページに記載されていない事項もあります。公告の本文を必ずご確認ください。

千葉市公告第253号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年3月18日

千葉市長 神谷 俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

令和6年度千葉市立小学校等から排出される廃食油売払い契約（単価契約）
（中央区・稲毛区）

(2) 履行場所

中央区・稲毛区内の千葉市立小学校・特別支援学校（計36校）

(3) 売払い品の品目及び予定数量

給食室から排出される廃食油 23,300kg（予定）

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者かつ開札日時時点で令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から開札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

(3) 平成30年度から令和4年度までの間に、同一期間内において、複数の調理施設から排出される廃食油の回収・運搬を含む買受を行う契約の履行実績を有すること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市教育委員会事務局学校教育部保健体育課

電話 043-245-5942

Email kyushoku@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書等の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 配布場所

公告の日から千葉市ホームページ「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「入札（見積）募集案件「物品」」のリンク

<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu.joho/anken/buppin/index.html>の当事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 提出場所等

ア 入札参加資格確認申請書

公告の日から令和6年3月26日（火）までに前記3の契約事務担当課に持参又は郵送により提出すること。持参による場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時30分から午後5時00分までとし、郵送による場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きし、令和6年3月26日（火）午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

イ 質問書

公告の日から令和6年3月26日（火）午後5時00分までに前記3の契約事務担当課に電子メールにて提出すること。提出期限までに質問書の提出がない場合は、質問事項なしとみなす。

5 入札説明書の交付

公告の日から令和6年3月26日（火）午後5時00分までに、前記4（1）の当事業の箇所からダウンロードすること。

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。

7 入札手続等

(1) 入札書の提出 令和6年4月4日（木）までに、二重封筒に入れた入札書を前記3の契約事務担当課に持参または郵送により提出すること。持参による場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時30分から午後5時00分までとし、郵送による場合は、令和6年4月4日（木）午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

(2) 開札の日時 令和6年4月4日（木）午後5時15分（非参集型入札）

(3) 開札の場所 千葉市教育委員会事務局学校教育部保健体育課

(4) 入札方法

ア 入札は、単価により行う。なお、この単価には、売払いに必要な一切の経費を含めたものとする。

イ 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10

に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第2位未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 二重封筒の内封筒には必ず、発注案件名、入札者の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、入札参加資格申請時に登録した使用印鑑で封緘（糊付け、封印）すること。外封筒の表には、朱書きで「入札書在中」と記載すること。

(5) 入札保証金 免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、落札金額の100分の3に相当する金額に予定数量を乗じた金額を違約金として徴収するものとする。）

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同値の入札を行った者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(7) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

8 その他

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 本件に係る令和6年度予算が議会の議決を得られない場合は、契約手続を中止する。

(5) 詳細は入札説明書による。

千葉市公告第254号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年3月18日

千葉市長 神谷 俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

令和6年度千葉市立小学校等から排出される廃食用油売払い契約（単価契約）
（花見川区・美浜区）

(2) 履行場所

花見川区・美浜区内の千葉市立小学校（計39校）

(3) 売払い品の品目及び予定数量

給食室から排出される廃食用油 21,800kg（予定）

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者かつ開札日時時点で令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から開札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

(3) 平成30年度から令和4年度までの間に、同一期間内において、複数の調理施設から排出される廃食用油の回収・運搬を含む買受を行う契約の履行実績を有すること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市教育委員会事務局学校教育部保健体育課

電話 043-245-5942

Email kyushoku@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書等の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 配布場所

公告の日から千葉市ホームページ「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「入札(見積)募集案件「物品」」のリンク

<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu.joho/anken/buppin/index.html>の当事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 提出場所等

ア 入札参加資格確認申請書

公告の日から令和6年3月26日(火)までに前記3の契約事務担当課に持参又は郵送により提出すること。持参による場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時30分から午後5時00分までとし、郵送による場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きし、令和6年3月26日(火)午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

イ 質問書

公告の日から令和6年3月26日(火)午後5時00分までに前記3の契約事務担当課に電子メールにて提出すること。提出期限までに質問書の提出がない場合は、質問事項なしとみなす。

5 入札説明書の交付

公告の日から令和6年3月26日(火)午後5時00分までに、前記4(1)の当事業の箇所からダウンロードすること。

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。

7 入札手続等

(1) 入札書の提出 令和6年4月4日(木)までに、二重封筒に入れた入札書を前記3の契約事務担当課に持参または郵送により提出すること。持参による場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時30分から午後5時00分までとし、郵送による場合は、令和6年4月4日(木)午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

(2) 開札の日時 令和6年4月4日(木)午後5時15分(非参集型入札)

(3) 開札の場所 千葉市教育委員会事務局学校教育部保健体育課

(4) 入札方法

ア 入札は、単価により行う。なお、この単価には、売払いに必要な一切の経費を含めたものとする。

イ 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10

に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第2位未満の端数は切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 二重封筒の内封筒には必ず、発注案件名、入札者の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、入札参加資格申請時に登録した使用印鑑で封緘(糊付け、封印)すること。外封筒の表には、朱書きで「入札書在中」と記載すること。

(5) 入札保証金 免除(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条第2項の規定に該当する場合は、落札金額の100分の3に相当する金額に予定数量を乗じた金額を違約金として徴収するものとする。)

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(7) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

8 その他

(1) 契約保証金

要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 本件に係る令和6年度予算が議会の議決を得られない場合は、契約手続を中止する。

(5) 詳細は入札説明書による。

千葉市公告第255号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年3月18日

千葉市長 神谷 俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

令和6年度千葉市立小学校等から排出される廃食油売払い契約（単価契約）
（若葉区・緑区）

(2) 履行場所

若葉区・緑区内の千葉市立小学校・特別支援学校（計34校）

(3) 売払い品の品目及び予定数量

給食室から排出される廃食油 18,900kg（予定）

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者かつ開札日時時点で令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から開札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

(3) 平成30年度から令和4年度までの間に、同一期間内において、複数の調理施設から排出される廃食油の回収・運搬を含む買受を行う契約の履行実績を有すること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市教育委員会事務局学校教育部保健体育課

電話 043-245-5942

Email kyushoku@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書等の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 配布場所

公告の日から千葉市ホームページ「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「入札（見積）募集案件「物品」」のリンク

https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu_joho/anzen/buppin/index.htmlの当事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 提出場所等

ア 入札参加資格確認申請書

公告の日から令和6年3月26日（火）までに前記3の契約事務担当課に持参又は郵送により提出すること。持参による場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時30分から午後5時00分までとし、郵送による場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きし、令和6年3月26日（火）午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

イ 質問書

公告の日から令和6年3月26日（火）午後5時00分までに前記3の契約事務担当課に電子メールにて提出すること。提出期限までに質問書の提出がない場合は、質問事項なしとみなす。

5 入札説明書の交付

公告の日から令和6年3月26日（火）午後5時00分までに、前記4（1）の当事業の箇所からダウンロードすること。

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。

7 入札手続等

(1) 入札書の提出 令和6年4月4日（木）までに、二重封筒に入れた入札書を前記3の契約事務担当課に持参または郵送により提出すること。持参による場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時30分から午後5時00分までとし、郵送による場合は、令和6年4月4日（木）午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

(2) 開札の日時 令和6年4月4日（木）午後5時15分（非参集型入札）

(3) 開札の場所 千葉市教育委員会事務局学校教育部保健体育課

(4) 入札方法

ア 入札は、単価により行う。なお、この単価には、売払いに必要な一切の経費を含めたものとする。

イ 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10

に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第2位未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 二重封筒の内封筒には必ず、発注案件名、入札者の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、入札参加資格申請時に登録した使用印鑑で封緘（糊付け、封印）すること。外封筒の表には、朱書きで「入札書在中」と記載すること。

(5) 入札保証金 免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、落札金額の100分の3に相当する金額に予定数量を乗じた金額を違約金として徴収するものとする。）

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同値の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(7) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

8 その他

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 本件に係る令和6年度予算が議会の議決を得られない場合は、契約手続を中止する。

(5) 詳細は入札説明書による。

千葉市公告第256号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和6年度及び令和7年度において、千葉市が発注する建設工事、測量及び設計等の委託、物品の買入れ等並びに役務の提供に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び申請方法を定めたので、施行令第167条の5第2項（施行令第167条の11第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり公告します。

令和6年3月18日

千葉市長 神谷 俊一

1 入札に参加することができる者

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格に関する市長の審査（以下「資格審査」という。）を受け、千葉市建設工事入札参加資格者名簿、千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿、千葉市物品入札参加資格者名簿及び千葉市委託入札参加資格者名簿（当該名簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

(1) 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

(2) 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者

(3) 建設業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者及び同法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けておらず、同法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者

(4) 建設業にあつては、次のいずれかの届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(5) 測量業にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者

(6) 建築設計業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者

(7) 不動産鑑定業にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録を受けていない者

(8) その他法令等による許可等が必要な業務にあつては、当該許可等を有していない者

(9) 法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

- (10) 千葉県内に本店又は営業所等を有する者にあつては、すべての千葉県税を完納していないもの
- (11) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉県税（延滞金を含む。）を完納していないもの
- (12) 資格審査の申請に必要とされる書類を提出できない者
- (13) 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
- 2 資格審査の基準日
資格審査の基準日は、資格審査の申請日とする。ただし、建設工事の客観的事項（建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）の基準日は、資格者名簿の掲載日の属する月の前月の初日とする。
- 3 資格審査の申請分類
- (1) 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる業種ごとに資格審査の申請を行わなければならない。
- ア 建設工事
イ 測量・コンサルタント
ウ 物品
エ 委託
- (2) 業種分類は、千葉県電子自治体共同運営協議会の定める令和6・7年度入札参加資格審査申請マニュアル（以下「申請マニュアル」という。）において定めるものとする。
- 4 資格審査の申請方法及び申請書類
- (1) 申請者は、インターネットを利用して、ちば電子調達システム（以下「調達システム」という。）のホームページ（<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>）にアクセスし、入札参加資格申請システムに必要な事項を入力することにより資格審査の申請（以下「電子申請」という。）を行わなければならない。
- (2) 申請者は、電子申請後、入札参加資格審査申請書を印刷し、申請マニュアルに掲げる書類を添付して千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）に提出しなければならない。
- (3) 電子申請を行うに当たっては、申請マニュアルを熟読の上、千葉県電子自治体共同運営協議会の定める入札参加資格申請システム運用基準に基づき行うこと。
- (4) 申請書類の提出先は、次のとおりとする。
- 〒260-0855
千葉県中央区市場町1番1号 千葉県庁南庁舎2階
千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）
- 5 資格審査の申請時期
- (1) 電子申請及び書類の提出は、下記申請期間において随時に行うことができる。（以下、本申請のことを「随時申請」という。）
- なお、申請書類が申請期間内に千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）

に到達したものを有効とするものとし、下記資格者名簿掲載日における名簿への掲載は、審査が完了したことを条件とするものである。

申請期間		資格者名簿掲載日
令和6年4月16日から	令和6年5月15日まで	令和6年7月1日
令和6年5月16日から	令和6年6月17日まで	令和6年8月1日
令和6年6月18日から	令和6年7月16日まで	令和6年9月1日
令和6年7月17日から	令和6年8月15日まで	令和6年10月1日
令和6年8月16日から	令和6年9月17日まで	令和6年11月1日
令和6年9月18日から	令和6年10月15日まで	令和6年12月1日
令和6年10月16日から	令和6年11月15日まで	令和7年1月1日
令和6年11月18日から	令和6年12月16日まで	令和7年2月1日
令和6年12月17日から	令和7年1月15日まで	令和7年3月1日
令和7年1月16日から	令和7年2月17日まで	令和7年4月1日
令和7年2月18日から	令和7年3月17日まで	令和7年5月1日
令和7年3月18日から	令和7年3月31日まで	令和7年6月1日

- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る競争入札の資格審査の申請については、当該調達を競争入札に付す旨の公告又は公示において定める方法に基づき手続きを行うこと。
- 6 申請マニュアル等の入手先
申請マニュアル及び申請書類の様式は、調達システムのホームページよりダウンロードするものとする。
- 7 電子申請等に使用する言語等
- (1) 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる文字は、ちば電子調達システム利用規約第12条に定める、調達システムで使用可能な文字とする。使用できない文字を使用している場合は、申請可能な他の漢字、ひらがな又はカタカナに置き換えるものとする。ただし、メールアドレス及びURL（ホームページのアドレスをいう。）等については、アルファベットを用いることができる。
- (2) 申請書類のうち財務諸表は、日本語で作成しなければならない。なお、その他書類で外国語で記載するものは、日本語の訳文を付記、又は添付すること。
- (3) 電子申請及び申請書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本円通貨に換算し、記録又は記載すること。
- 8 資格審査及び等級区分
- (1) 資格審査は、電子申請及び申請書類に基づいて、入札参加者としての適格性について次に掲げる項目ごとに行うものとする。

- ア 金銭的信用
- イ 契約履行に関する誠実性
- (2) 建設工事の契約に係る入札に参加しようとする者の資格審査については、前項のほか施工能力について、次に掲げる項目ごとに行うものとする。
 - ア 客観的事項（建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）
 - イ 主観的事項（過去の工事成績、技術者数等）
- (3) 建設工事に係る申請者のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、ほ装工事、造園工事については、前項の規定により審査した結果に基づき、建設工事の種類ごとに等級の格付けを行うものとする。

なお、等級の格付けは、千葉市入札参加資格審査基準により行うものとする。
- 9 資格審査の結果の通知及び資格者名簿の登載等
 - (1) 資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）は、資格者名簿に登載するものとし、第3号の定めによる公表をもって通知に代えるものとする。
 - (2) 資格者名簿の有効期間は、資格者名簿登載日から令和8年3月31日までとする。ただし、次期の資格者名簿が作成されるまで延長することができるものとする。
 - (3) 資格者名簿は、有効期間中、千葉市オープンデータの推進に関する指針に基づき、オープンデータとして、次の事項について調達システムの入札情報サービス及び千葉市契約課ホームページにおいて公表するものとする。
 - ア 入札参加資格者の商号又は名称、所在地又は住所及び代表者氏名等
 - イ 登録業種及び等級
- 10 事業協同組合等（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に規定する組合をいう。以下同じ。）の特例

建設工事の事業協同組合等のうち、官公需適格組合（中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）に係る資格審査の申請においては、組合員のうち任意に選択した10以内の組合員（以下「選択組合員」という。）に係る4に定める書類を提出した場合にあっては、当該適格組合の施工能力に関する審査は、次の各号により行うものとする。

 - (1) 工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、利益額、職員数、技術職員数及び工事種類別年間平均元請完成工事高については、当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値
 - (2) その他項目については、当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値
- 11 共同企業体の特例

特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体の資格審査及び申請方法等については、別に市長が定めるものとする。
- 12 変更及び業種追加等の届出
 - (1) 入札参加資格者は、次のいずれかに該当する変更を生じたときは、直ちに調達シ

- ステムを使用して変更等の届出を行わなければならない。
 - ア 入札に参加できる資格に係る営業を廃止又は休止した場合
 - イ 申請マニュアルに掲げる事項について変更を生じた場合
 - ウ 登録済みの業種のほかに新たな業種を追加する場合
 - エ 入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した場合（入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとする場合を含む。）
 - オ 入札参加資格の取消しの申請を行う場合
 - (2) 入札参加資格者は、前号の規定による変更等の届出を行った後、入札参加資格審査申請書記載事項変更届等を印刷し、その事実を証する書類を添付して千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）に提出しなければならない。
 - (3) 建設工事及び測量・コンサルタントの業種追加による資格審査の申請期間等は、随時申請による場合と同様とする。
- 1.3 入札参加資格の取消し
 - (1) 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、市長はその者の資格を取り消すものとする。
 - ア 1の第1号から第13号までのいずれかに該当することとなったとき。
 - イ 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
 - ウ 資格に係る営業を廃止したとき。
 - エ 入札参加資格者から、調達システムを使用して入札参加資格の取消しの申請を行った後、入札参加資格取消申請書の提出があったとき。
 - (2) 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、市長は、その者の資格を取り消すことができる。
 - ア 資格審査の申請にあたり、虚偽の申請をしたことが発覚したとき。
 - イ 1.2の定めによる変更等の届出をする必要があるにもかかわらず、変更等の届出をしないとき。
 - ウ 資格に係る営業を長期間にわたり休止したとき。
 - (3) 前2号の定めにより入札参加資格の取消しを行ったときは、市長は、その旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するとともに、その者を資格者名簿から抹消するものとする。
- 1.4 申請情報の取扱い
 - (1) 申請者に関する情報については、千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者を市の事務等から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ情報を提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対して必要な書類を求めることがある。
 - (2) 千葉県警察本部からの情報提供により、入札参加資格者が千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成24年4月1日施行）に規定する措置要件に該当すると認められるときは、排除措置等を講じるものとする。
- 1.5 その他

市長は資格者名簿登載後において、入札参加資格者に対して、経営内容及び納税状

況等を調査するため、必要に応じ、書類等の提出を求めることができる。

16 この公告に関する問い合わせ先

(1) 工事及び測量・コンサルタント

千葉県財政局資産経営部契約課契約第一班

電話 043-245-5088

(2) 物品及び委託

千葉県財政局資産経営部契約課契約第二班

電話 043-245-5089

千葉県公告第257号

令和6年度及び令和7年度において、千葉市が発注する小規模修繕の受注希望者の登録並びに資格審査の申請時期及び申請方法等について、次のとおり公告します。

令和6年3月18日

千葉市長 神谷 俊一

1 定義

小規模修繕とは、技術的内容が軽易かつ履行の確保が容易な施設等の修繕で、機能回復を目的として修繕料等で執行されるもののうち、予定価格が100万円以下のものとする。

2 登録することができる者

登録することができる者は、千葉市内に本社又は本店等を有する法人又は千葉市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者（他の者に雇用されている者を除く。）で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 千葉県契約規則第2条に定める事項に該当する者

(2) 法人税（個人事業者にあつては所得税）又は消費税若しくは地方消費税を完納していない者

(3) 千葉市税（延滞金を含む。）を完納していない者

(4) 業務の履行にあたって、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けていない者

(5) 千葉市の入札参加資格を有している者。ただし、常時使用する従業員の数が20人以下で、申請日から過去2年間に本市と100万円以下の小規模修繕の元請け実績がある者は除く。

(6) 千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

3 対象となる契約

対象となる契約は、小規模修繕のうち、次表に掲げる種別に該当するものとする。

屋根・壁・金物	塗装・防水	左官	建具	大工・内装
畳	ガラス	錠鍵	空調設備	ガス設備
給排水・衛生設備	電気設備	通信設備	防災設備	その他

4 審査基準日

資格審査の基準日は、資格審査の申請日とする。

5 資格審査の申請方法及び申請時期

(1) 資格審査の申請方法

資格審査を受けようとする者は、千葉市小規模修繕業者登録申請書に必要書類を添付し、千葉市契約課に提出しなければならない。

なお、申請にあたっては、千葉市小規模修繕業者登録申請の手引き（以下「手引き」という。）を熟読の上、行うこと。

(2) 資格審査の申請時期

令和6年4月16日（火）から令和8年2月13日（金）まで

ただし、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条に規定する市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

6 申請書類等の入手先

申請書類の様式及び手続き等は、千葉市契約課ホームページよりダウンロードするか、又は同課において交付するものとする。

7 資格審査の結果の通知及び名簿の登載等

(1) 資格審査の結果、資格を有すると認められた者は、千葉市小規模修繕業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登載する。

(2) 審査の結果については7の（5）の定めによる公表をもって通知に代えるものとする。

(3) 名簿の登載日は、申請期間中の毎月15日を締切日とし、締切日までに申請書類を提出し、かつ、資格審査が完了した者について、翌月の1日付けで名簿に登載するものとする。

なお、15日が千葉市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日の場合は、その直前の開庁日を締切日とする。

(4) 名簿の有効期間は、名簿登載日から令和8年3月31日までとする。ただし、次期の名簿が作成されるまで延長することができるものとする。

(5) 名簿は、有効期間中、千葉市オープンデータの推進に関する指針に基づき、オープンデータとして、千葉市契約課ホームページ及び同課における閲覧により公表するものとする。

8 変更及び廃止届出

登録者は、登録事項に変更又は廃止等が生じた場合は、千葉市小規模修繕業者登録事項変更・廃止届に必要な書類を添付し、速やかに千葉市契約課に提出しなければならない。

9 登録の取り消し等

(1) 市長は、登録者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

ア 2の第1号から第6号までのいずれかに該当することとなった場合

イ 登録に係る営業を廃止した場合

ウ 名簿から抹消を申し出た場合

エ 金銭的信用を著しく欠くと認められる場合

オ 登録申請にあたり、虚偽の申請をしたことが発覚した場合

(2) 市長は、登録者が、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領及び千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領の規定に該当した場合は、準じた措置を行う。

10 千葉県警察本部への情報提供、照会等

(1) 申請者に関する情報については、千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者を同条に規定する市の事務等から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ情報を提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対して必要な書類を求めることがある。

(2) 千葉県警察本部からの情報提供により、登録者が千葉市入札契約に係る暴力団排除措置要領に規定する措置要件に該当すると認められるときは、排除措置等を講じるものとする。

11 その他

小規模修繕契約に係る業者選定に際しては、名簿の登録者に見積に参加する機会を与えるよ

う努めるものとする。なお、選定業者を名簿の登録者に限定するものではない。

12 担当部署（書類の提出先）

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班

電話 043-245-5090

ホームページ <http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/index.html>

千葉市公告第258号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和6年度において、千葉市が発注する建設工事、測量及び設計等の委託、物品の買入れ等並びに役務の提供に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び申請方法等（以下「必要な資格」という。）について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第3条第1項の規定により、予定価格が総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額以上の額であるもの（以下「特例政令に係る入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、特例政令第4条の規定により次のとおり公告します。

なお、特例政令に係る入札に参加する者以外の者に必要な資格については、令和6年3月18日付け千葉市公告第256号のとおりです。

令和6年3月18日

千葉市長 神谷 俊一

1 特例政令に係る入札に参加することができる者

特例政令に係る入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格に関する市長の審査（以下「資格審査」という。）を受け、千葉市建設工事入札参加資格者名簿、千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿、千葉市物品入札参加資格者名簿及び千葉市委託入札参加資格者名簿（当該名簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「資格者名簿」という。）に登録された者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者
- (3) 建設業にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者及び同法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けておらず、同法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- (4) 建設業にあっては、次のいずれかの届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (5) 測量業にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定に

よる登録を受けていない者

- (6) 建築設計業にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者
 - (7) 不動産鑑定業にあっては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録を受けていない者
 - (8) その他法令等による許可等が必要な業務にあっては、当該許可等を有していない者
 - (9) 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
 - (10) 千葉県内に本店又は営業所等を有する者にあっては、すべての千葉県税を完納していないもの
 - (11) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの
 - (12) 資格審査の申請に必要なとされる書類を提出できない者
 - (13) 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
- 2 資格審査の基準日
資格審査の基準日は、資格審査の申請日とする。
- 3 資格審査の申請分類
- (1) 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる業種ごとに資格審査の申請を行わなければならない。
 - ア 建設工事
 - イ 測量・コンサルタント
 - ウ 物品
 - エ 委託
 - (2) 業種分類は、千葉県電子自治体共同運営協議会の定める令和6・7年度入札参加資格審査申請マニュアル（以下「申請マニュアル」という。）において定めるものとする。
- 4 資格審査の申請方法及び申請書類
- (1) 申請者は、インターネットを利用して、ちば電子調達システム（以下「調達システム」という。）のホームページ（<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>）にアクセスし、入札参加資格申請システムに必要な事項を入力することにより資格審査の申請（以下「電子申請」という。）を行わなければならない。
 - (2) 申請者は、電子申請後、入札参加資格審査申請書を印刷し、申請マニュアルに掲げる書類を添付して千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）に提出しなければならない。
 - (3) 電子申請を行うに当たっては、申請マニュアルを熟読の上、千葉県電子自治体共同運営協議会の定める入札参加資格申請システム運用基準に基づき行うこと。
 - (4) 申請書類の提出先は、次のとおりとする。
〒260-0855 千葉県庁南庁舎2階
千葉市中央区市場町1番1号

千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）

- (5) 前4号にかかわらず、別途一般競争入札の方式により契約を締結しようとする調達（特例政令第4条に規定する特定調達契約を含む。）を競争入札に付す旨の公告又は公示（以下「公告等」という。）により定めがある場合にはそれに従うこと。
- 5 資格審査の申請時期
申請者は、入札参加資格審査申請書及び申請マニュアルに掲げる申請書類を、公告等が定める期間内に、市長に提出しなければならない。
- 6 申請マニュアル等の入手先
申請マニュアル及び申請書類の様式は、調達システムのホームページよりダウンロードするものとする。
- 7 電子申請等に使用する言語等
(1) 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる文字は、ちば電子調達システム利用規約第12条に定める、調達システムで使用可能な文字とする。使用できない文字を使用している場合は、申請可能な他の漢字、ひらがな又はカタカナに置き換えるものとする。ただし、メールアドレス及びURL（ホームページのアドレスをいう。）等については、アルファベットを用いることができる。
(2) 申請書類のうち財務諸表は、日本語で作成しなければならない。なお、その他書類で外国語で記載するものは、日本語の訳文を付記、又は添付すること。
(3) 電子申請及び申請書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記録又は記載すること。
- 8 資格審査及び等級区分
(1) 資格審査は、電子申請及び申請書類に基づいて、入札参加者としての適格性について次に掲げる項目ごとに行うものとする。
ア 金銭的信用
イ 契約履行に関する誠実性
(2) 建設工事の契約に係る入札に参加しようとする者の資格審査については、前項のほか施工能力について、次に掲げる項目ごとに行うものとする。
ア 客観的事項（建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）
イ 主観的事項（過去の工事成績、技術者数等）
(3) 建設工事に係る申請者のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、ほ装工事、造園工事については、前項の規定により審査した結果に基づき、建設工事の種類ごとに等級の格付けを行うものとする。
なお、等級の格付けは、千葉市入札参加資格審査基準により行うものとする。
- 9 資格審査の結果の通知及び資格者名簿の登載等
(1) 資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）は、資格者名簿に登載するものとし、第3号の定めによる公表をもって通知に代えるものとする。

- (2) 資格者名簿の有効期間は、資格者名簿登載日から令和8年3月31日までとする。ただし、次期の資格者名簿が作成されるまで延長することができるものとする。
- (3) 資格者名簿は、有効期間中、千葉市オープンデータの推進に関する指針に基づき、オープンデータとして、次の事項について調達システムの入札情報サービス及び千葉市契約課ホームページにおいて公表するものとする。
ア 入札参加資格者の商号又は名称、所在地又は住所及び代表者氏名等
イ 登録業種及び等級
- 10 事業協同組合等（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に規定する組合をいう。以下同じ。）の特例建設工事の事業協同組合等のうち、官公需適格組合（中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）に係る資格審査の申請においては、組合員のうち任意に選択した10以内の組合員（以下「選択組合員」という。）に係る4に定める書類を提出した場合にあっては、当該適格組合の施工能力に関する審査は、次の各号により行うものとする。
(1) 工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、利益額、職員数、技術職員数及び工事種類別年間平均元請完成工事高については、当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値
(2) その他項目については、当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値
- 11 共同企業体の特例
特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体の資格審査及び申請方法等については、別に市長が定めるものとする。
- 12 変更及び業種追加等の届出
(1) 入札参加資格者は、次のいずれかに該当する変更を生じたときは、直ちに調達システムを使用して変更等の届出を行わなければならない。
ア 入札に参加できる資格に係る営業を廃止又は休止した場合
イ 申請マニュアルに掲げる事項について変更を生じた場合
ウ 登録済みの業種のほかに新たな業種を追加する場合
エ 入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した場合（入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとする場合を含む。）
オ 入札参加資格の取消しの申請を行う場合
(2) 入札参加資格者は、前号の規定による変更等の届出を行った後、入札参加資格審査申請書記載事項変更届等を印刷し、その事実を証する書類を添付して千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）に提出しなければならない。
(3) 建設工事及び測量・コンサルタントの業種追加による資格審査の申請期間等は、令和6年3月18日付け千葉市公告第〇〇〇号の随時申請による場合と同様とする。
- 13 入札参加資格の取消し
(1) 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、市長はその者の資格を取り消すものとする。

- ア 1の第1号から第13号までのいずれかに該当することとなったとき。
- イ 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
- ウ 資格に係る営業を廃止したとき。
- エ 入札参加資格者から、調達システムを使用して入札参加資格の取消しの申請を行った後、入札参加資格取消申請書の提出があったとき。
- (2) 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、市長は、その者の資格を取り消すことができる。
- ア 資格審査の申請にあたり、虚偽の申請をしたことが発覚したとき。
- イ 12の定めによる変更等の届出をする必要があるにもかかわらず、変更等の届出をしないとき。
- ウ 資格に係る営業を長期間にわたり休止したとき。
- (3) 前2号の定めにより入札参加資格の取消しを行ったときは、市長は、その旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するとともに、その者を資格者名簿から抹消するものとする。
- 14 申請情報の取扱い
- (1) 申請者に関する情報については、千葉県暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者を市の事務等から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ情報を提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対して必要な書類を求めることがある。
- (2) 千葉県警察本部からの情報提供により、入札参加資格者が千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱(平成24年4月1日施行)に規定する措置要件に該当すると認められるときは、排除措置等を講じるものとする。
- 15 その他
- 市長は資格者名簿登載後において、入札参加資格者に対して、経営内容及び納税状況等を調査するため、必要に応じ、書類等の提出を求めることができる。
- 16 この公告に関する問い合わせ先
- (1) 工事及び測量・コンサルタント
千葉市財政局資産経営部契約課契約第一班
電話 043-245-5088
- (2) 物品及び委託
千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班
電話 043-245-5089

千葉市公告第259号

千葉市農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定により千葉市農業振興地域整備計画を変更するので、同条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月19日

千葉市長 神谷俊一

- 1 縦覧に供する書類の名称 千葉市農業振興地域整備計画変更案
千葉市農業振興地域整備計画変更理由書
- 2 縦覧期間 自 令和6年3月19日
至 令和6年4月18日
- 3 縦覧場所 千葉市経済農政局農政部農地活用推進課 (千葉市中央区千葉港1番1号)
- 4 意見書の提出
本市の住民は、この変更案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。
- (1) 提出先 千葉市経済農政局農政部農地活用推進課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
FAX 043(245)5884
- (2) 提出方法 持参、郵送、ファックス
- (3) 提出期限 令和6年4月18日
- (4) その他留意事項
ア 意見書の様式は任意とするが、提出年月日、提出者の住所、氏名を必ず記載すること。
イ 提出された意見書については、要旨を取りまとめ処理結果を公告する。
- 5 異議の申出
この農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、この農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、次のとおり異議の申出をすることができる。
- (1) 申出先 千葉市経済農政局農政部農地活用推進課 (千葉市中央区千葉港1番1号)
- (2) 申出方法 持参又は郵送による。
- (3) 申出期限 令和6年5月7日
- (4) その他留意事項
この異議の申出については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の再調査の請求に関する規定(同法第54条を除く。)が準用される。

千葉市公告第260号

開発行為に関する工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年3月19日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
緑区土気町1567番6乃至同番119、1571番2乃至同番10、1572番5乃至同番68、1649番11
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号
横浜ブルーアベニュー14階
株式会社トータルトラスト 代表取締役 森川 幸二

千葉市公告第261号

開発行為に関する工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年3月19日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
緑区土気町1627番12、同番49、同番102、同番103
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
千葉市緑区土気町1583番地
高橋産業有限会社 代表取締役 高橋 章司

千葉市公告第262号

開発行為に関する工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年3月19日

千葉市長 神谷俊一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
緑区大膳野町1056番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
千葉市緑区大金沢町419番地
小川 清作

千葉市公告第263号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年3月25日

千葉市長 神谷俊一

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
ごみ分別スクール実施委託
- (2) 委託案件の仕様等
入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書」という。）のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日の翌日から令和6年12月27日まで
- (4) 履行場所
発注者が指定する市内小学校82校

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録があり、令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録予定であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
 - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (3) 過去5年度（平成31年度から令和5年度）、ごみ減量・資源循環にかかわる事業・実践活動及び環境教育・学習に関する実績を有する法人であること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市環境局資源循環部廃棄物対策課3R推進班

電話 043-245-5379

電子メール haikibutsutaisaku.ENR@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

- (1) 配布場所等 千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンク (<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html>) 当事業の箇所からダウンロードすること。
- (2) 提出場所等 公告の日の翌日から令和6年4月5日(金)までに前記3の契約事務担当課に持参又は郵送により提出すること。持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとし、郵送による場合は、令和6年4月5日(金)の午後4時30分までに書留郵便にて必着とする。

5 入札説明書の交付

前記4(1)同様、千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンク (<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html>) 当事業の箇所からダウンロードすること。

6 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時 令和6年4月25日(木)午前10時00分(郵送の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く前日午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。)
- (2) 入札及び開札の場所 千葉市役所本庁舎高層棟7階 M会議室701
- (3) 入札方法 総価で行う。
- (4) 入札保証金 要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。)
- (5) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。
- (6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

- (1) 契約保証金 要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等については、千葉市環境局資源循環部廃棄物対策課で閲覧できる。
- (5) 入札に係る書類は、4(1)の当該事業のホームページよりダウンロードすること。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

千葉市公告第264号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年3月25日

千葉市長 神谷俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託名及び予定数量

特定業務(深夜業)従事者健康診断業務委託(単価契約)
各消防署で特別救助隊の指名を受けた者(上半期) 80人
救助隊以外の者(下半期) 704人
計784人

(2) 委託案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 委託期間

令和6年4月12日(金)から令和7年3月31日(月)まで

(4) 履行場所

仕様書の条件を満たす市内所在地

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの
 - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (3) 過去5年以内において、定期健康診断業務又は深夜業務従事者健康診断を履行した実績を有する者であること。
- (4) 本市が提示する仕様書に従い健康診断業務を行える者であること。

3 契約事務担当課

〒260-0854

千葉市中央区長洲1丁目2番1号

千葉市消防局総務部人事課給与厚生係

電話 043-202-1644

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の配布

千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンク (<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujiho/anken/itaku/index.html>) 当事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 提出場所等

公告の日から令和6年3月29日(金)までに前記3の契約事務担当課に持参または郵送により提出すること。(日曜日、土曜日及び休日を除く9時00分から17時00分まで)

5 入札説明書の交付

前記4(1)同様、千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンク (<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujiho/anken/itaku/index.html>) 当事業の箇所からダウンロードすること。

6 入札手続等

(1) 入札書の提出

令和6年4月12日(金)12時00分までに、二重封筒(内封筒及び外封筒)に入れた入札書を前記3の契約事務担当課へ持参又は書留郵便にて必着とする。

内封筒には、入札書及び積算内訳書を入れることとし、内封筒には必ず、発注案件名、入札者の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、入札参加資格申請時に登録した使用印鑑で封緘(糊付け、封印)してください。

また、外封筒には、入札書等の入った内封筒を封入した後、表に朱書きで「入札書在中」と記載してください。

(2) 開札の日時(非参集型入札)

令和6年4月12日(金)13時00分

(3) 開札の場所

千葉市中央区長洲1丁目2番1号 千葉市消防局6階会議室

(4) 入札方法

総価入札で行う。

なお、入札金額は、1人1回当たりの金額単価(税抜単価)に予定数量を乗じた金額とする。(積算内訳書に総価の算定根拠とした金額単価を記載すること。)

(5) 入札保証金

要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。)

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

(8) 契約単価について

契約に当たっては、積算内訳書に記載された金額単価(税抜単価)に当該金額の10%に相当する額を加算した金額を契約単価とする。(端数処理を行わない。)

7 その他

(1) 契約保証金 要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、千葉市消防局総務部人事課で閲覧できる。

(5) 当該業務委託に係る令和6年度予算が議会の議決を得られないときは、契約手続きを中止する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

千葉市公告第265号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第2項の規定による建築協定認可申請書の提出がありましたので、同条第4項において準用する同法第71条の規定により公告するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。

令和6年3月25日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 縦覧に供する文書
モリニアル川戸の森①建築協定書
- 2 縦覧期間
令和6年3月26日（火）から令和6年4月22日（月）まで。
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- 3 縦覧場所
千葉市都市局建築部建築指導課
（千葉市中央区千葉港1番1号千葉市役所新庁舎低層棟4階）

千葉市公告第266号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第4項において準用する同法第72条第1項の規定より、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

関係人で意見のある方は、当日出席して意見を述べるか、もしくは書面にて意見を提出してください。

令和6年3月25日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 聴取しようとする事項
モリニアル川戸の森①建築協定について
- 2 聴取の日時
令和6年4月23日（火）午前10時00分から
- 3 聴取の場所
千葉市中央区千葉港1-1
千葉市役所新庁舎低層棟4階 調停室
- 4 書面にて意見を提出する場合の提出期限及び送付先について
(1) 提出期限 令和6年4月22日（月）必着
(2) 提出方法 「モリニアル川戸の森①建築協定に対する意見」と書き、住所、氏名、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により送付してください。
郵 送：260-8722
千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市役所新庁舎低層棟4階
千葉市役所建築指導課企画管理班
F A X：043-245-5887
電子メール：shido.URC@city.chiba.lg.jp

千葉市公告第267号

道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を廃止したので、千葉市建築基準法施行細則（昭和59年規則第59号）第20条の2の規定において準用する第18条第3項の規定により次のとおり公告します。

その関係図面は、千葉市都市局建築部建築指導課において縦覧に供します。

令和6年3月26日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 廃止年月日及び番号 令和6年3月26日 第R5-4号
- 2 廃止道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による道路
- 3 申請者氏名 AREED株式会社 代表取締役 林 貴男
- 4 廃止する道路の土地の地名地番 千葉市花見川区武石町一丁目118番2地先、118番3地先
- 5 道路の概要

幅員	延長	すみ切りの長さ	側溝の幅	自動車転回広場
3.57～3.62m	14.25m	—	—	—

千葉市公告第268号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年3月28日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 三井アウトレットパーク幕張
所在地 千葉市美浜区ひび野2丁目5番、6番1号、8番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 三井不動産株式会社
代表者の氏名 代表取締役 植田 俊
住所 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

No.	名称（氏名）	所在地（住所）	代表者の氏名	備考
1	三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	代表取締役社長 岩沙 弘道	

(変更後)

No.	名称（氏名）	所在地（住所）	代表者の氏名	備考
1	三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	代表取締役 植田 俊	

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)小売業者一覧（変更前）のとおりに

(変更後)小売業者一覧（変更後）のとおりに

4 変更の年月日

(1) 令和5年4月1日

(2) 平成23年8月23日 ほか

5 変更する理由

- (1) 設置者の代表者氏名変更のため
- (2) 小売業者の代表者氏名等を変更したため

6 届出の年月日

令和6年3月4日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和6年3月28日から令和6年7月29日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで

千葉市公告第269号

公共下水道の供用及び下水の処理開始

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので公告します。

その関係図面は、千葉市建設局下水道企画部下水道営業課において、一般の縦覧に供します。

令和6年3月28日

千葉市長 神谷俊一

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和6年4月10日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
南部処理区

中央区 塩田町、川戸町、生実町 の各一部

若葉区 若松町 の一部

緑区 土気町 の一部

印旛処理区

稲毛区 宮野木町 の一部

3 供用及び下水の処理を開始する排水施設の位置
別添図面のとおり

4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

千葉市美浜区磯辺8-24-1 花見川終末処理場

千葉市中央区村田町893 南部浄化センター

5 供用及び下水の処理を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

根拠法令

下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）第9条
（供用開始の公示等）

第9条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令・環境省令」と読み替えるものとする。

千葉市公告第270号

開発行為に関する工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年3月28日

千葉市長 神谷俊一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
中央区仁戸名町64番2、287番2、291番8、292番2の各一部、65番2、同番7乃至同番16、68番2、同番7、69番2、287番1、同番4乃至同番30、291番2、同番3、同番6、同番7、同番10乃至同番18、292番1、同番3、317番2、同番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
千葉市中央区市場町6番1号
株式会社千葉東建設 代表取締役 佐々木 徹

千葉市公告第271号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、都市公園の供用を開始するにあたり、次のとおり公告します。

なお、その関係図書は、千葉市都市局公園緑地部公園管理課において公告日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和6年3月29日

千葉市長 神谷俊一

名称	位置	供用開始の期日
作新台3丁目第2公園	花見川区作新台3丁目1407番31	公告日
桜木北第3公園	若葉区桜木北3丁目643番5	公告日
星久喜ほしぞら公園	中央区星久喜町955番6外	公告日
椿森5丁目公園	中央区椿森5丁目141番10	公告日
土気いろどり公園	緑区土気町1572番68	公告日
畑町わのなか公園	花見川区畑町1472番42	公告日
誉田町2丁目東第3公園	緑区誉田町2丁目20番956外	公告日

千葉市公告第272号

開発行為に関する工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年3月29日

千葉市長 神谷俊一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
緑区平山町1921番4、同番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県直方市大字永満寺字宅間1035番地
社会福祉法人創英舎 理事長 小山 徹信

(別紙)

令和6年度千葉市下水道指定排水設備工事業者指定更新業者名簿

千葉市公告第273号

千葉市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則(昭和54年千葉市規則第5号)第8条第2項の規定により千葉市下水道指定排水設備工事業者を次のとおり再指定したので、同規則第19条第1号の規定により公告します。

令和6年3月29日

千葉市長 神谷 俊一

1 指定有効期限

令和6年4月1日から令和11年3月31日

2 千葉市下水道指定排水設備工事業者(再指定)

株式会社 富士工業 他76社

(別紙「令和6年度千葉市下水道指定排水設備工事業者指定更新業者名簿」のとおり)

指定番号	事業所名	所在地	代表者名
1 146	株式会社 富士工業	千葉市中央区生実町1747番地7	笹山 宏明
2 151	大金興業 株式会社	千葉市緑区誉田町三丁目78番地	田澤 洋之
3 163	有限会社 総信設備	千葉市若葉区みつわ台四丁目29番9号	道原 大輔
4 184	有限会社 松戸工業所	千葉市花見川区横戸町918番地	松戸 薫
5 187	有限会社 下山設備工業	千葉市花見川区天戸町1246番地	下山 俊教
6 195	千城管工 株式会社	千葉市若葉区加曾利町1529番地8	小田桐 利郎
7 204	有限会社 北都工業	千葉市花見川区花園町37番地14	小関 宏
8 206	株式会社 日恵工業	千葉市若葉区大宮町2538番地	中村 公夫
9 207	株式会社 ホマレ管工	千葉市緑区誉田町二丁目21番地の612	日暮 寛樹
10 361	株式会社 田中設備水道	千葉市中央区矢作町362番地	田中 良典
11 362	有限会社 荒家設備	佐倉市中志津二丁目18番9号	荒家 一弘
12 366	フタバホール 株式会社	千葉市緑区平山町1913番地21	佐野 仁
13 371	有限会社 秋山組	千葉市若葉区小倉台六丁目1167番地の2	秋山 英明
14 372	有限会社 明和設備	千葉市稲毛区天台五丁目28番2号	岩瀬 英夫
15 373	株式会社 佐藤設備工業	松戸市小金原九丁目29番4号	佐藤 満洲男
16 375	株式会社 サクラ設備	習志野市実籾二丁目41番21号	岩井 健
17 377	株式会社 ケイハイ	船橋市市場三丁目17番1号	福本 英敏
18 378	株式会社 アスト	千葉市花見川区三角町640番地1	行木 祥和
19 380	株式会社 シンドウ環境センター	千葉市稲毛区天台三丁目4番12号	大塚 等
20 381	タカエス 設備	千葉市中央区祐光四丁目19番16号	高江洲 一路
21 383	株式会社 花島水道	八千代市大和田新田266番地12	花島 幸弘
22 384	株式会社 ケイエスディ工業	千葉市緑区越智町737番地225	大塚 修平
23 385	株式会社 若井管工設備	白井市根1871番地18	若井 高志
24 388	水野重機 株式会社	千葉市中央区南町三丁目18番4号	水野 泰伸
25 389	株式会社 宮崎工業	八千代市村上1866番地55	宮崎 和巳
26 391	有限会社 千広設備	船橋市三山四丁目25番8号	山ノ内 広幸
27 396	有限会社 習志野住設	習志野市実籾四丁目35番6号	並木 俊夫
28 397	株式会社 吉田起業	千葉市若葉区都賀の台一丁目20番5号	吉田 和彦
29 404	有限会社 今井設備工業	茂原市高師台三丁目6番16号	今井 道之
30 405	株式会社 白川土建	千葉市若葉区貝塚町2035番地7	白川 栄玉
31 407	株式会社 大信設備	松戸市新松戸四丁目120番地	花嶋 清二
32 412	有限会社 サンホーム	八街市文違207番地16	山口 修六
33 415	株式会社 千葉プランテーション	千葉市花見川区千種町165番地13	鈴木 孝子
34 416	株式会社 秋葉設備工業	山武市上横地3683番地	秋葉 利夫
35 417	株式会社 トヨクラメント	千葉市若葉区大宮台一丁目6番1号	今関 浩
36 419	有限会社 ミカワ設備工業	千葉市若葉区小倉台六丁目26番14号	實川 実
37 420	京葉設備建設 株式会社	市川市本北方一丁目18番16号	山崎 政道

38	422	株式会社 池田屋水道	市川市本北方三丁目4番11号	松丸 元
39	427	有限会社 幕張設備	千葉市花見川区武石町一丁目534番地1-203	植村 吉貴
40	430	株式会社 ウッディホーム	千葉市稲毛区長沼原町286番地1	細木 正盛
41	615	株式会社 吉田管工事	四街道市大日251番地6	吉田 寛
42	617	有限会社 アイザワ水道24	千葉市稲毛区園生町682番地1	山宮 衛
43	621	秋葉設備 有限会社	茂原市早野1184番地	秋葉 茂和
44	625	有限会社 シバタ工業	市原市ちはら台南四丁目2番地22	柴田 昌弘
45	627	太陽工業 株式会社	松戸市南花島三丁目54番13号	保科 崇光
46	628	有限会社 秋元住設	千葉市若葉区大宮町2352番地2	秋元 康宏
47	629	角源マルキガス 株式会社	大網白里市大網378番地	板倉 健一
48	630	あすなろ住設	袖ヶ浦市神納2402番地9	富田 忍
49	632	松本水道 有限会社	八千代市島田台888番地3	登坂 和広
50	633	二和設備工業 株式会社	鎌ヶ谷市初富808番地471	星野 純一
51	636	有限会社 一宮鉄工所	長生郡一宮町一宮3231番地	岡澤 健一郎
52	750	有限会社 一代ホームサービス	千葉市稲毛区小仲台七丁目21番27-306号	高橋 一雅
53	754	東京ガスライフバル千葉 株式会社	千葉市美浜区幸町一丁目6番8号	岡村 潔
54	756	有限会社 宇田川設備工業	市川市大野町二丁目1875番地の45	宇田川 健夫
55	760	共和工業 株式会社	船橋市藤原六丁目33番1号	池田 季史
56	761	株式会社 イシダ	鎌ヶ谷市西佐津間二丁目6番19号	石田 尚通
57	762	丸善建設 株式会社	千葉市美浜区幸町一丁目18番9号	並木 隆博
58	763	有限会社 京葉テクノワークス	千葉市花見川区浪花町2859番地1	杉江 晃
59	764	株式会社 はるか総建	千葉市若葉区金親町974番地60	今田 遠
60	766	有限会社 福田水道	君津市外箕輪四丁目28番11号	福田 順也
61	817	株式会社 イマゼキ	船橋市夏見二丁目28番9-2号	今関 和枝
62	818	誠輝管工 株式会社	千葉市稲毛区山王町201番地14	仁崎 裕行
63	819	有限会社 ミカサブラミング	白井市富士16番地2	鈴木 朗
64	821	株式会社 加藤設備	松戸市六高台五丁目53番 ロイヤルステージ502	加藤 隆
65	822	株式会社 金子水道工務店	市川市原木三丁目8番12号	金子 晃大
66	876	有限会社 澤田商会	成田市米野67番地	澤田 和宏
67	877	有限会社 ちくさ設備	千葉市花見川区千種町158番地5	内藤 一芳
68	878	有限会社 大野水道	茂原市下太田1442番地	大野 章雄
69	880	斎藤工業 株式会社	千葉市若葉区若松町367番地2	齋藤 隼人
70	881	有限会社 エーテック	船橋市高根町2607番地	堀木 祐司
71	882	株式会社 ドラフトワークス	千葉市花見川区三角町487番地180	生井沢 勝也
72	883	株式会社 フィールド	市原市五井中央南一丁目27番地18	岡澤 悟
73	884	有限会社 ゆあさ土木	船橋市咲が丘四丁目32番3号	湯浅 裕子
74	885	株式会社 アイリスインダストリー	千葉市若葉区桜木一丁目32番50号	楠原 一晃
75	886	尾崎設備	習志野市藤崎一丁目10番5号	尾崎 町子
76	887	株式会社 エージェンシー	船橋市湊町一丁目21番20号 三衆ビル1F	菅井 淳
77	888	有限会社 Tera smart & Solutions	船橋市馬込西二丁目11番1号	寺嶋 淳

千葉市公告第274号

千葉市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則（昭和54年千葉市規則第5号）第15条第4号並びに第7号の規定により千葉市下水道指定排水設備工事業者を次のとおり取消したので、同規則第19条第2号の規定により公告します。

令和6年3月29日

千葉市長 神谷 俊一

1 指定取消排水設備工事業者（12社）

小河原工業 株式会社	千葉市中央区浜野町1181番地	小河原 暢彦
有限会社 高和設備	千葉市中央区松波一丁目9番12号	植草 高志
岡村設備	四街道市さつきヶ丘20番地1	岡村 勝成
株式会社 栄光開発	千葉市若葉区加曾利町932番地4	片岡 一彦
松本設備 株式会社	船橋市宮本七丁目14番3号	松本 正光
マイテック 有限会社	鎌ヶ谷市西道野辺1番1-206	松井 行孝
株式会社 桜木設備	千葉市稲毛区園生町247番地1	菅沼 恭子
U.I 設備	千葉市花見川区さつきが丘1丁目42番13号	黒川 洋行
有限会社 日向寺水道工業	鎌ヶ谷市中佐津間一丁目14番12号	日向寺 和夫
株式会社 ユーワ	市原市青柳939番地6	野老 伴治
渋谷設備	白井市根41番地3	渋谷 次男
株式会社 フロンティア	柏市根戸1864番地4 カバルビル202号	井上 二郎

2 取消理由

千葉市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則第8条に規定する更新手続きを行わなかったため

3 指定取消日

令和6年3月31日

千葉市水道局契約規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年 3月29日

千葉市長 神谷 俊一

千葉市水道局規程第1号

千葉市水道局契約規程等の一部を改正する規程

(千葉市水道局契約規程の一部改正)

第1条 千葉市水道局契約規程の一部を次のように改正する。

「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第1号」を「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の13第1項第1号」に改める。

(千葉市水道局の職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第2条 千葉市水道局の職員の職の設置に関する規程(昭和50年水道局規程第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「主幹、主査、主査補、副主査、主任主事、主任技師、主事、技師、作業長、作業主任及び作業員」を「主幹、主査、主査補、副主査、主任主事、主任技師、主事、技師、作業長、作業主任、作業員その他所要の職員」に改める。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

千葉市病院局規程第1号

千葉市病院局事務分掌規程等の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

千葉市病院事業管理者 山本 恭平

(千葉市病院局事務分掌規程の一部改正)

第1条 千葉市病院局事務分掌規程(平成23年千葉市病院局規程第2号)

の一部を次のように改正する。

第2条の表市立海浜病院の部診療局の項中「脳神経外科」を「脳神経外科 脳卒中科」に、「救急科」を「救急科 集中治療科」に改める。

第3条経営企画課の事務分掌中第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 病院の整備に関すること(病院整備室の所管に属するものを除く。)

第3条病院整備室の事務分掌中第1号を削り、第2号を第1号とする。

第5条中「前条第15項の職員」を「前条第16項の職員」に改める。

別表中

経営企画課	工事検査担当課長	(1) 工事の検査に関する こと。
	工事監督担当課長	(1) 工事の監督に関する こと。

を

経営企画課	工事検査担当課長	(1) 工事の検査に関する こと。
	工事監督担当課長	(1) 工事の監督に関する

	こと。
開院準備担当課長	(1) 病院の整備に関すること(病院整備室の所管に属するものを除く。)

」

に改める。

(千葉市病院局決裁規程の一部改正)

第2条 千葉市病院局決裁規程(平成23年千葉市病院局規程第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「課長又は病院整備室長」を「課長、病院整備室長又は担当課長」に改め、同条第9項中「感染対策室主幹(市立青葉病院に限る。市立海浜病院にあつては副感染対策室長)」を「感染対策室長があらかじめ指定する者」に改める。

別表第1共通専決事項第2項人事に関する事項の表中「課長・整備室長」を「課長・病院整備室長・担当課長」に改め、同表共通専決事項第3項財務に関する事項(1)収入予算の執行の表中「課長・病院整備室長」を「課長・病院整備室長・担当課長」に改め、同表共通専決事項第3項財務に関する事項(2)支出予算及び債務負担行為の執行の表中「課長・事務長・病院整備室長」を「課長・事務長・病院整備室長・担当課長」に改め、同表共通専決事項第3項財務に関する事項(3)契約、財産管理等に関する事項の表中「課長・事務長・病院整備室長」を「課長・事務長・病院整備室長・担当課長」に改める。

別表第2個別専決事項1経営企画課に関する事項の表中「課長・病院整備室長」を「課長・病院整備室長・担当課長」に改める。

(千葉市病院事業会計規程の一部改正)

第3条 千葉市病院事業会計規程(平成28年千葉市病院局規程第11号)

の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「病院整備室長」を「病院整備室長、開院準備担当課長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

千葉県病院局規程第2号

千葉県病院局の職員の職名に関する規程等の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

千葉県病院事業管理者 山本 恭平

(千葉県病院局の職員の職名に関する規程の一部改正)

第1条 千葉県病院局の職員の職名に関する規程(平成23年千葉県病院局規程第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「主査補」の次に「、統括主任、調整主任、連携主任、上席」を、「栄養科長」の次に「、調整主任薬剤師、調整主任診療放射線技師、調整主任臨床検査技師、連携主任薬剤師、連携主任診療放射線技師、連携主任臨床検査技師、連携主任理学療法士、連携主任栄養士、連携主任臨床工学技士」を、「看護師長」の次に「、調整主任看護師、調整主任助産師、連携主任看護師、連携主任助産師」を加える。

(千葉県病院局の職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 千葉県病院局の職員の給与に関する規程(平成23年千葉県病院局規程第19号)の一部を次のように改正する。

別表第4の2中

4級	1 主査の職務	を
	2 副室長の職務	
	3 主査補の職務	

4級	1 主査の職務
	2 副室長の職務
	3 主査補の職務

	4 統括主任
	5 調整主任
	6 連携主任

に改める。

別表第4の3イ中

4級	1 主査の職務	を
	2 科長の職務	
	3 副室長の職務	
	4 主査補の職務	

4級	1 主査の職務
	2 科長の職務
	3 副室長の職務
	4 主査補の職務
	5 調整主任薬剤師
	6 調整主任診療放射線技師
	7 調整主任臨床検査技師
	8 連携主任薬剤師
	9 連携主任診療放射線技師
	10 連携主任臨床検査技師
	11 連携主任理学療法士
	12 連携主任栄養士
	13 連携主任臨床工学技士

に改め、同表ウ中

4級	1 看護師長の職務
	2 副室長の職務

を

4級	1 看護師長の職務
	2 副室長の職務
	3 調整主任看護師
	4 調整主任助産師
	5 連携主任看護師
	6 連携主任助産師

に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7

期間の区分	月額
1年未満	309,200円
1年以上2年未満	309,200円
2年以上3年未満	309,200円
3年以上4年未満	309,200円
4年以上5年未満	309,200円
5年以上6年未満	309,200円
6年以上7年未満	309,200円
7年以上8年未満	309,200円
8年以上9年未満	309,200円
9年以上10年未満	309,200円
10年以上11年未満	309,200円
11年以上12年未満	309,200円
12年以上13年未満	309,200円

13年以上14年未満	309,200円
14年以上15年未満	309,200円
15年以上16年未満	309,200円
16年以上17年未満	305,900円
17年以上18年未満	302,600円
18年以上19年未満	299,300円
19年以上20年未満	296,000円
20年以上21年未満	292,700円
21年以上22年未満	279,700円
22年以上23年未満	265,700円
23年以上24年未満	252,200円
24年以上25年未満	238,300円
25年以上26年未満	224,600円
26年以上27年未満	207,000円
27年以上28年未満	189,900円
28年以上29年未満	172,600円
29年以上30年未満	155,000円
30年以上31年未満	137,000円
31年以上32年未満	118,700円
32年以上33年未満	100,800円
33年以上34年未満	76,200円
34年以上35年未満	51,900円

(千葉市病院局の職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正)

第3条 千葉市病院局の職員の特殊勤務手当支給規程(平成23年千葉市病院局規程第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号の次に次の3号を加える。

- (8) 救急患者診療業務に従事する医師の特殊勤務手当
- (9) 緊急入院業務に従事する医師の特殊勤務手当
- (10) 診療業務に従事する管理監督職を占める医師の特殊勤務手当

第2条に次の1号を加える。

- (13) 看護補助者処遇改善手当

第5条中「職員(」の次に「医師、歯科医師、薬剤師、」を加える。

第17条を第21条とし、第16条を第20条とし、第15条を第19条とする。

第14条第1項中「エックス線取扱手当」を「放射線取扱手当」に改め、「まで」の次に「及び第10号」を加え、同条を第18条とする。

第13条第1項中「第11条」を「第15条」に改め、同条を第17条とする。

第12条を第16条とする。

第11条中「看護補助者」を「看護補助員」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(看護補助者処遇改善手当)

第15条 看護補助者処遇改善手当は、保育士、介護福祉士又は看護補助員に支給する。

第10条を第13条とし、第9条の次に次の3条を加える。

(救急患者診療業務に従事する医師の特殊勤務手当)

第10条 救急患者診療に従事する医師の特殊勤務手当は、病院に勤務する医師及び歯科医師（以下「医師等」という。）が、受付時間が診療時間外（月曜日から金曜日まで（千葉県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成23年千葉県病院局規程第1号。以下「病院事業設置条例施行規程」という。）第2条第3号に規定する休診日を除く。）の病院事業設置条例施行規程第2条第1号に規定する診療時間を除く時間帯をいう。以下同じ。）である救急患者の診療業務に従事したときに支給する。

2 1件の救急患者診療業務に2人以上の医師が従事したときは、当該業務に主として従事した医師1人に支給する。

(緊急入院業務に従事する医師の特殊勤務手当)

第11条 緊急入院業務に従事する医師の特殊勤務手当の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 緊急入院初療手当

(2) 緊急入院受入手当

2 緊急入院初療手当は、医師等が受付時間が診療時間外である緊急入院患者の救急外来での初療を担当する業務に従事したときに支給する。

3 緊急入院受入手当は、医師等が受付時間が診療時間外である緊急入院患者の入院受入れを担当する業務に従事したときに支給する。

4 1件の緊急入院患者の救急外来での初療を担当する業務又は緊急入院患者の入院受入れを担当する業務に2人以上の医師が従事したときは、当該業務に主として従事した医師1人に支給する。

(診療業務に従事する管理監督職を占める医師の特殊勤務手当)

第12条 診療業務に従事する管理監督職を占める医師の特殊勤務手当は、病院に勤務する医師等であって、病院局給与規程第28条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が、患者の診療又は手術等の業務に従事したときに支給する。

2 病院局給与規程第13条の規定により初任給調整手当の支給を受けている職員には、同条の規定による初任給調整手当の額の限度において、診療業務に従事する管理監督職を占める医師の特殊勤務手当は支給しないものとする。

別表中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号の次に次の3号を加える。

(8) 救急患者診療業務に従事する医師の特殊勤務手当	救急患者診療業務	救急車による搬送の場合 1件 2,000円 その他の場合 1件 500円
(9) 緊急入院業務に従事する医師の特	緊急入院初療	1件 5,000円

殊勤務手当	緊急入院受入	1件 5,000円
(10) 診療業務に従事する管理監督職を占める医師の特殊勤務手当	管理監督職を占める医師の診療業務	院長の場合 月額 240,000円
		その他の場合 月額 270,000円

別表に次の1号を加える。

(13) 看護補助者処遇改善手当	処遇改善	月額 4,000円
------------------	------	-----------

(千葉県病院局の会計年度任用職員の給与等の支給に関する規程の一部改正)

第4条 千葉県病院局の会計年度任用職員の給与等の支給に関する規程(令和2年千葉県病院局規程第10号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「限る。)の」を「限る。)に」に、「第11条」を「第14条」に改め、「看護職員等処遇改善手当」の次に「を支給し、同手当」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、事務補助員(看護職員及び看護師長の指導の下に、看護補助業務に専ら従事する者に限る。)に千葉県病院局の職員の特殊勤務手当支給規程(平成23年千葉県病院局規程第21号)第15条に規定する看護補助者処遇改善手当を支給し、同手当の額は、4,000円(1号職員にあっては、その額にその者の所定労働時間数を2号職員の1週平均の正規の勤務時間として管理者が定める時間数で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(千葉県病院局の職員の職名に関する規程等の一部を改正する規程の一部改正)

第5条 千葉県病院局の職員の職名に関する規程等の一部を改正する規程

(令和5年病院局規程第3号)の一部を次のように改正する。

附則第5条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の千葉県病院局の職員の特殊勤務手当支給規程第2条第13号、第15条及び別表(13)看護補助者処遇改善手当の部の規定並びに第4条の規定による改正後の千葉県病院局の会計年度任用職員の給与等の支給に関する規程は、令和6年2月1日から適用する。

千葉県病院局規程第3号

千葉県病院局職員就業規程等の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

千葉県病院事業管理者 山本 恭平

(千葉県病院局職員就業規程の一部改正)

第1条 千葉県病院局職員就業規程(平成23年千葉県病院局規程第12号)

の一部を次のように改正する。

第49条を第50条とし、第25条から第48条までを1条ずつ繰り下げ、第24条の次に次の1条を加える。

(医師の勤務間インターバル等)

第25条 管理者は、救急医療に従事する医師であつて、時間外・休日労働時間が年960時間を超えることが見込まれる者(以下「対象医師」という。)について、週休日及び勤務時間の割振りの作成に際して、業務の開始から24時間以内に9時間の継続した休息时间(以下「勤務間インターバル」という。)を確保するものとする。ただし、対象医師が宿日直許可に基づく宿日直勤務を業務の開始から24時間以内に継続9時間行う場合には、この限りではない。

2 管理者は、対象医師について、外来患者及び入院患者に関する緊急の業務が発生したことにより勤務間インターバルを確保できなかった場合には、当該勤務間インターバル終了後、当該勤務間インターバル中に労働した日の属する月の翌月末日までの間にできるだけ早期に、確保できなかった勤務間インターバルの時間に相当する時間の休息时间(以下「代償休息」という。)を確保するものとする。

3 管理者は、対象医師について、継続してやむを得ず15時間を超えることが予定される同一の業務に従事させる場合は、前項にかかわらず、当該業務終了後次の業務の開始までの間に、当該業務に係る時間のうち15時

間を超える時間に相当する時間の休息时间(以下「特定代償休息」という。)を確保するものとする。

4 管理者は、第1項ただし書の場合において、宿日直勤務中对象医師を労働させたときは、当該対象医師について、当該宿日直勤務後、当該宿日直勤務中に労働した日の属する月の翌月末日までの間に、当該労働の負担の程度に応じ必要な休息时间を確保するよう配慮するものとする。

5 代償休息、特定代償休息及び前項に規定する休息时间(以下、「代償休息等」という。)の確保は、所属長が勤務間インターバルの延長により行うものとする。ただし、この方法以外のことにより、代償休息等が確保されることを妨げないものとする。

6 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合は、法令に従い、必要の限度において勤務間インターバル、代償休息及び特定代償休息の確保を行わないことがある。

(千葉県病院局の職員の安全衛生管理規程の一部改正)

第2条 千葉県病院局の職員の安全衛生管理規程(平成23年千葉県病院局規程第16号)の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(医師に対する面接指導)

第18条 院長は、病院において医業に従事する医師のうち、1か月の時間外労働時間及び休日労働時間が100時間以上と見込まれる者(以下「面接指導対象医師」という。)に対し、次の各号に掲げる時期までに、その指定する医師(以下「面接指導実施医師」という。)による面接指導を行うこととし、面接指導対象医師は、当該面接指導を受けなければならない。

(1) 1か月の時間外労働時間及び休日労働時間が100時間に達するまで

の間

- (2) 1か月の時間外労働時間及び休日労働時間が100時間以上になった後遅滞なく（時間外労働時間及び休日労働時間に関する協定に定めるA水準に係る業務に従事する医師であって、疲労の蓄積が認められない者に限る。）
- 2 面接指導対象医師は、前項の面接指導を受けた場合には、面接指導実施医師からその結果を証明する書面の交付を受け、当該書面を院長に提出するものとする。ただし、当該面接指導対象医師の依頼により、当該面接指導実施医師が院長に当該書面を提出した場合は、この限りではない。
- 3 院長は、第1項の面接指導の結果に基づき、面接指導対象医師の健康を保持するために必要な措置について、第1項の面接指導後遅滞なく、面接指導実施医師の意見を聴取するとともに、当該意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導対象医師の実情を考慮して、意見聴取後遅滞なく、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を講ずることとする。
- 4 院長は、前項の措置に加えて更にその必要があると認めるときは、面接指導対象医師の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、面接指導実施医師の意見の衛生委員会への報告その他の適切な措置を講ずることとする。
- 5 院長は、面接指導対象医師の1か月の時間外・休日労働時間が155時間を超えた場合には、遅滞なく、労働時間の短縮のために必要な措置を講ずることとする。

（千葉市病院局会計年度任用職員就業規程の一部改正）

第3条 千葉市病院局会計年度任用職員就業規程（令和2年千葉市病院局規程第9号）の一部を次のように改正する。

第26条を第27条とし、第8条から第25条までを1条ずつ繰り下げ

る。

第7条中「千葉市病院局職員就業規程（平成23年病院局規程第12号。以下「規程」という。）の適用を受ける職員（以下「常勤職員」という。）」を「常勤職員」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（医師の勤務間インターバル等）

第7条 医師の勤務間インターバル等は、千葉市病院局職員就業規程（平成23年病院局規程第12号。以下「規程」という。）の適用を受ける職員（以下「常勤職員」という。）の例により、別に定めるところによる。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

千葉県病院局規程第4号

千葉県病院局の会計年度任用職員の給料の基準に関する規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

千葉県病院事業管理者 山本 恭平

千葉県病院局の会計年度任用職員の給料の基準に関する規程（令和2年千葉県病院局規程第11号）の一部を次のように改正する。

別表級別基準表ア病院局会計年度任用職員行政職給料表級別基準表に次のように加える。

就労支援員		3級	1号給	8号給
-------	--	----	-----	-----

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

千葉県病院局規程第5号

千葉県病院局公文書取扱規程（病院局規程第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

千葉県病院事業管理者 山本 恭平

目次中「第11条」を「第6条」に、「第12条」を「第7条」に、「第16条」を「第8条」に、「第17条」を「第9条」に、「第29条」を「第10条」に、「第30条」を「第11条」に、「第33条」を「第12条」に改め、第5章を削り、「第6章」を「第5章」に、「第50条」を「第13条」に改める。

第1条中「千葉県公文書管理規則（平成12年千葉県規則第93号）に基づき」を「千葉県公文書等管理条例（令和5年千葉県条例第26号。以下「条例」という。）及び千葉県公文書管理規則（令和6年千葉県規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか」に、「必要」を「必要」に改める。

第2条第1号中「経営企画課、管理」を削り、同条第2号中「所管課長」を「文書管理者」に、同条第3号を次のように改める。

(3) 文書主管課 経営企画課をいう。

第3条を次のように改める。

(総括文書管理者)

第3条 総括文書管理者は、次長をもって充てる。

第4条を削り、第5条を第4条とし、次のように改める。

(文書主管課長)

第4条 文書主管課の長（以下「文書主管課長」という。）は、総括文書管理者からの指示により、必要な事務を行うものとする。

2 文書主管課長は、病院局に到達する文書等の受領、配布及び病院局からの発送並びに文書等の保存の事務を行う。

第6条を削る。

第7条第1項中「文書」を「文書等」に、同条第1号中「経営企画課」を「文書主管課」に改め、同条第2号中「ア」を削り、同条第3号中「ア」を削り、同条第2項中「所管課長」を「文書管理者」に、「経

営企画」を「文書主管」に改め、同条を第5条とする。

第8条を第6条とし、次のように改める。

(公文書の記号及び番号)

第6条 規則第10条第2項に規定する公文書の記号及び番号は次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 規程、訓令、告示及び公告(以下「公示令達文書」という。)の記号は市名又は局名にそれぞれ文書の種類を表す文字を付し、番号は暦年による一連番号とする。
- (2) 指令及び達の記号は市名にそれぞれ文書の種類を表す文字、「病」の文字及び所管課の頭文字(市立青葉病院においては「青」、市立海浜病院においては「海」の1文字、次号について同じ。)を付し、番号は年度による一連番号とし、所管課ごとに毎年度更新するものとする。
- (3) 一般文書の記号は年度区分に「病」の文字及び所管課の頭文字を付し、番号は年度による一連番号とし、所管課ごとに毎年度更新するものとし、庁外文書については、「病」の文字に「千」を冠用するものとする。
- (4) 一般文書の番号は、文書管理システムで管理する番号を使用し、指令及び達の番号は、指令・達番号簿で管理する番号を使用しなければならない。

第9条から第11条までを削る。

第12条を削り、第13条を第7条とし、次のように改める。

(收受)

第7条 規則第11条第3項の規定による收受印の規格及び形式は、様式第4号に規定するものとする。

第14条を削る。

第15条中「経営企画」を「文書主管」に改め、同条第2号中「所管課長」を「文書管理者」に改め、同条を第8条とする。

第16条を削る。

第17条から第27条までを削り、第28条を第9条とする。

第29条第1号及び同条第2号中「経営企画」を「文書主管」に改め、

同条第3号中「経営企画」を「文書主管」に、「各区役所」を「各区役所の掲示場」に改め、同条を第10条とする。

第30条を削る。

第31条の前の見出し中「公印」を「公印等」に改め、同条第1項中「押印し」を「押印し、又は電子署名し」に改め、同条を第11条とする。

第32条を第12条とし、次のように改める。

(発送の手続)

第12条 文書を発送しようとするときは、郵送、電子メール、ファクシミリ、文書管理システム(庁内に限る。)その他適切な方法で発送するものとする。

2 前項における郵送により発送しようとするときは、文書主管課において郵送するものとする。ただし、内容証明郵便その他文書主管課において郵送することが適当でないものは、所管課において郵送するものとする。

3 文書主任は、文書を文書主管課において郵送しようとするときは、必要な包装をしてあて名を記載し、書留、速達等の特殊取扱いを要するものはその旨を表示した上、文書発送依頼票(様式第5号)を添えて文書主管課に送付しなければならない。

4 文書主管課において郵送する文書の送付を受けたときは、これを点検し、料金後納郵便として発送するものとする。

5 病院に置かれる所管課が文書を郵送しようとするときは、前項の規定にかかわらず、当該所管課において郵送するものとする。

第33条から第49条までを削る。

第6章を第5章に、第50条を第13条とし、次のように改める。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、公文書の管理については千葉市公文書取扱規程(平成4年千葉市訓令(甲)第10号)の例による。

様式第5号から様式第7号までを削り、様式第8号を様式第5号とし、様式第9号を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

千葉市病院局公告第5号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和6年度及び令和7年度において、千葉市病院局が発注する建設工事、測量及び設計等の委託、物品の買入れ等並びに役務の提供に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び申請方法を定めたので、施行令第167条の5第2項(第167条の11第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり公告します。

令和6年3月18日

千葉市病院事業管理者 山本 恭平

1 入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び申請方法等について

入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び申請方法等については、令和6年3月18日付け千葉市公告第256号(以下「入札参加資格公告」という。)に定められているとおりとする。この場合において、入札参加資格公告4の入札参加資格審査申請については、市長への申請をもって千葉市病院事業管理者への申請があったものとし、資格審査の結果の通知及び資格者名簿の登載については、入札参加資格公告9の資格審査の結果の通知及び資格者名簿の登載等がされたことをもってこれに代えるものとする。

2 この公告に関する問い合わせ先

(1) 千葉市病院局の入札参加資格申請に関する問い合わせ先

千葉市病院局経営企画課総務班

電話 043-245-5749

(2) 千葉市の入札参加資格申請に関する問い合わせ先

ア 工事及び測量・コンサルタント

千葉市財政局資産経営部契約課契約第一班

電話 043-245-5088

イ 物品及び委託

千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班

電話 043-245-5089

千葉県病院局公告第6号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和6年度において、千葉県病院局が発注する建設工事、測量及び設計等の委託、物品の買入れ等並びに役務の提供に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び申請方法等(以下「必要な資格」という。)について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特定政令」という。)第3条第1項の規定により、予定価格が総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額以上の額であるもの(以下「特例政令に係る入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めたので、特例政令第4条の規定により次のとおり公告します。

なお、特例政令に係る入札に参加する者以外の者に必要な資格については、令和6年3月18日付け千葉県病院局公告第5号のとおりです。

令和6年3月18日

千葉県病院事業管理者 山本 恭平

1 特例政令に係る入札に参加する者に必要な資格について

特例政令に係る入札に参加する者に必要な資格については、令和6年3月18日付け千葉県公告第258号(以下「入札参加資格公告」という。)に定められているとおりとする。この場合において、入札参加資格公告4の資格審査の申請については、市長への申請をもって千葉県病院事業管理者への申請があったものとし、入札参加資格公告9の資格審査の結果の通知及び資格者名簿の登載等については、市長からの通知をもってこれに代えるものとする。

2 この公告に関する問い合わせ先

千葉県病院局経営企画課総務班
電話 043-245-5749

3 入札参加資格公告に関する問い合わせ先

(1) 工事及び測量・コンサルタント

千葉県財政局資産経営部契約課契約第一班
電話 043-245-5088

(2) 物品及び委託

千葉県財政局資産経営部契約課契約第二班
電話 043-245-5089

千葉県病院局公告第7号

令和6年度及び令和7年度において、千葉県病院局が発注する小規模修繕の受注希望者の登録並びに資格審査の申請時期及び申請方法等について、次のとおり公告します。

令和6年3月18日

千葉県病院事業管理者 山本 恭平

1 小規模修繕の参加に必要な登録要件、資格審査の申請時期及び申請方法等について

小規模修繕の参加に必要な登録要件、資格審査の申請時期及び申請方法等については、令和6年3月18日付け千葉県公告第257号(以下「小規模修繕業資格公告」という。)に定められているとおりとする。この場合において、小規模修繕業資格公告5の資格審査の申請方法については、市長への申請をもって千葉県病院事業管理者への申請があったものとし、小規模修繕業資格公告7の資格審査の結果の通知及び名簿の登載等については、名簿の登載がされたことをもってこれに代えるものとする。

2 この公告に関する問い合わせ先

(1) 千葉県病院局の小規模修繕資格申請に関する問い合わせ先

千葉県病院局経営企画課総務班
電話 043-245-5749

(2) 千葉市の小規模修繕資格申請に関する問い合わせ先

千葉県財政局資産経営部契約課契約第二班
電話 043-245-5090

千葉市教育委員会職員の職及び職務に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

千葉市教育委員会規則第1号

千葉市教育委員会職員の職及び職務に関する規則等の一部を改正する規則

(千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正)

第1条 千葉市立小学校及び中学校管理規則(昭和39年3月11日教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号の表中

「

総括用務長	上司の命を受け、相当多数の職員への指導監督及び学校環境の整備その他の用務に従事する。
-------	--

」

を

「

総括用務長	上司の命を受け、相当多数の職員への指導監督及び学校環境の整備その他の用務に従事する。
専門技能員	上司の命を受け、相当多数の職員への指導監督の支援及び学校環境の整備その他の用務に従事する。

」

に改める。

(千葉市立高等学校管理規則の一部改正)

第2条 千葉市立高等学校管理規則(昭和39年5月18日教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条の表技術職員の項中

「

総括用務長	上司の命を受け、相当多数の職員への指導監督及び学校環境の整備その他の用務に従事する。
-------	--

」

を

「

総括用務長	上司の命を受け、相当多数の職員への指導監督及び学校環境の整備その他の用務に従事する。
専門技能員	上司の命を受け、相当多数の職員への指導監督の支援及び学校環境の整備その他の用務に従事する。

」

に改める。

(千葉市教育委員会職員の職及び職務に関する規則の一部改正)

第3条 千葉市教育委員会職員の職及び職務に関する規則(昭和45年9月30日教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中

「

主査補	上司の命を受け、事務に従事する。
副主査	
主任主事	
主事	

」

を

「

主査補	上司の命を受け、事務に従事する。
統括主任	
調整主任	
連携主任	
上席	

副主査	
主任主事	
主事	

に改める。

別表第1第3項の表中

主査補	上司の命を受け、技術に従事する。
副主査	
主任技師	

を

主査補	上司の命を受け、技術に従事する。
統括主任	
調整主任	
連携主任	
上席	
副主査	
主任技師	

に、

総括用務長	上司の命を受け、相当多数の職員への指導監督及び環境整備その他の用務に従事する。
-------	---

を

総括用務長	上司の命を受け、相当多数の職員への指導監督及び環境整備その他の用務に従事する。
専門技能員	上司の命を受け、相当多数の職員への指導監督の支援及び環境整備その他の用務に従事する。

に改める。

別表第2第2項の表中

主査補	事務局職員の職務に準ずる。
副主査	

を

主査補	事務局職員の職務に準ずる。
統括主任	
調整主任	
連携主任	
上席	
副主査	

に改める。

別表第2第3項の表中

主査補	事務局職員の職務に準ずる。
副主査	
主任技師	
主任歯科衛生士	
主任栄養士	

を

主査補	事務局職員の職務に準ずる。
統括主任	
調整主任	
連携主任	
上席	
副主査	
主任技師	
主任歯科衛生士	
主任栄養士	

に、

総括技能長	上司の命を受け、相当多数の職員かつ複数の職種の職員を指揮監督する。
-------	-----------------------------------

を

総括技能長	上司の命を受け、相当多数の職員かつ複数の職種の職員を指揮監督する。
専門技能員	上司の命を受け、相当多数の職員への指導監督の支援及び環境整備その他の用務に従事する。

に改める。

(千葉県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第4条 千葉県立特別支援学校管理規則(平成元年4月1日教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第43条の表技術職員の項中

総括用務長	上司の命を受け、相当多数の職員への指導監督及び学校環境の整備その他の用務に従事する。
-------	--

を

総括用務長	上司の命を受け、相当多数の職員への指導監督及び学校環境の整備その他の用務に従事する。
専門技能員	上司の命を受け、相当多数の職員への指導監督の支援及び学校環境の整備その他の用務に従事する。

に改める。

(千葉県立中等教育学校管理規則の一部改正)

第5条 千葉県立中等教育学校管理規則(令和3年3月17日教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第7条の表技術職員の項中

総括用務長	上司の命を受け、相当多数の職員への指導監督及び学校環境の整備その他の用務に従事する。
-------	--

を

総括用務長	上司の命を受け、相当多数の職員への指導監督及び学校環境の整備その他の用務に従事する。
専門技能員	上司の命を受け、相当多数の職員への指導監督の支援及び学校環境の整備その他の用務に従事する。

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

千葉市育英資金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

千葉市教育委員会規則第2号

千葉市育英資金支給条例施行規則の一部を改正する規則

千葉市育英資金支給条例施行規則（昭和37年千葉市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次のとおり」を「奨学のための給付金であって、年額32,300円のもの」に改め、同条各号を削る。

第4条中「次の各号に掲げる者について、当該各号に掲げる額」を「月額7,300円（3月にあつては、7,400円）」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

千葉市教育委員会訓令（甲）第4号

教育委員会事務局及び各教育機関

千葉市教育委員会公文書取扱規程（平成6年千葉市教育委員会訓令（甲）第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月27日

千葉市教育委員会教育長 鶴岡克彦

第7条第1項第2号中「及び高等学校等（高等学校及び中等教育学校の後期課程をいう。以下同じ。）」を「、高等学校及び中等教育学校」に、同項第3号中「中学校等（中学校及び中等教育学校の前期課程をいう。以下同じ。）」を「中学校」に改める。

第11条第1項第1号中「及び高等学校等」を「、高等学校及び中等教育学校」に、同項第2号中「中学校等」を「中学校」に改める。

第16条第3項中「中学校等」を「中学校」に改める。

第17条第3項中「中学校等」を「中学校」に改める。

第32条第1項中「中学校等」を「中学校」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の千葉市教育委員会公文書取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に收受し、又は起案する文書について適用し、同日前に收受し、又は起案した文書については、なお従前の例による。

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

千葉市人事委員会委員長 酒井正利

千葉市人事委員会規則第2号

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成3年千葉市人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1ア 行政職給料表等級別職務分類基準表4級の項中基準となる職務の欄を次のように改める。

- | | |
|----|-------------------|
| 1 | 主査補の職務 |
| 2 | 統括主任の職務 |
| 3 | 調整主任の職務 |
| 4 | 連携主任の職務 |
| 5 | 総括主任保育士の職務 |
| 6 | 副総括主任保育士の職務 |
| 7 | 総括主任看護師の職務 |
| 8 | 副総括主任看護師の職務 |
| 9 | 総括主任栄養士の職務 |
| 10 | 副総括主任栄養士の職務 |
| 11 | 隊長の職務 |
| 12 | 事務長の職務 |
| 13 | 主任指導主事の職務 |
| 14 | 主任管理主事の職務 |
| 15 | 困難な業務を所掌する指導主事の職務 |
| 16 | 困難な業務を所掌する管理主事の職務 |
| 17 | 上席の職務 |

別表第1ウ 医療職給料表（2）等級別職務分類基準表4級の項中基準となる職務の欄を次のように改める。

- | | |
|---|---------|
| 1 | 主査補の職務 |
| 2 | 統括主任の職務 |
| 3 | 調整主任の職務 |
| 4 | 連携主任の職務 |
| 5 | 上席の職務 |

別表第1エ 医療職給料表(3)等級別職務分類基準表4級の項中基準となる職務の欄を次のように改める。

- | | |
|---|---------|
| 1 | 統括主任の職務 |
| 2 | 調整主任の職務 |
| 3 | 連携主任の職務 |
| 4 | 上席の職務 |

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

千葉市人事委員会委員長 酒 井 正 利

千葉市人事委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(平成3年千葉市人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中「政策法務課(市政情報室を除く。)の副主査」を「政策法務課(市政情報室を除く。)の統括主任、調整主任、連携主任、上席、副主査」に、「人事課の副主査」を「人事課の統括主任、調整主任、連携主任、上席、副主査」に、「給与課の主査補」を「給与課の統括主任、調整主任、連携主任、上席、主査補」に改め、同表教育委員会事務局の項中「主査補」を「統括主任、調整主任、連携主任、上席、主査補」に改め、同表人事委員会事務局の項中「副主査」を「統括主任、調整主任、連携主任、上席、副主査」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

千葉県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により別冊のとおり公表します。

令和6年3月27日

千葉県監査委員 宍倉輝雄
同 宮原清貴
同 米持克彦
同 白鳥誠

令和5年度 包括外部監査の結果に関する報告書

固定資産台帳の整備に係る内部統制と
その情報の活用の状況について

令和6年3月
千葉県包括外部監査人
公認会計士 山崎 聡一郎

目次

<p>I 外部監査の概要 1</p> <p>第1章 外部監査の概要 2</p> <p>1. 外部監査の種類 2</p> <p>2. 選定した特定の事件 2</p> <p> (1) 事件名 2</p> <p> (2) 特定の事件の選定理由 2</p> <p>3. 外部監査の方法 4</p> <p> (1) 監査の要点 4</p> <p> (2) 主な監査手続 5</p> <p>4. 監査の対象 6</p> <p> (1) 監査の対象部局 6</p> <p> (2) 監査対象期間 6</p> <p>5. 外部監査の実施期間 6</p> <p>6. 包括外部監査人補助者の氏名及び主な資格等 7</p> <p>7. 利害関係 7</p> <p>第2章 総括的所見と監査の結果の概要 8</p> <p>1. 総括的所見 8</p> <p>2. 監査の結果（指摘事項及び意見）の一覧・件数 9</p> <p>II 固定資産台帳の概要 12</p> <p>第1章 地方公共団体における固定資産台帳の概要 13</p> <p>1. 固定資産台帳の位置付け 13</p> <p>2. 地方公会計における固定資産台帳の意義 14</p> <p> (1) 地方公会計における固定資産台帳の整備の経緯 14</p> <p> (2) 地方公会計における固定資産台帳の特徴 16</p> <p> (3) 固定資産台帳と公有財産台帳等との相違点 17</p> <p>3. 地方公会計における固定資産台帳の作成方法 18</p> <p> (1) 固定資産台帳の記載項目 18</p> <p> (2) 固定資産台帳の要件 20</p> <p> (3) 資産の評価 27</p> <p>4. 地方公会計における固定資産台帳の活用方法 28</p> <p>III 千葉市の地方公会計の固定資産台帳 29</p> <p>第1章 千葉市の統一的基準による財務書類と固定資産台帳の関係 30</p> <p>1. 千葉市の統一的基準による財務書類の対象範囲 30</p> <p>2. 財務書類における固定資産関連情報 32</p>	<p>第2章 固定資産台帳の更新に係る内部統制 36</p> <p>1. 固定資産台帳の更新 36</p> <p> (1) 固定資産台帳の作成・管理の所管 36</p> <p> (2) 固定資産台帳の更新手順 37</p> <p> (3) 固定資産台帳増減調査票 38</p> <p> (4) 固定資産の実在性・網羅性の確認 45</p> <p> (5) 新しい施設マネジメントシステムの導入 46</p> <p>2. 公有財産台帳等の更新 48</p> <p>3. 監査の結果 59</p> <p> (1) 固定資産台帳の更新作業 59</p> <p> (2) 固定資産台帳と公有財産台帳の整合性（土地・建物） 64</p> <p> (3) 固定資産台帳と公有財産台帳の整合性（無形固定資産） 65</p> <p> (4) 固定資産台帳と資産データベースの登録情報との整合性 67</p> <p> (5) 固定資産台帳の更新に関する業務の委託 68</p> <p> (6) 減損会計の適用 70</p> <p>第3章 固定資産台帳の内容の点検 72</p> <p>1. 固定資産台帳の内容の点検の意義 72</p> <p>2. 監査の結果 73</p> <p> (1) 固定資産台帳の要件 73</p> <p> (2) 固定資産台帳の登録内容の正確性 81</p> <p> (3) 固定資産の実在性・網羅性 86</p> <p> (4) 固定資産の取得原価 92</p> <p> (5) 所有外資産の管理 99</p> <p>第4章 固定資産台帳の活用 101</p> <p>1. 固定資産台帳の活用により期待されること 101</p> <p> (1) 総務省の取組 101</p> <p> (2) 千葉市の取組 105</p> <p>2. 将来の施設更新必要額の推計での活用 106</p> <p>3. 資産マネジメント（資産カルテによる見える化） 108</p> <p>4. 資産マネジメント（資産の総合評価） 112</p> <p>5. 未利用財産管理への活用 115</p> <p>6. 適正な受益者負担の算定への活用 116</p> <p>7. 監査の結果 117</p> <p> (1) 固定資産台帳の公表 117</p> <p> (2) 売却可能資産 119</p> <p> (3) 長期未利用財産の利活用の促進 121</p> <p> (4) 使用料の算定 126</p>
--	---

IV 千葉市の公営企業会計の固定資産台帳	129
第1章 総論	130
1. 公営企業会計における固定資産台帳の概要	130
(1) 固定資産台帳の位置付け	130
(2) 固定資産台帳の記載項目	130
(3) 地方公会計（統一的な基準）と公営企業会計における固定資産台帳の相違	131
(4) 固定資産台帳の活用	134
第2章 病院事業会計	137
1. 財務諸表における固定資産関連情報	137
2. 固定資産台帳の更新手順	139
3. 監査の結果	141
(1) 固定資産台帳と財務諸表の整合性	141
(2) 固定資産の現物確認	143
第3章 水道事業会計	153
1. 財務諸表における固定資産関連情報	153
2. 固定資産台帳の更新手順	155
3. 監査の結果	160
(1) 固定資産台帳と財務諸表の整合性	160
(2) 耐用年数	160
(3) 残存価額の設定	161
(4) リース会計の適用	162
(5) 固定資産の現物確認	163
(6) 取得原価	165
(7) 建設仮勘定の資産性	165
(8) 売却・除却資産の処理	165
第4章 下水道事業会計	166
1. 財務諸表における固定資産関連情報	166
2. 固定資産台帳の更新手順	168
3. 監査の結果	172
(1) 固定資産台帳と財務諸表の整合性	172
(2) 固定資産の取得日	172
(3) 固定資産の現物確認	173

(注) 本報告書における記載内容の留意点

<p>1. 端数処理について 金額は原則として単位未満を四捨五入して表示している。 報告書中の金額は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。</p>	
<p>2. 本報告書の「監査の結果」における「指摘」と「意見」について 本報告書では、「監査の結果」を「指摘」と「意見」に区別して記載している。 特に、地方公会計における発見事項については、局所的に誤りを発見する都度、固定資産台帳を修正することは費用対効果として有効ではないため、誤りがあったことをもって一律に「指摘」とするのではなく、大局的な観点から、内容の重要性、「事実」に基づく誤りなのか、「判断」に基づく誤りなのか、今の細かな誤りを直すことより今後同様の誤りを起こさないための仕組み化を検討するのかが等によって、区分を使い分けている。</p>	
指摘	法令や条例等への遵法性から是正すべきもの、事業事務の効率性や経済性の観点から特に改善を要すべきもの等の観点から、市において、対応が必須と判断した事項である。
意見	住民への説明責任上、又は、行政運営上の改善のため、市において、対応が望ましい又は検討すべきと判断した事項、若しくは、参考となる提言等である。
<p>3. 千葉市の固定資産台帳の適正性・正確性等についていかなる保証をするものではない点について 包括外部監査は、指摘型監査であり、いわゆる「我が国において一般に公正妥当と認められた監査の基準」に従って実施する財務情報の保証型監査ではない 本報告書では、固定資産台帳の整備に関する内部統制や固定資産台帳を監査の対象として、内部統制の整備・運用状況の把握や、固定資産台帳の一部を点検したうえで、監査の結果を記載している。記載した監査の結果は、あくまでも包括外部監査人が手続を実施した範囲において発見した事項について述べるものであり、千葉市の固定資産台帳に関する全ての問題点を網羅するものではない。また、内部統制の有効性や固定資産台帳の適正性を独立した第三者の立場から保証するものではない。 報告書の利用者はこの点について、十分に理解する必要がある。</p>	

【凡例】

研究会報告書	総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」(平成26年4月30日)
地方公会計マニュアル	総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(令和元年8月)

I 外部監査の概要

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 事件名

固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用の状況について

(2) 特定の事件の選定理由

地方公共団体は「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付け総務大臣通知総財務第14号）に基づき、統一的な基準による財務書類を作成することが要請され、千葉市においても、統一的な基準に基づく財務書類を作成し、公表している。

地方公会計による財務書類の作成は、それまで「歳入・歳出」といったフローの情報のみで構築されていた地方公共団体の決算情報に「ストック」「コスト」という概念を持ち込んだ点で画期的なものであった。このことにより、決算情報が、税をどのように使ったかを示すだけでなく、資産の効率性（有効利用）や老朽度合い、債務の世代間負担、施設ごとのコストのような情報が可視化されることになり、有効性や効率性に関する議論が具体的な数値を根拠として進むことになる効果があったと考える。

このように、地方公会計の整備・促進は、地方公共団体における資産・債務改革の推進を目的とすることから、固定資産台帳の整備・活用が重要とされている。固定資産台帳の整備に関しては、統一的な基準による地方公会計の開始時残高に関して、簡便的な作成方法を認めながらも段階的な精緻化を図るなどの実務的配慮がなされている。また、活用に関しても、総務省において先進事例を示すなどして各地方公共団体に取組を促している。

千葉市の財政状況（市全体ベース）を表す貸借対照表（令和3年度）においては、総資産2兆8,583億円のうち2兆7,043億円が有形固定資産・無形固定資産であり、総資産の95%を占めている。このように、重要な資産である固定資産の管理に関して、固定資産台帳の情報は、公共施設の効率的なマネジメントや公有財産の有効活用の観点からも十分な活用が期待されるものであり、地方公共団体の内部においても外部においても活用が求められるものである。千

業市においても、固定資産台帳の整備自体が目的化することなく、その情報を有効に活用できているかは重要な課題であると考える。

本報告書では、地方公共団体の固定資産台帳を、①地方公会計における固定資産台帳、と②公営企業会計における固定資産台帳、の2つに整理している。

①は、地方公会計の整備の過程で、統一的な基準による財務諸表の補助簿として作成が求められる固定資産台帳であり、②は公営企業会計による財務諸表の補助簿として作成が求められる固定資産台帳である。

ここで、統一的な基準による財務書類は、地方公営企業の財務諸表と異なり、法定の財務書類ではないことから、議会の認定には付されず、地方自治法上の監査委員監査の対象にもなっていない。また、その固定資産台帳は、企業のように、固定資産税等の税務申告における基礎資料として税務署に提出するわけでもない。つまり、統一的な基準による財務書類や固定資産台帳は、公表を前提とするものの、第三者のチェックを受ける機会がない。

この点、日本公認会計士協会が公表した公会計委員会研究報告第29号「地方公共団体の決算書類に対して監査を実施する場合の財務報告の枠組みの検討と想定される実務的課題」（日本公認会計士協会 2023年7月28日）では、統一的基準による財務書類を仮に監査とした場合の実務的課題として、下記のような懸念を提示している。

- ・ 固定資産の実在性（固定資産台帳に登録されている資産が本当に実在するか。除却・売却があった場合にきちんと固定資産台帳から除去されているか。）や、固定資産の網羅性（地方公共団体が所有する固定資産が全て固定資産台帳に登録されているか。）の観点から、地方公共団体によっては、固定資産台帳の登録内容に正確性を欠くものがあるのではないか
- ・ 地方公共団体によっては、段階的に精緻化するどころか、開始時から適切に更新されず、情報の精度がむしろ低くなってきているのではないか
- ・ 固定資産台帳の更新作業を外部業者に委託した結果、地方公共団体自身がその内容を十分に把握できていないのではないか

あわせて、こうした懸念に対して、包括外部監査を利用することも一つの有用な手段であることを提言している。

また、総務省においても、令和4年8月から「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」を設置し、統一的な基準等の検証及び改善、地方公会計情報の継続的かつ具体的な活用手法等の検討を始めているところである。この研究会においても、地方公会計の活用に向けて、固定資産台帳の作成・更新が重要である点を改めて認識するとともに、資産データの行財政運営や住民説明への積極活用が提言されている一方、固定資産台帳の精度や更新に関する課題についても取り上げられている。

こうした点を踏まえて、令和5年度の包括外部監査では、千葉市の①地方公会計における固定資産台帳、②公営企業会計における固定資産台帳、の整備に関連して、その更新に係る内部統制が適切に整備・運用されているか、また、固定資産台帳の登録内容に課題がないか、固定資産台帳の情報の活用は十分に図られているか、について検討する。

3. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

監査の要点は次のとおりである。

- ①固定資産台帳に関する事務は、法令及び規則に準拠して行われているか。
- ②固定資産台帳に関する事務は、効率性、経済性及び有効性の観点から適切に行われているか。
- ③固定資産台帳と公有財産台帳等の連携が適切に行われているか。
- ④固定資産台帳の活用が適切に行われているか。

具体的には、地方公会計マニュアル等を踏まえ、主に以下の点検項目を設定した。

- ・ 固定資産の取得価額（本報告書においては、地方公会計マニュアル等の表現を踏まえて「取得原価」と表記している箇所もあるが、同じ意味合いで使用している）、減価償却累計額について、固定資産台帳と貸借対照表が整合しているか。
- ・ 固定資産の減価償却費について、固定資産台帳と行政コスト計算書（損益計算書）が整合しているか。
- ・ 固定資産台帳を作成するプロセスにおける内部統制の設計・業務への適用・運用（固定資産台帳作成に関するマニュアル等の整備を含む。）に不備はないか。
- ・ 公有財産台帳や資産データベース等の情報が固定資産台帳に適切に連携されているか。

- ・固定資産が適切に区分・分類されているか（インフラ資産 or 事業用資産、勘定科目、目的別分類、売却可能資産）。
- ・固定資産が正確に計上されているか（取得価額、耐用年数、計上単位、資産名称、所管部署）。
- ・固定資産が適正な金額で評価されているか（備忘価額、再調達原価、無償取得）。
- ・固定資産が実在するか（除売却処理漏れ）。
- ・固定資産が漏れなく計上されているか（建設仮勘定、付随費用、資本的支出、リース取引）。
- ・固定資産（主に未利用地）の有効利用が検討されているか。

なお、「記載内容の留意点」に記載したとおり、本報告書は、内部統制の有効性や、固定資産残高の適正性や固定資産台帳の正確性等を第三者の立場で保証するものではない。

（2）主な監査手続

- ①固定資産台帳・公有財産台帳等に関する根拠規定及びそれらへの準拠性の確認
- ②固定資産台帳及び公有財産台帳等の概要につき調査票による回答の入手
 なお、調査票には以下の質問項目を含めた。
 - ・所管部署の概要
 - ・固定資産台帳の作成（更新）方法
 - ・固定資産台帳の活用方法
 - ・その他管理する台帳の概要
- ③関係書類の閲覧及び監査対象部局へのヒアリング
- ④固定資産の増減についてのサンプル調査
- ⑤固定資産台帳と公有財産台帳等との連携の点検
- ⑥固定資産の現場視察
- ⑦固定資産台帳の活用状況についての確認

4. 監査の対象

（1）監査の対象部局

固定資産台帳を整備する課（地方公営企業を含む。）

固定資産を管理する課（地方公営企業を含む。）

なお、本報告書において監査の対象とするのは、統一的基準による財務書類のうち、千葉市の一般会計及び特別会計の部分であり、外郭団体等は含めていない。

また、固定資産のうち、有形固定資産及び無形固定資産を対象としており、投資その他の資産は対象としていない。

（2）監査対象期間

原則として、令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）とする。

ただし、必要に応じて、令和3年度以前及び令和5年度についても対象とする。

なお、本報告書において、一部の固定資産台帳の内容や財務書類との整合性を点検しているが、その対象となった財務書類及び固定資産台帳は、令和3年度のものである。これは、本年度の包括外部監査を開始した時点では、まだ令和4年度の財務書類及び固定資産台帳が作成されていなかったことによる。

5. 外部監査の実施期間

令和5年5月25日から令和6年3月31日まで

6. 包括外部監査人補助者の氏名及び主な資格等

公認会計士	大橋 周作
公認会計士	山田 達也
公認会計士	浅見 絢香
公認会計士	手塚 嵩史
公認会計士	松田 和也
公認会計士試験合格者	吉田 大輝
公認会計士試験合格者	塩田 景紳
公認会計士試験合格者	山脇 滉平

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 総括的所見と監査の結果の概要

1. 総括的所見

千葉市の令和5年度の包括外部監査では、固定資産台帳を取り上げた。

本報告書では、地方公共団体の固定資産台帳を、①地方公会計における固定資産台帳と、②公営企業会計における固定資産台帳とに分けて監査を実施した。このうち、特に地方公会計における固定資産台帳は、地方公会計制度の導入時期を経てもなお過渡期といえ、内容の精度や更新の方法、活用方法を巡っては多くの課題を有していると言われている。

一般的に、地方公共団体では歳入・歳出が重視される一方で複式簿記になじみが薄いことから資産やコストの概念が弱く、企業ほどには行財政運営の中で資産効率や収益性に対する関心が払われてこなかったと考えている（もちろん、地方公共団体は営利を追求する企業とは必然的に目指すべき効率性や収益性は異なる）。そうした中、資産・債務改革を促進するために、ストック・コストの概念を持ち込んだ地方公会計は、これまでの地方公共団体にはなかった経営分析を可能にし、人口減少を前提とした行財政運営に少なからぬ影響を与えている点で画期的な取組である。そのためにも、資産の有効活用を含めた「固定資産管理」は現金や債権債務の管理と並んで、地方公共団体の財務事務としても重要な事項であると認識している。

本報告書では監査の結果として複数の「指摘」又は「意見」とした発見事項を記載した。しかしながら、統一的基準による財務書類の固定資産の開始時残高の算定にあたり、厳密な意味での正確さより実務の簡便性を優先していったん固定資産台帳を作成し、その後段階的に精緻化を図る前提で制度が発展してきた経緯を踏まえると、本報告書で取り上げた誤りを局所的に修正しても全体に与える影響は軽微であり、費用対効果の点からもあまり有効ではないと考えている。例えば、資産の有無など「事実」に関わる事項（登録漏れなど）は誤りに気が付いた都度修正すべきではあるが、会計処理の中である程度幅を持った「判断」の要素が含まれる事項（資本的支出・収益的支出の区分、再調達原価の算定など）や長期的に見れば減価償却を通じて資産の価額がゼロに近づいていく事項（耐用年数の誤り、除却漏れなど）については、誤りに気が付いた都度修正するというよりも、費用対効果を踏まえて、他にも同様の誤りがないかを確認した上で然るべき時期に一括して修正するという点でも当面は容認されるところである。

むしろ、大事なことは、今後、同様の誤りをいかに予防するか、又は、同様の誤りが発生し

た際にかに発見できるかの内部統制を整備し、その運用を定着させることである。そして、整備した固定資産データを利活用して、資産・債務改革を着実に進めることである。

この点、千葉市が、固定資産の活用として、平成 25 年度から「資産経営システム」として資産データを一元化し、「資産カルテ」や「資産の総合評価」等の活用に取り組んでいることは非常に有用な取組であると評価している。固定資産台帳の整備・更新は地道な作業ではあるが、この取組の裏付けとなる基礎データを提供するものであるから、市民や利用者に対して誤った報告とならないよう、また、年数の経過とともにデータの精度が落ちることのないよう、改めて、内部統制の観点から業務を点検し、市民に対する説明責任を今後も果たしていくことを期待する。

2. 監査の結果（指摘事項及び意見）の一覧・件数

以下は、本報告書で取り上げた指摘事項（本報告書では単に「指摘」という。）と意見の一覧である。

指摘は 19 件、意見は 17 件である。

「指摘」と「意見」の区分は、冒頭に掲げたものを再掲すると下記のとおりである。

指摘	法令や条例等への遵法性からは是正すべきもの、事業事務の効率性や経済性の観点から特に改善を要すべきもの等の観点から、市において、対応が必須と判断した事項である。
意見	住民への説明責任上、又は、行政運営上の改善のため、市において、対応が望ましい又は検討すべきと判断した事項、若しくは、参考となる提言等である。

このうち、特に、地方公会計における発見事項については、局所的に誤りを発見する都度、固定資産台帳を修正することは費用対効果として有効ではないため、誤りがあったことをもって一律に「指摘」とするのではなく、大局的な視点から、内容の重要性、「事実」に基づく誤りなのか、「判断」に基づく誤りなのか、今の細かな誤りを直すことより今後同様の誤りを起こさないための仕組み化を検討するのかが等によって、区分を使い分けている。

なお、総務省の通知や公会計マニュアル、市が自身で作成した作成要領や内規等に則っていないものは直ちに遵法性に反するものとはいえない側面もあるが、本報告書では「指摘」として取り扱っている。

項目	対象課	指摘	意見	頁
Ⅲ千葉市の地方公会計の固定資産台帳				
第2章固定資産台帳の更新に係る内部統制				
(1) 固定資産台帳の更新作業				
固定資産台帳の更新スケジュールの見直しについて	資産経営課		①	59
作業の引継ぎ及びノウハウの蓄積のための説明会の実施について	資産経営課		②	62
一部の業務の委託化や外部専門家等の利用について	資産経営課、財政課		③	62
(2) 固定資産台帳と公有財産台帳の整合性(土地・建物)				
公有財産台帳に記載された土地・建物の固定資産台帳への計上漏れについて	管財課、財政課	①		65
(3) 固定資産台帳と公有財産台帳の整合性(無形固定資産)				
公有財産台帳に記載された無形財産権の固定資産台帳への計上漏れについて	管財課	②		66
(4) 固定資産台帳と資産データベースの登録情報との整合性				
所管課の登録情報の誤りについて	財政課	③		67
(5) 固定資産台帳の更新に関する業務の委託				
(指摘・意見なし)				
(6) 減損会計の適用				
(指摘・意見なし)				
第3章固定資産台帳の内容の点検				
(1) 固定資産台帳の要件				
数量・単位の記入について	資産経営課	④		74
有形固定資産の行政目的別明細の誤りについて	財政課	⑤		76
勘定科目の誤り(建設仮勘定の本勘定への振替漏れを含む)について	資産経営課	⑥		78
会計区分の誤りについて	資産経営課	⑦		80
(2) 固定資産台帳の登録内容の正確性				
リース資産の計上に係る作成要領等での説明の工夫について	財政課		⑧	81
同一資産の耐用年数の不一致について	資産経営課		⑨	83
固定資産の取得日の記載のルール明確化について	資産経営課		⑩	85
(3) 固定資産の実任性・網羅性				
部分除却の考え方の整理について	会計室		⑪	90
(4) 固定資産の取得原価				
資本的支出と収益的支出の区分について	財政課		⑫	93
固定資産の取得原価への付随費用の加算について	財政課		⑬	94
リース料総額から利息相当額を控除しない方法を採用する場合の重要性について	資産経営課		⑭	95
寄付で取得した固定資産の取得価額の確認方法について	管財課、会計室		⑮	97
昭和59年以前に取得した道路等の注記漏れについて	財政課		⑯	99
(5) 所有外資産の管理				
(指摘・意見なし)				
第4章固定資産台帳の活用				
(1) 固定資産台帳の公表				
固定資産台帳が未公表であることについて	資産経営課	⑰		117

項目	対象課	指摘	意見	頁
(2) 売却可能資産				
売却可能資産の範囲と注記集計範囲の相違について	財政課	⑩		120
固定資産台帳上の売却可能区分の修正について	財政課	⑪		121
(3) 長期未利用財産の利活用の促進				
長期未利用財産の把握、利活用につながる情報公開について	管財課		⑫	122
(4) 使用料の算定				
使用料の算定における減価償却相当額の考慮要否に関する検討について	財政課		⑬	126
IV千葉市の公営企業会計の固定資産台帳				
第2章病院事業会計				
(1) 固定資産台帳と財務諸表の整合性				
財務諸表と固定資産台帳等の不一致について	病院局経営企画課	⑭		142
固定資産の実態調査が実施されていないことについて	病院局経営企画課	⑮		142
無償取得資産の取得価額とする「公正な評価額」の取扱いの明瞭化について	病院局経営企画課		⑯	142
(2) 固定資産の現物確認				
固定資産台帳からの除却処理漏れと資産管理シールの運用の徹底について	病院局経営企画課	⑰		150
固定資産台帳への登録単位について	病院局経営企画課	⑱		151
資産管理シールによる管理の効率化について	病院局経営企画課		⑲	151
第3章水道事業会計				
(1) 固定資産台帳と財務諸表の整合性				
(指摘・意見なし)				
(2) 耐用年数				
耐用年数の設定について	水道総務課	⑳		161
(3) 残存価額の設定				
適切な固定資産の残存価額の設定について	水道総務課	㉑		162
(4) リース会計の適用				
未經過リース料の注記漏れについて	水道総務課	㉒		163
(5) 固定資産の現物確認				
(指摘・意見なし)				
(6) 取得原価				
(指摘・意見なし)				
(7) 建設仮勘定の資産性				
(指摘・意見なし)				
(8) 売却・除却資産の処理				
(指摘・意見なし)				
第4章下水道事業会計				
(1) 固定資産台帳と財務諸表の整合性				
(指摘・意見なし)				
(2) 固定資産の取得日				
固定資産の取得日を実際の取得日とすることについて	下水道経営課		㉓	172
(3) 固定資産の現物確認				
減価償却費の計上漏れについて	下水道経営課	㉔		178
固定資産の実査について	下水道経営課		㉕	179
	合計	19	17	

II 固定資産台帳の概要

第1章 地方公共団体における固定資産台帳の概要

1. 固定資産台帳の位置付け

固定資産台帳とは、「固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの」（総務省「資産評価及び固定資産台帳の整備手引き」2段落）である。

財務書類を作成する過程において、固定資産台帳は固定資産の内訳を記録する「補助簿」としての役割を持ち、貸借対照表の固定資産残高や損益計算書の減価償却費などの算定に必須の帳簿である。

本報告書では、地方公共団体における固定資産台帳を、次の2つに整理している。

①地方公会計の固定資産台帳

1つ目は、地方公会計の整備の過程で作成が求められる固定資産台帳である。具体的には、②以外の会計、すなわち、一般会計、特別会計（地方公営企業法を適用する地方公営企業会計（以下「法適用公営企業」という。）を除く。）における固定資産台帳である。

これらの一般会計等においては、歳入歳出決算としての単式簿記・現金主義（正確には出納整理を踏まえた修正現金主義）による決算書が法定決算書類として整備される一方、地方公会計として、発生主義・複式簿記による財務書類の整備が始まったのがここ10年～20年の取組であり、固定資産台帳を整備する実務が定着してからの期間が法適用公営企業に比べて短い。また、固定資産台帳を含む地方公会計に基づく財務書類一式の作成・開示は法令に基づくものではなく、かつ、固定資産台帳については、財務会計システム外で手作業によって作成されていることが多い。

②公営企業会計の固定資産台帳

2つ目は、法適用公営企業における公営企業会計に基づく固定資産台帳である。法適用公営企業は、地方公営企業法に基づいて、複式簿記・発生主義による財務諸表を作成しており、それに伴って、地方公営企業法の適用時から固定資産台帳を整備してきた経緯がある。

千葉市では、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計がこれに該当する。

法適用地方公営企業の財務会計システムには固定資産台帳の作成機能が組み込まれ、財務諸表と一体として設計されていることが通常である。

2. 地方公会計における固定資産台帳の意義

（1）地方公会計における固定資産台帳の整備の経緯

地方公会計による財務書類整備の取組については、過去から各地方公共団体の独自の取組があったものの、基本的な考え方が示されたのは、平成12年に総務省（当時は自治省）が決算統計のデータを活用した普通会計のバランスシート・行政コスト計算書等のモデル（いわゆる「総務省方式」）を提示したことが最初であると理解している。

その後、国は「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）において、資産・債務改革の推進等を図る観点から、地方公共団体に対して財務書類等の作成を要請した。

そして、平成18年に総務省は新たに、複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を前提とした「基準モデル」と、総務省方式に固定資産台帳の段階的整備を盛り込んだ「総務省方式改訂モデル」を各地方公共団体に提示した。

さらに、平成26年には、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」を公表し、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する「統一的な基準」を提示し、現在に至っている。

「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」とが併存していたときには、財務書類の比較可能性を確保するために作成基準の統一が課題となるとともに、地方公共団体における公共施設等の老朽化対策が喫緊の課題となる中で、固定資産台帳を整備し、資産を網羅的に把握することが求められるようになっていた。そのことを背景として、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が策定され、固定資産台帳が未整備の地方公共団体にも固定資産台帳の整備が推進された。

【統一的な基準による地方公会計の整備促進について】

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（大臣通知）

統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年1月23日 総務大臣通知（総財務第14号））

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り込まれてきたところですが、人口減少・少子高齢化が進んでいる中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の取組を「質・量」取組を行うことは極めて重要であると考えられています。今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成26年5月23日付総務大臣通知総財務第102号）のとおり、平成26年4月30日に固定資産台帳の整備と様式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置して議論を進めてきましたが、平成27年1月23日に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめております。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示しております。

つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれます。

なお、統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成やICTを活用したシステムの整備が不可欠であり、平成27年度には関係機関における研修の充実・強化や標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定です。また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講ずることとしております。

各都道府県知事におかれは、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に御意を伺うようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

出典：総務省「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」第1回資料3

統一的な基準による財務書類の作成と固定資産台帳の整備は、平成27年度から29年度の3年間で導入することが要求されており、平成29年度末までに、ほぼ全ての地方公共団体で、完了している。千葉県では、平成27年までは「基準モデル」で財務諸表を作成しており、固定資産台帳についても整備済みである。

【固定資産台帳の整備（更新）状況】

1、令和4年3月31日時点の状況を反映した固定資産台帳の整備（更新）状況 （単位：団体）

整備（更新）状況	都道府県	市区町村	指定都市		合計
			指定都市	指定都市を除く市区町村	
整備（更新）済み	47 (100.0%)	1,860 (95.3%)	20 (100.0%)	1,840 (95.3%)	1,707 (95.5%)
整備（更新）中	0 (0.0%)	73 (4.2%)	0 (0.0%)	73 (4.2%)	73 (4.1%)
未着手	0 (0.0%)	8 (0.5%)	0 (0.0%)	8 (0.5%)	8 (0.4%)
合計	47 (100.0%)	1,741 (100.0%)	20 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,788 (100.0%)

出典：総務省「統一的な基準による財務書類の作成状況等に関する調査（令和5年3月31日時点）」

（2）地方公会計における固定資産台帳の特徴

地方公会計における固定資産台帳は、整備の過程で、短期間での対応を求められたこともあり、まずは作成することが最優先課題とされたと認識している。総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」においても、例えば以下のような、内容の正確さや精緻さよりも作業の効率化や実務の簡便性を優先した取扱いが示されている。

【固定資産台帳を簡易的に作成すること許容する取扱いの例】

- （8 段落）「既存の各種台帳から可能な限りデータを取得した上で、将来的な一元化を見据えた固定資産台帳として整備することも考えられます」
- （111 段落）「固定資産台帳の整備にあたっては、（中略）作業の効率化を図る観点から、一から同台帳を作成するのではなく、可能な限り既存の公有財産台帳等から得られる情報を整理して整備することが考えられます」
- （117 段落）「既存データを基礎にして必要なデータを追加して作成することが近道となります」

【開始時の登録を簡便的に行い、段階的に精緻化することを許容する取扱いの例】

- （35 段落）「例外として、開始時においては、道路、河川及び水路について、1区間単位の価格算定が困難な場合に限り、会計年度単位に供用開始等した合計数量（延長キロ等）をもって、記載する「1単位」とすることも妨げないこととします。（中略）開始後については、新規整備や更新など一定のタイミングで路線単位等の管理とすることとし、精緻化を図ることが望まれます。」
- （36 段落）「開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体と見なして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うこととします。ただし、開始後に取得するものについては、原則に従い建物と附属設備を分けて固定資産台帳に記載することとします。なお、開始時に建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載したものであっても、更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。」
- （37 段落）「事業用資産の工作物（門、柵、塀等）については、それぞれの工作物ごとの個別単位の管理を原則としますが、開始時において、過去に取得したものを分けて管理していない場合は、一体として固定資産台帳に記載することを許容することとします。ただし、開始後においては、新規整備や更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。」

なお、このような実務上の取扱いの簡便性を重視する考え方は、資産の評価においても、一定の資産については評価対象外とすることや、同種の資産であっても異なる評価方法を認めるなどの取扱いにも反映されている。

(3) 固定資産台帳と公有財産台帳等との相違点

固定資産台帳と類似する台帳として、地方自治法に規定される公有財産を管理するための公有財産台帳や個別法に基づく道路台帳等の各種台帳（以下「公有財産台帳等」という。）がある。

公有財産台帳等は、主に数量面を中心とした財産の運用管理、現状把握等を目的として備えることとされており、資産価値（金額）に係る情報の把握が前提とされていない点で固定資産台帳と異なっている。

固定資産台帳と公有財産台帳等の相違点は以下のとおりである。

	固定資産台帳	公有財産台帳等
管理の主眼	会計と連動した現物管理	財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理
対象資産の範囲	全ての資産	建物・土地・備品等が中心（道路、河川など同台帳上に整備されていない資産もある）
資本的支出と修繕費	区分あり	明確な区分なし
付随費用	区分あり	明確な区分なし
金額情報	あり	なし（原則）
減価償却	あり	なし

出典：総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」別紙1を基に監査人が作成。

総務省「資産評価及び固定資産台帳の手引き」によると、主として財産の運用管理を目的とする公有財産台帳等は、その目的や構造等において固定資産台帳との相違点も多くあるが、将来的には固定資産台帳と一体的な管理を行うようにすることが効率的な資産管理という観点からも望ましいとされている。

また、公有財産台帳等は、固定資産台帳と内容が重複する部分も多く、相互の整合性を保持し、効率的な管理を図るためにも、例えば資産番号等を共用してリンクさせることが望ましいとされている。

3. 地方公会計における固定資産台帳の作成方法

(1) 固定資産台帳の記載項目

固定資産台帳は、財務書類作成のための補助簿の役割を果たす以上、財務書類に計上される項目の内訳が算出できる構成とする必要がある。具体的には、固定資産台帳の個々の記載項目は次のとおりとし、原則として「①基本項目」を備えることが要求されている。

【固定資産台帳の記載項目】



出典：地方公会計マニュアルP155をもとに監査人加筆

一般会計等の固定資産台帳の科目は次のとおり管理上複数の補助勘定科目を設定している。

【勘定科目及び補助勘定科目】

区分	事業インフラ	勘定科目	補助勘定科目
事業用資産		土地	001：土地
		立木竹	002：立木竹
		建物	003：建物、004：建物付属設備
		工作物	005：工作物
		船舶	007：船舶
		浮標等	008：浮標等
		航空機	009：航空機
		その他	099：その他の有形固定資産
		建設仮勘定	100：建設仮勘定
	有形固定資産	インフラ資産	土地
建物			300：橋梁(公共建物)、301：道路(公共建物)、302：河川(公共建物)、303：ダム(公共建物)、305：漁港・港湾(公共建物)、307：公園(公共建物)、308：下水道(公共建物)、310：下水処理(公共建物)、311：トンネル(公共建物)、312：農道(公共建物)、313：林道(公共建物)、349：その他(公共建物)
工作物			350：橋梁(公共工作物)、351：道路(公共工作物)、352：河川(公共工作物)、353：ダム(公共工作物)、355：漁港・港湾(公共工作物)、357：公園(公共工作物)、358：下水道(公共工作物)、360：下水処理(公共工作物)、361：トンネル(公共工作物)、362：農道(公共工作物)、363：林道(公共工作物)、399：その他(公共工作物)
その他			400：その他の公共用財産
建設仮勘定			500：公共用財産建設仮勘定
物品		物品	600：物品、601：美術品

区分	事業インフラ	勘定科目	補助勘定科目
無形固定資産	ソフトウェア	ソフトウェア	700：ソフトウェア
	その他	その他	701：地上権、702：著作権 特許権、703：電話加入権、799：その他の無形固定資産

出典：千葉市「固定資産台帳増減調査票作成要領」(令和4年)を基に監査人が作成。

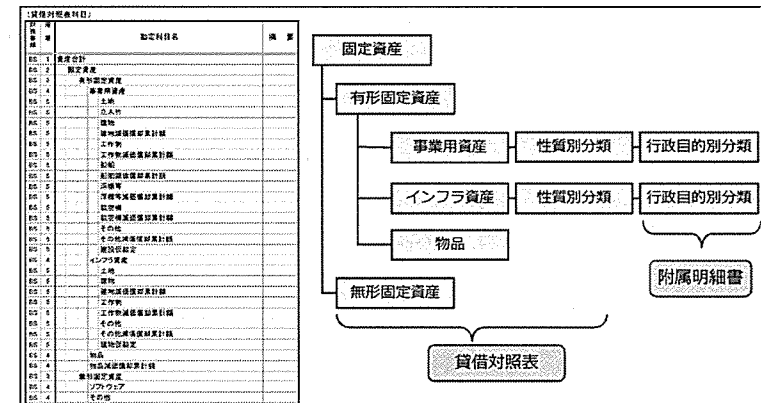
(2) 固定資産台帳の要件

(勘定科目の区分)

固定資産台帳の記載項目として勘定科目を設定し、貸借対照表の資産の部の区分に則して区分することが必要である。

資産の部は固定資産と流動資産に区分され、固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産に区分される。そのうち有形固定資産と無形固定資産は以下のように区分される。

【固定資産台帳の勘定科目区分】



出典：地方公会計マニュアル P95 を基に監査人加筆

事業用資産は、インフラ資産及び物品以外の有形固定資産が該当する。

インフラ資産は、システム又はネットワークの一部であること、性質が特殊なものであり代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約を受けることとい

った特徴の一部または全てを有するものであると定義されている。具体的には、道路、橋りょう、公園等が該当する。

事業用資産とインフラ資産は、その種類に応じて土地、建物、工作物、船舶、浮標等、航空機、その他、建設仮勘定に区分する。

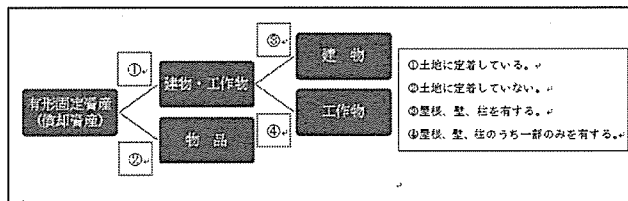
それぞれの定義は次のとおりである。

勘定科目	定義
土地	所有権を有する敷地
立木竹	保険対象樹種であって、樹齢・樹種が管理されているもの
建物	相当の期間、存在することを前提に、原則として屋根・壁・柱を有する土地の上に建てられたもの及び建物に付随して機能するもの
工作物	人間が継続的に居住・滞在する目的以外のために設計されたものであって、土地の上に定着する建物以外のもの
船舶	所有権を有する船舶
浮標等	所有権を有する浮標・浮棧橋・浮ドック
航空機	所有権を有する航空機
その他	所有権を有する上記以外の有形固定資産
建設仮勘定	工期が一般会計年度を超える建設中の建物など、完成前の有形固定資産への支出等を仮に計上しておくためのもの

出典：地方公会計マニュアル P394 等の間番号 10 を基に監査人作成。

物品は、土地に定着していない、据置式のもの及び固定されてはいるが、天井又は壁面等に金具によって取付・設置されているものと定義されており、建物又は工作物そのものと一体となっているものは、建物又は工作物として取り扱われる。

建物と工作物、物品の区分は次のとおりである。



出典：地方公会計マニュアル P394 等の間番号 10 を基に監査人作成

無形固定資産は、ソフトウェアとその他に区分される。

ソフトウェアは、地方公共団体が所有する財務会計システム、税務システム、住民基本台帳システム等が該当する。将来の費用削減とは無関係な映像ソフトのようなものは、費用処理される。

その他は、特許権、著作権、商標権、営業権、実用新案権、意匠権等の無体財産権が該当する。

なお、無形固定資産における仮勘定は、ソフトウェアであれば「ソフトウェア」、それ以外であれば無形固定資産の「その他」に含めるものとされる。

(登録単位)

固定資産台帳は、資産管理に活用することが重要であり、資産を登録する単位として、①現物との照合が可能な単位であること、②取替や更新を行う単位であること(耐用年数が異なるものはそれぞれを区分して登録すること)、が求められる。例えば、建物(躯体)と建物附属設備(電気・空調・給排水衛生・火災報知設備等)は、別々の資産として固定資産台帳に計上する。

ただし、地方公会計マニュアルでは、開始時においては、例外的に建物本体と附属設備のような耐用年数が異なる物件であっても、一体とみなして固定資産台帳に登録することが許容されている。

(耐用年数・償却率)

償却資産に係る耐用年数及び償却率は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に規定されている耐用年数に従って設定する。統一的な基準では主な資産の耐用年数の例を示している。

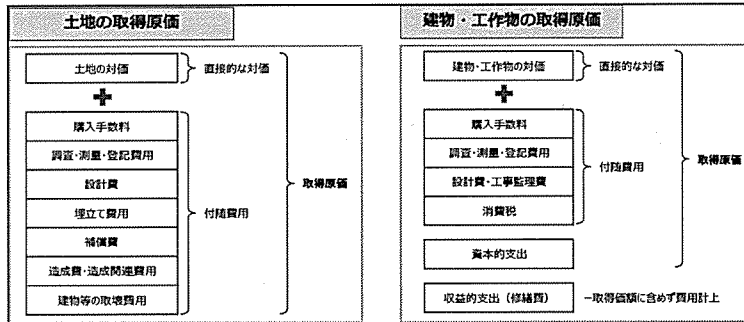
なお、地方公会計マニュアルでは、統一的基準による財務書類の作成開始時点において、既に固定資産台帳が整備済み又は整備中の地方公共団体では、耐用年数が合理的かつ客観的な基準によって設定されたものであれば、当該耐用年数を変更しないことが認められた。そのため、総務省方式改訂モデルや基準モデルに基づき固定資産台帳整備を整備していた団体(千葉県は当時すでに基準モデルを採用)は、整備済みの固定資産台帳に登録されている資産に対しては登録済の耐用年数を継続して使用し、統一的基準導入後に新規で取得した資産に対しては統

一的な基準における耐用年数の考え方に基づいて耐用年数を登録する取扱いが認められている。

(付随費用)

有形固定資産の取得原価は、当該資産の取得に係る直接的な対価のほか、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めることとされている。例えば、土地の取得原価には、購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費といった支出、建物及び工作物の取得原価には、設計費や工事監理費といった支出、道路工作物の取得原価には、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の支出を含める。

【固定資産の取得原価に含める付随費用の範囲】



(資本的支出)

償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高めるか、その耐久性を増すこととなると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額は資本的支出¹として資産に計上する。

既存の償却資産に対して行った資本的支出は、その支出金額を取得原価として、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したのとして固定資産台帳に

¹資本的支出と収益的支出

資本的支出とは、資産に計上する支出であり、固定資産の修理、改良などのために支出した金額のうち、その固定資産の使用可能期間を延長または価値を増加させる部分のことをいう。これに対して、固定資産の維持管理費用や原状回復のための修繕費用のような、固定資産の既存の価値を増加させないか、耐久性を増さない修繕・補修・改修・改造等の支出は収益的支出といい、支出の年度の費用として計上される。

登録する。

一方、既存の固定資産の価値を増加させないか、耐久性を増さない修繕・補修・改修・改築・改造等は、固定資産の増加として認識せず、収益的支出として費用処理する。

例えば、次のような工事は当該工事が完了した年度の費用として計上する。

- ・漁港・港湾の浚渫工事で、水深が従前と変わらないもの
- ・河川の堤防の改修工事で、堤の容量や材料が従前と変わらないもの
- ・災害復旧において、新規に作り直す部分以外

なお、上記の資本的支出と収益的支出の区分は実務上困難な場合もあり、同じような工事であっても会計処理する担当者によって異なる判断が下されることもある。こうした判断基準のブレを少しでも回避するために、千葉市の固定資産台帳増減調査作成要領では、法人税基本通達による資本的支出と修繕費（収益体支出）の区分を参考に判断する旨が記載されている。

(建設仮勘定)

建設仮勘定は、有形固定資産に区分される勘定科目で、その工期が一会計年度を超える建設中の建物など、完成前の有形固定資産への支出等を仮に計上しておくための勘定科目であり、当該有形固定資産が完成した時点で本勘定に振り替える。

多くの地方公共団体では、設計や工事監理といった付随費用と建築工事を別々に発注し、かつ、建築工事も中間払いと完成払いとの2回に分けて支払うことが多く、工事の完成までに要した支出をいったん建設仮勘定に計上しておき、完成後にまとめて本勘定に振り替えることが一般的である。

なお、修繕費（収益的支出）は費用計上するため、建設仮勘定には計上しない。また、建設仮勘定に計上した支出であっても、その後、対象となる本体工事が実施されなくなり、本体工事との直接的な関連がなくなった場合にはその時点で費用に振り替える。

(リース資産)

リースとは、原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部分と定義され、リース取引に基づいて生じる資産を「リース資産」という。リース取引は、契約の内容に応じて①ファイナンス・リース取引と②オペレーティング・リース取引に区分される。

①ファイナンス・リース取引

ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引（解約不能のリース取引）で、借手が、リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担するリース取引（フルペイアウトのリース取引）である。

ファイナンス・リース取引は、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借り手に移転すると認められるものを「所有権移転ファイナンス・リース取引」、それ以外の取引を「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に区分する。

②オペレーティング・リース取引

ファイナンス・リース取引以外のリース取引のことを指す。

統一的な基準では、リース取引のうち所有権移転ファイナンス・リース取引について対象資産の内容に応じた固定資産の勘定科目（仮に購入した場合に使用する勘定科目）に資産に計上し、それ以外の契約については費用処理する。

なお、次のように重要性が乏しいと判断される場合には、費用処理が認められている。

- ・重要性が乏しい償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準以下のリース取引
- ・リース期間が1年以内のリース取引
- ・リース料総額が300万円以下のリース取引

(PFI資産)

PFI等の手法により整備した所有権がない資産については、原則として「所有権移転ファイナンス・リース取引」と同様の会計処理を行うものとし、契約上のリスク配分状況等を検討の上、原則として地方公共団体に帰属するリース資産・リース債務として認識し、固定資産台帳にその金額及び計算方法等を記載する。

会計処理にあたっては、PFI等の事業内容に応じて、例えば利息相当額や維持管理・運営費は、原則として支払総額から控除してリース資産・リース債務の計上を行う必要がある。

なお、財務書類には、PFI事業に係る資産の金額を注記する。

(所有外資産)

現状の地方公会計マニュアルでは、管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物（所有外資産²）は、地方公共団体の資産としては計上しないものの、公共施設等のマネジメントの観点から、財務書類に注記することが望まれている。

令和4年8月に総務省に設置された「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」では、現行の「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」の見直しを検討されており、その中では一定の地方負担を伴って整備され、当該地方公共団体が法令等に基づく管理権限を有するが、所有権を有していない資産を「所有外資産」と定義し、新たに「所有外資産」という名称で貸借対照表に資産計上することが検討されている。

なお、「所有外資産」のうち、指定区間外の国道や指定区間の一級河川・二級河川は都道府県及び政令指定都市の側で資産計上するものとし、その他の所有外資産のうち重要性の乏しい資産については市町村の側で計上しないことが許容されている。

【所有外資産の範囲】

(参考) 論点1・2の射程

	都道府県	指定都市	市町村
指定区間外の国道	○(必須)	○(必須)	-
指定区間の一級河川・二級河川	○(必須)	○(必須)	-
その他の所有外資産	△(任意)	△(任意)	△(任意)

論点1の議論の範囲 (指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川)

論点2の議論の範囲 (その他の所有外資産)

出典：総務省 統一的な基準の検証に関するワーキンググループ 第3回資料2

² 所有外資産

一定の地方負担を伴って整備され、当該地方公共団体が法令等に基づく管理権限を有するが、所有権を有していない資産。所有外資産の中でも代表的なものとしては、指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川があげられる。

(3) 資産の評価

固定資産の評価について、取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、取得原価が不明なものや無償で取得したものは、原則として再調達原価で評価する。ただし、道路、河川及び水路の敷地は、原則として備忘価額1円とされている。

なお、統一的な基準に基づき開始時の固定資産台帳を整備する際には、昭和59年度以前に取得した資産については、再調達原価で評価する必要がある。

資産の再評価は、立木竹のみ6年に1回程度実施し、その他の資産は実施しないものとされている。立木竹について一定の年数ごとに再評価が求められるのは、立木竹の資産価値が時の経過とともに高まっていくものと考えられていることによる。

有形固定資産等の評価基準				
	開始時		取得原価	再評価
	昭和59年度以前取得時	昭和60年度以後取得時		
非償還資産 *償還資産を除く	再調達原価	取得原価 【再調達原価】	取得原価	立木竹のみ 6年に1回程度
道路、河川及び 水路の敷地	備忘価額1円	取得原価 【備忘価額1円】	取得原価	—
償還資産 *非償還資産を除く	再調達原価	取得原価 【再調達原価】	取得原価	—
借入金	低額法	低額法	低額法	原則として毎年度

備考1 適正な対価を支払わずに取得したものは原則として再調達原価(ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地は原則として備忘価額1円)

備考2 既に固定資産台帳が整備済または整備中であって、基準モデル等に基づいて評価されている資産について、合理的かつ客観的な基準によって評価されたものであれば、引き続き、当該評価額によることを許容(その場合、道路、河川及び水路の敷地については、上表による評価額を注記)

備考3 売却可能資産については、売却可能価額を注記し、当該価額は原則として毎年度再評価

出典：「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」別紙5

なお、統一的な基準による財務書類の作成開始時点において、既に固定資産台帳が整備済み又は整備中であって、基準モデル等に基づいて評価された資産について、合理的かつ客観的な基準によって評価されたものは、当該評価額によることが認められている。ただし、道路、河川及び水路の敷地については、上記評価方法に基づく評価額を財務書類に注記する必要がある。

4. 地方公会計における固定資産台帳の活用方法

統一的な基準により作成する固定資産台帳は、財務書類作成に必要な補助簿であるが、固定資産の活用に関する情報であることから利害関係者に編集可能なデータ形式で公表することが原則とされる。

内部利用の例としては、公共施設の統廃合の検討、効率的な施設運営方法の検討、公共施設等総合管理計画や個別施設管理計画の充実・精緻化、予算編成などが挙げられる。

外部利用の例としては、民間事業者によるPPP/PFIに関する積極的な提案の促進、民間事業者における売却可能資産の買収等の検討の促進などが挙げられる。

固定資産台帳の公表は、統一的な基準により作成する固定資産台帳として管理する一般会計等が対象になると想定される。法適用公営企業の固定資産台帳は、統一的な基準により作成する固定資産台帳と評価方法や登録単位、財源情報の有無、登録基準等が異なることから、統一的な基準により作成する固定資産台帳とは別に管理し、経営戦略の策定等の独自の目的で活用されている。

固定資産台帳の活用について

固定資産台帳の情報は、公共施設の効率的なマネジメントや公有財産の有効利用等への活用が期待される。

内部利用の例

- 耐震診断や耐震化の状況、利用者数や稼働率等の情報を追加することにより、公共施設の統廃合の検討や効率的な施設運営方法の検討等に活用する。
- 固定資産台帳の情報をもとに、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出すること等により、公共施設等総合管理計画や個別施設管理計画を充実・精緻化する。
- 予算の要求や査定において、施設類型毎の経年状況等を比較・分析し、公共施設の老朽化対策等についてメリハリのある予算編成を行う。

外部利用の例(固定資産台帳の公表)

- 公共施設の情報を公表することにより、民間事業者によるPPP/PFIに関する積極的な提案を促進する。
- 資産の売却可能区分等を公表することにより、民間事業者における買収等の検討を促進し、公有資産の有効利用を図る。

活用にあたっては、

- ・ 固定資産台帳が適切に更新されていること
- ・ ユーザー(民間事業者等)にとって必要な情報が公表されていること が前提。

出典：総務省「地方公会計の活用に関する研究会」第2回資料4-1

Ⅲ 千葉市の地方公会計の固定資産台帳

第1章 千葉市の統一的基準による財務書類と固定資産台帳の関係

1. 千葉市の統一的基準による財務書類の対象範囲

総務省の「今後の地方公会計の推進に関する研究会」がとりまとめた報告書により、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されたことで、どの団体にも、固定資産台帳を整備し、資産を網羅的に把握することが求められるようになった。

地方公会計マニュアルによると、地方公共団体は、一般会計及び法適用公営企業以外の特別会計からなる一般会計等を基礎として財務書類を作成しなければならず、また、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況、行政サービス提供に要した費用や資金収支の状況等を総合的に明らかにするため、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、さらには、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類もあわせて作成することとされている。

千葉市における、一般会計等の財務書類、全体財務書類及び連結財務書類の対象となる会計(団体)は、次のとおりである。

【千葉市の財務書類の区分】

区分		対象会計及び団体
連結	全体	①一般会計 ②母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 ③盤園事業特別会計 ④都市計画土地区画整理事業特別会計 ⑤市街地再開発事業特別会計 ⑥公共用地取得事業特別会計 ⑦学校給食事業特別会計 ⑧公債管理特別会計
	公営事業会計	①国民健康保険事業特別会計 ②介護保険事業特別会計 ③後期高齢者医療事業特別会計 (収益事業会計) ④競輪事業特別会計

※ 一般会計等

地方公共団体の会計のうち地方公営事業会計以外のものであり、地方財政の統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲であるが、地方財政の統計で行っているいわゆる「想定企業会計」の分別(一般会計において経理している公営事業に係る収支を一般会計と区分して特別会計において経理されたものとする取扱い)は行わないこととしている。

区分		対象会計及び団体
		(地方公営企業法の規定を適用しない公営企業会計) ⑤農業集落排水事業特別会計 ⑥地方卸売市場事業特別会計 ⑦動物公園事業特別会計 (地方公営企業法の規定を適用する公営企業会計) ⑧病院事業会計 ⑨下水道事業会計 ⑩水道事業会計
	関連団体 ※本報告では監査対象としていない	①千葉県市町村総合事務組合 ②千葉県後期高齢者医療広域連合 ③千葉県国際交流協会 ④千葉県文化振興財団 ⑤千葉県スポーツ協会 ⑥千葉県保健医療事業団 ⑦千葉県産業振興財団 ⑧千葉県防災普及公社 ⑨千葉県教育振興財団 ⑩千葉県住宅供給公社 ⑪千葉県社会福祉協議会 ⑫千葉都市モノレール ⑬千葉ショッピングセンター ⑭千葉経済開発公社 ⑮千葉マリスタジアム

出典：千葉市「千葉市の財務書類4表（令和3年度）」P2を基に監査人が作成。

4 公営企業（法適用企業・法非適用企業）

地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類される。通常、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であつて法適用企業以外のものを法非適用企業と分類している。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で適用する事業（任意適用事業）がある。法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、観光施設事業等（それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限る。）がある。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計という。法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われる。

なお、地方財政状況調査上で便宜的に用いられる普通会計との関係を示す観点から、一般会計等と普通会計⁶の対象範囲等の差異を財務書類に注記することになっている。

千葉市では、一般会計等の対象範囲のうち、一般会計に含まれる介護サービス及び後期高齢者医療等に係る経費、並びに都市計画土地区画整理事業特別会計及び市街地再開発事業特別会計に含まれる宅地造成に係る経費については、普通会計の対象範囲には含まれず、差異となっている。

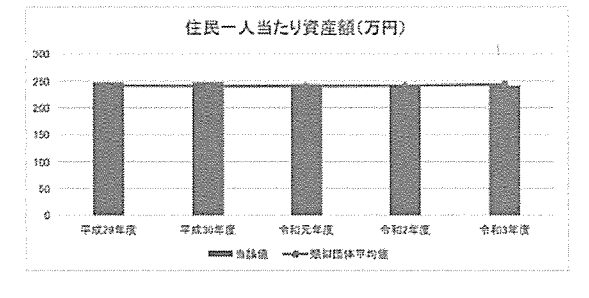
2. 財務書類における固定資産関連情報

令和3年度の千葉市の貸借対照表によると、資産の総額は2兆3,543億円であり、住民一人当たり資産額は241.1万円である。類似団体平均値は243.8万円であるため、他の政令指定都市と比較してほぼ平均並みであることが分かる。

1. 資産の状況

①住民一人当たり資産額(万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資産合計	240,254,800	240,534,800	238,016,000	236,153,000	235,450,600
人口	967,832	970,049	972,516	974,726	976,328
当該値	248.2	248.0	244.7	242.3	241.1
類似団体平均値	241.9	240.5	240.7	241.4	243.8



出典：総務省「令和3年度統一的な基準による財務書類に関する情報」の千葉市のページ

6 普通会計

個々の地方公共団体は各会計の範囲が異なっていることから、財政状況の統一的な把握及び比較を行うため、地方財政状況調査上便宜的に用いられる会計区分であり、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のもの。

千葉市の財務書類（令和3年度）における固定資産関連の計上額は次のとおりである。

①貸借対照表

貸借対照表は、基準日（3月31日）時点における地方公共団体の財政状態を明らかにすることを目的として作成されており、固定資産の残高及び内訳を把握できる。

（単位：千円）

科目	一般会計等	全体会計	連結会計
有形固定資産	2,162,210,225	2,644,493,449	2,654,043,952
事業用資産	958,471,190	974,992,329	980,010,386
土地	669,372,712	675,730,158	677,016,395
立木竹	12,304	12,304	12,304
建物	673,292,209	703,279,086	707,354,980
建物減価償却累計額	△410,792,254	△431,314,313	△434,206,844
工作物	80,818,818	81,495,849	93,156,556
工作物減価償却累計額	△70,135,646	△70,676,778	△79,817,007
船舶	916,594	916,594	935,248
船舶減価償却累計額	△916,594	△916,594	△935,248
浮標等	3,035	3,035	3,035
浮標等減価償却累計額	△70	△70	△70
航空機	1,778,700	1,778,700	1,778,700
航空機減価償却累計額	△1,778,700	△1,778,700	△1,778,700
その他	5,555,682	6,673,119	6,673,123
その他減価償却累計額	△5,284,689	△6,117,463	△6,117,464
建設仮勘定	15,629,089	15,907,402	15,935,378
インフラ資産	1,192,913,178	1,624,369,284	1,624,369,283
土地	736,394,881	761,429,342	761,429,342
建物	40,381,959	55,289,759	55,289,759
建物減価償却累計額	△25,816,610	△35,022,870	△35,022,870
工作物	1,616,195,831	2,289,130,883	2,289,130,883
工作物減価償却累計額	△1,243,597,747	△1,521,094,145	△1,521,094,145
その他	830,474	830,474	830,474
その他減価償却累計額	△406,375	△406,375	△406,375
建設仮勘定	68,930,765	74,212,216	74,212,216
物品	24,504,025	137,853,142	149,300,389
物品減価償却累計額	△13,678,168	△92,721,306	△99,636,106
無形固定資産	74,839	26,991,024	27,285,396
ソフトウェア	58,940	382,123	665,087
その他	15,899	26,608,901	26,620,309

②行政コスト計算書

行政コスト計算書は、会計期間中（4月1日～翌年3月31日）の地方公共団体の費用・収益の取引高を明らかにすることを目的として作成されており、資産の機能維持のために必要な修繕費、当該会計期間中における資産価値の減少、資産の除売却による損益を把握できる。

（単位：千円）

科目	一般会計等	全体会計	連結会計
経常費用			
維持補修費	11,287,773	12,680,301	12,879,938
減価償却費	42,594,090	60,243,534	61,138,622
臨時損失			
資産除売却損	41,937	932,533	933,515
臨時利益			
資産売却益	40,146	164,720	164,733

③純資産変動計算書

純資産変動計算書は、会計期間中（4月1日～翌年3月31日）の地方公共団体の純資産の変動を明らかにすることを目的として作成されており、固定資産を形成するために充当した資源の蓄積状況を把握できる。

（単位：千円）

科目（固定資産等形成分）	一般会計等	全体会計	連結会計
固定資産等の変動 （内部変動）			
有形固定資産等の増加	18,013,891	33,821,239	34,531,095
有形固定資産等の減少	△44,018,996	△62,814,179	△63,702,632
無償所管換等	3,908,323	10,808,204	10,808,204
比例連結割合変更に伴う 差額	-	-	1,794
その他	△328	△4,265,056	△23,034

④資金収支計算書

資金収支計算書は、会計期間中（4月1日～翌年3月31日）の地方公共団体の資金収支の状態を明らかにすることを目的として作成されており、固定資産の修繕や整備に係る支出、売却による収入を把握できる。

（単位：千円）

科目	一般会計等	全体会計	連結会計
業務支出			
物件費等支出	120,257,122	134,487,375	133,317,544
投資活動支出			
公共施設等整備費支出	17,959,627	32,672,563	33,088,762
投資活動収入			
資産売却収入	132,885	257,160	258,630

（注）「物件費等支出」に固定資産に関連する費用として維持補修費が含まれる。

第2章 固定資産台帳の更新に係る内部統制

1. 固定資産台帳の更新

（1）固定資産台帳の作成・管理の所管

千葉市では、地方公会計の固定資産台帳は、財政局資産経営部資産経営課が管理している。固定資産台帳の管理業務は多岐にわたるため、業務内容の一部を、財政局資産経営部管財課、財政局財政部財政課、会計室と分担している。

各部署が担当する主な業務と管理する台帳は次のとおりである。

【部署別の主な担当業務と管理する台帳等】

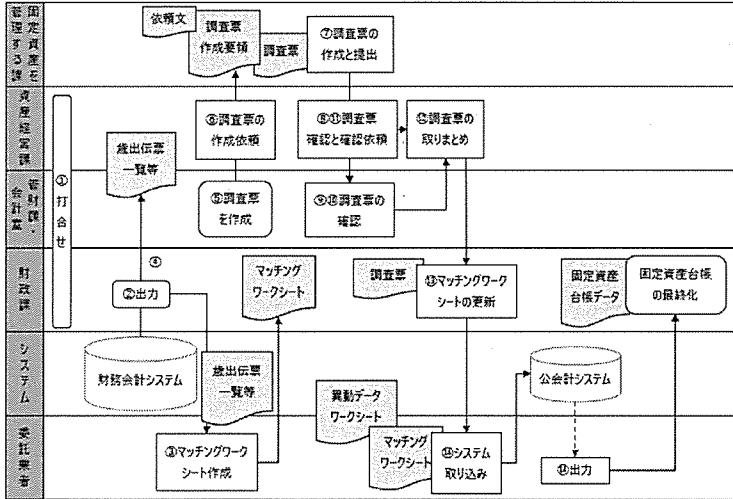
部署	主な担当業務	管理する台帳等
財政局資産経営部 資産経営課	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産台帳の管理 固定資産増減調査の取りまとめ（総括） 資産の総合評価及び計画的保全 資産カルテの公表 	固定資産台帳 資産データベース
財政局資産経営部 管財課	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産増減調査の回答の確認（公有財産情報の更新） 公有財産台帳の管理 未利用地等の一覧の公表 	公有財産台帳 ・システム管理（土地、建物、道水路） ・システム外（工作物、動産、用益物権、無体財産権、有価証券、出資による権利）
財政局財政部 財政課	<ul style="list-style-type: none"> 財務会計システムの管理 公会計システムの管理 委託業者との調整 財務書類4表の作成及び公表 	マッチングワークシート（固定資産の更新情報を公会計システムに取り込むためのもの）
会計室	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産増減調査の回答の確認（物品情報の更新） 	備品台帳（物品）
上記以外	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産増減調査への回答 	個別法に基づく各種台帳

出典：所管課提出資料を基に監査人が作成。

(2) 固定資産台帳の更新手順

千葉市の固定資産台帳の更新手順は次のとおりである。

【固定資産台帳の更新手順】



番号	プロセス
①	財政課、資産経営課、管財課、会計室で固定資産台帳更新スケジュール等を打ち合わせる。
②	財政課は「歳出伝票一覧（支出命令データ）」を「財務会計システム」から出力し、委託業者に送付する。
③	委託業者は、「歳出伝票一覧」等を基に、「マッチングワークシート」を作成し、財政課に送付する。
④	財政課は「歳出伝票一覧（支出命令データ）」（普通建設事業費にかかるもの）を資産経営課、管財課、会計室に送付する。
⑤	管財課は「固定資産増減調査票」に土地・建物の異動情報及び支出命令データを反映し、資産経営課に送付する。
⑥	資産経営課は固定資産を管理する課に対し、「固定資産増減調査票」の作成依頼（全庁照会）をする。
⑦	固定資産を管理する課は「固定資産増減調査票」を更新して資産経営課に提出する。
⑧	資産経営課は「固定資産増減調査票」の内容の確認を管財課、会計室に依頼する。

番号	プロセス
⑨	管財課は、公有財産について、固定資産を管理する課から提出された「固定資産増減調査票」の回答内容を確認する。
⑩	会計室は、物品について、固定資産を管理する課から提出された「固定資産増減調査票」の回答内容を確認する。
⑪	資産経営課は、管財課、会計室の担当以外の回答内容を確認する。
⑫	資産経営課は、固定資産を管理する課からの回答及び管財課、会計室の確認内容を取りまとめ、「固定資産増減調査票」を財政課に提出する。
⑬	財政課は、「固定資産増減調査票」に基づき、「マッチングワークシート」を更新し、作成した「異動データワークシート」とともに、委託業者に提出する。
⑭	委託業者は、「公会計システム（PPP）」に「マッチングワークシート」及び「異動データワークシート」を取り込み、「財務4表」及び「固定資産台帳データ」を作成し、財政課に送付する。

上記の更新プロセスにおける主な書類及びシステム等の内容は次のとおりである。

書類等の名称	内容
歳出伝票一覧（支出命令データ）	年度別、会計別、所属別、款項目別などとなっている支払情報で、通常契約別や支払月別に管理されているデータの一覧。
財務会計システム	予算決算管理、歳入歳出管理、物品管理などを行う自治体基幹システムの1つ。
マッチングワークシート	支出命令データから固定資産候補節のデータを抽出し、資産配分・費用配分の別を入力し、資産配分（マッチング）するものについては、台帳登録に必要な情報を併せて入力し、固定資産取得情報を公会計システムに取込み・出力するためのエクセルファイルの様式。
異動データワークシート	固定資産増減調査票に基づき、既存固定資産の異動情報を入力し、異動情報を公会計システムに取込み・出力するためのエクセルファイルの様式。
固定資産台帳増減調査票作成要領	固定資産を管理する課が「固定資産増減調査票」の作成する際に参照する要領。
固定資産台帳増減調査票	固定資産台帳の増減を調査する様式。
公会計システム	歳入歳出伝票、資産負債データ、固定資産データなどを取り込み、財務4表を出力する機能を有している財務書類作成支援システム。
財務4表	貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書のこと。
固定資産台帳データ	公会計システムから出力した年度末固定資産台帳の電磁的記録。

(3) 固定資産台帳増減調査票

「固定資産台帳増減調査票作成要領」に基づき、固定資産増減調査票が作成される。

固定資産台帳増減調査票に記載される主な事項は次のとおりである。

①勘定科目

「固定資産台帳増減調査票作成要領」では、事業用資産とインフラ資産の区分は、総務省「財務書類作成要領」記載の「事業用資産」と「インフラ資産」分類を参考としている。

【公有財産台帳の細分類と、「事業用資産・インフラ資産」の対応表】

財産分類	施設分類	公有財産台帳-番区分 細分類名	事業・インフラ	
行政財産	公用施設	本庁舎・分庁	事業用資産	
		消防局		
		消防器具管理		
		その他の消防施設		
		保健所・市民センター		
		児童遊園地		
		講堂施設		
		児童学施設		
		下水道施設		インフラ資産
		保健福祉センター		事業用資産
	その他の公用施設	※個別別類		
	公共施設	高等学校	事業用資産	
		中学校		
		その他の学校		
		公民館	インフラ資産	
		公園		
		駅前・その他		
		市民会館		
		コミュニティ施設		
		赤十字施設		
その他の市民生活施設				
保健衛生学施設	事業用資産			
保健衛生施設				
保健衛生施設				
その他の保健衛生施設				
市庁舎				
児童福祉施設				
心身障害者福祉施設				
老人福祉施設				
その他の社会福祉施設				
公民館				
普通財産	公園施設	公園用地	事業用資産	
		公園管理地		
		市民センター		
		市民センター		
		市民センター		
		市民センター		
		市民センター		
		市民センター		
		市民センター		
		市民センター		

【例外】(上記に当てはまらないもの)

財産分類	項目	事業・インフラ
行政財産	道路	インフラ資産
	河川	
	河川	
	河川(河川施設以外)	

出典：千葉市「固定資産台帳増減調査票作成要領」(令和4年)

【勘定科目・補助勘定科目の区分】

区分	事業用資産	勘定科目	補助勘定科目	内容	償却/非償却	
有形固定資産	事業用資産	土地	001:土地	事業用資産の地塊 地上の構築物等(工作物)	償却/非償却	
			002:立木竹	伐採に加入しない立木竹のみが対象		
			003:建物	償却		
			004:建物付資産			償却では線形でないもの 給排水設備設備、エレベーター等
			005:工作物			線形では線形しない構築物 鉄塔、アンテナ、モニュメント、遊具、埋設管
			006:船舶			
			007:浮橋等			
			008:航空機			
			009:航空機			
			010:その他			
	011:建設仮置	建設仮置(003:建物)を除く	償却/非償却			
	インフラ資産	土地	020:埋立(公共土地)	償却		
			021:埋立(公共土地)			
			022:河川(公共土地)			
			023:ダム(公共土地)			
			024:農業・漁業(公共土地)			
			025:公園(公共土地)			
			026:下水道(公共土地)			
			027:下水道(公共土地)			
			028:下水道(公共土地)			
029:下水道(公共土地)						
030:下水道(公共土地)						
建物	030:埋立(公共土地)	償却				
	031:埋立(公共土地)					
	032:河川(公共土地)					
	033:ダム(公共土地)					
	034:農業・漁業(公共土地)					
	035:公園(公共土地)					
	036:下水道(公共土地)					
	037:下水道(公共土地)					
	038:下水道(公共土地)					
	039:下水道(公共土地)					
工作物	040:埋立(公共土地)	償却				
	041:埋立(公共土地)					
	042:河川(公共土地)					
	043:ダム(公共土地)					
	044:農業・漁業(公共土地)					
	045:公園(公共土地)					
	046:下水道(公共土地)					
	047:下水道(公共土地)					
	048:下水道(公共土地)					
	049:下水道(公共土地)					
物品	物品	050:埋立(公共土地)	償却			
		051:埋立(公共土地)				
		052:河川(公共土地)				
		053:ダム(公共土地)				
		054:農業・漁業(公共土地)				
		055:公園(公共土地)				
		056:下水道(公共土地)				
		057:下水道(公共土地)				
		058:下水道(公共土地)				
		059:下水道(公共土地)				
無形固定資産	ソフトウェア	060:ソフトウェア	03月以上の物品が対象 ハードウェアがあるものは「物品」	償却		
		061:ソフトウェア	無形固定資産はソフトウェア単体の場合のみ			
		062:ソフトウェア				
		063:ソフトウェア				
		064:ソフトウェア				
		065:ソフトウェア				
		066:ソフトウェア				
		067:ソフトウェア				
		068:ソフトウェア				
		069:ソフトウェア				

出典：千葉市「固定資産台帳増減調査票作成要領」(令和4年)

②取得年月日

取得年月日は検収日や引渡日が想定され、固定資産台帳の「取得日」には、マッチングワークシートの「取得日」が登録される。

一方、マッチングワークシートに「取得日」の入力がない場合、固定資産台帳上、自動的にマッチングワークシートの「支払日」が「取得日」として登録される。そのため、マッチングワークシートに「取得日」を入力しなかった資産に係る「支払日」が出納整理期間中である場合、「取得日」は見た目には翌年度会計期間の日付となり、取得年度と整合しないこととなる。

【固定資産の計上時期】

資産区分		資産計上の対象		計上時期	
事業用資産	土地	土地購入費	土地の取得に要した支出額	取得日 ※ただし、建物や工作物を複数年にわたって整備する場合、施設整備が完了(供用開始)するまで、「建設仮勘定」で管理する。	
		移転補償費	用地取得に伴う移転補償に要した支出額		
		土地造成費	土地の資産価値を高める目的の造成費		
		付随費用	土地の取得又は造成工事に伴い発生する測量等に要した支出額(別表参照)		
	建物	工事費	建物の構築に要した支出額(解体工事は含まない。区分できない場合を除く。)		
		付随費用	工事に係る測量、設計、監理等に要した支出額(別表参照)		
	工作物	工事費	工作物の構築に要した支出額(解体工事は含まない。区分できない場合を除く。)		
		付随費用	工事に係る測量、設計、監理等に要した支出額(別表参照)		
	物品等	本体価格	物品の購入に要した支出額		取得日
		付随費用	物品の購入に係る運搬費、振付費、購入手数料等の支出額		
インフラ資産		原則、事業用資産に準じる			
リース資産		リース期間全体のリース料総額		リース取引開始日	

出典：千葉市「固定資産台帳増減調査票作成要領」(令和4年)

③取得価額

固定資産台帳増減調査票作成要領によると、固定資産の取得価額は、①取得金額、②付随費用、③再調達原価、④リース料総額、のいずれかとしている。

【再調達原価の算定】

資産内容	作業内容
道路、河川及び水路の敷地	「取得価額不明の場合」、「昭和59年度以前に取得した記載漏れ登録の場合」及び「無償で移管を受けた場合」は、「1円」を記載。
その他底地	別資料「単価シート」を参考に入力。 ※「単価シート」は3年毎に見直す。
建物	「取得価額不明の場合」及び「適正な対価なくして取得した場合は、単価×面積(※単価シート参照)を記載。
その他の資産	物品等については、パンフレット等から同等品の金額を見積り入力。

出典：千葉市「固定資産台帳増減調査票作成要領」(令和4年)

④耐用年数

「固定資産台帳増減調査票作成要領」に基づいて設定している。

具体的には、建物は用途と構造にて算定し、それ以外のものは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に従う。

⑤登録単位

「固定資産台帳増減調査票作成要領」に基づいて設定している。

具体的には、土地と建物・工作物は別計上するものとし、建物は棟単位で登録するものと規定しており、「固定資産台帳増減調査票作成要領」では次のように例示している。

【固定資産台帳への登録単位】

例) 平成28年度中にスポーツ施設を整備し、その際に土地も購入した。	
①スポーツ施設のうち、建物の取得に要した費用	→建物として1行目に記載
②スポーツ施設のうち、グラウンドの整備に要した費用	→工作物として2行目に記載
③スポーツ施設のうち、施設敷地(土地)の取得に要した費用	→土地として3行目に記載

出典：千葉市「固定資産台帳増減調査票作成要領」(令和4年)

なお、建物附属設備は別登録することは規定していない。

ソフトウェアを含む無形固定資産は資産経営課が担当しているが、資産の計上判断はあくまで固定資産を管理する課(所管課)となっている。

⑥付随費用

購入手数料、測量・登記費用、補償費、消費税等、資産の取得に際し、資産自体の対価以外に要した費用を付随費用として取得価額に含めている。

「固定資産台帳増減調査票作成要領」では、付随費用を次のように設定している。

【土地、建物及び工作物に係る付随費用】

科目	支出内容	資産計上	備考
需要費	登記費用など	○	
役務費			
使用料			
賃借料			
原材料費			
委託料	基本計画、基本設計、基本計画に付随する測量	×	
	調査費 (土壌汚染調査、物件精査調査、 環境調査、不動産鑑定など)	×	
	実施設計、詳細設計、工事監理費	○	
	測量費 (実施設計・詳細設計に基づき行う測量)	○	土地分筆時における分筆 前の地積測量を含む
補償・補てん 及び賠償金※	移転補償費	○	工事に起因する損害賠償 は除く

※補償・補てん及び賠償金は土地にかかる付随費用として計上

出典：千葉市「固定資産台帳増減調査票作成要領」(令和4年)

⑦資本的支出

固定資産台帳増減調査票作成要領では、法人税基本通達の文言を引用し、改修に関する資本的支出は固定資産とすることとしている。

具体的には以下のとおりである。

【改修等を行った場合の固定資産台帳への掲載の要否】

改修等を行った場合の固定資産台帳への掲載の要否		
	台帳記載 要否	支出内容
非資本的支出	不要	施設の修繕など現状の機能を維持するために実施した工事
資本的支出*	必要	設備の更新工事 建物の耐震補強や大規模改造工事など施設の強化になる工事

入力内容	
資本的支出	既存の建物等と、種類及び耐用年数を同じとする資産を、新たに取得したものと して入力します。

※ なお、本市資産に対する改修等で市債を充当しているものは原則、固定資産台帳への
掲載対象となります。

出典：千葉市「固定資産台帳増減調査票作成要領」(令和4年)

⑧建設仮勘定

道路、公園、下水道、庁舎建設などの事業が当年度に完成せず、翌年度に継続している事業の場合に建設仮勘定に計上し、道路や建物が完成（供用開始）した段階で、建設仮勘定から本勘定（道路、建物、土地など）に振り替えている。

具体的には以下のとおりである。

【改修等を行った場合の固定資産台帳への掲載の要否】

A 新規事業 の場合	
①	今年度に事業を開始したが、完成せず、翌年度に継続している事業
②	昨年度の建設仮勘定の台帳に記載したが、今年度完成せず、翌年度に継続している事業
③	昨年度又はそれ以前から事業を行っていたが、今年度完成せず、翌年度に継続して実施している事業のうち、昨年度の固定資産台帳に記載しなかった事業(調査判明に該当する事業)
B 継続事業 の場合	
①	昨年度又はそれ以前から事業を行い、今年度も事業を行った結果完成した(振替)。 記載漏れにより前年度の固定資産台帳に記載していなかった場合も記載してください。

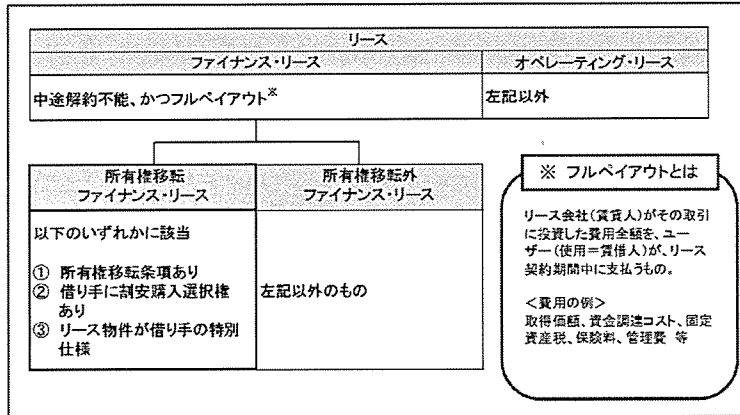
出典：千葉市「固定資産台帳増減調査票作成要領」(令和4年)

⑨リース資産

リース契約のうち次のもの以外を固定資産台帳に登録している。

- ・所有権移転ファイナンス・リースのうち、契約総額が300万円未満または契約期間が1年以内のもの（少額リース取引）
- ・所有権移転外ファイナンス・リース
- ・オペレーティング・リース

【リースの分類イメージ図】



出典：千葉市「固定資産台帳増減調査票作成要領」（令和4年）

⑩所有外資産

所有外資産は、現状の地方公会計マニュアルでは資産として計上しないこととされているため、固定資産台帳で管理していない。

なお、令和5年度に導入予定の施設マネジメントシステムである「fmSMART」（後述）では、「所有関係区分」という項目があり、この項目で所有外資産の管理が可能となる予定である。

地方公会計マニュアルが改訂され、所有外資産の資産計上が必要となった場合は、改訂内容に基づき固定資産台帳へ反映する予定である。

（4）固定資産の実在性・網羅性の確認

固定資産台帳に登録された固定資産は、地方公共団体が所有する等して実在する固定資産である必要がある。また、地方公共団体が所有する固定資産が網羅的に固定資産台帳に登録されている必要がある。

そこで、固定資産台帳に登録された固定資産と現物との一致を確認する固定資産の現物調査を実施することが重要である。

千葉市では、各所管が役割分担して対応している。

管財課：公有財産台帳（工作物等を除く。）に計上される資産の所管課に対し、公有財産の現在高に関する調査を年2回行い、登録内容に誤りがないか確認する。

会計室：財務会計システムに登録された物品を年2回調査する。また、会計室は年に15部署程度を対象として実地検査を行い、実在しない物品について不用申請処理を行うよう各課に指導する。

資産経営課：その他の資産の更新及び取りまとめを担当しており、年1回の増減調査時に、登録内容に誤りがないか確認する。

（5）新しい施設マネジメントシステムの導入

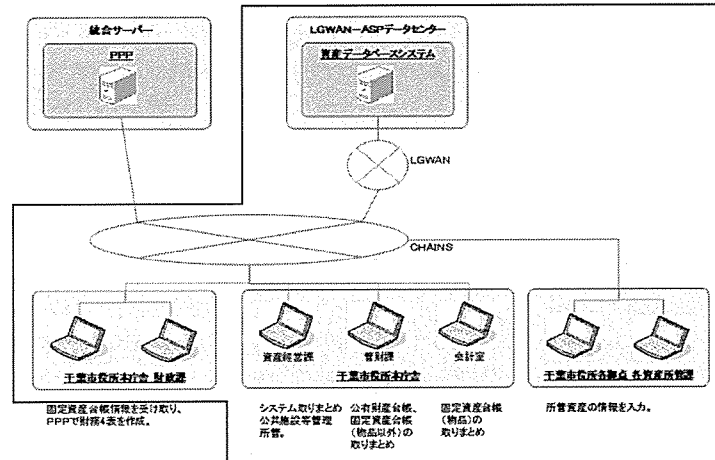
千葉市は令和5年度に施設マネジメントシステム「fmSMART」を導入予定であり、現在システム外で管理している土地・建物以外の公有財産もシステム管理に移行する予定である。

当該システム全体で、統一的な基準に沿った運用を前提として、公有財産、固定資産、公共施設等管理情報の一元管理やデータ連携による事務の効率化、施設運営状況等の把握・改善による市民サービスの向上、施設状況の見える化による情報共有、更新費用等の平準化による財政的效果等が想定されており、具体的な機能として、①公有財産・固定資産等管理機能、②公共施設等管理機能、③これらの機能を活用した効果的な資産経営最適化ツール機能、④会計システムデータ連携機能、を持つこととされている。

これまでの千葉市の資産に関するデータは、公有財産、固定資産、資産カルテ等の使用目的に合わせて別々に台帳等で管理されてきたが、当該システムの導入により、それらのデータが一元的に管理できるようになり、また、連携も容易に可能となることが想定されている。

システムの全体イメージ図は次のとおりである。

【システムの全体イメージ図】



出典：千葉市資産データベースシステム開発・運用・保守業務委託調達仕様書

2. 公有財産台帳等の更新

千葉市では、固定資産台帳の他に、財産の運用管理、現状把握を目的とした固定資産に関連する台帳を所管部署ごとに管理している。それらの台帳、所管部署、主な使用目的は以下のとおりである。

【千葉市が管理する公有財産台帳等の概要】

台帳の種類	所管部署	主な使用目的
①公有財産台帳	管財課	公有財産の取得、管理及び処分を適正に行うために、公有財産の現況を的確に把握する。
②都市公園台帳	公園管理課	公園内資産の施設管理・維持管理を行うために、現況を把握する。
③道路台帳	路政課	道路区域線の確認及び保安、道路の維持管理を行うために、現況を把握する。
④備品台帳	会計室	備品の維持管理を行うために、現況を把握する。
⑤河川現況台帳	総合治水課	河川の維持管理を行うために、現況を把握する。
⑥公立学校施設台帳	学校施設課	学校内の資産の維持管理を行うために、現況を把握する。

上記の他、下水道維持課が作成する「下水道台帳」、水道事業事務所が管理する「管路管理台帳」「設備台帳」があるが、これは「IV 千葉市の公営企業会計の固定資産台帳」の箇所で記載する。

①公有財産台帳

管理所管	管財課
根拠規定	千葉市公有財産規則第36条第1項
台帳の概要（管理する資産名）	公有財産 ・不動産（土地・建物・工作物） ・動産（船舶・浮標・浮桟橋・航空機） ・用益物権（地上権、地役権） ・無体財産権（商標権・著作権） ・有価証券（株券） ・出資による権利
使用システム（ソフトウェア）	・公有財産システム（土地・建物） ・Microsoft Excel（それ以外）
台帳の更新手順・更新スケジュール・業務委託範囲	公有財産を取得等した際に、所管課長から管財課長に公有財産通知書が提出される（千葉市公有財産規則第39条）。提出の都度、管財課が公有財産台帳の内容を修正する。 業務委託範囲は、公有財産システムで管理している土地及び建物の年次更新データの入力、システム障害及び問合せ等の対応である。

業務マニュアル・研修資料	有
台帳の活用状況	公有財産の状況を明らかにする基本的な台帳として活用している。また、財産に関する調書の元資料となっている。
固定資産台帳への反映方法	固定資産増減調査の調査票と公有財産の増減の整合を確認した後、固定資産台帳を更新している。
資産データベースへの反映方法	公有財産システムと資産データベースはシステム間で連携しているため、システム管理となっている土地と建物は自動で更新情報が反映される。システム外で管理している公有財産台帳は、他の資産と同様に別途固定資産台帳の更新を図っている。

(概要)

公有財産台帳は、主に公有財産の取得、管理及び処分を適正に行うために、現況を的確に把握することを目的に備えられている。公有財産台帳は管財課が管理している。

千葉市の公有財産台帳には、不動産（土地・建物・工作物）、動産（船舶・浮標・浮桟橋・航空機）、用益物権（地上権、地役権）、無体財産権（商標権・著作権）、有価証券（株券）、出資による権利が記載されており、いずれも地方自治法第 238 条第 1 項に定められた公有財産である。

公有財産台帳は、非公表であり、千葉市内部で公有財産の状況を明らかにする目的で活用している。具体的には、公有財産に関し、財産に関する調書、未利用地リストを作成するために活用している。市民等から「市有地の草刈要望」「境界立会依頼」「借用の相談」等の問合せを受けた際に、所管する部署を調べることなどにも活用している。

(更新手順)

公有財産台帳は、管財課が更新する。公有財産台帳の記載事項を更新するタイミングは、千葉市公有財産規則第 39 条に従い、以下の事実が発生したときである。

- ・取得又は処分したとき。
- ・用途設定、用途変更又は用途廃止をしたとき。
- ・所管換をしたとき。
- ・改築、修繕、天災事変その他の事由により形質又は価格に変動があったとき。
- ・土地の分筆、合筆、地目変更、地積訂正その他の重要な事実が発生したとき。
- ・その他台帳記載事項に異動を生じたとき。

公有財産台帳の更新業務は、以下のとおりである。

- ①所管課が「公有財産通知書」を作成し、管財課に提出する
- ②管財課は、公有財産通知書を確認する（不備がある場合は、所管課に問い合わせ、必要に応じて資料の再提出を依頼する）
- ③公有財産台帳に登録する
- ④管財課が所管課に登録完了メールを送付する
- ⑤所管課が、公有財産システム又は管財課全庁フォルダ掲載の台帳で登録内容を確認する。

管財課が、年に 2 回（3 月末・9 月末時点）公有財産の現在高調査という全庁調査を行い、公有財産台帳の登録内容に誤りがないか確認する。平成 19 年 3 月 9 日付財政部長通知「公有財産管理に係る事務の適正な取扱いについて（通知）」及び令和 5 年 5 月 29 日付資産経営部長通知「公有財産の適正な管理について（通知）」で定期的に現場調査等を行うよう全庁通知した取扱いを遵守している。

②都市公園台帳

管理所管	都市局公園緑地部公園管理課
根拠規定	都市公園法第 17 条 都市公園法施行規則第 10 条
台帳の概要（管理する資産名）	都市公園
使用システム（ソフトウェア）	千葉市公園管理情報システム
台帳の更新手順・更新スケジュール・業務委託範囲	取得等の台帳登録内容の変更が発生した都度、更新している。業務委託範囲は、システム保守及び一括データ取込み作業である。
業務マニュアル・研修資料	無
台帳の活用状況	施設管理、苦情要望対応の情報管理に活用している。
固定資産台帳への反映方法	固定資産台帳増減調査の際に、公園管理課にて固定資産台帳を更新している。
資産データベースへの反映方法	公有財産システム経由で反映される。

(概要)

都市公園台帳は、都市公園法に基づいて作成される台帳であり、各公園の名称や所在地や沿革の概要及び主要な公園施設の種類・名称等が記載されている。

都市公園台帳は、都市公園の管理を適切に行い、かつ、広く公衆に都市公園の現状を知らしめることを目的に備えられている。

都市公園台帳は、閲覧は可能であるが、基本的に千葉市内部で活用している。

(更新手順)

調査及び図面の記載事項に変更があったときには速やかにこれを訂正するもの（都市公園法施行規則第 10 条第 4 項）とされており、千葉市では記載事項の変更があったときには紙の台帳を随時更新し、データは年度末にまとめて業者に委託して更新している。

③道路台帳

管理所管	建設局土木部路政課
根拠規定	道路法第 28 条
台帳の概要（管理する資産名）	道路
使用システム（ソフトウェア）	千葉市道路管理システム
台帳の更新手順・更新スケジュール・業務委託範囲	供用開始告示後に委託により年 2 回更新している。業務委託範囲は、測量、データ作成、データ入力である。
業務マニュアル・研修資料	有
台帳の活用状況	道路区域線の確認及び保全、復元等、道路区域証明及び幅員証明、道路の維持管理、都市計画、道路の整備計画等、道路の統計関係に活用している。
固定資産台帳への反映方法	固定資産台帳増減調査の際に、路政課にて固定資産台帳を更新している。
資産データベースへの反映方法	反映していない。

(概要)

道路台帳は、道路法を根拠として作成される台帳である。

道路台帳は、窓口で閲覧・交付を行っており、また、市内部の道路に関係する他課も道路管理システムにアクセスし閲覧できる。

また、インターネット経由で「千葉市地図情報システム」にアクセスでき、道路台帳への記載事項のうち、道路の種類、路線名、路線の起点・終点、路線の認定年月日・延長を公開して

いる。

主に、道路区域線の確認及び保全、復元や道路の維持管理としての利用や都市や道路の整備計画に利用される。また、外部への活用は道路区域証明及び幅員証明への利用が挙げられる。

(更新手順)

道路台帳の更新は業者に委託しており、その範囲は、測量、データ作成、データ入力である。

④備品台帳

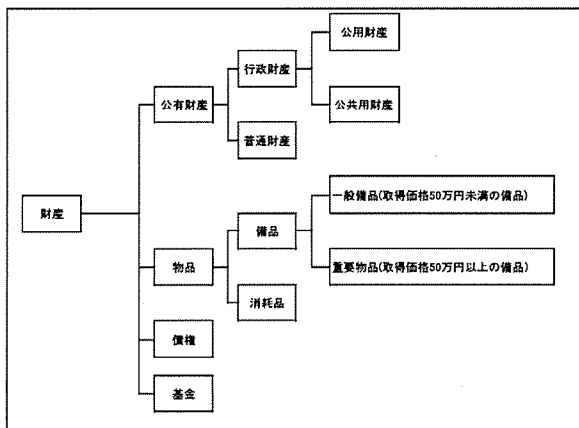
管理所管	会計室
根拠規定	千葉市物品会計規則第 46 条
台帳の概要（管理する資産名）	取得価額又は評価価額 2 万円以上の物品
使用システム（ソフトウェア）	財務会計システム
台帳の更新手順・更新スケジュール・業務委託範囲	備品の取得等をした際に、各所管課が財務会計システムに入力している。備品台帳作成に係る業務委託はしていない。
業務マニュアル・研修資料	有
台帳の活用状況	登録した備品が実在するかについて、年に 2 回各課に対して調査依頼している。 会計室主体で年に 15 部署程度を対象として備品が実在するかについての現地検査を行い適正な備品管理を行うよう指導している。
固定資産台帳への反映方法	固定資産増減調査の調査票と物品の増減の整合を確認した後、固定資産台帳を更新している。
資産データベースへの反映方法	反映していない。

(概要)

千葉市の備品台帳は、物品の分類及び品目ごとにその増減等による数量、現在高その他必要な事項を記録し、現況を的確に把握することを目的に備えられており、会計室が管理する(企業会計を除く。)

物品は備品と消耗品に分類され、備品は更に一般備品と重要物品に分類される。

【財産の分類】



出典：所管課提出資料

共通事務の手引き(物品事務)によると、消耗品は「1回の使用によって消耗され、又は比較的短期間(おおむね1年程度としています。)にその性質形状が変えられる物品及び贈与を目的とする物品並びに取得価格又は評価価格税込み 20,000 円未満の物品」と定義づけられており、備品台帳には、取得価格又は評価価格 20,000 円以上の物品の取得情報等が記録されている。

備品台帳は、非公開であり、千葉市内部での活用としている。

(更新手順)

千葉市物品会計規則によると、備品台帳の記載事項を更新するのは、主に以下の事実が発生したときである。

- ・物品の受入れ
- ・物品の管理換え
- ・不用物品の処分
- ・物品の亡失及び損傷

備品を取得するときは、所管課が「執行伺(物品)」又は「支出負担行為伺書(物品)」とその他関係書類を添え、所属の物品取扱員・区物品取扱員に通知する。所管課は内部管理システムで備品の受入登録を入力し、「備品登録書」を出力して、取得した備品の内容を会計室に報告している。会計室は、備品登録書の内容と内部管理システムで入力された内容を確認し、支出命令書の審査を行う。

備品の廃棄処分又は売却処分をするときは、所管課で不用申請を起案し、不用申請の決裁を取る。廃棄処分又は売却処分の決裁後、会計室に売却情報(売却日、売却金額、売却先)を報告する。会計室で処分売却登録を実施、備品の所管部署に通知する。

年に2回、備品台帳に登録した備品の実在性を各課が調査し、会計室では、市の対象となる347部署の中から年に15部署程度抽出し、備品の実在性を実地検査し、適正な備品管理を行うよう指導を実施している。

⑤河川現況台帳

管理所管	建設局下水道企画部総合治水課
根拠規定	河川法第12条
台帳の概要(管理する資産名)	二級河川坂月川・準用河川生実川
使用システム(ソフトウェア)	紙
台帳の更新手順・更新スケジュール・業務委託範囲	台帳資料(図面など)に更新が発生した都度、職員にて台帳も更新している
業務マニュアル・研修資料	無
台帳の活用状況	河川管理事務を円滑・的確に遂行するための基礎資料として活用している。
固定資産台帳への反映方法	河川の工事・委託・用地など一部の情報を固定資産台帳に反映している。
資産データベースへの反映方法	反映していない。

(概要)

河川現況台帳は、河川法に基づき作成する台帳である。

千葉市でも河川を管理し(準用河川生実川・二級河川坂月川)、現況を的確に把握することを目的に、河川現況台帳を備えており、総合治水課が管理している。

千葉市では、以下のとおり、県から権限移譲された二級河川（坂月川）と管理者が市長となる準用河川（生実川）を管理している。

【市内の河川の区分】

種別	指定対象	管理者
一級河川(指定区間)	国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの	県知事
二級河川	一級河川以外の水系で、公共の利害に重要な関係のあるものに係る河川で都道府県知事が指定したもの	県知事 (坂月川： 市長)
準用河川	一・二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの	市長

出典：所管課提出資料

河川現況台帳は、市民への閲覧や河川管理事務を円滑・的確に遂行するための基礎資料として活用している(河川管理者が資産の場所、資産内容の把握に活用)。

(更新手順)

河川現況台帳は、事業者が河川占用の許可申請、工事完成図書を千葉市に提出し、総合治水課が当該情報を確認の上、河川現況台帳に記載・更新している。

河川現況台帳の記載事項の更新は、河川法施行令第5条第1項及び第2項をもとに実施している。具体的には、「主要な河川管理施設の概要」、「河川使用の許可等の概要」、「図面」、「主要な河川管理施設」、「法第二十六条第一項の許可に係る工作物で主要なもの」の内容が変更された際に更新している。

⑥公立学校施設台帳

管理所管	教育委員会事務局教育総務部学校施設課
根拠規定	公立学校施設の実態調査要領（文部科学省）
台帳の概要（管理する資産名）	学校施設
使用システム（ソフトウェア）	公立学校施設実態調査施設台帳管理システム
台帳の更新手順・更新スケジュール・業務委託範囲	毎年5月1日の状況を各学校からの報告により更新する。業務委託は実施していない。
業務マニュアル・研	有

修資料	
台帳の活用状況	毎年6月末文部科学省へ報告するための台帳である。
固定資産台帳への反映方法	固定資産台帳増減調査の際に、学校施設課にて固定資産台帳を更新している。
資産データベースへの反映方法	公有財産システム経由で反映される。

(概要)

公立学校施設には、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律及び公立学校施設災害復旧費国庫負担法等に基づく国庫補助金等の執行に関する資料を得るとともに、公立学校の施設の実態を把握するための調査」⁶が求められている。

千葉市でも公立学校の施設の実態を把握することを目的に、公立学校施設台帳を備えており、教育委員会事務局教育総務部学校施設課が管理している。

公立学校施設台帳は、非公開であり、毎年6月末に公立学校の施設の実態を文部科学省へ報告するために千葉市内部での活用としている。

(更新手順)

公立学校施設台帳の記載事項を更新するのは、児童数、保有教室数、部屋の使途変更に伴う普通教室・特別教室等の面積の増減、備考（国費充当履歴等）、教室の使途、工事に伴う部屋の変更等が生じた場合である。毎年5月1日の状況を各学校からの報告により更新する。

更新時に必要となる書類は、学校から報告を受ける現況届（教室の使途、保有教室数等）、工事による部屋面積の増減等を確認できる図面、児童数をまとめた資料である。

⑦資産データベース

管理所管	資産経営課
根拠規定	無
台帳の概要（管理する資産名）	公共構築物、インフラ施設（それぞれ土地を含む） ・公共構築物（建物を有する主要な施設、軽微な施設等） ・インフラ施設（道路施設、モノレール施設、河川施設、砂防施設、公園施設、農業集落排水施設、上水道施設、下水道施設、軽微な施設等） ※固定資産台帳に計上される全ての資産が対象になる訳ではない。
使用システム（ソフト）	千葉市資産経営システム

⁶ 文部科学省サイト-公立学校施設に関する調査

トウェア)	
台帳の更新手順・更新スケジュール・業務委託範囲	年間のスケジュールを組んで、年1回更新している。まず、資産データ調査を実施し、調査結果取りまとめてシステム取込を実施する。システム取込結果を資産カルテ所管課に確認し登録内容を修正する。登録が完了した後、資産カルテとして外部公表する。業務委託範囲は、システムの保守・運用・資産データの取込である。
業務マニュアル・研修資料	有
台帳の活用状況	施設の管理コストや利用状況等の情報を一元化し、資産データの管理、資産カルテの作成、資産の総合評価における分析ツールとして活用している。
固定資産台帳への反映方法	反映していない。
備考	固定資産の活用のためのデータベースとなっており、千葉市では固定資産台帳よりも重要視している。

千葉市の取組として特筆すべきものである。この取組の詳細については「第4章 固定資産台帳の活用」で取り上げる。

(概要)

千葉市では、資産経営の最適化を図るため、平成25年度から、資産データを一元化して活用するとともに、各施設について「資産の総合評価」を行い、評価結果に基づく利用調整から施設の計画的保全までを総合的に担う仕組みとして「千葉市資産経営システム」を構築・運用している。

ここで、公有財産台帳の土地建物に関する基本情報、固定資産台帳の資産現在価値や減価償却費に関する情報、保全マネジメントシステムの施設劣化度や修繕コストなどを一元的に管理するものが資産データベースである。

千葉市ホームページによると、資産データベースの役割は以下の3つである。

①資産データの管理

これまで別々に管理されていた建物の保全状況などのハード情報と利用状況などのソフト情報を集約し、施設単位で管理する。

②資産カルテによる「資産情報の見える化」

施設の現状や公共施設のあり方について、住民の理解を深められるよう、資産カルテを作成し、公表する。

③資産の総合評価における分析ツール

資産の総合評価における定量評価を行う。このように、資産経営システムで一元化された資産データベースは、千葉市の資産・債務改革を進めるうえでの重要な取組であり、千

3. 監査の結果

(1) 固定資産台帳の更新作業

i) 実施した手続と発見事項

「第3章 固定資産台帳の内容の点検」において、千葉市の地方公会計に基づく固定資産台帳の内容を点検する過程で発見された誤謬を再発させないための内部統制の整備・構築の必要性として、ミスなく登録・更新されることに関する統制プロセスを設け、ルール化することについて言及した。

一方、当該手続を通じて、固定資産台帳の更新作業の全体に係る内部統制として、①固定資産台帳の更新スケジュールを工夫することで期間的な余裕を持たせること、②固定資産を管理する課(所管課)と固定資産台帳を管理する課との作業指示等に関する意思疎通を強めること、③外部業者等の利用により固定資産台帳の精度をあげていくこと、などの検討も有効ではないかと思われる気付き事項もあった。

ここでは、そのような固定資産台帳の更新作業に係る気付き事項・発見事項について記載する。

ii) 結果

意見1 固定資産台帳の更新スケジュールの見直しについて(資産経営課)

千葉市の固定資産台帳の更新作業は、出納整理期間が終わり、歳出データが全て確定してから7月から8月にかけて固定資産異動情報を整備し、確認作業を実施するスケジュールとなっている。このため、当年度の固定資産の異動状況が固定資産台帳に反映される時期は、翌年度の1月になってしまう(例えば、令和3年度の固定資産の異動状況は令和5年1月に反映される)。これは、財務書類の作成・公表に1年かかることの大きな要因になっていると考えられる。

千葉市は「期末一括仕訳方式」を前提としているため、歳入歳出決算が確定した後に1年をかけて台帳を整備するスケジュールとなっているが、日々仕訳を前提とすれば、固定資産の異動情報の確定が決算確定後に遅滞なくできる。具体的には、予算が確定した段階で、所管課が取得予定資産及び売却予定資産の予定情報を固定資産増減調査票に入力し、期中の予算執行の都

「期末一括仕訳方式

公会計の整備にあたって、歳入歳出データから複式仕訳を作成する方式として、①取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う「日々仕訳方式」と、②期末に一括して仕訳を行う「期末一括仕訳方式」がある。

度、固定資産増減調査票を更新する。決算額が確定次第、固定資産増減調査票を資産経営課に提出する、ということが考えられる。

財務書類を翌年度の9月の段階で公表している地方公共団体においては、各課への照会を2月くらいから始め、固定資産台帳への登録を8月までに済ませている事例が総務省HPにおいて紹介されている。

【先進自治体(奈良市)の取組事例】

財務書類の早期作成・公表(奈良県奈良市)

事例概要

- 時間を要する固定資産台帳の更新作業については、年度内から各事業担当課において仕訳作業を開始して、準備を進めることにより、決算年度の翌年度10月初旬までに財務書類等を公表している。

取組内容

- 予算査定の際に期(9月中旬)などと重ならないよう、地方公会計の繁忙期を6~8月頃にするため、平成30年度よりスケジュールの前倒しを実施。
- 財務書類等の作成・更新に係る作業スケジュールを確立し、庁内全体で計画的に作業を実施するため、庁内用のマニュアルを整備・共有。
- 特に、財務書類を作成する上で、固定資産台帳の更新作業については作業時間を要するため、年度内の2月から5月までの間において、台帳登録に係る支出(投資的経費)において、各事業担当課において仕訳作業を実施するよう徹底。
- 各事業担当課から提出された仕訳情報を元に、決算年度の翌年度6月~8月にかけて、財政担当課において、台帳登録作業、決算整理、注記・附属明細書の作成、分析資料の作成等の作業を実施。
- 決算年度の翌年度10月初旬には、固定資産台帳、財務書類について公表している。

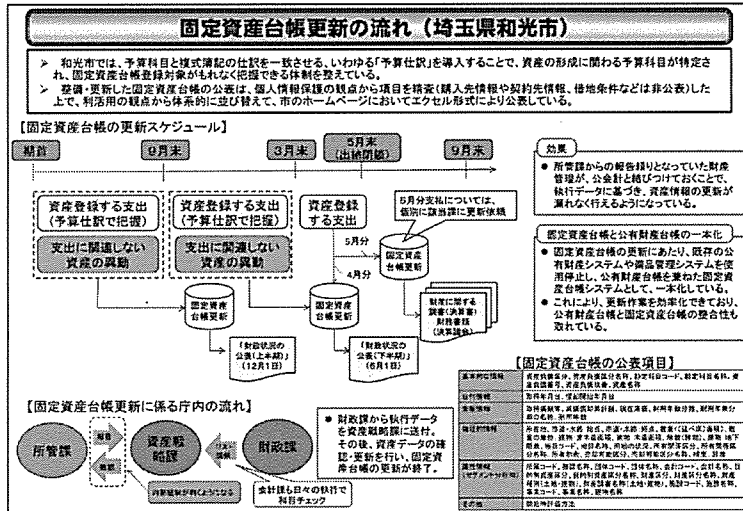
効果等

- 作業スケジュールを確立の上、各事業担当課において計画的に作業を実施することにより、各担当の地方公会計に対する意識向上に繋がるとともに、財務書類等の早期の公表を実現できている。

※ 赤枠部分が、事業担当課における作業。
※ 青枠部分が、財政担当課における作業。

出典：総務省HP「地方公会計に関する取組事例集」

【先進自治体（和光市）の取組事例】



出典：総務省 HP「地方公会計に関する取組事例集」

日々仕訳方式の採用は、財務会計システムの仕様の制約を受けること、横断的な庁内の調整が必要となることから、直ちにできるものではないとも思えるが、次回の財務会計システムの更新の際には、こうした点も含めて調達先を検討することが望ましい。

なお、期末一括仕訳方式であっても、年度末を待たずに、仕訳作業や台帳登録を、月次・四半期・中間期などのタイミングで実施し、作業の分散化・早期化することで9月までに財務書類を完成させている団体はある。総務省「地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度）報告書」では、資産に係る支出と費用に係る支出の区別として、「あらかじめ予算科目の細々節に公会計上の勘定科目を登録しておくことで、予算の段階から各事業担当課が仕訳を行うことができ、予算入力時に各課が細々節を選択し、執行時に予算どおりの細々節を選択することで、仕訳作業を概ね完成させることができ、決算確定後に財政担当課から各事業担当課に支出伝票の内容を確認する作業の手間を軽減できるため、財務会計システムの更新等が近く行われない場合においても、こうした取組を導入することも有効である。期末一括仕訳を維持しつつ、財

務書類の作成時期の早期化を図ることができるため、期末一括仕訳を行っている団体において、こうした取組が導入されることが期待される。」とある。

千葉市の財務書類の公表時期が翌年度の3月末と、比較的長期であることを踏まえると、その早期化のためにも固定資産台帳の更新スケジュールや期末一括仕訳のタイミングや方法を見直し、作業の分散化・早期化ができないかを検討することが望ましい。

【意見2】 作業の引継ぎ及びノウハウの蓄積のための説明会の実施について（資産経営課）

固定資産台帳の適切な更新にあたっては、固定資産を管理する課（所管課）が実施する固定資産台帳増減調査票の回答の精度を上げることが誤謬発生の手防につながる。そのため、所管課が固定資産台帳の更新実務に係る知識を習得し、担当者が交代してもノウハウが蓄積され継承される仕組み作りが重要となる。また、過去に生じた同様の誤謬の発生を防ぐため、誤謬を防ぐための確認項目をチェックリスト化し、共有することも有用である。

現状、固定資産台帳の更新に当たって、固定資産を整備する課（資産経営課、管財課、財政課、会計室）の間では事前の打ち合わせが行われているが、その参加者に所管課の担当者は含まれていない。そこで、資産経営課をはじめとする固定資産台帳を整備する課が主体となり所管課の担当者向けの固定資産台帳更新実務に関する説明会を実施することが有用である。説明会では、固定資産台帳の更新手順の重要なポイントについて、実際に誤謬が発生した事例及び当該誤謬を防ぐために有効な確認方法を的確に伝えることができれば、固定資産台帳増減調査票の回答の精度を上げることが期待できる。

【意見3】 一部の業務の委託化や外部専門家等の利用について（資産経営課、財政課）

財政課、資産経営課、管財課及び会計室をはじめとした少数の担当者が固定資産台帳の確認作業をする一方で、委託業者への業務委託の範囲は公会計システムの管理運用など最小限の作業のみとなっている。そこで、建設仮勘定の振替漏れの確認作業、他台帳との突合による整合性確認、ワークシートへの入力作業など、新しい施設マネジメントシステムである「fmSMART」の導入に合わせて、業務量等に応じて、単純作業の業務委託化を検討されたい。

また、固定資産台帳の登録内容について、固定資産台帳の内容に課題が生じた場合など、外部専門家のチェックを入れることも有用である。例えば、「経営・財務マネジメント強化事業（地方公会計の整備・活用関係）登録者一覧」に登録されているアドバイザーに問い合わせをし、固定資産台帳の精緻化について助言を受けることが考えられる。

【地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業】

令和5年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

○ 人口減少が進化する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要が高まっている

○ しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

▶ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要望に応じたアドバイザリーを派遣**

- 事業概要**
- (1) アドバイザーを派遣する支援分野
- 公営企業・第三セクター等の経営改善
 - ・ D・K・G・Xの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクターの経営健全化
 - 地方公会計の整備・活用
 - 公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント）
 - 地方公共団体のD・X
 - ・ 情報システムの標準化・共通化
 - ・ マイナンバーカードの利活用の推進 等
 - 首長・管理者向けトップセミナー（啓発・研修事業のみ）
- (2) 支援の方法 個別市町村に随時的に派遣（各都道府県市町村担当等と連携して事業を実施） 都道府県に派遣

課題対応アドバイザー事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイザリーを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野の表層に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のための支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費（旅費、雑費）は、地方公共団体金融機構が負担

(3) 事業規模

○ 約6億円・約1,400件の派遣を想定（参考：令和4年度 約2.9億円（旅費）・723件（派遣件数））

出典：地方公共団体金融機構 HP「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

【地方公会計の整備・活用関係のアドバイザーリスト】

地方公会計の整備・活用関係

アドバイザーについては、地方公共団体からの要請に応じて随時追加、追加した場合は以下のリンクに掲載いたします。アドバイザーの追加希望は地方公共団体にお願いします。また、アドバイザーの追加内容や変更が必要な場合は、随時更新を行います。

追加希望のアドバイザーの氏名、所属機関を

※氏名で検索

氏名で検索する場合は、各分野について文字スペースを空けてください。

氏名検索：(検索)件数 氏名 フリワード氏名 所属機関

【都道府県別で絞り込み】	【人材の分類で絞り込み】	【取組分野で絞り込み】	【取組分野で絞り込み】	【取組分野で絞り込み】	【取組分野で絞り込み】	【取組分野で絞り込み】	【取組分野で絞り込み】
すべてを絞り込み	すべてを絞り込み	すべてを絞り込み	すべてを絞り込み	すべてを絞り込み	すべてを絞り込み	すべてを絞り込み	すべてを絞り込み
絞り込み条件	絞り込み条件	絞り込み条件	絞り込み条件	絞り込み条件	絞り込み条件	絞り込み条件	絞り込み条件
所在地	人材の分類	氏名	固定資産台帳の整備・更新更新	財務会計の整備・更新更新	施設別・事業別等の経費集約の作成・活用	公共施設マネジメントへの活用	公営企業等(公営)の取組状況

出典：総務省 HP「地方公会計の整備・活用関係」

(2) 固定資産台帳と公有財産台帳の整合性（土地・建物）

i) 実施した手続と発見事項

公有財産台帳（公有財産システム）に登録されている土地と建物が、固定資産台帳に登録されているかの観点から、次の基準によって抽出した 37 件の公有財産について、両者の整合性を点検した。

(抽出基準)

- 土地：公有財産システムの情報を基に売却可能資産を一覧化した注記明細を対象に当該明細に計上された 25 件全件を抽出
- 建物：公有財産システムから出力される建物台帳を対象に 12 件を抽出

上記の手続の結果、37 件のうち以下の 8 件が固定資産台帳に登録されていなかった。

公有財産システムの情報と固定資産台帳のどちらが正しいかを各所管課が確認したところ、いずれも公有財産システムの登録情報が正しく、固定資産台帳の登録漏れであることが判明した。

千葉市の固定資産台帳の更新実務では、委託業者がマッチングワークシートを財政課に提供し、財政課は、各所管課が回答した固定資産台帳増減調査票の内容を確認しながら、公会計システムに取り込むためのマッチングワークシートを更新している。したがって、財政課がマッチングワークシートと固定資産台帳増減調査票の記載内容を網羅的かつ正確に結びつけることができなければ、固定資産台帳に計上すべき固定資産が漏れてしまう。

【固定資産台帳への登録漏れ（令和3年度）】

【土地台帳】

No.	施設名称	実測地積	取得年度	取得価格
1	市道横戸町 23 号線道路新設改良事業（残地買収）	115.30 m ²	平成 30 年度	3,378,290 円
2	都市計画道路磯辺茂呂町線（園生町）事業残地	1.98 m ²	令和元年度	158,400 円
3	(都) 磯辺茂呂町線（園生町地区）残地（R2-3）	23.99 m ²	令和2年度	2,000,766 円
4	市道長沼原町 55 号線道路新設改良事業	198.47 m ²	令和3年度	7,799,871 円
5	(主) 千葉大綱線（土気駅北口）交通安全施設等整備事業	140.09 m ²	令和2年度	6,426,160 円

No	施設名称	実測地積	取得年度	取得価格
6	市道土気町28号線道路新設改良事業の残地	419.89㎡	平成3年度	134,416,646円

【建物台帳】

No	施設名称	建物用途	延べ床面積	取得年度	取得価格
7	若松中学校	体育倉庫	49.67㎡	令和3年度	10,826,450円
8	幕張小学校	給食室	68.00㎡	令和2年度	30,843,060円

所管課提出資料を基に監査人が作成。

ii) 結果

指摘1 公有財産台帳に記載された土地・建物の固定資産台帳への計上漏れについて（管財課、財政課）

上記の固定資産台帳への計上漏れが発見された。固定資産の評価や按分のような「判断」が含まれる領域ではなく、実物資産の有無という「事実」に関する領域であること、土地・建物の場合は金額的重要性が高くなることが想定されること、土地については非償却資産であり登録漏れは財務諸表に半永久的に影響が出続けることから、これらの誤謬を固定資産台帳に反映するとともに、このほかにも登録漏れの有無を点検する必要がある。

また、今後、同様の誤謬が生じないように、財政課はマッチングワークシート上で固定資産に計上すべきと判断した案件の合計件数と所管課から提出された固定資産台帳増減調査票上の合計件数の一致を確認することにより、固定資産台帳に計上すべき固定資産が漏れていないかを確認すべきである。

(3) 固定資産台帳と公有財産台帳の整合性（無形固定資産）

i) 実施した手続と発見事項

無体財産権として公有財産台帳に記載されている資産について、固定資産台帳に登録されているかどうかを確認したところ、以下の資産は、固定資産台帳への登録が漏れていた。

千葉市内部では、管財課が「前年度の公有財産の異動内容」を調査前に「固定資産台帳増減調査票」に反映させ、所管課に固定資産台帳への登録を促している。しかし、無形固定資産に該当する無体財産権については、調査前の事前反映が徹底されていなかった。そのため、登録漏れが発生したと考えられる。

勘定科目	資産名称	登録年度	金額(円)	経過年数(年)	(あるべき)残存価額(円)
商標権	千（注：原文ママ）	2021	282,000	2	225,600
地上権	西千葉駅稲荷町線	1997	275,000,000		275,000,000
地上権	加曾利下水道用地	1980	5,267,500		5,267,500
地上権	源町地内排水施設整備事業	1993	8,320,936		8,320,936
地上権	高品町排水施設	1997	8,000,000		8,000,000
地上権	歩行者専用通路（53、39）、公共下水道敷設（55～58）	2016	570,000,000		570,000,000
地上権	都市計画道路 美浜長作町線	1994	717,343,200		717,343,200
地上権	都市計画道路 西千葉駅稲荷町線	1991	3,252,200		3,252,200

無形固定資産台帳の内容を監査人が一部加工。重要性に鑑み、10万円以下のものは割愛。

ii) 結果

指摘2 公有財産台帳に記載された無体財産権の固定資産台帳への計上漏れについて（管財課）

上記の無体財産権の固定資産台帳への計上漏れが発見された。

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、商標権は耐用年数省令に定める償却資産であるが、地上権、地役権、借地権、鉱業権等の用益物権（他人の土地等がある目的で使用するための権利）は非償却資産とされている。非償却資産の計上漏れは、将来にわたって長期的に固定資産の内容に影響を与えることから、これらの誤謬を固定資産台帳に反映するとともに、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」69段落⁸を踏まえて、金額的重要性が高くな

⁸ 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き 69 段落

地上権、地役権、借地権、鉱業権等の用益物権（他人の土地等がある目的で使用するための権利）は、非償却資産であり、減価償却は行いません。また、用益物権の存否確認は一般的に困難であり、加えて、民有地を地方公共団体が公園として管理している場合や国有地を地方道として管理している場合など一般的な権利関係と異なる場合があり、より権利の認定が困難と考えられますが、一般的に以下のいずれかに該当する場合は、用益物権が存すると考えられるため、金額等による重要性の観点に照らして計上します。

- ①契約書が残っており、契約上「建物所有を目的とする賃貸借」と明記されている
- ②地代の支払いを行っている
- ③権利の設定時、権利金等の一時金を支払った
- ④借地権等の権利自体を他人から有償で取得した

(以下省略)

りがちな地上権を中心に、このほかにも登録漏れがないかを精査する必要がある。

また、「前年度の公有財産の異動内容」について、有形固定資産だけではなく、無形固定資産についても調査前に「固定資産台帳増減調査票」に反映することを徹底し、実際に登録されたことをダブルチェック等で確かめる体制を整える必要がある。

(4) 固定資産台帳と資産データベースの登録情報との整合性

i) 実施した手続と発見事項

資産データベースから作成される令和3年度の「資産カルテ公表施設一覧」から、監査人の判断で抽出した15件の取引について、固定資産台帳に適切に登録されているかを確認したところ、全件の登録が確認できた。

ただし、一部の取引について所管課の情報が誤りがあった。具体的には、一部の小学校や中学校の施設の所管課を「教育総務部学校施設課」と登録すべきところ、「教育総務部教育給与課」と登録していた。

財政課に質問したところ、「固定資産台帳増減調査票」と公会計システムとの連携がうまくいかず、所管課が誤って登録されていた。

また、「異動データワークシート」は、異動となった部分のみを記入・取込する仕組みとなっているため、「固定資産台帳増減調査票」の中で所管課異動となっているものを見落として、「異動データワークシート」に反映できていないものがあった。

ii) 結果

指摘3 所管課の登録情報の誤りについて(財政課)

固定資産台帳の所管課が誤っている資産が一定数存在している。

まずは、「教育総務部教育給与課」と誤って登録されていた施設について、「教育総務部学校施設課」への修正が必要である。

あわせて、所管の登録が誤っていないかどうかについて横断的に点検をすべきである。

固定資産台帳上で所管課を登録するのは、問い合わせ先の明確化、責任を明らかにする目的がある。所管換に係る公会計システム取込用の「異動データワークシート」を作成する際は、誤った所管課登録及び所管換をしないよう十分注意を払う必要がある。

(5) 固定資産台帳の更新に関する業務の委託

i) 実施した手続

地方公会計の固定資産台帳の整備・更新にあたり、多くの地方公共団体で、外部業者を利用している。外部業者を利用すること自体には問題はないが、中には、外部業者に固定資産台帳の更新作業を丸投げしてしまっており、固定資産の状況を正確に把握できていない地方公共団体もあるものと認識している。

千葉市でも、固定資産台帳の更新作業の一部を外部業者に委託しているため、千葉市の業務委託における調達方法、業務委託の内容等、委嘱者・受嘱者間の役割分担の適切性について、仕様書等の査閲や発注担当部署へのヒアリング等により監査した。

ii) 結果

(調達の方法)

千葉市では、「公会計財務諸表作成支援業務委託」として、会計制度コンサルティング業務、固定資産台帳作成の支援業務、財務書類4表等作成支援業務を外部業者に発注している。

業務の発注にあたっては、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条第1項第1号並びに千葉市契約規則第20条及び財政局業務委託希望型指名競争入札実施要綱の規定に基づき、希望型指名競争入札制度により業者を選定している。

希望型指名競争入札の対象となる業務は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける契約に係る業務委託を除き、原則として予定価格が100万円を超える業務委託となっている。入札調書によると、入札を希望した5者以上を指名し、その中から予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方としていることから、委託業者の競争原理が適切に働いているといえる。

(業務委託の内容と資格要件)

上記委託業務の令和4年度の仕様書によると、このうち、固定資産台帳作成の支援業務の発注内容は以下のとおりである。

<p>7. 委託内容</p> <p>(2) 固定資産台帳作成の支援業務</p> <p>ア 固定資産異動情報のデータ収集に係る支援</p> <p>本市が行う固定資産異動情報のデータ収集について、会計的な見地及び「PPP」の運用の視点からの助言を行うこと</p>

- | | |
|---|---|
| イ | 固定資産の減価償却計算に係る支援
本市が収集した固定資産異動情報に係る減価償却計算について、必要な支援を行うこと |
| ウ | 固定資産異動情報の取り込み支援
固定資産異動情報データについて、内容を検証し、「PPP」に取り込むことができるようにすること |
| エ | その他固定資産台帳作成に必要な支援を行うこと |

ここで、「PPP」とは、公会計業務支援システムの導入パッケージソフトウェアである「Principal Publicaccounting Package Ver5.0」のことである。多くの地方公共団体での利用実績がある統一的な基準による公会計に対応した公会計システムである。

委託業務内容に固定資産異動情報データを「PPP」に取り込むことが含まれているため、業者の側においても「PPP」を導入している必要がある。また、業務の性質に鑑み、業務責任者を「地方公共団体の財務会計事務を理解し、かつ発生主義会計・複式簿記に関する専門の知識・能力を有する公認会計士又は税理士」であることの資格要件を定めている。

入札による調達においては、できるだけ多くの入札参加者を募る意義から、資格要件を過度に設けるのは避けるべきであるが、本件の業務内容に鑑みれば、これらの資格要件の設定は適切なものであったと考える。

(委託業者との作業分担・責任分担)

概括的には以下のとおりである。

- ①委託業者が財務会計システムから出力した「歳出伝票一覧（支出命令データ）」の中から固定資産になる可能性のある取引を一定の要件で抽出する。
- ②千葉市が①で抽出されたデータを確認し、固定資産として登録するものを確定する。
- ③委託業者が登録データを整備し、PPPに取り込む。その結果を千葉市に成果物として提出する。

このように、基本的には委託業者はデータの取り込みの部分だけを担当し、何をどう登録するかは市側の判断により実施される。

また、業務開始後は、財政課が委託業者の作業内容を適宜モニタリング・確認している。

以上のように、監査を実施した範囲においては、固定資産台帳の更新作業には千葉市が適切に関与しており、外部業者に作業を丸投げしている実態は認められなかった。

(6) 減損会計の適用

i) 実施した手続と発見事項

千葉市の固定資産台帳増減調査票作成要領を査閲したところ、千葉市では減損会計を適用していなかった。

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では、有形固定資産及び無形固定資産に係る減損処理は今後の検討課題とし、当面は適用しないこととされている（統一的な基準による財務書類の作成開始時点ですでに減損会計を適用している地方公共団体については継続適用が許容されている）。すなわち、地方公会計における減損会計の導入は、総務省でも論点整理がなされており、そこでは、「理論的には固定資産の減損処理は行うべきとも考えられるが、過半の地方公共団体は固定資産台帳も未整備の状況にあり、実施可能性の観点から慎重に検討すべき。」と時期尚早の意見が示されている。また、すでに「売却可能資産」という考えがある中で、減損会計を適用することは本当に有用性があるのか、といった意見もある。

ii) 結果

千葉市では、減損会計を適用していないが、現行の地方公会計においても当面の適用が見送られていることを踏まえると、千葉市が現時点で減損会計を適用していないこと自体は特に作成要領等への違反でもなく、問題はない。また、減損会計を適用せずとも、売却可能資産を公表することで、土地の利活用等の促進の意義は果たせる、という意見にも一定の合理性はあり、この点でも、現時点ですぐに減損会計を適用することの意義は高くはない、と考える。

なお、参考として、地方独立行政法人ですでに減損会計の適用がなされており、また、地方公共団体でも例えば大阪府では独自の取組として減損会計の適用を進めている。ここでの減損会計は、営利を前提とした企業会計や公営企業における減損会計とは異なり、固定資産の収益獲得能力ではなく、固定資産の行政サービス提供能力に着目したものである。すなわち、固定資産についてどの程度の使用が想定されているかの目標（減損の兆候を判断する指標）をあらかじめ定めおき、その使用の程度が取得時に想定した水準に著しく満たなくなった場合に当該資産の帳簿価額は過大であると認めて減損を認識するといった方法である。おそらく、地方公共団体が適用するとすれば、この行政サービス提供能力の考え方が導入されるものと考えられる。

これによれば、売却可能資産の開示だけでは得られなかった、資産ごとの有効活用が促進される効果が期待できる。資産をどの程度使用するかをはじめに目標設定し、その目標に対して、十分に利用できているか、できていないかを点検するプロセスが導入されることとなるため、売却予定とならなくても低稼働状態や遊休状態にある資産が明らかにされる。地方公会計の本旨である資産・債務改革の趣旨からも本来導入が促進されるべきものである。

現時点においては時期尚早であるとしても、固定資産台帳の精度が上がり、かつ、公会計における減損会計の適用の議論が進んだ際には、千葉市においても積極的に導入を検討し、固定資産が最大限有効に活用できる仕組みを整備することが望まれる。

第3章 固定資産台帳の内容の点検

1. 固定資産台帳の内容の点検の意義

総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、固定資産台帳は、公表を前提として整備を進めること、かつ、段階的に精緻化することが求められている。資産・債務改革を推進する上で、固定資産台帳のデータを活用することを踏まえると、その内容は正しいものでなくてはならない。

この点、第1章でも記載したように、統一的な基準による財務書類は、法定の財務書類ではないこともあり、現状、監査委員監査の対象になっていない。また、外部委託業者においても、千葉市から与えられたデータをPPPに取り込む過程で、財務書類・残高試算表・固定資産台帳等の帳票間で矛盾がないことの検証は行うが、そもそも登録内容が適切であるかどうかまでは検証しえるものではない。

そこで、包括外部監査を利用して、固定資産台帳の内容が、固定資産の状況を適切に反映しているかについて、第三者の視点で客観的に点検してみることは意義のあることと考えている。

2. 監査の結果

(1) 固定資産台帳の要件

①固定資産台帳の基本項目

i) 実施した手続と発見事項

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」13 段落⁹⁾、14 段落¹⁰⁾、別紙 2 によると、固定資産台帳上、「数量」は必須記載項目とされている。この数量の記載に当たっては、土地や建物の場合、「数量」は面積（延べ床面積）が想定されていることから、計上単位の記載は「㎡」で自明であり、特になくとも困らないと考えられるが、物品の場合は、計上単位として「個」「一式」など様々なものが考えられるため、計上単位も記載しておかないと具体的な量が把握できないため実務上困ることが起こりうる。

そこで、固定資産台帳を査閲し、①土地、建物、物品の「数量」が記載されているか、②物品で数量が記載されているものには「計上単位」が記載されているかを全件検討した。

結果は次のとおりであり、土地、建物、物品のいずれも数量が記載されていないものが一定数あり、また、物品の計上単位が記載されていないものがあった。

【固定資産台帳（令和3年度）の「数量」「計上単位」の記載漏れ】

科目	令和3年度 時点の資産数 (A)	左記(A)のうち、 「数量」の記載が ない資産数(B)	左記(A)のうち、 「数量」の記載が ある資産数(C)	左記(C)のうち、 「計上単位」の 記載がない 物品の資産数
土地	17,670 件	1,206 件	16,464 件	-
建物	4,151 件	363 件	3,788 件	-
物品	3,317 件	3,268 件	49 件	49 件

所管課提出資料を基に監査人が作成。

(注) 資本的支出に該当する資産は除外した。

⁹⁾ 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」13 段落

個々の固定資産台帳の記載項目については、「固定資産台帳の記載項目の例」（別紙 2）参照）のとおりとし、原則として「①基本項目」を備えることとします。

¹⁰⁾ 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」14 段落

また、固定資産台帳を公共施設マネジメント等に活用するため、各地方公共団体の判断により、例えば「②追加項目」のように、それぞれの状況に応じて固定資産台帳に記載する項目を追加すること等により、活用の幅を広げることも重要です。ただし、公共施設マネジメント等については、これらの項目以外の情報等を固定資産台帳と複合的に照らしあわせて活用したり、他のシステムに情報を集積し、取組を行っていたりする例があるなど、各団体における取組方法は様々であることから、どの程度、こうした情報を固定資産台帳に追加して整備するかは、個々の地方公共団体の創意工夫が必要となります。

ii) 結果

指摘 4 数量・単位の記入について（資産経営課）

固定資産台帳の整備にあたって、数量・単位について未記載のものがあるため、適切な情報に更新すべきである。

②有形固定資産の行政目的別明細

i) 実施した手続と発見事項

地方公会計の財務書類では、行政目的別（生活インフラ・国土保全、福祉、教育等）の情報は、そのセグメントにどれだけのコストが使われているかを示す上で重要であることから、有形固定資産の行政目的別明細を開示することが求められている。総務省「財務書類作成要領」87 段落によると、有形固定資産の行政目的別明細は、固定資産台帳に基づき作成することとされ、また、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」13 段落、別紙 2 によると、当該附属明細を作成する際に利用する固定資産台帳上の「目的別資産区分」は基本項目として記載することとされている。

千葉市では、有形固定資産の目的別分類を決算統計上の区分に準拠して記載することとしている。

そこで、固定資産台帳の「目的別資産区分」の項目が記載されているかを全件点検したところ、223 件が未記入であった。

また、通常、決算統計上の区分と固定資産台帳上の「主管課（所属）」は対応すると考えられるため、決算統計上の区分に対応するはずの「主管課（所属）」と「目的別資産区分」の整合性を点検した。具体的には、以下の①「教育」と②「総務」をサンプルし、目的別資産区分が適切かを財政課に照会した。

- ①固定資産台帳上の目的別資産区分が「教育」で主管課名称が「教育以外」の部署の資産
- ②固定資産台帳上の目的別資産区分が「総務」で主管課名称が「総務以外」の部署の資産

その結果、以下の固定資産は目的別資産区分の登録誤りであることが判明した。

【目的別資産区分：教育】

- ・保健福祉局が管理する福祉施設が「教育」とされている。
- ・旧小学校施設が現在は用途変更されているにも関わらず「教育」から変更されていない。

財産番号	資産名称	補助科目名称	主管課名称
00035333	高洲保健センター跡施設/ 福祉施設-①	建物	保健福祉局高齢障害 部高齢福祉課
38046	美浜区真砂コミュニティセンター/屋内運動場 (旧真砂第一小学校跡施設)	建物	美浜区役所 地域振興課
38056	美浜区真砂コミュニティセンター/会館 (旧真砂第一小学校跡施設)	建物	美浜区役所 地域振興課
38058	美浜区真砂コミュニティセンター/屋内運動場 (旧真砂第一小学校跡施設)	建物	美浜区役所 地域振興課
38061	美浜区真砂コミュニティセンター/機械室 (旧真砂第一小学校跡施設)	建物	美浜区役所 地域振興課
38080	美浜区真砂コミュニティセンター/会館 (旧真砂第一小学校跡施設)	建物	美浜区役所 地域振興課

【目的別資産区分：総務】

・保健福祉局が管理する福祉施設又はそれに関連する資産が「総務」として登録されている。

財産番号	資産名称	補助科目名称	主管課名称
17201000 0018502	総合保険医療センター	建物	保健福祉局医療衛生部 医療政策課
20131041	中国残留邦人等支援給付システム (生活扶助基準の見直し改修)	ソフトウェア	保健福祉局保護課
20131042	福祉総合オンラインシステム (生活保護データベース等への改修)	ソフトウェア	保健福祉局保護課
20131043	中国残留邦人等支援給付システム(統合サ ーバー移行及び第3次 CHAINS 更新改修)	ソフトウェア	保健福祉局保護課
20165353	美浜区高浜3丁目43-9-㌿B	土地	保健福祉局高齢障害部 障害福祉サービス課
20166271	障害福祉サービス事業所等/駐車場	工作物	保健福祉局高齢障害部 障害福祉サービス課
20166286	障害福祉サービス事業所 (旧高浜第二小学校)/昇降機設備	建物付属設備	保健福祉局高齢障害部 障害福祉サービス課
20166288	障害福祉サービス事業所 (旧高浜第二小学校)/空調設備	建物付属設備	保健福祉局高齢障害部 障害福祉サービス課
20166290	障害福祉サービス事業所 (旧高浜第二小学校)/建具改修	建物付属設備	保健福祉局高齢障害部 障害福祉サービス課
20167079	障害福祉サービス事業所 (旧高浜第二小学校)/給排水設備	建物付属設備	保健福祉局高齢障害部 障害福祉サービス課
30065	中国残留邦人等支援給付ソフトウェア	ソフトウェア	保健福祉局保護課
30068	中国残留邦人等支援給付ソフトウェア (レバト管理システム改修)	ソフトウェア	保健福祉局保護課

所管課提出資料を基に監査人が作成。

ii) 結果

指摘5 有形固定資産の行政目的別明細の誤りについて（財政課）

固定資産台帳の「目的別資産区分」が記入されていないものは記載し、区分名称が誤っているものは適切な名称に修正する必要がある。また、その他にも区分名称が誤っているものがないか精査する必要がある。

そのうえで、今後は、固定資産台帳の必須項目が記載漏れになっていないかを財政課が定期的に確認する必要がある。

また、財政課は各所管課から「固定資産台帳増減調査票」を受領した時に固定資産台帳の「目的別資産区分」が「主管課（所属）」に対応しているかを確認し、明らかに対応していないと考えられるものはその理由を確認することが必要である。

③勘定科目の登録

i) 実施した手続と発見事項

千葉市の一般会計等における固定資産台帳の更新実務には、所管課が「固定資産台帳増減調査票」に回答するフェーズがある。

所管課は、回答にあたり「固定資産台帳増減調査票作成要領」を参照するが、固定資産台帳の登録内容の確認は複式簿記の基礎的な知識がないと難しく、所管課の担当者向け説明会などで丁寧に説明しなければ、担当者の業務習熟度によっては勘定科目等を誤るリスクや、建設仮勘定について工事完了年度での振替漏れが発生するリスクが高まる。

そこで、①固定資産台帳の勘定科目の登録誤り及び②建設仮勘定の振替漏れの可能性がある固定資産を任意に抽出し、千葉市の担当課に確認したところ、次のとおり複数の誤謬を発見した。

【①勘定科目の登録誤り（令和3年度）】

No	会計名称	固定資産台帳の 登録情報	固定資産台帳の あるべき登録又は処理
	期末簿価 件数		
1	圏圏事業特別会計	7,437,902,784円 57件	土地（インフラ資産） 土地（事業用資産）
2	圏圏事業特別会計	23,948,456円	工作物（インフラ資産） 工作物（事業用資産）

No	会計名称	固定資産台帳の 登録情報	固定資産台帳の あるべき登録又は処理
	期末簿価 件数		
	競輪事業特別会計		
3	637,970,024円 7件	工作物（インフラ資産）	工作物（事業用資産）
4	一般会計 260,823,221円 5件	その他（事業用資産）	工作物（事業用資産）
5	一般会計 976,311円 2件	その他（インフラ資産）	工作物（インフラ資産）
6	一般会計 399,954,116円 17件	その他（インフラ資産）	建設仮勘定（インフラ資産）、建物（インフラ資産）及び費用処理
7	一般会計 4,362,855円 464件	その他（事業用資産）	物品
8	一般会計 14円 11件	その他（インフラ資産）	物品
9	競輪事業特別会計 5,807,013円 23件	その他（事業用資産）	物品

所管課提出資料を基に監査人が作成。

【②建設仮勘定の振替漏れ（令和3年度）】

No	会計名称	固定資産台帳の 登録情報	固定資産台帳の あるべき登録又は処理
	期末簿価 件数		
1	一般会計 7,875,139,859円 152件	建設仮勘定（事業用資産）	本勘定を特定し振替（千葉市にて確認中）
2	一般会計 1,048,462,941円 37件	建設仮勘定（事業用資産）	費用処理
3	一般会計 3,134,237,011円 96件	建設仮勘定（インフラ資産）	本勘定を特定し振替（千葉市にて確認中）
4	一般会計	建設仮勘定（インフラ資産）	費用処理

No	会計名称	固定資産台帳の 登録情報	固定資産台帳の あるべき登録又は処理
	期末簿価 件数		
5	1,269,958,225円 220件	ラ資産)	
5	競園事業特別会計 2,552,000円 1件	建設仮勘定（事業用資産）	本勘定を特定し振替（千葉市にて確認中）
6	競園事業特別会計 5,269,000円 2件	建設仮勘定（事業用資産）	費用処理
7	都市計画土地地区画整理事業特別会計 5,946,100円 1件	建設仮勘定（事業用資産）	本勘定を特定し振替（千葉市にて確認中）
8	都市計画土地地区画整理事業特別会計 31,270,170円 2件	建設仮勘定（事業用資産）	費用処理
9	都市計画土地地区画整理事業特別会計 107,492,700円 9件	建設仮勘定（インフラ資産）	本勘定を特定し振替
10	都市計画土地地区画整理事業特別会計 102,199,646円 14件	建設仮勘定（インフラ資産）	費用処理
11	市街地再開発事業特別会計 434,926,975円 6件	建設仮勘定（インフラ資産）	費用処理

所管課提出資料を基に監査人が作成。

ii) 結果

指摘⑥ 勘定科目の誤り（建設仮勘定の本勘定への振替漏れを含む）について（資産経営課）

正しい登録内容とするように、固定資産台帳の修正が必要である。

建設仮勘定の振替漏れは、工事完了時点を固定資産台帳上に記載する等の工夫で回避できると考えられるため、更新プロセスにおいて、振替漏れがないかどうかの目線でチェックする内部統制を構築すべきである。例えば、完了している工事が含まれていないかという観点から建設仮勘定の一覧表を査閲し、含まれていれば本勘定（又は費用）に振り替える、といった手続により、振替漏れがないことを確認する方法が考えられる。

④会計区分

i) 実施した手続と発見事項

固定資産台帳の会計区分を誤って登録すると、固定資産情報が固定資産を管理する会計に紐づかず、所管課が調査対象となる固定資産を見落とすなど、更新作業が適切に実施されないおそれがある。

そこで、会計区分に誤りがある可能性のある固定資産を任意に抽出し、担当課に確認したところ、次のとおり複数の誤謬を発見した。

【会計区分の誤り（令和3年度）】

勘定科目	(件数) 期末簿価	現在の 固定資産台帳 の登録情報	あるべき 固定資産台帳 の登録情報
桜木霊園が管理			
建物（事業用資産）	(18件) 38,038,156円	一般会計	霊園事業特別会計
その他（事業用資産）※本来は物品	(3件) 3円		
換見川稲毛土地区画整理事務所が管理			
建設仮勘定（インフラ資産）	(4件) 5,905,700円	一般会計	都市計画土地区画整理事業特別会計/費用処理
学校が管理する牛乳保冷庫			
物品	(1件) 660,000円	学校給食事業特別会計	一般会計
介護保険システム			
ソフトウェア	(3件) 3円	一般会計	介護保険事業特別会計
建設局下水道建設部下水道整備課が管理			
土地（インフラ資産）	(11件) 263,132,650円	一般会計	農業集落排水事業特別会計
建物（インフラ資産）	(9件) 834,173,414円		
工作物（インフラ資産）	(11件) 1,018,950,811円		
ソフトウェア	(3件) 3円		
公営事業事務所が管理			
土地（事業用資産）	(7件) 1,125,699,885円	一般会計	競輪事業特別会計
建物（事業用資産）	(31件) 1,600,587,402円		

勘定科目	(件数) 期末簿価	現在の 固定資産台帳 の登録情報	あるべき 固定資産台帳 の登録情報
工作物（事業用資産）	(3件) 3円		
物品	(2件) 2円		
動物公園が管理			
建物（事業用資産）	(74件) 935,977,049円	一般会計	動物公園事業特別会計
建設仮勘定（事業用資産）	(2件) 31,246,776円		
その他（事業用資産）※本来は物品	(5件) 5円		
土地（インフラ資産）	(262件) 19,485,208,794円		
工作物（インフラ資産）	(5件) 363,543,819円		
物品	(78件) 3,853,115円		
地方卸売市場が管理			
土地（事業用資産）	(2件) 509,736,495円	一般会計	地方卸売市場事業特別会計
建物（事業用資産）	(47件) 467,832,112円		
土地（インフラ資産）	(4件) 4円		
物品	(2件) 2円		

所管課提出資料を基に監査人が作成。

ii) 結果

指摘7 会計区分の誤りについて（資産経営課）

上記で発見された会計区分について、固定資産台帳上の情報を修正すべきである。所属する会計は歳出データに基づいて区分されるため、上記の誤りの多くは、開始時残高を算定する際に歳出データではなく当時のストック情報に基づいて区分した際に誤ってしまったと考えられるが、歳出した会計と管理する会計が変更になったときにも、資産の増減が生じないために資産異動の対象から漏れてしまっている可能性もある。

固定資産台帳に誤った会計区分を登録すると、会計区分別の財務書類の数値情報等に誤りが生じる。また、適切な担当者への照会も困難となることから、会計区分の登録は重要性が高いと考える。

(2) 固定資産台帳の登録内容の正確性

①勘定科目

i) 実施した手続と発見事項

固定資産一覧表の無形固定資産について、資産名称等の登録内容が適切に確認した。

その結果、以下の資産は、「自転車駐車場の管理棟（建物）の賃貸借契約であり、リース期間満了後、市に所有権が移転する」ものであり、所有権移転ファイナンス・リースに該当し、有形固定資産の建物として固定資産台帳に登録すべきであるが、「その他の無形固定資産」に登録されていた。

財産番号	資産名称	補助科目	補助科目名称	耐用年数	取得日	取得価額	減価償却累計額	当期減価償却額	期末簿価
20168058	西千葉自転車保管場外1管理棟賃貸借	799	その他の無形固定資産	30	2012年11月1日	12,746,343	3,900,378	433,375	8,845,965
20168059	都賀駅第3自転車駐車場管理棟賃貸借	799	その他の無形固定資産	30	2014年10月1日	9,189,620	2,187,130	312,447	7,002,490

千葉市固定資産台帳を一部加工

ii) 結果

意見4 リース資産の計上に係る作成要領等での説明の工夫について（財政課）

上記の2件については、本来「有形固定資産」とすべきところ「無形固定資産」として登録されていたため、固定資産台帳を修正すべきである。

ただし、発見したこの2件だけを修正しても、全体としての影響は軽微であることから、ここでは誤っていた事実そのものよりも、むしろ、誤った原因について取り上げる。

今回の件は、賃貸借契約であることで、登録担当者が有形ではなく無形の固定資産と勘違いした可能性があるが、資産に計上せずに賃借料として費用処理することも十分にあり得る。

この点、監査人は「リース資産」は固定資産の登録に当たってかなり高度な判断が求められる領域であると考えている（リースについては「II 固定資産台帳の概要 第1章3. 地方公共団体における固定資産台帳の作成方法（2）固定資産台帳の要件」に記載のとおり）。

それは、①同じ「賃貸借契約」であっても、リース資産として資産計上する場合と、賃借料

（リース料）として費用計上する場合があること、②法的な所有権がなかったとしてもその経済的実質に鑑みてリース資産を計上する（あるいは、金銭消費貸借契約等を締結して借金をするわけでもないのに経済的実質に鑑みて金融取引として擬制してリース債務を計上する）こと自体が、一般の購入のプロセスと大きく異なること、③フルペイアウトの要件などリース資産の識別に高度な判断の要素が含まれること、④取得原価の算定において、契約書に記載された単純なリース料総額とするのではなく、現在割引価値や見積現金購入価額など見積りの要素が含まれること、などが理由であると考えられる。要するに、「リース資産」「リース債務」というもの自体が一般に分かりにくいのである¹¹。

したがって、固定資産の増減の識別においても、「リース資産」「リース債務」は分かりにくいものだという前提で特に丁寧に説明をすべきであるが、現在の「固定資産台帳増減調査票作成要領」において、リースに係る解説は所有権移転ファイナンス・リースが①所有権移転条項あり、②借り手に割当購入選択権あり、③リース物件が借手の特別仕様のいずれかに該当するもの、といった程度の説明にとどまっており、これだけで資産計上の要否を判断させるのは難しいのではないかと感じられる。会計処理を誤らないために、リース取引に関しては、例えばどういったものがリース資産として登録されるのかの実例を交えながら、資産計上と費用処理の判断について賃貸借契約書のどの条項を確認すればよいのか、どのように取得原価を算定するのか、現在割引価値とは何か、などを分かりやすく説明する工夫が必要であると思われる。

②耐用年数

i) 実施した手続と発見事項

固定資産一覧表の減価償却資産の中から、同じ資産名称である資産ごとの数を算定し、上位3件の資産について、同じ資産であれば同じ耐用年数を適用しているかを点検した。

その結果、「電線共同溝」は、同じ資産であるにもかかわらず、耐用年数が27年のものと50年のものが混在していた。法人税法上の耐用年数として、構築物のうち電気通信事業用の地中電線路が27年とされており、これと混同したものと考えられる。

¹¹ 企業会計におけるリース取引の会計処理の変遷

企業会計においても、リース取引の会計処理については、かつてはかなりの部分について費用処理が認められていた実務もあった。また、将来的にはオペレーティング・リースについても資産計上対象に含めるようなリース会計基準の見直しを検討されている。このように、時代にあわせてリース取引の会計処理自体が見直されていることも理解を難しくさせる一因とも考えられる。

ii) 結果

意見 6 同一資産の耐用年数の不一致について（資産経営課）

上記の資産は、千葉市「電線共同溝整備に伴う建設負担金算定要領第 5 条(2)」に基づき、耐用年数を 50 年で統一する必要があると考える。

また、その他にも同じ資産で異なる耐用年数を適用しているものがないかを点検すべきである。

本件も、誤りが発見されたものはその都度直していくことが求められるが、局所的に修正しても費用対効果が低いとも考えられる。むしろ、今後、どのようにすればこのミスを防止できるかを検討することが重要であると考ええる。

固定資産の管理において、適切な耐用年数を設定することは、最重要事項の 1 つである。

一般に、特に建物のように償却期間が長い固定資産の耐用年数の誤りは、減価償却費が誤って算定されることで財務諸表に与える影響が長期間にわたり、かつ、資産の老朽化度の算定にも影響を与えてしまう。また、耐用年数を誤ることは、資産の総合評価の「見直し」か「当面継続」の評価結果に対して、誤った時期判断を招くことにつながり、それにより本来見直す必要のある資産を見逃す可能性がある。適正な財務諸表の作成、適切な施設マネジメントのために、適切な耐用年数の設定が必要である。

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」や法人税等の耐用年数表（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）等には主な資産の耐用年数が用途名称等ごとに掲載されているが、当該用途名称に当てはめることが困難な資産も多く、類似資産の耐用年数を適用するか、「その他」区分の耐用年数を適用するか、など耐用年数の設定が担当者の判断によらざるを得ない。とはいえ、個別の使用可能性に特別な事情がない限りは、同じ資産については同じ耐用年数を適用するのが基本的な考え方であるため、過去に誤りが生じた資産については事例を交えて注意喚起することや、減価償却の仕組みについての理解を促すなどの工夫が必要であると思われる。

③固定資産の取得日

i) 実施した手続と発見事項

固定資産一覧表を査閲し、取得年度が「令和 4 年度」（2022 年度）と記載された資産の登録内容を点検したところ、以下の資産はマッチングワークシートに基づき、令和 3 年度（2021 年度）取得の固定資産として計上されていた。いずれも、「取得日」が 2022 年（令和 4 年）4 月

又は 5 月となっている。

（件数が多いため、重要性に鑑みて取得原価が 50,000,000 円以上のもののみ記載。）

財産番号	資産名称	補助科目名称	取得日	取得原価 (円)
2550200002201003	小倉町 1013-1-①	公園（公共土地）	2022/04/06	128,865,636
2720200002201072	(主) 穴川天戸線（亥鼻橋）下部工附帯工事（2-1）	道路（公共工作物）	2022/04/28	195,123,340
2720200002201085	はろのみち橋補修工事（3-1）	橋梁（公共工作物）	2022/04/08	76,800,000
2720200002201089	(主) 穴川天戸線（亥鼻橋）下部工工事（3 1-1）	橋梁（公共工作物）	2022/04/21	129,897,240
2720200002201096	千葉都市モノレールインフラ施設更新改良（3-2）	橋梁（公共工作物）	2022/04/08	55,818,900
2720200002201096	千葉都市モノレールインフラ施設更新改良（3-2）	橋梁（公共工作物）	2022/04/08	94,000,000
2720200002201103	千葉都市モノレールインフラ施設更新改良（3-3）	橋梁（公共工作物）	2022/04/08	84,725,300
2760600002201004	排水施設新設工事（辺田排水路外 2-1）	河川（公共工作物）	2022/04/05	77,129,800
4010300002201020	水槽付消防ポンプ自動車（800 は 3051）	物品	2022/04/11	60,953,050
4010300002201020	水槽付消防ポンプ自動車（800 は 3052）	物品	2022/04/11	60,953,050
4010300002201021	はしご付消防ポンプ自動車（800 は 3072）	物品	2022/04/22	168,863,390
4010300002201022	化学消防ポンプ自動車（800 は 3073）	物品	2022/04/25	99,013,390
7110500002201302	千葉市立藤張西小学校校舎外部改修外工事（公共前払い）@ 0 2 6 4	建設仮勘定	2022/04/08	107,962,197
7110500002201302	千葉市立藤張西小学校校舎外部改修外工事（完了払い）@ 0 2 6 4-②	建設仮勘定	2022/04/08	57,912,303
7110500002290001	千葉市立泉谷小学校トイレ改修工事（完了払）@ 0 2 7 5	建設仮勘定	2022/04/01	55,222,200
7110500002290002	千葉市立磯辺第三小学校トイレ改修工事（竣工払）@ 0 2 5 5	建設仮勘定	2022/04/01	56,490,500
7110500002290007	千葉市立山王小学校校舎外部改修外工事（完了払）@ 0 2 0 0-②	建設仮勘定	2022/04/14	52,940,670
7110500002290009	千葉市立磯辺第三小学校トイレ改修給排水設備工事（完了払）@ 0 2 5 5	建設仮勘定	2022/04/18	51,079,600
7110500002290012	千葉市立草野小学校校舎外部改修外工事（完了払）@ 2 2 6 3-②	建設仮勘定	2022/04/20	101,962,925
7110500002290013	千葉市立宮野木小学校トイレ改修外工事（完了払）@ 0 2 1 7	建設仮勘定	2022/04/21	53,699,900

固定資産の取得日とは、物品であれば「検収日」、工事物件であれば「引渡日」とするのが本来の考え方であり、「支払日」ではない。

しかし、千葉市の更新実務では、マッチングワークシートの取得日欄の入力が必須事項となっておらず、かつ、マッチングワークシート上で取得日が未入力になっていた場合、「支払日」が取得日として登録される仕様になっている。そのため、結果的に、固定資産台帳上の多数の資産の取得日が「検収日」や「引渡日」ではなく「支払日」で登録されている。

この点、マッチングワークシートの記載の対象となる歳出データは、財務会計システムで年度管理されているため、例えば、令和3年度の固定資産増減取引が令和4年度のものとして扱われるといった期間帰属のエラーは生じない仕組みがある。

しかし、固定資産台帳上の取得日を「支払日」で登録した場合、出納整理期間中に支出した固定資産は、実際の取得年度と固定資産台帳上の取得日が整合しなくなってしまう（例：令和4年3月に取得した固定資産に係る支払が令和4年4月になされた場合、マッチングワークシートに取得日を記載しないと、固定資産台帳上、令和3年度に取得したものとして扱われるものの、取得日は令和4年度の日付で登録される。）ため、固定資産台帳の利用者に誤解を与える可能性がある。

ii) 結果

意見6 固定資産の取得日の記載のルールの明確化について（資産経営課）

固定資産の取得日を適切に登録することは、固定資産の取得の期間帰属の観点から必要である。したがって、マッチングワークシートに記入にあたって、「取得日」の記載を必須事項とすべきである。

ただし、歳出データを基に固定資産台帳を作成する方法にあつては、支出日をもって固定資産の取得日とすることも実務の運用としてやむを得ない部分もあると思われる。本来は、公営企業会計のように、検収時点や引渡時点をもって資産計上する（同時に未払計上する）のがあるべき会計処理ではあるが、実務上の簡便的取扱いとして、地方公会計マニュアルでは減価償却は翌年度から開始する取扱いとなっているため、帰属する年度さえ間違えなければ、固定資産台帳上の取得日をいつにしようとも、少なくとも財務書類には影響を与えない。

現在は、検収日や引渡日の記録は、歳出データではなく、検収調書などを参照して入力しているが、この実務が作成上の過大な負担となっているならば、見直すことも考えられる。例えば、年度内に取得したものの支払いが出納整理期間となった固定資産については、年度末の3

月31日を取得日とみなして取得日欄に記載し、取得日と取得年度を整合させる方法が考えられる。

いずれにしても、記載のルールを明確化すべきである。

(3) 固定資産の実在性・網羅性

①固定資産の現物確認(アクアリンクちば)

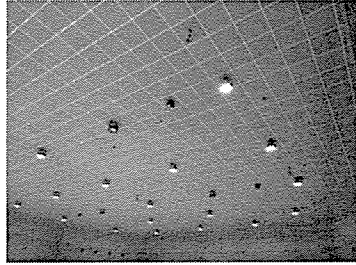
i) 実施した手続と発見事項

固定資産台帳に登録された固定資産の現物を確認することで、固定資産の実在性を点検した。

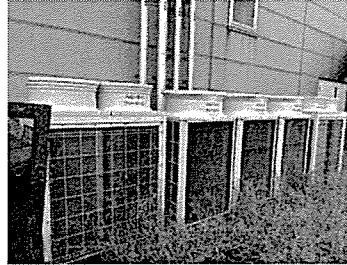
監査対象年度の直前年度である令和2年度に空調設備及び電気設備の改修工事が実施された「アクアリンクちば」から、土地2件、建物3件、建物付属設備5件の計10件を対象とした。

【実在性の点検対象】

No	財産番号	補助科目 名称	資産名称	取得価額
1	20150746	土地	美浜区新港 224-1	980,811,091 円
2	20150747	土地	美浜区新港 237-1	487,073,754 円
3	36163	建物	千葉アイススケート場/その他	1,518,941,000 円
4	1630200000 18504	建物	千葉アイススケート場	9,377,640 円
5	1630200000 2101005	建物付属 設備	アクアリンクちば控室照明器具等修繕	7,034,500 円
6	2520100000 2104006	建物付属 設備	アクアリンクちば空調設備外改修工事監 理業務委託	1,650,000 円
7	2520100000 2104007	建物付属 設備	アクアリンクちば空調設備外改修電気設 備工事	6,910,200 円
8	2520100000 2104008	建物付属 設備	アクアリンクちば空調設備外改修工事	147,705,800 円
9	2520100000 2104009	建物付属 設備	アクアリンクちば吊り天井落下対策電気 設備工事	37,998,400 円
10	2520100000 2104010	建物	アクアリンクちば吊り天井落下対策外工 事	113,532,900 円



No. 9 アクアリンクちば吊り天井落下対策電気設備工事
No. 10 アクアリンクちば吊り天井落下対策外工事



No. 6 アクアリンクちば空調設備外改修工事
監理業務委託
No. 7 アクアリンクちば空調設備外改修電気設備工事
No. 8 アクアリンクちば空調設備外改修工事

(令和5年10月4日撮影)

なお、点検対象資産の登録内容を個別に点検した結果、以下の事項が発見された。

No	財産番号	補助科目名称	発見事項
2	20150747	土地	固定資産台帳に記載されている所管課名称の誤り
4	16302000018504	建物	補助科目名称、耐用年数の設定誤り
10	25201000002104010	建物	補助科目名称、耐用年数の設定誤り

No. 2：平成30年度に「市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課」から「都市局海辺活性化推進課」に所管換が行われていたが、固定資産台帳への反映が漏れていた。平成30年3月23日付けの「公有財産(土地)所管換・引継通知書」を閲覧し、「市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課」から「都市局海辺活性化推進課」への所管換の事実を確認した。

No. 4：空調設備と吊り天井の実設計費用である。建設設計委託契約書によれば、取得価額9,377,640円のうち、3,275,640円が吊り天井の実設計費用、6,102,000円が空調設備の実設計費用であり、補助科目名称、耐用年数の設定が誤っていた。具体的には、補助科目名称は「建物」ではなく「建物付属設備」であり、耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に従うと、31年ではなく15年である。

No. 10：No. 9と同じ吊り天井の落下対策工事であり、補助科目名称、耐用年数の設定が誤っ

ていた。具体的な内容はNo. 4と同様である。

ii) 結果

点検対象とした固定資産を現物確認した結果、全ての資産について実在性を確認できた。

なお、発見された誤りについては、適宜、修正すべきであるが、本件のみを局部的に修正しても、全体の固定資産台帳に与える影響は軽微であるため、本報告書に記載した勘定科目誤りや耐用年数設定誤りの指摘・意見を参考にしながら、今後同様の誤謬を起さないような統制を構築されたい。

②固定資産台帳の現物確認(千葉市科学館)

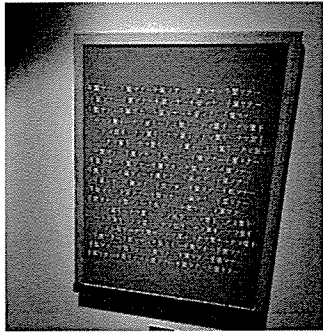
i) 実施した手続と発見事項

固定資産台帳に登録された固定資産の現物を確認することで、固定資産の実在性を点検した。

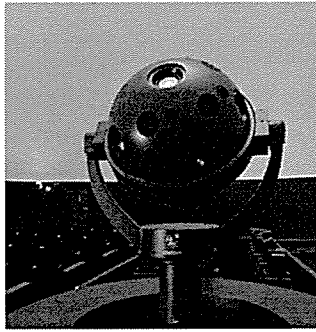
令和4年度にリニューアルオープンされ、固定資産の入替えが生じている千葉市科学館を実査対象とした。実査対象は、建物1件、機械器具1件、物品8件の計10件である。

【実在性の点検対象】

No	財産番号	補助科目名称	資産名称	取得価額(円)
1	33512	建物	科学館/事務所	7,841,979,000
2	7150100000 2003111	物品	科学館/プラネタリウム(全天周デジタル映像システム・バーチャリウムII R5)	76,464,000
3	33603	機械器具	科学館/プラネタリウム	362,145,000
4	33347	物品	科学館/傘立て①	581,910
5	33348	物品	科学館/体験教具(錯視立体③)	600,000
6	33349	物品	科学館/体験教具(錯視立体_追いかける顔)	1,200,000
7	33489	物品	科学館/体験教具(千葉の空②)	19,600,000
8	33490	物品	科学館/体験教具(錯視絵画④)	500,000
9	33390	物品	科学館/体験教具(パラボラ音声伝達②)	2,000,000
10	33380	物品	科学館/体験教具(石の分析テーブル②)	1,326,000



No. 8 錯視絵画
(令和5年10月5日撮影)



No. 2 プラネタリウム

点検対象資産の登録内容を個別に点検した結果、以下の事項が発見された。

No	財産番号	補助科目名称	発見事項
3	33603	機械器具	全天周デジタル映像システム・バーチャリウムⅡR5の旧システムが含まれており、除却漏れになっている。

No. 3：千葉市は令和元年度にプラネタリウムの全天周デジタル映像システム・バーチャリウムⅡR5の入替えがなされ、旧システム(全天デジタル投影システム)は処分され、新システムに移行された。この際の固定資産台帳の更新において、新システムは新規取得資産として固定資産台帳に登録されたが、過去にプラネタリウム本体の取得価額と一体で計上(入札積算内訳書によれば181,221,000円)された旧システムについては、除却処理がなされていなかった。

ii) 結果

点検対象とした固定資産を現物確認した結果、全ての資産について実在性を確認できた。展示物以外の物品(備品)には固定資産台帳シールが貼られており、備品台帳の登録番号との一致を確認した。

また、千葉市科学館については、直近の取得資産の多くが令和4年度のリニューアルオープン時のものであったことから、固定資産台帳の網羅性の点検として、館内に存在する固定資産が固定資産台帳に適切に登録されているかの観点で、以下の資産について確認した。

その結果、点検対象とした固定資産は全て固定資産台帳に登録されていた。

【網羅性の点検対象】

No	資産番号	補助科目	資産名称	取得価額(円)
1	71501000002303019	物品	科学館/体験教具(アイスクューブ)	58,927,088
2	71501000002303020	物品	科学館/体験教具(有人与圧ローバー)	7,334,800
3	71501000002303021	物品	科学館/体験教具(はやぶさ2)	3,095,950

ii) 結果

意見7 部分除却の考え方の整理について(会計室)

No. 3で発見した固定資産台帳上の除却漏れについては、システムの入替えがなされ、新システムが新規取得資産として計上されているにもかかわらず、旧システムの取得価額がプラネタリウム本体と一体として計上され続けており、新旧システムの取得価額が二重計上されている状態となっている。そのため、旧システムの取得価額分について除却が必要である。

旧システムの取得価額はプラネタリウム本体の取得価額と一体で計上されているため、部分除却の処理が必要であると考えられる。

また、現行の千葉市の固定資産台帳増減調査票作成要領では部分除却の取扱いが明らかにされていないため、説明を加えるべきである。

部分除却する金額の集計に当たっては、工事の内訳明細等で明確に除却部分を特定できるのであれば当該部分が除却の対象範囲といえるが、中にはそのような特定が困難な場合も考えられ、その場合は何らかの合理的な基準をもって按分計算することになる。何をもち「合理的」というかは個別の資産ごとに異なると考えられるため一概には言えないが、按分計算による部分除却は見積りの要素が含まれるため、その正しさとは、1円単位での絶対的なものではなく、ある程度の幅を持ったものであると考えられる。したがって、ルールの明確化に当たっては、過度に機械的な運用にならないような工夫も必要と考える。

③ 繰出項目「使用料及び賃借料」に含まれるリース取引

i) 実施した手続と発見事項

固定資産管理の上で、本来「リース資産」として登録すべきものを「賃借料」として処理してしまうと、リース資産及びリース負債の計上漏れが生じてしまう。

このような処理誤りがないかどうかの観点から、令和3年度の歳出伝票のうち、節名称が「使用料及び賃借料」かつ金額が上位10件をサンプル抽出し、リース契約書を閲覧したところ、次の4件はリース資産として資産登録が漏れていることが判明した。

【リース資産の計上漏れ（令和3年度）】

No.	件名	リース期間	リース料総額（税込）
1	千葉市立都賀小学校外29校 冷暖房設備賃借	令和2年4月1日～ 令和15年3月31日	1,251,341,520円
2	千葉市立加曾利中学校外20校 冷暖房設備賃借	令和2年4月1日～ 令和15年3月31日	1,084,855,200円
3	千葉市立緑町中学校外19校 冷暖房設備賃借	令和2年4月1日～ 令和15年3月31日	964,392,000円
4	千葉市立新宿小学校外25校 冷暖房設備賃借	令和2年4月1日～ 令和15年3月31日	893,812,920円

所管課提出資料を基に監査人が作成。

千葉市では、各所管課が「固定資産台帳増減調査票」の作成要領に基づいて所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するか否かを判定し、リース資産として固定資産台帳に登録する必要があると判断したリース物件を「固定資産台帳増減調査票」に回答する。財政課はその回答に基づいて公会計システムに取り込むためのマッチングワークシートを更新する。

したがって、各所管課が所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するか否かを正しく判定できるかどうかは担当する職員の力量に頼ることになり、固定資産台帳増減調査票に回答する職員の習熟度が低い場合には、リース資産が固定資産台帳から漏れてしまう。

ii) 結果

上述のリース資産の計上漏れは、固定資産台帳に計上すべきであるが、たまたま令和3年度の歳出の伝票から発見された計上誤りを局部的に修正しても、全体に与える影響は軽微であり、それほど実のある話ではない。それよりも、今後こうしたことが起きないような仕組みを構築

すべきである。

これについては、**意見4** リース資産の計上に係る作成要領等での説明の工夫について記載したため、参考にされたい。

(4) 固定資産の取得原価

① 資本的支出と収益的支出の区分

i) 実施した手続と発見事項

固定資産管理において、支出したものが資産計上となるのか費用処理となるのか、いわゆる資本的支出と収益的支出の区分の論点は、会計処理に当たって担当者の判断が入るため、特に誤りやすい論点である。

この点、令和3年度の歳出伝票において、「工事請負費」「需用費」「委託料」で計上されているものから、金額上位10件を抽出し、工事契約書等の関連証憑を閲覧し、資本的支出（資産）と収益的支出（費用）の配分が適切になされているか、また、工事が完了していない契約について、建設仮勘定への計上が適切に実施されているかを点検した。

【サンプル対象】

No.	節名称	摘要	支出済額
1	工事請負費	(仮称) 千葉公園体育館整備工事	296,361,200円
2	工事請負費	千葉市新庁舎整備工事 @ 9101	3,156,800,000円
3	工事請負費	千葉市新庁舎整備工事（令和3年度中間前払金）	1,578,400,000円
4	工事請負費	千葉市新庁舎整備工事	1,883,283,532円
5	工事請負費	千葉市新清掃工場建設工事（令和3年度分）	753,689,000円
6	工事請負費	千葉市新清掃工場建設工事（令和3年度分）	502,459,000円
7	需用費	ヘリコプター「おおとり1号、2号」耐空検査整備	131,274,000円
8	需用費	千葉ポートアリーナ消防設備修繕	115,500,000円
9	需用費	令和3年度千葉市斎場火葬炉設備修繕	62,700,000円
10	委託料	千葉都市モノレール（殿台変電所外）更新改良工事委託料（令和3年度分）	361,505,700円

その結果、下記については、案件自体について建設仮勘定の計上漏れが判明した。

No.	節名称	摘要	支出済額
1	工事請負費	(仮称) 千葉公園体育館整備工事	296,361,200円
2	工事請負費	千葉市新庁舎整備工事 @ 9101	3,156,800,000円
3	工事請負費	千葉市新庁舎整備工事（令和3年度中間前払	1,578,400,000円

No	節名称	摘要	支出済額
		金)	
4	工事請負費	千葉市新庁舎整備工事	1,883,283,532円

また、上記のうち下記の支出は、案件全体ではなくその一部について、建設仮勘定への計上
が漏れていた。

No	節名称	摘要	支出済額
5	委託料	(仮称) 千葉公園体育館整備工事監理業務委託	12,770,890円
6	委託料	(仮称) 千葉公園体育館整備工事監理業務委託	25,296,480円
7	委託料	(仮称) 千葉公園体育館整備工事監理業務委託	5,409,470円
8	委託料	千葉市新庁舎整備事業総合管理支援業務委託	37,257,000円
9	委託料	千葉市新庁舎 ZEB 実証事業活用支援業務委託	18,504,200円
10	工事請負費	千葉市新庁舎整備工事	290,891,366円

ii) 結果

意見 8 資本的支出と収益的支出の区分について（財政課）

固定資産の更新プロセスは「1. 固定資産台帳の更新（2）固定資産台帳の更新手順」に記載のとおりであり、財政課は委託業者に「歳出伝票一覧（支出命令データ）」（組織名称・コード、会計別歳入歳出款項目節名称・コード、歳入歳出執行データなど）を送付する。委託業者はその中から資産取得につながるとされるマッチングワークシートを作成し、財政課に送付する。

千葉公園体育館整備工事・千葉市新庁舎整備工事のいずれも、委託業者側では歳出伝票から資産計上の可能性がある支出と認識していた。

委託業者が作成したマッチングワークシートを基に、どの伝票を資本的支出とするか、収益的支出とするかは、所管課が固定資産台帳増減調査票を作成する中で判断する。この判断の過程で収益的支出として処理した、又は固定資産台帳増減調査票には資産計上されていたものの、財政課がマッチングワークシートへの反映を漏らしていた。

資本的支出の判断は、固定資産台帳増減調査票作成要領に明記されているため、それをもとにした判断が必要である。

建設仮勘定への計上が漏れていた支出額については、建設仮勘定の計上が必要である。

また、千葉公園体育館整備工事・千葉市新庁舎整備工事のいずれも、令和2年度分の支出については、固定資産台帳に建設仮勘定として計上されているため、令和3年度分の支出も建設

仮勘定計上の可能性があると考えべきであり、部署全体として確認する仕組みが定着されて
いないと考える。

まずは、固定資産台帳増減調査票作成要領に基づく資本的支出か収益的支出かの判断を徹底
すべきである。研修を開催して、会計知識の能力の向上といった対応も検討すべきと考える。

財政課のマッチングワークシートへの反映漏れについては、ダブルチェックを行う等、建設
仮勘定に限らず、固定資産として計上すべき対象が漏れないような体制の構築が必要である。

②付随費用

i) 実施した手続と発見事項

資産の取得時には、資産本体の直接的な対価（工事費・購入代金）だけではなく、測量、設
計、工事監理などの「付随費用」も、資産の取得原価に算入する必要がある。

この点、学校施設課の「マッチングワークシート」をサンプルとして確認したところ、以下
の付随費用が資産計上されていなかった。

【付随費用の資産計上漏れ（令和3年度）】

項目	合計金額
実施設計	165,705,100円
工事監理	27,291,500円

所管課提出資料を基に監査人が作成。

ii) 結果

意見 9 固定資産の取得原価への付随費用の加算について（財政課）

一部の資産の取得原価の算定において、付随費用の加算漏れが発見された。

本来、本発見事項を修正するとともに、その他の資産を含めて、付随費用の加算漏れが生じ
ていないかを総点検すべきではあるが、本体価格の資産計上漏れではないことから、費用対効
果を勘案の上、対応すれば足りると考える。

それよりも、今後、同様の事象が発生しないような統制の構築が重要である。本件付随費用
は、固定資産台帳増減調査票には記載があったものの、マッチングワークシートへの転記が漏
れたことにより発生した加算漏れであった。

この点、すでに固定資産台帳増減調査票作成要領には、付随費用が取得原価に含まれること
が明示されたうえで、付随費用の例示として実施設計、工事管理、登記費用等が資産計上の対
象になることも例示されている。

今後は、マッチングワークシートを更新する財政課においてチェックを徹底し、誤りの予防、又は誤った場合にも発見できる実効性を高める必要がある。

③リース資産の取得価額

i) 実施した手続と発見事項

千葉市では、リース期間が1年超かつリース契約1件あたりのリース料総額が300万円を超える所有権移転ファイナンス・リース取引を、固定資産として計上している。そして、リース資産の取得価額は、固定資産台帳増減調査票作成要領における算定方法の定めに基づきリース料の総額（リース期間全体のリース料の総額）で計上している。千葉市の資産経営課担当者に確認したところ、利息が1パーセント程度であること、運用上の効率等を踏まえ、リース料の総額から利息相当額を控除しない方法を採用しているとのことであった。

地方公会計マニュアルでは、所有権移転ファイナンス・リース取引の取得価額を、原則としてリース料の総額（利息相当額を除く）で計上することとしている。そして、金額等の観点から重要性が乏しいと認められる場合は、継続的な処理を前提にリース料総額から利息相当額を控除しない方法によることもできるとしている。

この点、千葉市では「金額等の観点から重要性が乏しいと認められる場合」を固定資産台帳増減調査票作成要領に明記しておらず、一律にリース料の総額（リース期間全体のリース料の総額）を取得価額としており問題となる。

ii) 結果

意見10 リース料総額から利息相当額を控除しない方法を採用する場合の重要性について（資産経営課）

地方公会計マニュアルでは、取得価額をリース料の総額（利息相当額を除く）で計上することを原則としている。この点、千葉市では利息相当額に重要性が乏しいこと及び運営上の効率性等の観点から、リース料の総額から利息相当額を控除しない方法を採用している。

重要性に応じた処理をすること自体に問題はないが、担当者が重要性の判断に迷うことのないよう、また、属人的に重要性が判断されてしまうことを防止するため、重要性が乏しいと認められる場合についての基準を固定資産台帳増減調査票作成要領に明記し、基準に従って重要性の判断をすることが望ましいと考える。

④無償取得した資産の評価の取扱い

i) 実施した手続と発見事項

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」66段落¹²によると、有形固定資産のうち、適正な対価を支払わずに取得した有形固定資産は、原則として再調達原価で計上することとされる。

この点、公有財産台帳から、寄付で取得した固定資産を対象に、5件をサンプル抽出し、取得価額の算定根拠を確認したところ、次の資産の取得価額の金額が誤っていた。

【固定資産台帳に登録されている情報（誤っている処理）】

No	財産番号	施設名称	延べ床面積 (㎡)	取得年度	取得価額 (円)
1	28888	旧北谷津清掃工場プラズマ溶融センター/その他	926.38	平成9年度	1
2	26894	土気あすみが丘プラザ/事務所	4,074.09	平成4年度	2,625,000,000
	00035329	土気あすみが丘プラザ/事務所①	512.00	平成4年度	1
	71515000 0018007	緑図書館あすみが丘分館（土気あすみが丘プラザ複合）/図書館	0.00	平成4年度	92,160,000

【固定資産台帳増減調査票作成要領に基づく処理】

No	財産番号	施設名称	延べ床面積 (㎡)	取得年度	取得価額 (円)
1	28888	旧北谷津清掃工場プラズマ溶融センター/その他	926.38	平成9年度	64,846,600
2	26894	土気あすみが丘プラザ/事務所	4,074.09	平成4年度	(注) 733,336,200
	71515000 0018007	緑図書館あすみが丘分館（土気あすみが丘プラザ複合）/図書館	512.00	平成4年度	(注) 92,160,000

所管課提出資料を基に監査人が作成。

(注) 733,336,200円 + 92,160,000円 = 825,496,200円であり、財産番号26894の取得価額を26894と715150000018007の2物件で延べ床面積を配賦基準として按分したものである。

(No.1の旧北谷津清掃工場プラズマ溶融センター)

¹² 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」66段落

有形固定資産（事業用資産、インフラ資産及び物品）のうち、適正な対価を支払わずに取得したものについては、原則として再調達原価とします。ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地については、原則として備忘価額1円とします。

寄付で受けた資産については、本来、再調達原価（64,846,600円）をもって取得原価とするところ、備忘価額の1円で計上されていたものである。

（No.2の土気あすみが丘プラザ）

緑図書館あすみが丘分館との複合施設であり、それぞれ延べ床面積が4,074.09㎡、512.00㎡である。この場合、再調達原価825,496,200円を延べ床面積で按分して固定資産台帳に登録することが固定資産台帳増減調査票の記載要領で求められているが、適切な再調達原価の算定及び按分計算がなされておらず、固定資産が過大に計上されていた。

上記の誤りが生じた原因として、各所管課から提出された「固定資産台帳増減調査票」の回答内容を例えば資産経営課などの固定資産台帳の実務に精通した他の部署が確認する体制になっていなかったということが挙げられる。

千葉市では、各所管課が「固定資産台帳増減調査票」に回答し、財政課がその回答に基づいて公会計システムに取り込むための「マッチングワークシート」を作成している。寄付で取得した資産は、支出がないため、財政課は固定資産の取得原価の正確性を歳出伝票で裏付けられず、各所管課の回答内容に依拠している状況である。

ii) 結果

意見11 寄付で取得した固定資産の取得価額の確認方法について（管財課、会計室）

No.1は付すべき原価の誤謬（再調達原価を付すべきところ備忘価額を付した）であり、No.2は再調達原価の算定及び按分計算の誤謬である。誤謬の原因は異なるが、いずれも、寄付受けした資産の取得原価の付し方が誤っていたものである。

発見された資産の取得原価は修正したうえで、その他の資産についても同様の事象が起きていないかを総点検すべきである。

しかしながら、再調達原価はもともとその算定方法からして見積りの要素が大きく、一物一価のような唯一無二の正解があるわけではない。そうであるならば、今後同様の誤謬を発生させないための統制を構築することが重要である。

歳出伝票による裏付けがとれず、各所管課が作成する固定資産台帳増減調査票の回答内容に依拠する場合には、その回答内容が正しいかを固定資産台帳の更新実務に精通した資産経営課もしくは財政課、または、公有財産台帳を所管する管財課、物品台帳を所管する会計室が確認する必要がある。

なお、償却資産の再調達原価の算定については、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」63段落において、「減価償却累計額を控除した価額」とすることとされており、建設等時期から開始時までの経過年数に基づき、減価償却を行った金額で計上することが原則であるが、千葉市の「固定資産台帳増減調査票作成要領」では減価償却累計額を控除することが定められていないため、これを定める必要があると考える。

⑤取得原価が不明の資産の取扱い

i) 実施した手続と発見事項

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」63段落¹³、64段落¹⁴、109段落¹⁵によると、事業用資産とインフラ資産については、開始時において取得価額が判明している資産は当該価額を、取得原価が不明な資産は再調達原価を取得原価とすることとされている。

ただし、道路、河川及び水路の敷地（以下「道路等」という。）で取得原価が不明なものは原則として備忘価額1円とすることが求められている。

¹³ 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」63段落

事業用資産とインフラ資産の開始時解備については、取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは、原則として再調達原価とします（償却資産は、当該価額から減価償却累計額を控除した価額を計上。以下同じ）。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては、原則として備忘価額1円とします。また、開始後については、原則として取得原価とし、再評価は行わないこととします。なお、取得原価については、事実関係をよく調査する必要があります。安易に取得原価が不明だと判断することのないよう留意する必要があります。具体的には、地方債発行に関連する資料など、残存する証拠書類を確認することが考えられますが、それでも取得原価が判明しない資産については、取得原価の把握のために、地方財政状況調査（決算統計）の数値を用いることも考えられます。

¹⁴ 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」64段落

また、取得原価の判明状況は各地方公共団体において異なることや地方債の償還年限が取得原価の判断状況に影響すること等を踏まえ、実施可能性や比較可能性を確保する観点から、特定の時期（昭和59年度以前）に取得したものは、63段落の取扱いにかかわらず、原則として取得原価不明なものとして取扱うこととします（別紙5）参照）。なお、後述の109段落のとおり、既に固定資産台帳を整備済または整備中の地方公共団体においては、資産評価に係る二重の事務負担を回避する観点等から、一定の経過措置を設けています。

¹⁵ 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」109段落

既に固定資産台帳が整備済または整備中であって、基準モデル等に基づいて評価されている資産について、合理的かつ客観的な基準によって評価されたものであれば、引き続き、当該評価額によることを許容することとします。ただし、その場合でも、道路、河川及び水路の敷地については、63段落による評価額を注記することとします。

また、固定資産台帳整備の実施可能性や比較可能性を確保する観点から、昭和 59 年度以前に取得した資産は取得原価不明なものとして取り扱うこととされている。

なお、取得原価が不明の道路等の場合でも、既に固定資産台帳が整備済み又は整備中であって、基準モデル等に基づいて評価されている資産について、合理的かつ客観的な基準によって評価されているのであれば、その評価額を注記することで、引き続き、当該評価額によることが認められている。

この点、固定資産台帳のうち取得年度が昭和 59 年度以前かつ備忘価額 1 円で登録されていない道路等の有無を確認したところ、該当する資産は 116 件あり、その期末簿価の合計金額は 1,148,020,398 円であった。これらの道路等を引き続きこの金額で計上する場合には、千葉市の固定資産台帳が整備済み又は整備中であって、昭和 59 年度以前に取得した道路等が基準モデル等に基づいて評価されている旨及びその金額を注記する必要があるが、千葉市では当該注記が開示されていなかった。

ii) 結果

指摘 8 昭和 59 年以前に取得した道路等の注記漏れについて（財政課）

上述のとおり、昭和 59 年以前に取得した道路等を備忘価額 1 円で計上せず、引き続き、合理的かつ客観的な基準に基づく評価額で計上する場合には、その評価額の注記が求められるため、当該注記を適切に行う必要がある。

一方で、昭和 59 年以前に取得した道路等の評価額の注記を行わないのであれば、昭和 59 年以前に取得した道路等の期末簿価は全て備忘価額 1 円に修正する必要がある。

（5）所有外資産の管理

i) 実施した手続と発見事項

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」21 段落¹⁶では、所有外資産も固定資産台帳に記載し、貸借対照表に財務情報（土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額）を注記することが望まれている。

¹⁶ 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き第 21 段落

管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等については、当該地方公共団体の資産としては計上しないものの、公共施設等のマネジメントの観点から、固定資産台帳に記載し、貸借対照表に財務情報（土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額）を注記することが望まれます。また、表示登記が行われていない法定外公共物についても、同様の取扱いとすることが望まれます。

千葉市では、所有外資産は、当該手引きで必須記載事項とされていないことから固定資産台帳に記載せず、財務書類の注記としても開示していない。

しかし、現在、総務省「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」では、現行の地方公会計マニュアルの見直しを検討しており、一つの論点として「所有外資産」を新たに貸借対照表に資産計上することが検討されている。

ii) 結果

所有外資産について、現時点で固定資産台帳に記載されていないことは地方公会計マニュアル等に照らして問題はない。

なお、今後、地方公会計マニュアルの見直し状況を踏まえて、所有外資産の固定資産台帳への登録及び財務書類への計上を検討することが考えられる。

千葉市では、施設マネジメントシステムである「fmSMART」が令和 5 年度に導入予定であるが、現時点でも固定資産関連の台帳画面には、「所有関係区分」という項目があり、この項目で所有外資産の管理が可能である。

今後は、「fmSMART」での所有外資産の管理と公会計システムとの連携について検討することが望まれる。

第4章 固定資産台帳の活用

1. 固定資産台帳の活用により期待されること

(1) 総務省の取組

地方公会計の取組が、地方公共団体の資産・債務改革¹⁷⁾にあることを踏まえると、固定資産台帳の整備は、財務書類を作成できればその目的が果たされるわけではなく、資産管理や予算編成等の行財政活動に活用して初めて意味がある取組である。

総務省によると、資産・債務改革の手順は下記のように示されている。

【資産・債務改革の手順】

①資産・債務の実態把握と情報開示	固定資産台帳の整備を前提とした新地方公会計モデルを用いた財務書類の作成
②資産・債務改革の方針策定	横断的組織や専従組織を置くなど全庁的な管理の取組
③資産・債務改革の実施	(例) ・職員宿舍・公用車等の集約・売却 ・インターネット公売の実施等 ・信託された普通財産の土地を用いての開発事業 ・施設等への広告掲載

総務省は、固定資産台帳の活用に関しては、地方公会計に関する取組事例集をウェブで公開し (<https://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/katsuyouzirei.html>)、未利用財産の売却、施設マネジメントとの連携、資産管理や予算編成等への活用についての好取組事例を掲載している。

また、これまでに、下記の研究会を立ち上げ、現在も「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」において、財務書類の行財政への活用方法について議論が進められている。

¹⁷⁾ 地方公共団体の資産・債務改革

地方公共団体の厳しい財政状況のもと、債務増加の抑制の観点から、歳出削減というフロー面の取組だけでなく、抱えている資産を再点検し、売却・有効活用するというストック面での取組を進めようとするもの。資産・債務の実態把握や管理体制の状況の総点検が求められたことが、新地方公会計による財務書類の整備ひいては固定資産台帳の作成による保有資産の把握の大きな背景となっている。

平成18年度版の総務省「地方財政白書」では、資産・債務改革の推進として、「地方公共団体においては現在、未利用地の一覧や売却情報のホームページ上の公開、売却目標の設定等の取組が行われているところであるが、「行政改革の重要方針」を踏まえ、公営企業や公社等との連結を含むバランスシートの作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、債務圧縮や財源確保を図るため、未利用財産の売却促進等に積極的に取り組むことが必要である。そして、国の資産・債務改革の工程表も参考しつつ、資産・債務改革に関する目標と工程表を策定することが求められる。」と記載されている。

【総務省（自治財政局）で立ち上げられた地方公会計に関する研究会】

研究会名	開催期間
今後の新地方公会計の推進に関する研究会	平成22年9月30日～
地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会	平成25年9月17日～
地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会	平成25年10月1日～
今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会	平成26年5月28日～
地方公会計の活用のあり方に関する研究会	平成28年4月28日～
地方公会計の活用の促進に関する研究会	平成29年10月27日～
地方公会計の推進に関する研究会	平成30年6月22日～
地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度）	令和元年6月22日～
今後の地方公会計のあり方に関する研究会	令和4年8月1日～

出典：総務省のウェブ (https://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/kenkyu/kenkyu.html) を基に監査人が加工

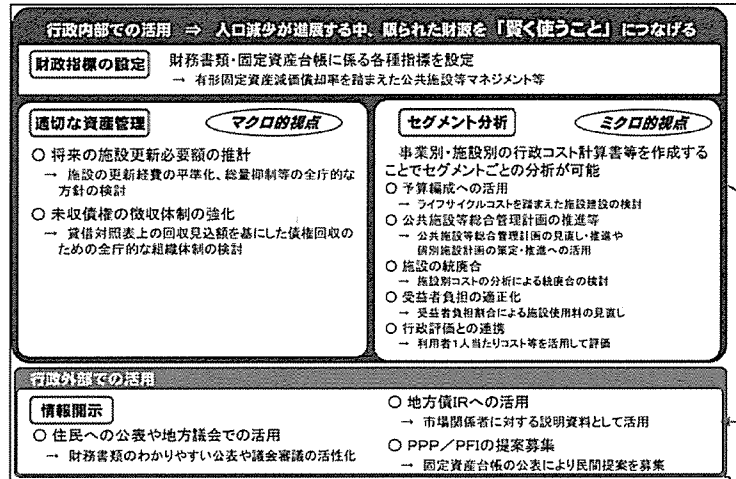
特に、平成29年度に立ち上げられた「地方公会計の活用の促進に関する研究会」では、固定資産台帳の活用に関心を持って議論しており、取組先進団体とされた地方公共団体の事例を交えながら、内部利用の例、外部利用の例を示している。

地方公会計の取組を通じた固定資産台帳の整備により、資産情報を正確に把握することが可能となり、その情報を公共施設マネジメント等に活用することが期待されている。すなわち、固定資産台帳は、財務書類の作成に利用するだけでなく、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策に係る資産管理等の公共施設マネジメントにも積極的に活用することが求められている。

国においても「新経済・財政再生計画 改革工程表2022」において、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳データと個別の施設とをコードの設定により紐づけて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組んでいく方針が示されている。

なお、固定資産台帳はエクセル形式等の編集可能なデータ形式で公表することが前提とされており、公表することで、民間企業からPPP/PFIに関する積極的な提案がなされることも期待されている。

固定資産台帳の活用方法としては、財政指標の設定や適切な資産管理の他、施設別のコスト分析などに活用していくことが想定されている。



出典：地方公会計マニュアル P337

具体的には、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策に係る資産管理等の公共施設マネジメントに積極的に活用することが求められており、かつ、活用が進められている。

【固定資産台帳の活用事例】

活用分野	科目・項目	活用内容
公共施設マネジメント	減価償却累計額、取得価額	固定資産台帳の減価償却累計額と取得価額から算出した施設ごとの老朽化率を一覧化し、施設の見直しの参考とした。
	減価償却費	個別施設計画において方向性を廃止・売却等とした施設について、維持管理費と減価償却費を足し上げたコストを比較して、事業着手の優先順位付けの検討を行った。
	減価償却累計額	固定資産台帳の減価償却額や資産の追加状況を参考に、合併前から存在する同類施設の比較を行い、将来の施設統廃合に係る検討の参考とした。
公共施設に係る中長期的な経費の見込み	取得年月日、耐用年数	将来の施設更新費用の試算にあたり、固定資産台帳の取得年月日や耐用年数を算定基礎として用いた。
公共施設の更新等に備えた基金の積立	減価償却費	毎年度の減価償却費から基金積立額を算出している。
	減価償却累計額	目的別の減価償却累計額を参考に、財政調整基金から各施設関連基金への振り分けを行った。 (※大東市・川口委員事例報告(第3回研究会))

活用分野	科目・項目	活用内容
受益者負担の適正化	減価償却費等	施設ごとの行政コスト計算書を作成し、算出された純経常行政コストを施設使用料の算定の参考とした。
	人件費、物件費、減価償却費	施設ごとの人件費、物件費、減価償却費等を足しあげた額を、施設使用料の算定に用いた。
	期末簿価	建物の期末簿価に一定率を乗じたものを、施設使用料の算定に用いた。
未利用財産の売却	売却可能区分、取得価額、減価償却累計額	固定資産台帳から未利用財産の洗い出しを行い、取得価額や減価償却累計額等を参考に、処分方針の検討を行った。
	期末簿価	未利用施設の売却にあたり、期末簿価を売却価格の参考とした。

出典：総務省 統一的な基準の検証に関するワーキンググループ 第6回資料3

(2) 千葉市の取組

千葉市では、公有財産の有効活用、維持管理経費の最適化等を全庁横断的に推進するため、平成23年度に資産経営部を新設し、「千葉市資産経営基本方針」を策定するとともに、千葉市資産経営システムを構築・運用し、資産マネジメントに積極的に取り組んでいる。そのような取組において、千葉市では固定資産台帳の情報について以下のような形で活用を図っている。

①将来の施設更新必要額の推計での活用

各地方公共団体においては、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成26年4月 総務省通知）」により、すべての公共施設等を対象に、管理に関する基本的な考え方などを示す、公共施設等総合管理計画の策定が求められている。

千葉市の「千葉市公共施設等総合管理計画」（令和5年3月改訂）の中では、将来の施設更新のための必要額の推計がなされているが、施設の耐用年数などの情報に固定資産台帳の情報を利用されている。

（参照）2. 将来の施設更新必要額の推計での活用

②千葉市資産経営システムでの活用

千葉市では、資産マネジメントを推進する千葉市資産経営システムを構築し、資産カルテを作成し、資産情報の「見える化」を進めると同時に、資産のあり方の見直しを進めている。

千葉市資産経営システムでは、資産データの一元化を図る観点から、公有財産台帳や固定資産台帳の情報を取り込み、資産データベースを構築しており、固定資産台帳における資産現在価値（期末簿価）や減価償却費の情報を活用している。

（参照）3. 資産マネジメント（資産カルテによる見える化）

- 4. 資産マネジメント（資産の総合評価）
- 5. 未利用財産管理への活用

③受益者負担の適正化

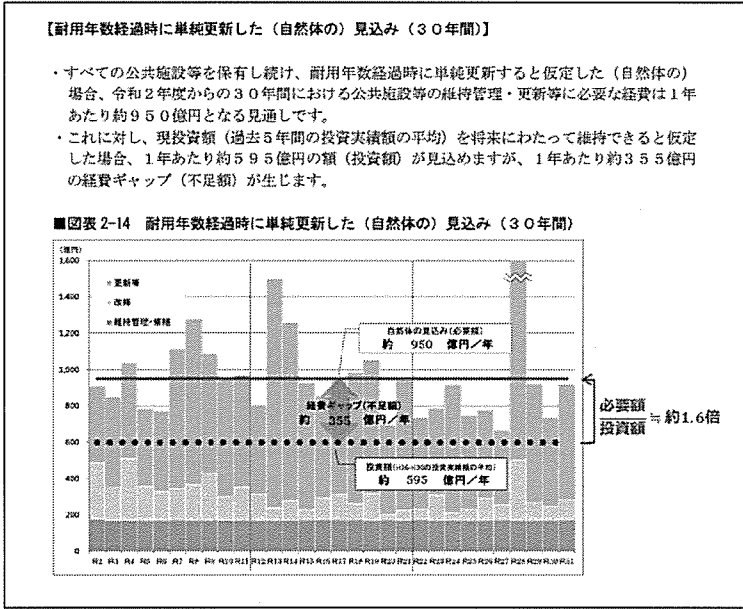
施設利用料の算定にあたり、施設の期末簿価や減価償却費等の情報を施設の所管課に共有し、適正な受益者負担の検討に活用している。

（参照）6. 適正な受益者負担の算定への活用

2. 将来の施設更新必要額の推計での活用

千葉市では「千葉市公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂）」を策定し、住民に公表している。公共施設等総合管理計画とは、公共施設の老朽化に伴う維持・更新・長寿命化に関して、中長期的には全ての施設を現在と同等の水準で維持更新していくことは不可能であるとの前提を置きつつ、市全体の都市機能のあり方や今後の施設のあり方を踏まえて、公共施設等の管理に関する基本的考え方を示したものである。

その計画において、市が所有する公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みを財政シミュレーションし、従来の投資額から見た投資に回せる財源と、更新に必要な財源のギャップを分析している。これは、どれくらいの財源が不足するかを示したものであり、公共施設等総合管理計画の中でも重要な位置付けを果たす。



出典：「千葉市公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂）」

この分析によると、過去の投資水準が約 595 億円/年、今後 30 年にわたる必要投資水準が約 950 億円/年であり、毎年 355 億円の財源不足が生じる、という結果が出ており、必然的に、全ての施設を現状と同じ水準で更新していくことが不可能であることを明確に示している結果となっている。この総合管理計画を基に、個別施設ごとのマネジメント計画を策定し、施設の持続可能性（将来的な廃止の検討も含まれる。）、長寿命化、機能更新の内容などを検討している。

ここで、監査人が考えるに、この財政シミュレーションが画期的なのは、将来の財源不足を、「歳出」というフローの状況ではなく「固定資産」というストックの情報を金額ベースで測定できていること、現状の延長線上で成り行き予測するのではなく、将来のいつのタイミングで投資が必要になるかを客観的な年数で測定できているという点にある。施設更新計画というのは、最低限の安全管理ができていない範囲においては、「予算がついたときに更新する」「かなり老朽化はしてきているがまだ現状のまま利用できる」といった判断がされがちであるが、財源不足額を客観的・定量的に示すこのシミュレーションにおいて固定資産データの果たす役割は極めて重要であり、資産・債務改革の趣旨を十分に踏まえた活用のあり方である。

なお、総務省に設置された「今後の地方公会計のあり方に関する研究会中間とりまとめ」によると、地方公会計の活用促進策として、財務書類や固定資産台帳そのものの活用には至らずとも、このような固定資産データの活用という点では、多くの地方公共団体が取り組んでおり、千葉市の取組についてもこの領域での活用については評価できる。

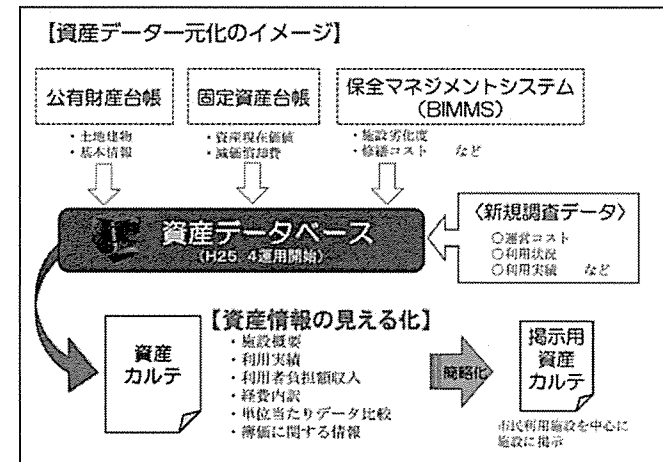
3. 資産マネジメント（資産カルテによる見える化）

千葉市では、資産マネジメントを推進するために、平成 25 年度に構築・運用開始した千葉市資産経営システム上で保有施設の情報を管理している。

「千葉市資産経営システム」における資産データの一元化のイメージは次のとおりであり、システム内で蓄積される資産データベースは、①収集した資産データの管理、②資産カルテの作成、③資産の総合評価における分析ツールの 3 つの役割を担っている。

なお、固定資産台帳の情報としては、資産現在価値（期末簿価）や減価償却費等の情報が連携されている。

【千葉市資産経営システム概要】



出典：千葉市ホームページ

このうち、②の資産カルテは、施設ごとに、施設概要（所在地、面積、建物性能など）、利用実績（利用者数、稼働率など）、利用者負担額収入（利用料金など）、経費内訳（運営費、物件費など）、単位当たりデータ比較（利用あたり運営費、建物 1 平方メートルあたり運営費など）、簿価に関する情報を一覧表にまとめたものであり、次のようなものである。

【施設カルテ (サンプル: 幕張コミュニティセンター)】

【資産カルテ】		施設名称: 幕張コミュニティセンター	作成年度: 平成28年度			
施設番号: 888						
1. 施設概要						
所在地	千葉県市川市大田区東町3丁目772番地の4					
所属部門	区: 千葉区 部: (文化芸術) 地域振興課					
施設用途	大分類: 文化施設 中分類: 集客施設 小分類: コミュニティセンター					
運営及びその他	運営形態: 指定管理 種別: 総合施設 種別: 集客施設等 種別: 集客施設等					
土地	土地全体 筆地: 1筆 面積計: 4,250.18㎡	所有権種別: 所有				
	指定種別: 2種 指定種別: 63%	指定容積率: 100%				
建物全体	棟数: 2棟 延床面積計: 3,122.37㎡	所有権種別: 所有				
建物全体	構造: 鉄骨造 階数: 2階	築年数: 27年				
主な建物	用途: 集客 用途: 集客	用途: 集客				
駐車場	設置時期: 554.02.31 設: 設	耐用年数: 47年	経過年数: 27年			
駐車場	合計: 37台	内訳: (車庫): 0台 (無庫): 37台				
2. 利用実績						
指標名称	単位	25年度	26年度	27年度	小分類施設3年度平均	施設利用実績
施設利用者数	人	137,223	144,154	151,544	129,956	100,000
施設利用率	%	5.1	5.1	5.1	5.1	100,000
施設利用率	%	42.2	43.3	45.9	115.9	100,000
施設利用率	%	-	2.6	6.0	-	100,000
3. 利用者負担額収入						
項目	25年度	26年度	27年度	小分類施設3年度平均	利用者負担額収入	
利用者負担額	9,415	9,192	10,029	7,700	8,000	
4. 経費内訳						
項目	25年度	26年度	27年度	小分類施設3年度平均	経費	
経費	2,043	0	0	1,284	50,000	
経費	41,144	42,730	42,620	43,810	40,000	
経費	7,534	3,456	2,229	5,259	100,000	
経費	50,747	50,582	44,991	50,995	0	
経費	19,643	18,840	19,843	22,102	0	
経費	1,149	35,825	0	17,480	0	
経費	72,450	126,053	64,734	83,853	0	
5. 単位当たりデータ比較						
利用データ名称	25年度	26年度	27年度	対象施設3年度平均	小分類施設3年度平均	
利用データ名称	710 人/人	291 人/人	294 人/人	239 人/人	44 人/人	
利用データ名称	122 人/人	87 人/人	87 人/人	616 人/人	114 人/人	
利用データ名称	89 人/人	64 人/人	68 人/人	66 人/人	64 人/人	
利用データ名称	15%	15%	15%	15%	12%	
経費	25年度	26年度	27年度	対象施設3年度平均	小分類施設3年度平均	
経費	16,254 円/㎡	16,200 円/㎡	14,277 円/㎡	15,810 円/㎡	16,845 円/㎡	
経費	23,596 円/㎡	40,371 円/㎡	26,712 円/㎡	28,103 円/㎡	28,238 円/㎡	
6. 価値に関する情報						
項目	価値	基準年度: 平成28年度	評価			
建物取得価格	921,992 円		249 万円/㎡			
建物取得価格	167,719 円		54 万円/㎡			
土地取得価格	489,495 円		113 万円/㎡			
3年度平均(1-2)	643,235 円		-			
7. 資産の総合評価結果						
評価項目	評価結果	方向性				
H25 施設利用		急激な増進				

解説

- 1. 施設概要** 【施設の立地や建物の基本的な情報】
 所在地: 資産の所在地を表示。
 所属部署: 資産の所属部署・部・課を表示。
 施設用途: 施設の用途を利用形態に応じて分類したもの。
 分類内容は別途別表による。
 運営形態: 「遊園」、「指定管理」、「運営委託」から選択して表示。
 複合施設: 複合施設(一部の敷地や建物内に複数の施設機能を持ったもの)の場合は「有り」。
 未利用地等: その施設内に未利用スペース等、使用していない土地や建物(室)があれば「有り」。
 土地: 筆数、面積、所有形態(所有、賃借)、所有地等(新、旧)、形質化(不表、表、未形地)を表示。
 建物: 棟数、延床面積、所有形態(所有、賃借)、形質化(不表、表、未形地)を表示。
 敷地内の主な建物について、その建物用途、構造、階層(地上、地下)、建築時期、耐用年数、建築時からの経過年数(前年度末までの年数)を表示。
 ※耐用年数については、資産の耐用年数を表示しており、耐用年数を結んでいる施設が
 度々なくなるわけではありません。
 駐車場: 施設の駐車場台数を表示。(敷地外も含む)
- 2. 利用実績**
 施設の利用実績を2項目まで表示。(1項目の施設もあり)
 データ名称は施設によって異なる。施設の性質により施設の「パフォーマンスをもっともよく表す指標」を表示。
 例: 市民利用施設→延べ利用者数、部会費し等一律率率、学校→生徒数、事務所→職員数 等
 小分類施設3年度平均: その施設の属する小分類(17種類の施設用途のうち、もっとも小さく分類したもの
 ※用途別分類表参照) の3カ年平均値を表示。同種施設の平均と比較する。
 グラフ: 利用実績の経年変化をグラフ化。
- 3. 利用者負担額収入** 【利用料金等を施設利用者から徴収する施設の場合】
 年別利用者負担額収入の総額、および総額増減の平均。
 グラフ: 収入収入の経年変化をグラフ化。
- 4. 経費内訳** 【施設を維持管理、運営していくために要した費用】
 運営費: 光熱費や人件費等。施設を運営していくために必要となった費用。いわゆるランニングコスト。
 物件費: 土地や建物に要した費用。賃借の場合は賃料。
 ※所有施設の場合は当該年度の減価償却費(各年度の減価償却額を耐用年数で割ったもの)を表示。
 資本的経費: 土地の取得や改修工事など資産の取得等に要した費用。一時的に多額の費用がかかるが、その費用は
 以降一定の期間にわたって享受できる。通常のランニングコストとは別に計上する。
 小分類施設3年度平均: 同種施設の平均。
 グラフ: 運営費と経費について経年変化をグラフ化
- 5. 単位当たりデータ比較**
 経営者や利用者あたりや面積あたりに換算したデータを表示。
 施設の規模や利用者数の大小による影響を排して同種施設と比較分析する。
 利用料金等/運営費-利用料金等)は利用者負担の割合が分かる。
 ※利用料金等(利用料金等を市の収入とせず管理費の収入とする)を採用している施設では
 利用料金等/運営費-利用料金等)を表示していない。
- 6. 価値に関する情報**
 定額算出の手法でみた資産の価値等。基準年度の前年度期末簿価を表示。
 建物取得価格: 同じ建物を新たに取得するのに必要となる費用。簿価減額ベースとなる。
 建物簿価: 減価償却を加味した台帳上の現在簿価。毎年後一定金額減額し、毎年減額到達で0円になる。(定額算出)
 土地簿価: 台帳上の現在簿価。ここでは取得した平均取得価格から算定している。
- 7. 資産の総合評価結果**
 資産の総合評価の結果を表示。前年度実績と比較。年数内に評価等がある場合は、次年度に反映。
 資産の総合評価: 市取組推進計画(中心)とした500施設を対象に、施設を継続して利用すべきか、または、見直しす
 べきかについて方向性を示す評価。建物性能、利用状況、運営コスト、内容評価、市場価値の5つの要素から、対象施設
 を総合的・多角的に分析・検討し、評価している。

出典: 千葉市ホームページ

このように、「利活用中の資産の状況」に関する情報開示は、資産データベースから作成した資産カルテにより行っている。資産カルテは千葉市ホームページ上で公開され、市民や利用者に対する施設の現状や資産経営の取組・公共施設のあり方についての情報提供ツールとして使用されている。

資産カルテはその目的から市民が利用するような施設を対象としており、その対象施設は、千葉市が保有又は賃借等で設置している施設である。倉庫、消防器具庫などの軽微な施設や道路・上下水道施設、公園緑地等は資産カルテによる情報開示の対象から除外している。

一方で、千葉市には未利用となっている土地・建物（未利用地等）が存在する。これらの未利用地等については、資産カルテではなく、「未利用地等の一覧」として所在や面積等の情報を公表している。

4. 資産マネジメント（資産の総合評価）

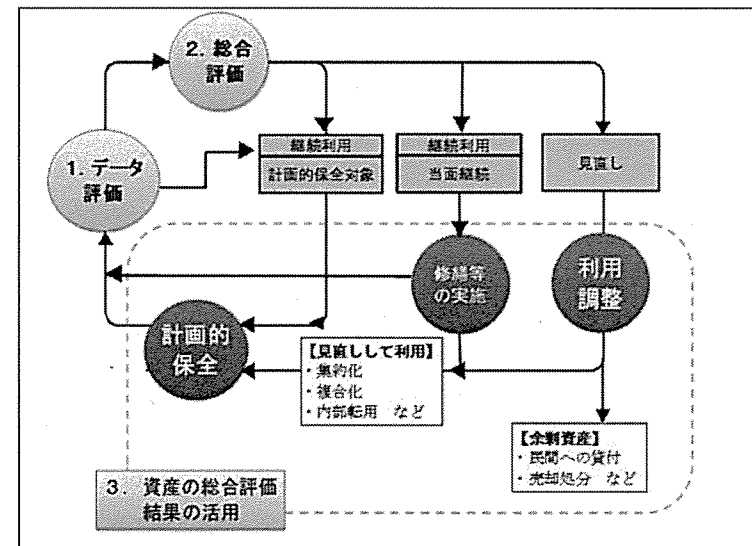
千葉市資産経営システムによる資産データベースの活用としては、資産カルテの他に資産の総合評価というものがある。

資産の総合評価は、市民利用施設を中心に、「建物性能」「利用度」「運営コスト」「内部価値」「市場価値」の5つの要素を対象施設ごとに分析し、施設を継続利用すべきかを含めたあり方の見直しの方向性を判断する取組である。

平成25年度（2013年度）～平成29年度（2017年度）の5年間で1巡目として実施し、平成30年度以降は、1巡目の評価を踏まえた「2巡目」として実施している。

資産の総合評価は、データ評価・総合評価の2段階で実施される。すなわち、データ評価で一定のベンチマークを下回った施設について、総合評価を実施する流れである。

【資産の総合評価フロー図】



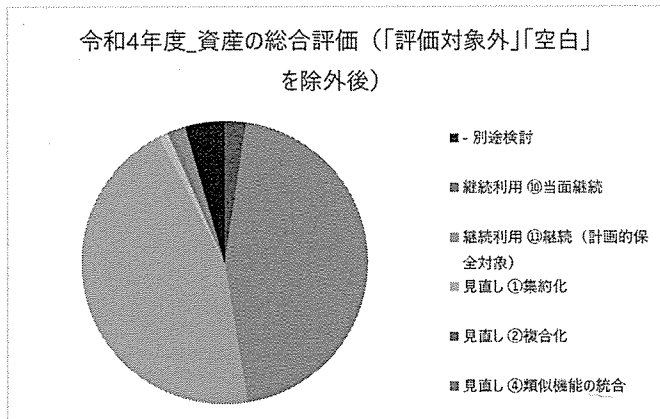
出典：千葉市ホームページ

直近の資産の総合評価結果は次のとおりである。

【資産の総合評価結果概要（令和4年度）】

評価結果	方向性	件数	割合
継続利用	継続（計画的保全対象）	132	45.1%
継続利用	当面継続	132	45.1%
見直し	集約化	3	1.0%
見直し	複合化	2	0.7%
見直し	類似機能の統合	4	1.4%
見直し	その他	13	4.4%
-	別途検討	7	2.4%

（注）所管課提出資料上、評価結果が「評価対象外」「空白」の資産は除外した。



所管課提出資料を基に監査人が作成。

直近の資産の総合評価に対する千葉市の対応は、「見直し」施設（22件）、「継続利用-当面継続」施設（132件）の進捗状況を確認し、廃止や複合化を含めた建替について検討するよう、各施設の所管課に依頼している状況である。

資産経営課では、資産の総合評価を開始して10年経過したタイミング（すなわち令和5年

度）で、明確に方向性が定まらないまま耐用年数を超える又は耐用年数が迫っている施設（74件）について、施設のあり方（方向性）及び集約化等の方針決定に向けた所管課との調整を進めている。

具体的な対象施設は、①「見直し」のうち見直しの方向性が定まっていない施設（15施設）、②「継続利用-当面継続」のうち令和4年4月1日時点で耐用年数が10年未満の施設（59施設）である。

①「見直し」に区分された施設のうち、現時点で見直しの方向性が定まっていない施設

①に区分された15施設については、見直しの方向性を決められない原因となっている障壁を所管課に確認したうえで、見直しの方向性の再考が必要な場合は新たな資産の総合評価を実施し、見直しの方向性に変更はないが調整事項がある場合は当該事項を議論し、見直しスケジュールを決定することとしている。

②「継続利用-当面継続」のうち令和4年4月1日時点で耐用年数が10年未満の施設

②に区分された59施設については、令和5年度から令和6年度に新たな資産の総合評価を実施し、「継続利用-計画的保全対象」又は「見直し」に振り分けしたうえで、第2次実施計画策定時期（令和7年度）までに最優先で投資する施設を決定する。

5. 未利用財産管理への活用

千葉市では、未利用財産等の情報を、平成 29 年度末時点の情報から、千葉市ホームページ上で年 1 回の更新ペースで公開している。当該情報は、「千葉市資産経営システム」ではなく、「千葉市公有財産システム」から出力した帳票をもとに全庁調査を実施した結果を加工したものである。

当該リストを見た市民・事業者から管財課へ問合せが入るケースがあるが、具体的な貸付け等の対応は各所管課が担当する。

未利用財産の売却対象選定の際は、公開情報のうち、「面積が概ね 100 ㎡以上の整形な平坦地で、利用計画のない土地及び建物（従物を含む。）」を抽出し、対象地の所管課と協議のうえ、公募処分している。

なお、「千葉市公有財産システム」と固定資産台帳は自動連携しておらず、固定資産増減調査の調査票と公有財産の増減の整合を確認した後、固定資産台帳を手作業で更新する。

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」から、未利用資産の有効活用の観点から公表が必要な項目を整理すると、次のとおりとなる。

【未利用資産の有効活用の観点から最低限公表が必要な項目】

◎公表が必要な項目	固定資産台帳	資産カルテ	未利用地等の一覧
・所在地	○	○	○
・件名（施設名）	○	○	建物のみ
・取得年月日	○	建物のみ	建物のみ
・取得価額等	○	×	×
・増減異動後簿価（期末簿価）	○	○	×
・用途	○	○	○
・売却可能区分	○	×	×
・時価等	○	×	×
・数量（延べ床）面積	○	○	○
・減価償却累計額	○	×	×
・財産区分 （行政財産・普通財産）	○	×	○
○対象となる資産	有形固定資産 無形固定資産	主要な施設	未利用の土地・建物
○所管部署名	資産経営課	資産経営課	管財課

所管課提出資料を基に監査人が作成。

6. 適正な受益者負担の算定への活用

使用料・手数料の見直しに係る固定資産台帳の活用として、管財課は、毎年 12 月末に、前年度建物の期末簿価や減価償却費等の情報を、施設を所管する各課に共有する。各所管課で、千葉市行政財産使用料条例第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定される建物使用料と公有財産規則第 24 条第 1 項第 2 号に規定される建物貸付料の算定根拠として利用するためである。

上記の建物使用料及び建物貸付料以外の使用料（コミュニティセンター等の各施設の時間利用に係る利用料金）は、千葉市公共施設使用料等設定基準及び同取扱要領に基づき各施設の所管課が設定する。

千葉市公共施設使用料等設定基準では、コストを「日常の管理運営に要するコスト」（人件費、物件費等）及び「施設建設に要するコスト」（建設費、支払利息）に分類したうえで、受益者負担の対象とするコストは「日常の管理運営に要するコスト」であり、施設の減価償却費は「日常の管理運営に要するコスト」に含めず、受益者に負担させないこととしている。

7. 監査の結果

(1) 固定資産台帳の公表

i) 実施した手続と発見事項

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、固定資産台帳は、エクセル形式等の編集可能なデータ形式で公表することを前提としている。

ホームページ上で公表する際に、データ容量の都合上、全ての項目を編集可能なデータ形式で公表することが困難である場合があるため、未利用資産の有効活用の観点から最低限公表が必要な情報が示されている。実際、固定資産台帳を公表している団体の多くは公表情報を限定している。ただし、その場合であっても、固定資産台帳の全ての項目が記載された冊子等を地方公共団体の窓口等に備えておくなど、希望者が固定資産台帳の情報を閲覧できるよう工夫することが必要とされる。

【未利用資産の有効活用の観点から公表が必要な固定資産台帳の記載項目】

所在地	件名 (施設名)	取得年月日	取得価額等
増減異動後簿価 (期末簿価)	用途	売却可能区分	時価等
数量 (延べ床) 面積)	減価償却累計額	財産区分 (行政財産・普通財産)	

出典：総務省「Q&A集 3.資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(令和元年8月)を基に監査人が作成。

千葉県内の市町村の固定資産台帳の公表状況は次のとおりである。

令和3年度の固定資産台帳を公表	38 団体 (うち編集不可能な形式5 団体)
令和3年度の固定資産台帳は非公表 過年度の固定資産台帳は公表	2 団体 (うち編集不可能な形式0 団体)
現在まで固定資産台帳は非公表	14 団体 (千葉市を含む)
計	54 団体

千葉県のホームページ上で公開されている情報(令和5年11月1日時点)を基に監査人が作成。

ii) 結果

指摘9 固定資産台帳が未公表であることについて(資産経営課)

固定資産台帳の公表は地方公会計の取組の中で全ての地方公共団体に求められていることであるが、令和4年度末の時点で、千葉市は固定資産台帳を公表していない。

固定資産台帳の公表により、未利用資産の売却や貸付など保有資産の新たな活用方法が見つかる可能性があることから、固定資産台帳が適切に更新されていることを前提として、固定資産台帳を速やかに公表することが必要である。

そのためにも、まずは今回の包括外部監査での発見事項を踏まえて、固定資産台帳の登録内容を適切に更新・修正すること、そのために第3章の「監査の結果」に記載した、「固定資産台帳増減調査票作成要領」におけるルールの記載の明確化や、入力者とは別の担当者がチェックを行うダブルチェック等の内部統制を適切に構築することが必要である。特に、売却可能区分など未利用資産の有効活用の観点から特に重要な固定資産台帳の記載項目については改めて精査することが必要である。

また、固定資産台帳の公表にあたっては、民間事業者等からの発案を受け付ける制度の構築を検討すべきであり、総務省の「地方公会計の活用に関する研究会」では、民間からの提案を引き出すための工夫として、下記の整理をしている。千葉市ではすでに取り組んでいる実施項目もあるが、このような整理の内容も参考にすることが考えられる。

- ・業務委託や有効活用を行う必要性の高い資産を検討したうえで、固定資産台帳にその旨の印やコメントを付ける。
- ・土地の情報と建物の情報を結び付けられるよう同じ番号等で整理する。
- ・未利用資産が明示的に分かるよう、用途欄に未利用である旨を明記する。
- ・公共施設マネジメント等に活用するため、稼働率やランニングコスト等の情報も追加する。

なお、千葉市では、固定資産台帳自体の公表はしていないものの、外部への情報発信としては、稼働率(利用実績)や経費内訳などは「資産カルテ」で公表しており、また、未利用地等の一覧(エクセルファイル形式)についても固定資産台帳とは別に公表している。

本報告書では、公表されるべきものが公表されていないという点で【指摘】として記載したが、固定資産台帳の公表による効果については「資産カルテ」で果たしているものと考えられ、固定資産情報が活用されていないということを指摘するものではない。

【公的不動産と民間活力の有効活用】

地方公共団体における民間発案制度について

公的不動産の有効活用を促進するための一つの方策として、民間発案制度(公共サービスの向上やコスト削減が期待される事業のアイデア等について民間事業者等からの発案を受け付ける制度)の活用が考えられる。

民間発案の促進に向けた課題
アンケート結果

- 窓口体制の整備や民間提案を評価できる体制の構築などが必要。
- 行政職員の専門性・ノウハウが不足。
- 公有不動産の情報公開が必要。
- 行政による個別施設の有効活用の方向性や考え方の明示が必要。
- 民間へのインセンティブの付与の仕組みが必要。
- 民間の提案に対する費用負担が課題。等

民間事業者ヒアリング結果

- 民間発案を行うに当たっては相応のコストがかかる。発案事業が採用され、契約を締結できる前提又はその可能性が高いものでないと、詳細な検討ができない。
- 現状では、民間発案に対するインセンティブの実効性が明確でないため、提案しづらい。
- 地方公共団体の所有する土地・建物の情報を出来る限り開示してもらえると民間企業に取り組みやすい。
- 地方公共団体側の施設整備や公有地活用の方針が十分に組み取れないことも多い。等

民間発案制度の促進に向けて

情報公開	固定資産台帳の整備・開示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統一的な基準による財務書類等の整備要領(総務大臣通知)(平成27年1月) ○ 「統一的な基準による地方公会計マニュアル」取りまとめ(平成27年1月) <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産台帳の記載項目を示す ・ 固定資産台帳は「公表を前提」
	公共施設等総合管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設等総合管理計画の策定要領(総務大臣通知)(平成25年4月) ○ 公共施設等総合管理計画の策定にあつての指針公表(平成26年4月) <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等総合管理計画に記載すべき事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 公共施設等の現況及び将来見通し ② 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針 ③ 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

提案者に対するインセンティブの付与

- 提案コストの負担

事業者選定の評価における加点の付与

提案者との共同事業化

出典：総務省「地方公共団体における公的不動産と民間活力の有効活用についての調査研究報告書(概要版)」

(2) 売却可能資産

i) 実施した手続と発見事項

地方公会計の取組の目的が「資産・債務改革」にあることを踏まえると、統一的な基準による財務書類の注記事項となっている「売却可能資産」の公表は、未利用資産の有効活用の観点から重要な項目である。

また、「Ⅲ 千葉市の地方公会計の固定資産台帳 第2章4. 監査の結果(5) 減損会計の適用」で記載した減損会計の適用を当面見送る一つの根拠が、売却可能資産の情報を注記していることにある点を踏まえても、この情報に関する固定資産情報の活用の重要性は高い。

この点、千葉市では、統一的な基準による財務書類の公表に際して、注記事項を公表していない。

そこで、公表されることを前提に、財務書類の注記事項である「売却可能資産」と固定資産台帳の「売却可能区分」を比較検討した。

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」104 段落によると、売却可能資産の特定範囲は以下の5つの考え方があり、千葉市は対象範囲としては一番狭い①を採用している。

【売却可能資産の特定範囲】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ① N+1度予算において、財産収入として措置されている公共資産 ② 公共資産活用検討委員会等の庁内組織において売却予定とされている公共資産 ③ 普通財産のうち活用が図られていない公共資産 ④ 全ての普通財産 ⑤ 全ての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産 |
|---|

なお、千葉市では「売却可能資産」に類似する情報を「未利用地等の状況」の中で土地と建物に限りHP上で公表している。令和4年3月31日現在で「未利用地等の一覧」に記載されている行政財産の未利用地等は、土地23件、建物7件である。

ii) 結果

指摘10 売却可能資産の範囲と注記集計範囲の相違について(財政課)

千葉市の財務書類の注記内容の明細(公表はされていないが内部資料としては集計されている)を確認したところ、当該明細には公有財産システムから「処分する土地(処分を決定又は予定している土地)として分類された土地が抽出されており、必ずしも「翌年度」に処分を予定していない土地も含まれていることが判明した。すなわち、特定した売却可能資産の範囲と、実際の注記情報として集計している資産の範囲が異なっていた。

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」104 段落に即し、売却可能資産の特定範囲を整理のうえ、当該特定範囲に即した明細を整理したうえで、財務書類においても必要な注記事項として公表する必要がある。

【売却可能資産の注記(一般会計等)(令和3年度)】

種別	現行の注記		あるべき注記(翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産) ※当初予算	
	売却可能価額	貸借対照表簿価	売却可能価額	貸借対照表簿価
事業用資産 /土地	8,261,043 円	6,281,446 円	1,755,539 円	1,282,821 円
インフラ資産 /土地	232,735 円	172,126 円	172,947 円	172,947 円

所管課提出資料を基に監査人が作成。

指摘 1 1 固定資産台帳上の売却可能区分の修正について（財政課）

固定資産台帳では、行政財産¹⁸を含む全ての固定資産が千葉市の公会計システム上の初期設定区分である「売却可能資産」として登録されていた。

固定資産台帳や売却可能資産の注記を公表しない現状の実務を前提とすれば、固定資産台帳上の「売却可能区分」は情報として活用することがないため、精緻化を図る優先順位は劣後するものと考えられるが、固定資産台帳を公表することを見据えて、売却可能資産の特定を固定資産台帳に反映する必要がある。

(3) 長期未利用財産の利活用の促進

i) 実施した手続と発見事項

「千葉市公有財産システム」上で現在未利用の資産を把握できるが、「いつから未利用となっているか」はデータとして登録されておらず、把握できない。また、未利用財産リストを情報公開しているが、公開情報を起因として貸付けや売却等のアクションにどの程度つながったかまでは、管財課として把握できていない。

この点、過去5ヵ年の未利用財産リストを使用し、長期未利用の状態となっている資産がどの程度あるのか検討した。結果は次のとおりであり、土地及び建物いずれにも長期未利用の状態で保有しているものが一定数含まれることを確認した。

【資産の総合評価（令和4年度）】

【土地】

令和3年度時点 未利用財産 (A)	左記(A)のうち、平成29年度 から残存している未利用財産 (B)	左記(B)のうち、暫定利用、今後 の利用予定または売却予定のない 未利用財産
239	206	101

【建物】

令和3年度時点 未利用財産 (A)	左記(A)のうち、平成29年度 から残存している未利用財産 (B)	左記(B)のうち、暫定利用、今後 の利用予定または売却予定のない 未利用財産
8	6	1

所管課提出資料を基に監査人が作成。

¹⁸ 行政財産

公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいう（地方自治法 238 条 4 項）

また、未利用財産リスト上では、「地番」「面積」「用途地域」等の情報を公開しているが、地図情報、現地の写真、周辺の施設情報等までは開示されていない。その意図を管財課に照会したところ、「位置は地番情報から容易に特定でき、電子地図等から写真も確認できること、現地を確認してから土地の貸借を検討する方が良いと考えるため、位置図及び写真等の公表は考えていない」旨の回答を得た。

未利用財産の安全管理として、千葉市公有財産規則第 15 条¹⁹に、管理上の留意事項が定められており、各所管課に対し「公有財産管理事務の手引」第 3 章第 1 節²⁰において、定期的な実地調査等による財産現況の把握・管理に努めるよう求めている。

また、令和 5 年 5 月 29 日付資産経営部長通知「公有財産の適正な管理について（通知）」を発信し、他人への損害、不法占用等による財産的損害等、管理上のリスク回避に努めるため、原則年 1 回程度、現地確認をするよう通知しており、必要に応じて、所管課が安全管理を実施している。

このように、未利用財産に関しては、一定の人的・金銭的管理負担が発生していることが推察される一方、「未利用であること＝効用を生まないこと」であるといえ、公共の利益に資するよう積極的な利活用が求められ、利活用の目的がたない未利用財産は適時の処分を含めた検討が求められる。

ii) 結果

意見 1 2 長期未利用財産の把握、利活用につながる情報公開について（管財課）

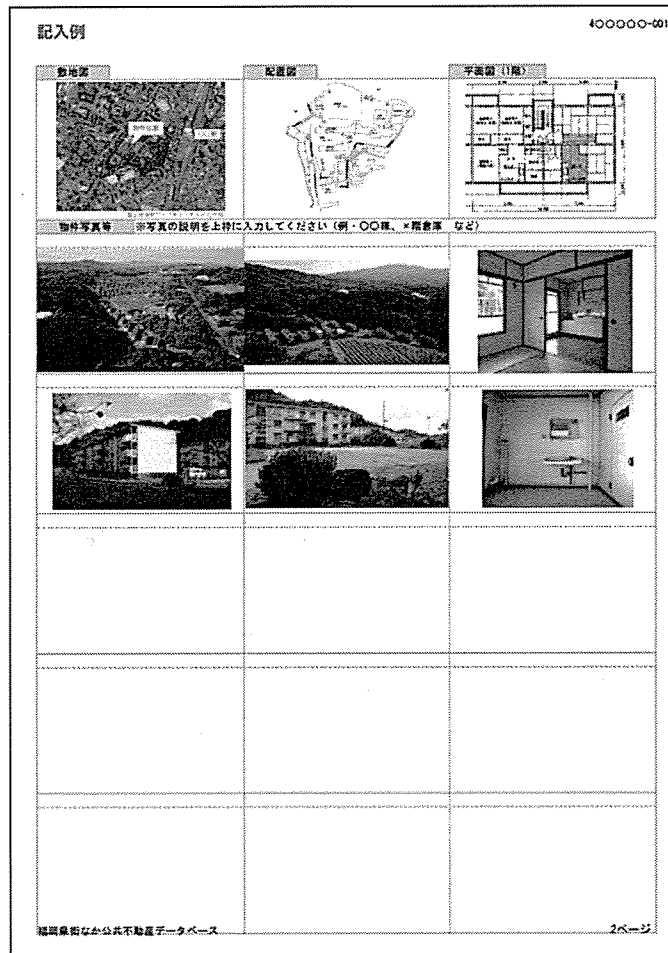
総務省の取組事例集でも未利用地情報の公開は例示として挙げられており、千葉市でも一定の取組がなされているものと評価できる。

¹⁹ 千葉市公有財産規則第 15 条（公有財産管理の原則）

公有財産の管理については、常に次に掲げる事項に留意し、その用途又は目的に従い、最も効率的に使用しなければならない。(1)維持、保存及び使用状況の適否(2)境界標その他標識の設置の有無及びその設置状況の適否(3)登記又は登録の状況(4)不法占有の有無(5)滅失又は荒廃若しくは損傷のおそれの有無(6)使用を許可した財産、貸付財産及び管理を委託した財産の使用状況、その対価の額及び徴収状況(7)現況と公有財産台帳及び附属図面との符合状況(8)火災及び盗難の予防処置の適否(9)その他財産管理の適法性

²⁰ 「公有財産管理事務の手引き」第 3 章第 1 節

公有財産の管理とは、公有財産を維持保存し運用する行為並びに物又は権利の性質を変更しない範囲においてこれを利用又は改良することを目的とする行為である。すなわち、公有財産はそれぞれの所有の目的に応じて最も有効に運用されなければならない。それには財産が常に好ましい状態に維持保存されていることが必要である。公有財産は、本市の行政活動の物的手段として最も重要な位置を占め、かつ、高い価値を有するものであるため、住民の真に希求する目的にそって最少の経費をもって最大の効果をあげるべく、公有財産の管にあたる者は、細心の注意を払って維持管理するよう、日頃から実地調査等により財産の調査把握をし、又次に掲げる事項に留意しなければならない。(1)公有財産の維持(2)公有財産の保存(3)公有財産の運用



出典：福岡県ホームページ (福岡県街なか遊休公共不動産情報の公開 - 福岡県庁ホームページ (fukuoka.lg.jp))

(4) 使用料の算定

i) 実施した手続と発見事項

千葉市では、施設ごとの使用料(コミュニティセンター等の各施設の時間利用に係る利用料金)を、千葉市公共施設使用料等設定基準及び同取扱要領に基づき設定している。

設定基準上、コストは「日常の管理運営に要するコスト」(人件費、物件費等)及び「施設建設に要するコスト」(建設費、支払利息)に分類され、このうち受益者負担の対象とするコストは「日常の管理運営に要するコスト」としている。施設の減価償却相当額は、「日常の管理運営に要するコスト」に含まれず、受益者に負担させないものとしている。

現在の施設のあり方や市の財政状況等を考慮すると、施設建設に要するコスト(減価償却相当額を含む)について受益者に負担を求めることが適当な可能性がある。

この点、財政課としては、現在の料金設定の考え方が浸透していること及び昨今の物価高騰の状況等を踏まえると、短期的に減価償却相当額を受益者に転嫁することは困難と考えている。

ii) 結果

意見13 使用料の算定における減価償却相当額の考慮要否に関する検討について(財政課)

千葉市公共施設使用料等設定基準及び同取扱要領は平成19年9月に適用を開始して以降、受益者負担の対象とするコストの範囲を見直していない。

年数経過により現在の料金設定基準の考え方が浸透している一方で、時の経過により基準設定当初から施設の位置づけや財政見通しに変化が生じている可能性があり、受益者負担の対象とするコストの範囲について、現状に即した負担のあり方となっているか検討することが望ましい。

また、新たに受益者に負担を求めることが望ましいと判断した場合、市民を取り巻く経済的状況等を勘案し、負担比率の再考や、見直しを行う場合の時期等の検討を行うことが望ましい。

次表は減価償却相当額の受益者負担に係る他団体事例及び先進事例を示したものである。特に、令和以降改訂されている団体、また先進事例では、減価償却相当額を受益者負担させるコストの範囲に含めるとする事例が多くみられる。検討にあたってはこれらの潮流も考慮すべきである。

【減価償却相当額の受益者負担に係る他団体事例（関東政令市、東京都23区）】

①減価償却相当額を受益者負担させるコストの範囲に含める

自治体	最終改訂年	各団体の基準より抜粋
川崎市	令和元年	イニシャルコストの算出は、算出時点での公の施設の用地に係る経費の額及び公の施設の建設（取得）に要した経費を施設の耐用年数で除した額（＝減価償却費相当額）とします。 また、システム導入に係る経費については、当該導入に要した経費を、システムの運用予定年数で除した額とします。なお、原価の算定にあたっては、適切に利用者負担を求める観点から、基本的にイニシャルコストを含めることとしますが、当該公の施設の法的位置付けや性質、受益者の範囲などにより、当該公の施設が「市民全体の財産であり、誰もが利用することができ、受益者となり得る」場合には、イニシャルコストを公費負担の対象とし、原価に含めないこととします
台東区	平成24年	施設使用料の設定にあたっては、人件費や減価償却費など施設の設置・運営経費に基づき原価を計算するとともに、近隣自治体や民間の同種・類似の施設における施設使用料との比較や、政策的な要素を取り入れるなど、総合的に判断して行うものとする。
中野区	令和5年	「職員人件費」と建物の「減価償却費」を含めた、施設の維持管理・貸出業務のすべての経費を原価とする。
杉並区	令和2年	利用者と未利用者との負担の公平性の観点から、これまで直接的な人件費と施設の維持管理経費のみを算定対象経費としていましたが、施設にかかる経費の全額を算定対象とします。

②減価償却相当額を受益者負担させるコストの範囲に含めない

自治体	最終改訂年	各団体の基準より抜粋
横浜市	平成24年	利用者の方にご負担いただくコスト：「公共の福祉を増進する目的」で市が設置した「公の施設」であることから、一部の例外を除き施設の建設や大規模改修などのイニシャルコストは対象とせず、管理・運営コストだけを対象とします。
相模原市	平成24年	施設の維持管理費を受益者負担の対象経費とする。（施設の維持管理に係る職員の人件費を含む。）※施設整備費、用地費等は含まない。
文京区	平成27年	施設の建設費や大規模修繕費、大規模な備品等に要する経費は対象外とする。
練馬区	令和3年	施設の建設に要する「用地取得費」・「建物建設費（減価償却費含む）」等の資本的経費については、公費で賄う範囲とする。

各団体ホームページを基に監査人が作成。調査対象は関東エリアの政令市及び東京都23区全てとし、受益者負担に関する方針をweb上で公開していた団体を上表に記載した。

【減価償却相当額の受益者負担に係る先進事例（総務省取組事例集）】

【福生市、聖籠町】

固定資産台帳を活用した受益者負担の適正化（東京都福生市／新潟県聖籠町）

事例概要

- 使用料・手数料の見直しに際して、行政サービスの原価に受益者負担割合を乗じることで、理論上の適正価格を算出し、それを踏まえて、料金改定を実施。行政サービスの原価の計算に当たっては、施設等の減価償却費を含めることとし、その際、固定資産台帳のデータを活用。

東京都福生市の取組内容

- 地方公会計制度導入に伴い、「使用料・手数料等受益者負担適正化方針」を平成29年度に策定し、コスト計算を行うことで受益者負担の適正化を進める。
- 使用料・手数料の原価計算は、人件費や物件費等に加え、減価償却費、立上り金繰入金を対象として計算。
(人件費)×(物件費)×(維持修繕費)×(補助費等)×(公債費(1+1))×減価償却費×(立上り金繰入金)
- 減価償却費は、建築及び附属設備・管理システム等のソフトウェアの減価償却費の当該年度成分とし、固定資産台帳に計上されている取得費用と法定耐用年数に応じて算出。
その算出を各施設の入手、算出割合を乗じて算出。

新潟県聖籠町の取組内容

- 平成30年度に策定した「行政改革大綱」において、改革の視点の一つに「受益者負担」が挙げられたことを踏まえ、令和元年7月に「監査助手法則、使用料等調査審議委員会」を設置し、手数料・使用料の見直しを開始。
- 委員会における検討で、施設の維持管理や事務サービスに係る実際の費用（サービスの原価）について、施設の取得原価のデータの原価については、減価償却費を含めるとし、固定資産台帳のデータを活用して算出。
(人件費)×(物件費等n)×(減価償却費m)
※：資金、費用、受取料、使用料及び管理料、その他経費
※：定率法によって算出

効果等

- 使用料・手数料の改定を行うための基準として、施設利用や業務の提供に係る行政コスト(原価)を明らかにし、その際、固定資産台帳を活用して、減価償却費等を含めた基準額を算出することにより、透明性・公平性を担保し、より適切に受益者負担の適正化に向けた見直しを実施することが可能となる。

【浦安市】

セグメント分析（受益者負担の適正化）

【事例】セグメント分析による施設使用料の適正化（千葉県浦安市）

背景・目的

- 平成16年9月、浦安市行政改革推進委員会より「使用料等基準に関する意見書」の提言を受け、受益と負担の原則に基づき公正かつ透明性の高い受益者負担制度の運用に資するため、「使用料等設定及び改定基準について（抜粋）」を策定

事例概要

- 施設別行政コスト計算書(右表)の経常費用の金額等を活用して、使用料等算定額(下表)に基づき、1カ月のコストを算出
- 当該1カ月のコストに対して施設種別毎の受益者負担率を設定し(100%、75%、50%、25%、0%の5段階)、これを基に算出すべき使用料等を算定

経常費用	(単位) 千円
1. 経常費用	254,349
2. 減価償却	129,769
3. 雑費	19,499
4. 雑費	1,461
5. 雑費	271,759
6. 雑費	5,454
7. 雑費	313,411
8. 雑費	25,425
9. 雑費	25,425
10. 雑費	25,425
11. 雑費	25,425
12. 雑費	25,425
13. 雑費	25,425
14. 雑費	25,425
15. 雑費	25,425
16. 雑費	25,425
17. 雑費	25,425
18. 雑費	25,425
19. 雑費	25,425
20. 雑費	25,425
21. 雑費	25,425
22. 雑費	25,425
23. 雑費	25,425
24. 雑費	25,425
25. 雑費	25,425
26. 雑費	25,425
27. 雑費	25,425
28. 雑費	25,425
29. 雑費	25,425
30. 雑費	25,425
31. 雑費	25,425
32. 雑費	25,425
33. 雑費	25,425
34. 雑費	25,425
35. 雑費	25,425
36. 雑費	25,425
37. 雑費	25,425
38. 雑費	25,425
39. 雑費	25,425
40. 雑費	25,425
41. 雑費	25,425
42. 雑費	25,425
43. 雑費	25,425
44. 雑費	25,425
45. 雑費	25,425
46. 雑費	25,425
47. 雑費	25,425
48. 雑費	25,425
49. 雑費	25,425
50. 雑費	25,425

効果等

- 現行使用料(980円)とあるべき使用料(1,137円)を比較し、改定率を1.2として改定後使用料を決定した。

出典：総務省「地方公会計に関する取組事例集 受益者負担の適正化」を基に監査人が加工。

IV 千葉市の公営企業会計の固定資産台帳

第1章 総論

1. 公営企業会計における固定資産台帳の概要

(1) 固定資産台帳の位置付け

地方公営企業法を適用する公営企業は、公営企業会計を適用して財務諸表を作成することが同法によって求められ、その過程において、固定資産台帳の整備・更新が必要になる。

法適用公営企業は、千葉市では、①病院事業、②下水道事業、③水道事業が該当する。

地方公営企業における固定資産台帳の整備については、総務省「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」（平成31年3月改訂版）（以下「法適用マニュアル」という。）の中で「既に法を適用している地方公共団体（先行団体）にあっても、本手引に記載されている情報を参考として、固定資産台帳のより一層の充実・精度向上等に取り組むことが期待されます。」とあることから、千葉市の公営企業会計の固定資産台帳についても法適用マニュアルが一つの参考となる。

「法適用マニュアル」では、固定資産台帳整備の必要性として、下記の2点を示している。

- ①地方公営企業にとって、固定資産情報は、地方公営企業の経営情報（損益情報・ストック情報）の重要な要素の一つであり、財務諸表（貸借対照表（B/S）、損益計算書（P/L）等）を作成し、経営情報を正確に把握するために必要不可欠な情報を提供するため。
- ②固定資産の現状を的確に把握し、施設・設備を維持・管理し、老朽化した場合に適切に更新するため等に活用することで、経営基盤の強化に有効に活用するため。

「法適用マニュアル」では、精緻な水準で整備するのではなく、概ねの現状が把握できる水準で整備すれば目的は果たせるとして、他の台帳等で代替可能な情報は固定資産台帳に掲載する必要はない、と説明している。過度に精緻化することなく、固定資産台帳を活用する目的に照らして、必要な情報を適切に把握することが可能となる合理的な水準で整備することが求められている。

(2) 固定資産台帳の記載項目

公営企業会計の固定資産台帳は、上記の目的を達成するために必要な項目が網羅された構成にする必要がある。

具体的には、以下の項目を記載することが必要とされている。

【固定資産台帳の記載項目】

<p>①固定資産台帳において個別の固定資産を特定するとともに、その現状を把握するために必要な項目</p> <p>(1) 番号 (2) 資産名称 (3) 所在地(保管場所) (4) 固定資産番号・工事番号・契約番号・回面番号 (5) 構造・形状寸法・能力・用途 (6) リース区分</p>	<p>②資産の現在の経済的価値の把握、投資資金の期間配分額(減価償却費)の算定のために必要な項目</p> <p>(1) 帳簿簿類 (2) 取得年月日(供用開始年月日) (3) 取得原因 (4) 帳簿原価 (5) 取得財源 (6) 耐用年数 (7) 減価償却率 (8) 減価償却額 (9) 減価償却累計額 (10) 整理科目(項・目・節) (11) 売却情報</p>	<p>③期間配分額(長期前受金戻入)算定のために必要な項目</p> <p>(1) 長期前受金帳簿原価 (2) 長期前受金戻入額 (3) 長期前受金収益化累計額 (4) 長期前受金帳簿簿類</p>	<p>④資産の経済的価値等に異動が生じた場合にその内容を正確に把握するために必要な項目</p> <p>(1) 増減が生じた年月日 (2) 増減理由(修繕・改修等を行っている場合にはその内容) (3) 増減額 (4) 増減内訳</p>
---	--	---	--

以下の情報を登録することで、資産の原簿的価値(現状等)をより適切に反映した固定資産台帳を構築することが可能となる

(1) 区分コード情報
(2) 減価グループ
(3) 会計区分
(4) 予算執行科目
(5) 財産区分(行政財産・普通財産)
(6) 売却可能区分・特異(売却価額や再販運賃額)等

出典：総務省 公営企業の経営改革推進に向けた重点施策に関する説明会「資料3-2 地方公営企業法の適用に関するマニュアル(平成31年3月改訂版)について」P25

(3) 地方公会計(統一的な基準)と公営企業会計における固定資産台帳の相違

地方公会計(統一的な基準)で要求される固定資産台帳の記載項目との違いは以下のとおりである。

公営企業会計における固定資産台帳では、財源の記載が必須とされている点が大きく異なる。これは、公営企業会計においては、財源によって固定資産の会計処理方法が異なるため、取得財源が何であるかの情報は必要不可欠であることによる。

固定資産台帳における公営企業会計と地方公会計の基本項目		
公営企業会計の基準項目(指)	地方公会計(統一的な基準)の基本項目	項目の説明
1	番号	資産の番号
2	所在地(保管場所)	資産の所在地
3	取得年月日(供用開始年月日)	取得年月日(取得・構築)
4	取得原因	取得の事由(取得・構築)
5	帳簿原価	取得原価
6	取得財源	取得原価の財源(取得・構築)
7	耐用年数	耐用年数
8	減価償却率	減価償却率
9	減価償却額	減価償却額
10	減価償却累計額	減価償却累計額
11	整理科目(項・目・節)	整理科目(項・目・節)
12	売却情報	売却情報
13	長期前受金帳簿原価	長期前受金帳簿原価
14	長期前受金戻入額	長期前受金戻入額
15	長期前受金収益化累計額	長期前受金収益化累計額
16	長期前受金帳簿簿類	長期前受金帳簿簿類
17	増減が生じた年月日	増減が生じた年月日
18	増減理由(修繕・改修等を行っている場合にはその内容)	増減理由(修繕・改修等を行っている場合にはその内容)
19	増減額	増減額
20	増減内訳	増減の内訳
21	取得原価	取得原価
22	取得財源	取得原価の財源(取得・構築)
23	耐用年数	耐用年数
24	減価償却率	減価償却率
25	減価償却額	減価償却額
26	減価償却累計額	減価償却累計額
27	整理科目(項・目・節)	整理科目(項・目・節)
28	売却情報	売却情報
29	長期前受金帳簿原価	長期前受金帳簿原価
30	長期前受金戻入額	長期前受金戻入額
31	長期前受金収益化累計額	長期前受金収益化累計額
32	長期前受金帳簿簿類	長期前受金帳簿簿類

地方公会計の整備に要した作業により、団体における作業の余地は一定程度整っており、公営企業会計の適用に係る作業負担の軽減が見込める

⇕

ただし、取得財源(着色部)、帳簿原価(取得価額)(着色部)や資産の登録単位の取扱いには直ちに活用できない(※)

(※)地方公営企業の会計規則(例)について(平成24年10月19日総務公第19号、改正平成27年1月22日総務公第1号)(別表第19号)固定資産台帳より転記

出典：総務省 地方公共団体の「経営・財務マネジメント強化事業」に係る説明会「公営企業会計の適用」

P34

財務書類の補助簿であるという固定資産台帳の位置付けには、地方公会計(統一的な基準)と公営企業会計との差異はないものの、資産の評価方法や登録単位、財源情報の有無、登録基準等の固定資産台帳の要件は以下の点で相違する。

固定資産台帳の要件	地方公会計(統一的な基準)	公営企業会計
勘定科目	<ul style="list-style-type: none"> 有形固定資産を事業用資産とインフラ資産、物品に大別し、事業用資産とインフラ資産については土地、建物、工作物等に区分 リース資産は購入した場合に計上する勘定科目に計上する 	<ul style="list-style-type: none"> 有形固定資産を土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産、その他有形固定資産に区分 無形固定資産を水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権、リ

固定資産台帳の要件	地方公会計（統一的な基準）	公営企業会計
	・無形固定資産をソフトウェアとその他に区分	・一資産に区分
評価方法	・取得価額不明資産や昭和59年度以前に取得した資産については原則として再調達原価で評価（ただし、道路、河川、水路の敷地は1円） ・取得価額に消費税を含めて登録	・再調達価額での評価は認められていない ・取得価額に消費税を含めずに登録（ただし、免税事業者の時期は税込で登録）
登録単位	・地方公会計開始時に限り、耐用年数の異なる資産や取得年度が異なる資産を一括して登録可能	・資産種別及び耐用年数ごと
財源情報の登録	・台帳登録は任意	・長期前受金及び長期前受金収益化累計額の管理のために台帳登録は必須
耐用年数	・「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」及び「資産評価の手引き」の別表で示された年数	・地方公営企業法施行規則別表第2号及び第3号並びに「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について（通知）」（平成24年10月19日付け総財公第99号）別紙2で示された年数
登録基準	・物品は50万円以上（ただし、団体で別個に基準額を設定している場合はその基準に準拠）	・10万円以上の備品
リースの会計処理方法	・所有権移転ファイナンス・リース取引のみ資産計上が必須（ただし、重要性の乏しい取引を除く）	・原則としてファイナンス・リース取引について資産計上が必須（ただし、重要性が乏しい取引、中小規模の地方公営企業の特例及び経過措置として移行日の前日までにリース契約を開始した取引を除く）
PFIに関する会計処理方法	・PFI等の手法により整備した所有権がない資産については、原則として所有権移転ファイナンス・リース取引と同様の会計処理を行う	・コンセッション事業の会計処理についてはのみ「地方公営企業会計基準見直しQ&A」に規定されている
更新スケジュール	・対象年度の翌年度末までに財務書類を作成する必要があり、それまでに更新することが必要	・毎事業年度終了後2月以内（4月1日から5月31日まで）に決算を調整する必要があるため、それまでに更新することが必要

（4）固定資産台帳の活用

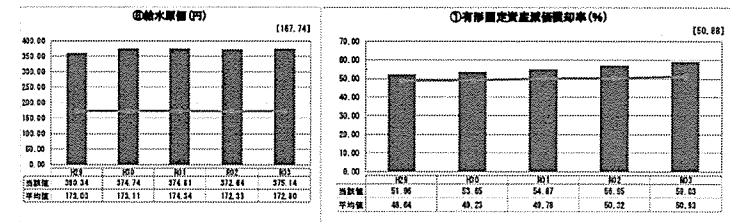
固定資産台帳は、固定資産の現状を的確に把握するとともに、経営基盤の強化に有効に活用する必要がある。具体的には、施設の更新計画の基礎データを提供するほか、水道料金や下水道料金の設定にも活用される。

総務省「経営戦略策定・改定ガイドライン」によると、公営企業においては、原価に減価償却費や資産維持費等を含めて料金を算定することが必要とされている。

診療報酬が全国統一的に決定される病院事業会計を別にすれば、全国の地方公共団体で、水道料金と下水道使用料に自治体格差があるのは、この施設整備に要する負担を料金（使用料）に織り込んでいることが1つの要因となっている。

①千葉市の水道事業における給水原価²¹と有形固定資産減価償却率²²

千葉市が公表する経営指標分析表によると、給水原価は類似団体（政令指定都市）の平均値より2倍近く高いこと、有形固定資産減価償却率も類似平均値よりも高く、施設の老朽化が進んでいることが読み取れる。



出典：千葉市「経営指標分析表」（令和3年度）

※令和5年12月時点で千葉市ホームページに掲載されている直近年度のデータを使用した。

²¹ 給水原価

有収水量1m³あたりについて、どれだけ費用がかかっているかを表す指標である。当該指標に絶対的な基準となる水準があるわけではなく、類似団体との比較や経年推移を踏まえて、今後の料金回収率や住民サービスの更なる向上のために、投資の効率化や維持管理費の削減といった経営改善の検討を行うことが必要であるとされる。

²² 有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度を示している。数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができる。当該指標にも明確な数値基準はなく、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析することが求められる。

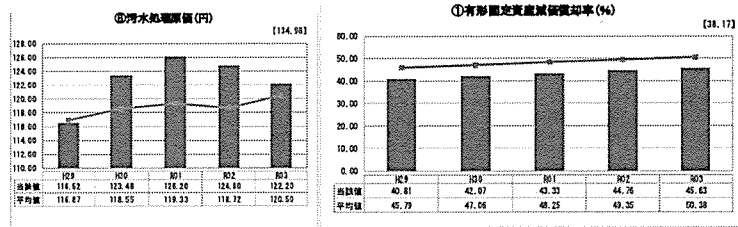
水道料金については、公益社団法人日本水道協会の「水道料金算定要領」において「水道料金は、過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定しなければならない」と規定されている。

水道料金の算定に使用する営業費用には減価償却費が含まれ、水道料金の設定にあたって固定資産台帳の情報が活用されている。

どの影響による維持管理コストの増加を背景として、令和6年度から下水道使用料を5.4%引き上げることが決定している。

千葉市の「下水道事業会計の決算・経費」のウェブページで示された令和4年度における説明では、汚水を処理する原価115.3円/m³の内訳は、維持管理費等55.7円、減価償却費47.0円、支払利息12.6円となっており、減価償却費の割合が約4割を占めていることが分かる。

②千葉市の下水道事業（公共下水道事業）における汚水処理原価²³と有形固定資産減価償却率



出典：千葉市「経営指標分析表」（令和3年度）

※令和5年12月時点で千葉市ホームページに掲載されている直近年度のデータを使用した。

千葉市が公表する経営指標分析表によると、汚水処理原価が類似団体（政令指定都市）の平均値より高いことが読み取れる。一方、有形固定資産減価償却率は類似団体より低い。

下水道使用料は、総務省「経営戦略策定・改定ガイドライン」において資本費平準化債の活用により、減価償却費を基本とした資本費の算定による適正な汚水処理費及び使用料の設定に努めることが必要である旨が示されており、下水道使用料の設定にあたって固定資産台帳の情報が活用されている。

千葉市では、新型コロナウイルス感染症の拡大以降の下水道使用料収入の減少や物価高騰な

²³ 汚水処理原価

有収水量1m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。当該指標に絶対的な基準となる水準があるわけではなく、類似団体との比較や経年推移を踏まえて、効率的な汚水処理が実施されているかを分析し、必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要であるとされる。

第2章 病院事業会計

1. 財務諸表における固定資産関連情報

財務諸表における固定資産関連情報は次のとおりである。

【病院事業会計の有形固定資産明細書（令和3年度）】

（単位：円）

科目	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高
土地	4,767,329,078	-	19,425,189	4,747,903,889
建物	29,413,295,924	573,581,299	-	29,986,877,223
構築物	612,137,438	64,893,461	-	677,030,899
機械備品	11,926,019,453	595,251,488	267,526,600	12,253,744,341
車両	24,120,000	-	-	24,120,000
リース資産	492,182,423	15,360,000	384,165,719	123,376,704
建設仮勘定	39,367,914	238,945,584	-	278,313,498
その他有形固定資産	1,117,437,529	-	-	1,117,437,529

科目	減価償却累計額			年度末償却未済高
	当年度増加額	当年度減少額	累計	
土地	-	-	-	4,747,903,889
建物	550,563,493	-	20,522,060,417	9,464,816,806
構築物	6,528,826	-	541,131,775	135,899,124
機械備品	557,748,482	254,075,969	9,896,732,426	2,357,011,915
車両	2,970,000	-	22,089,000	2,031,000
リース資産	18,572,402	338,771,906	40,942,800	82,433,904
建設仮勘定	-	-	-	278,313,498
その他有形固定資産	11,951,280	-	832,774,713	284,662,816

【病院事業会計の無形固定資産明細書（令和3年度）】

（単位：円）

科目	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	当年度減価償却高
電話加入権	2,244,400	-	-	-
ソフトウェア	2,580,000	-	-	860,000
リース資産	31,859,847	-	-	26,976,088

科目	年度末現在高
電話加入権	2,244,400
ソフトウェア	1,720,000
リース資産	4,883,759

千葉市「令和3年度千葉市病院事業会計決算書」を基に監査人が作成。

【病院事業会計の固定資産計上額の比較（令和3年度）】

科目	病院事業会計（円）	備考 （公営企業会計の科目）
有形固定資産	17,353,072,952	
事業用資産	14,911,596,133	
土地	4,747,903,889	土地
立木竹	-	
建物	29,986,877,223	建物
建物減価償却累計額	△20,522,060,417	上記科目の減価償却累計額
工作物	677,030,899	構築物
工作物減価償却累計額	△541,131,775	上記科目の減価償却累計額
船舶	-	
船舶減価償却累計額	-	
浮標等	-	
浮標等減価償却累計額	-	
航空機	-	
航空機減価償却累計額	-	
その他	1,117,437,529	その他有形固定資産
その他減価償却累計額	△832,774,713	上記科目の減価償却累計額
建設仮勘定	278,313,498	建設仮勘定
インフラ資産	-	
土地	-	
建物	-	
建物減価償却累計額	-	
工作物	-	
工作物減価償却累計額	-	
その他	-	
その他減価償却累計額	-	
建設仮勘定	-	
物品	12,401,241,045	機械備品、車両、リース資産
物品減価償却累計額	△9,959,764,226	上記科目の減価償却累計額
無形固定資産	8,848,159	
ソフトウェア	1,720,000	ソフトウェア
その他	7,128,159	電話加入権、リース資産

千葉市「連結精算表（令和3年度）」を基に監査人が作成。

2. 固定資産台帳の更新手順

千葉県病院事業会計規程に基づき、次のとおり固定資産台帳を更新する。

①所管部署

病院局 経営企画課

市立青葉病院事務局

市立海浜病院事務局

千葉市では、青葉病院と海浜病院の2病院を直営で運営している。

②更新スケジュール

(取得時)

工事・委託・リース関連の固定資産の取得取引は、経営企画課の主導で各病院の事務局の担当者が納品検収後に固定資産台帳を更新する。経営企画課が資本的支出の予算執行額と固定資産の登録額の一致を確認している。

購買取引(機器備品)は、各病院事務局が納品検収後に取得の都度、固定資産台帳を更新する。

なお、経営企画課に帰属する資産は存在しない。

(除却時)

固定資産の除却時は、各病院事務局が固定資産の除却リストを作成して経営企画課に提出する。

経営企画課は、除却リストを両病院から受領し、病院局の財務会計システムで除却処理する。各病院事務局は、固定資産の名称や資産番号を記載した固定資産台帳シールを、機器備品取得時に本体に貼り付けており、廃棄の際は当該シールを回収する。

③勘定科目

千葉県病院事業会計規程の別表第1に定めるところによる。

④取得年月日

工事・委託関連の取引は契約期間最終日、リース取引はリース開始日、購買取引(機器備品)

は納品日(物品検査日)を取得日とする。

⑤取得価額

契約金額を基に算定する。

⑥耐用年数

有形固定資産の耐用年数は地方公営企業法施行規則別表第2号で、無形固定資産の耐用年数は地方公営企業法施行規則別表第3号で定められている。当該別表に掲げられていない固定資産については、国税庁の耐用年数表と支出内容をもとに選択する。

⑦その他

千葉県病院事業会計規程第86条に建設仮勘定、第87条第2項に固定資産の実態調査、第96条から第98条に減損会計、第105条から第109条にリース会計が規定されている。このうち、固定資産の実態調査については実施できていない状況である。

また、千葉市の判定によると、遊休資産など減損対象となる資産は存在しない。

リース資産の判定フローが確立しているが、長期継続契約で過年度に執行しているものの中には、資産登録できていないものがある。

現物寄附の取扱いについては、令和5年度に受贈財産のマニュアルを作成し周知する予定である。

なお、令和8年度に海浜病院の機能を基盤とした新病院を移転新築する予定であり、医療機器等の固定資産の入替えが予定されている。

その他の事項は、地方公営企業法、同施行令及び施行規則の定めるところによる。

⑧他台帳との整合性

他台帳が存在しないため該当なし。

⑨外部委託の状況

システム保守・管理のみ委託し、固定資産台帳の更新作業は各病院事務局が実施する。

3. 監査の結果

(1) 固定資産台帳と財務諸表の整合性

i) 実施した手続と発見事項

(A) 令和3年度千葉市病院事業会計決算書の固定資産明細書と(B)固定資産台帳、リース資産台帳及び建設仮勘定台帳(以下「固定資産台帳等」という。)のデータを集計した結果を比較することで、整合性を点検した。

監査人が集計した結果は以下のとおりであり、(A)と(B)とで不一致の箇所があった。

【青葉病院】

(単位：円)

科目	固定資産明細書の 年度末現在高 (A)	固定資産台帳等 の集計結果 (B)	差額
土地	4,747,903,889	4,747,903,889	-
建物	21,141,419,341	21,090,974,855	50,444,486
構築物	441,039,561	441,039,561	-
器械備品	5,695,063,864	5,690,926,365	4,137,499
車両	2,640,000	2,640,000	-
リース資産	-	-	-
その他有形固定資産	130,015,545	130,015,545	-

【海浜病院】

(単位：円)

科目	固定資産明細書の 年度末現在高 (A)	固定資産台帳等 の集計結果 (B)	差額
建物	8,845,457,882	8,989,067,678	△143,609,796
構築物	235,991,338	236,534,080	△542,742
器械備品	6,558,680,477	6,505,261,268	53,419,209
車両	21,480,000	21,480,000	-
リース資産	123,376,704	123,376,704	-
建設仮勘定	278,313,498	278,313,498	-
その他有形固定資産	987,421,984	990,317,106	△2,895,122

いずれも令和3年度の固定資産明細書及び固定資産台帳等を基に監査人が作成。

経営企画課に不整合の原因を質問したところ、固定資産台帳における過年度からの除却処理漏れ及び取得処理漏れの累積であるとの回答を得た。

経営企画課が、青葉病院及び海浜病院が作成する固定資産の除却リストに基づいて除却処理を行うが、この処理に漏れが発生したために不整合が発生した。除却は、病院の各部門から病院事務局に連絡の上でなされる運用となっているが、連絡がなされずに除却されたため、台帳への反映が漏れてしまったことによる。

また、千葉市病院事業会計規程において固定資産の実態調査が規定されているものの、現状、実施されていない。定期的に固定資産の実態が把握されていないために適切な除却リストを作成できずに、除却処理漏れを引き起こすこととなった。

一方、取得処理漏れについては、青葉病院及び海浜病院において資金的支出と固定資産台帳の登録金額の整合確認が適切になされなかったことによって発生した。

ii) 結果

指摘12 財務諸表と固定資産台帳等の不一致について(病院局経営企画課)

固定資産台帳等は財務諸表の補助簿であるため、両者は一致しなければならない。

決算の作業において、不一致であった場合には、原因を調査し、決算の確定の時点では一致させておく必要がある。

指摘13 固定資産の実態調査が実施されていないことについて(病院局経営企画課)

千葉市病院事業会計規程第87条第2項では、「企業出納員は、固定資産の得喪現況等を明らかにした固定資産台帳を整理するとともに、少なくとも年1回は固定資産の実態を調査しなければならない。」と規定されているが、現状、この規程に基づく実態調査が実施されていない。

今回の監査の過程で、複数の除却処理漏れが発見されたが、これらの漏れは実態調査によって発見できるため、規程に従い、少なくとも年1回の実態調査を実施すべきである。

なお、全資産の実態調査を1年で完結させることが実務的に困難な場合は、資産の件数や移動の可否、所管部署の負担を勘案し、規程の見直しと合わせて、複数年で全資産の実態調査を一巡するローテーションによる実施も考えられる。

意見14 無償取得資産の取得価額とする「公正な評価額」の取扱いの明瞭化について(病院経営企画課)

千葉市病院事業会計規程第78条第1項第7号では、「譲与、贈与其他無償で取得した固定資産又は前各号に掲げる固定資産であって、取得価額の不明のものについては、公正な評価額

を固定資産の取得価額とすると規定している。

財務諸表と固定資産台帳の整合性の点検の過程において、海浜病院では、無償取得資産の取得価額を値引き前の見積金額で計上していた資産があることが判明した。見積金額を「公正な評価額」とする実務はありえるが、その場合、仮に有償取得する場合は値引き後の金額となることから、値引後の見積金額を取得価額とすべきであったと考えられる。

また、青葉病院では、無償取得であるとして、固定資産台帳上の取得価額を0円で登録していた資産があった。当該資産には、価格証明書を手入していたため、公正な評価額としては例えば当該価格証明書における金額を取得価額とすることが考えられる。

このように、無償取得資産は、支出額がゼロであるにもかかわらず、取得原価は公正な評価額とすることとされ、何をもちて「公正な評価額」とするかは考え方・手法に幅があるため、会計規則違反とならないよう、例示なども含めてその取扱いを明瞭化しておく必要がある。

なお、病院事務局によると、無償取得の事例は少なく、事務処理のフローが確立していない。今後の対応策として、令和5年度に受贈財産のマニュアルの作成を実施しているところである。

(2) 固定資産の現物確認

i) 実施した手続と発見事項

青葉病院及び海浜病院の固定資産の実在性及び網羅性を確かめるため、現物確認等による点検を行った。

① 青葉病院

青葉病院における点検対象は、土地、建物、構築物及び車両から各2件、その他有形固定資産から1件、器械備品から11件の計20件である。

【実在性の点検対象】

No.	資産番号	資産名称	勘定科目名称	取得価額(円)
1	000111000000001-00	市立病院用地	土地	53,272,139
2	000111000000002-00	青葉病院用地	土地	2,350,000,000
3	220210000000045-00	院内保育所	建物	45,393,813
4	000164000000025-00	救急棟増築外工事	建物	318,718,001
5	220220000000004-00	職員駐車場整備工事	構築物	64,893,461
6	000131000000012-00	千葉市立青葉病院駐車場増築工事	構築物	24,463,000
7	000151000000001-00	軽貨物自動車	車両	600,000
8	000151000000002-00	小型乗用車	車両	2,040,000

9	000164000000001-00	植栽1	その他有形固定資産	51,810,783
10	000141020150150-00	病院情報システム一式(器械備品)	器械備品	382,500,000
11	000141020020036-00	磁気(1.5T)共鳴撮影装置	器械備品	195,010,000
12	220220000000008-00	生化学分析装置一式	器械備品	61,410,000
13	000141020150026-00	病棟モニター	器械備品	36,200,000
14	000141020140031-00	外科用ミニCアーム	器械備品	17,400,000
15	000141020020817-00	解剖台	器械備品	17,000,000
16	000141020110005-00	超音波診断装置	器械備品	15,750,000
17	000141020021336-00	手術顕微鏡(耳鼻科)	器械備品	15,520,000
18	000141019950007-00	手術顕微鏡	器械備品	11,700,000
19	000141020020967-00	血液成分分離装置本体	器械備品	10,560,000
20	000141020021537-00	超音波洗浄装置本体	器械備品	10,210,000

令和3年度固定資産台帳を基に監査人が作成。



No. 4 救急棟増築外工事



No. 15 解剖台

(令和5年9月27日撮影 ②の青葉病院において以下同様)

また、固定資産台帳の網羅性の観点から、青葉病院に設置された固定資産が固定資産台帳に登録されているかを、施設内の固定資産2点を点検した。

【網羅性の点検対象】

No.	資産番号	資産名称	勘定科目名称	取得価額(円)
21	000141020021313-00	超音波洗浄機	器械備品	1,310,000
22	220210000000007-00	エアテント(R2 コロナ補助金)	器械備品	2,582,500



No. 22 エアテント

現物確認の結果、次の事項が発見された。

(No. 11 の磁気 (1.5T) 共鳴撮影装置)

固定資産台帳上の現物はなく、現場には更新後の資産が設置されていた。更新後の資産も登録されており、更新前の資産(簿価9,750,000円)とあわせて、固定資産台帳上は二重登録となっていた。

(No. 13 の病棟モニター)

モニター単体ではなく、院内全域に設置しているモニターのことであった。「一式」等の名称を付すことでより明確に資産を特定できる余地がある。

②海浜病院

点検対象は、建物、構築物、車両及びその他有形固定資産から2件ずつの計8件とした。

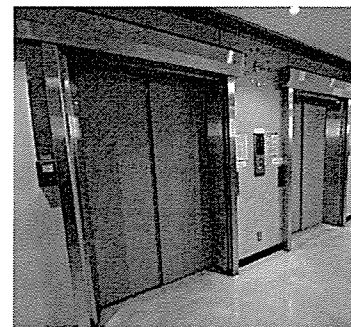
リース資産はリース資産台帳から2件選定した。

器械備品は、医療機器等が含まれ、非常に件数が多く、固定資産台帳と決算書との不整合が多く散見されること、また、新病院建設のために病院整備室が作成した医療機器のリストにより網羅的に一覧化していることから、当該リストを基に10件選定した。

【実在性の点検対象(建物、構築物、車両及びその他有形固定資産)】

No.	資産番号	資産名称	勘定科目名称	取得価額(円)
1	000102000190000-00	昇降機設備	建物	93,241,304
2	000102000460000-00	無停電電源装置	建物	48,500,000
3	000103000190000-00	防風ネット	構築物	17,500,000
4	000103000010000-00	消防用水槽	構築物	8,443,878
5	000111000050000-00	救急自動車	車両	16,500,000
6	000111000040000-00	患者用輸送車	車両	3,420,000
7	000112000050000-00	冷凍機	その他有形固定資産	48,000,000
8	000112000130000-00	エネルギー棟電気設備	その他有形固定資産	99,609,004

令和3年度固定資産台帳を基に監査人が作成。



No. 1 昇降機設備



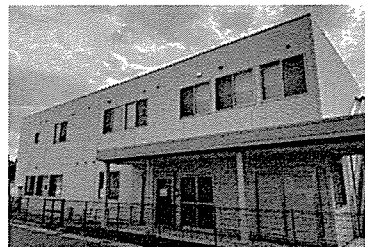
No. 5 救急自動車

(令和5年9月26日撮影 ①の海浜病院について以下同様。)

【実在性の点検対象（リース資産）】

No	件名	契約金額 (円)	毎月返済額 (円)	リース 期間
9	千葉市立海浜病院 院内保育所等賃貸借	105,240,000	877,000	10年
10	千葉市立海浜病院 病院情報システム	1,692,000,000	28,200,000	5年

令和3年度リース資産台帳を基に監査人が作成。



No. 9 院内保育所

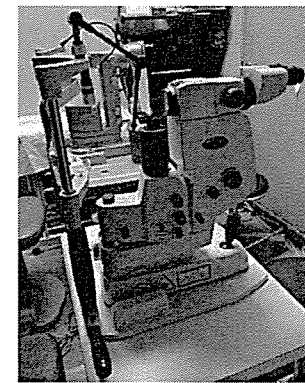
【実在性の点検対象（機械・備品）】

No	資産名称	部署名	室名	ラベル番号
11	人工心肺装置	手術室	機材庫2	1179
12	眼科用手術用顕微鏡 一式	手術室	機材室2	1885
13	超音波診断装置	臨床検査科（生理検査部門）	心臓超音波室	0659
14	一般撮影装置（X線管球保持装置）	放射線科	一般撮影室(1)	0119
15	一般撮影装置（X線管球保持装置）	放射線科	一般撮影室(2)	0125
16	X線CT撮影装置	放射線科	CT	0870
17	眼科用OCT（眼撮影装置）	眼科	処置室	0187
18	ヤグレーザー装置	眼科	レーザー処置室	0180
19	全自動錠剤分包機	薬剤部	調剤室	0901
20	薬液滅菌装置	薬剤部	製剤室	0209

出典：所管課提出資料を基に監査人が作成。



No. 13 超音波診断装置



No. 18 ヤグレーザー装置

また、固定資産台帳の網羅性の観点から、海浜病院に設置された固定資産が固定資産台帳に登録されているかについて、施設内の固定資産1点を点検した。

【網羅性の点検対象】

No	資産番号	資産名称	勘定科目名称	取得価額 (円)
21	000141020130059-00	リニアック・位置決め用CT	器械備品	539,500,000



No. 21 リニアック

現物確認の結果、次の事項が発見された。

(No. 1の昇降機設備)

固定資産台帳上の取得日が昭和 59 年（1984 年）と古い日付となっていたため、その理由をヒアリングしたところ、実際は、現物は平成 24 年（2012 年）の更新時に取得したものであることが判明した。5 台の昇降機設備それぞれの金額や仕様が異なるにもかかわらず、一つの資産として一括で登録されていた。

また、5 台の昇降機全てが更新済みであるものの、更新前の資産（簿価 4,662,065 円）情報が登録されたままになっていた。

(No. 2の無停電電源装置)

装置の内訳が多岐にわたることから、一括で登録していることについてヒアリングしたところ、当該資産は一体として使用することから一括計上されているとのことだった。

また、後日、調査したところ、現場で観察したものは更新後の資産であり、更新前の資産（簿価 2,425,000 円）が登録されたままになっていたことが判明した。

(No. 3の防風ネット)

現物はすでに撤去されていたが、固定資産台帳に当該資産（簿価 875,000 円）が登録されたままであった。

(No. 6の患者用輸送車)

No. 5の救急自動車へ買い換えたものの、固定資産台帳に更新前の資産（簿価 171,000 円）が登録されたままであった。

(No. 7の冷凍機)

固定資産台帳上の現物はなく、現場には更新後の資産が設置されていた。更新後の資産も登録されており、更新前の資産（簿価 2,400,000 円）とあわせて、固定資産台帳上は二重登録となっていた。

また、更新後の資産について、工事単位での登録となっており、一括で登録している理由をヒアリングしたところ、当該資産は一体として使用する旨の回答があった。

(No. 8のエネルギー棟電気設備)

エネルギー棟ではなく、MRI 棟の電気設備であり、資産名称が正確でなかった。

(No. 12の眼科用手術用顕微鏡一式)

固定資産台帳上の現物はなく、現場には更新後の資産が設置されていた。更新後の資産も登録されており、更新前の資産（簿価 1,000,000 円）とあわせて、固定資産台帳上は二重登録となっていた。

(No. 14及びNo. 15の一般撮影装置（X線管球保持装置）)

固定資産台帳上の現物はなく、現場には更新後の資産が設置されていた。更新後の資産も登録されており、更新前の資産（簿価 650,000 円及び 850,000 円）と合わせて、固定資産台帳上は二重登録となっていた。

ii) 結果

指摘14 固定資産台帳からの除却処理漏れと資産管理シールの運用の徹底について（病院局経営企画課）

青葉病院・海浜病院ともに、すでに廃棄・更新した資産にもかかわらず固定資産台帳に登録されたままのものが散見された。

固定資産の取得による増加取引と異なり、除却による減少取引は、現金の支出を伴わないため、会計処理を漏らしてしまう可能性が高い領域である。

除却処理漏れについては、除却の手続を見直し、申請から固定資産台帳への反映までを担保できる仕組み作りが必要である。

この除却処理漏れを予防する統制として、資産管理シールを取得時に固定資産に貼付し、除却時にはがして病院事務局に提出するという内部ルールがあるものの、その運用が徹底されていない。

資産管理シールが貼られ、適切に管理されていけば、固定資産台帳と現物との関係が明瞭化され、固定資産の実態調査もしやすくなる。

特に、除却処理漏れが多く発見された海浜病院は新病院への移転が予定されており、移転を一つの契機として、ルールの周知徹底を図るべきである。

指摘15 固定資産台帳への登録単位について（病院局経営企画課）

工事単位や設備単位、装置単位で一括登録されている資産が散見された。

固定資産台帳への登録単位は、以下のとおり、「①固定資産の種別及び取得年度に応じた単位」であることに加えて、「②各事業において自らの固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な単位」となっているかを勘案する必要がある。耐用年数や取得年度が異なる資産を同一の単位で登録すると、減価償却の額を適切に算定できず、適正な財務諸表が作成されないこととなる。

海浜病院の新病院移転の際には、多くの工事がなされるものと思料するが、その際の固定資産登録では、「法適用マニュアル」を踏まえて、「①固定資産の種別及び取得年度に応じた単位」であることに加えて、「②各事業において自らの固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な単位」で登録することに留意されたい。

【固定資産台帳への登録単位】

(1)標準的な登録単位

- 財務諸表(B/S、P/L等)を正確に作成し、資産の現状把握が合理的な水準となるよう設定する必要がある。
- 登録単位は、固定資産台帳の整備・更新に要する費用、人員、期間等に大きな影響を及ぼす。

このため、会計上許容できる水準を確保した上で、実施可能性に配慮した登録単位とすることが必要である。
 具体的には、基本的に「①固定資産の種別及び取得年度に応じた単位」+「②自らの固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な単位」とする。

<p>① 固定資産の種別及び取得年度に応じた単位</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資産種別(※)ごと及び取得年度ごとに台帳に登録。 ※ 別府警察庁及び第3号室並びに地方公共団体の運用を受ける警察水産事業等の固定資産等について(通知)(平成24年10月19日付け経財公第99号)別紙2の「科目」に対応して「通知」(平成24年10月19日付け経財公第99号) ● 下水管線、人孔、柵のように総合償却が認められているものは、一体的に記載し、減価償却することができる。 	<p>② 各事業において自らの固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な単位</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ①の分類に加えて、各事業において自らの固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な水準と導入される、より合理的な分類区分(例:工事、取替、設計、管理、区域(管種等)を設定し、当該区分で分類。
---	--

出典：総務省 公営企業の経営改革推進に向けた重点施策に関する説明会 資料3-2

意見15 資産管理シールによる管理の効率化について（病院経営企画課）

青葉病院では、資産管理シールによる管理はなされているものの、個体の特定をする資産番号が固定資産台帳とは別のリストで管理されている。当該リストでは、「〇〇装置」といった件名と、それを構成する個々の資産が一覧となっている。個々の資産に資産番号が設定されており、現物資産とシール貼付もこの資産番号で管理している。

例えば、No.12の生化学分析装置一式には次が含まれる。

【青葉病院 No.12 生化学分析装置一式の内訳】

資産名称	数量	資産No
乾式臨床化学分析装置（富士ドライケム）	1	2021-037-01
生化学自動分析装置	1	2021-037-02
生化学自動分析装置	1	2021-037-03
全自動化学発光免疫装置	1	2021-037-04
検体検査自動化システム（搬送用レール含む。）	1	2021-037-05
EDI 純水装置	1	2021-037-06
EDI 純水装置	1	2021-037-07
送水機（i2000SR用）	1	2021-037-08
試薬管理システム（システム本体）	1	2021-037-09
試薬管理システム（クライアントPC）		2021-037-11
		2021-037-12
	5	2021-037-13
		2021-037-14
		2021-037-15

所管課提出資料を基に監査人が作成。

現状、現物の資産管理シールの番号から固定資産台帳の資産を特定しようと思うと、固定資産台帳にシールに記載された資産番号の記載がないため、一度、当該リストを経由する必要がある。固定資産台帳の備考欄に資産番号を記載するなどして、管理の統一化による効率化を検討することが望ましい。

第3章 水道事業会計

1. 財務諸表における固定資産関連情報

財務諸表における固定資産関連情報は次のとおりである。

【水道事業会計の有形固定資産明細書（令和3年度）】

（単位：円）

科目	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高
土地	1,064,382,096	-	-	1,064,382,096
建物	1,553,086,752	-	-	1,553,086,752
構築物	23,229,873,241	71,946,271	-	23,301,819,512
機械及び装置	4,978,895,595	611,430	451,399	4,979,055,626
車両運搬具	21,874,997	-	969,900	20,905,097
工具、器具及び備品	9,997,462	-	-	9,997,462
建設仮勘定	468,301,151	117,892,610	70,542,587	515,651,174

科目	減価償却累計額			年度未償却未済高
	当年度増加額	当年度減少額	累計	
土地	-	-	-	1,064,382,096
建物	26,773,306	-	940,264,504	612,822,248
構築物	505,707,633	-	12,584,074,073	10,717,745,439
機械及び装置	128,370,203	224,954	4,082,974,129	896,081,497
車両運搬具	2,019,133	921,405	13,066,719	7,838,378
工具、器具及び備品	191,073	-	7,912,561	2,084,901
建設仮勘定	-	-	-	515,651,174

【水道事業会計の無形固定資産明細書（令和3年度）】

（単位：円）

科目	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	当年度減価償却高
施設利用権	1,437,694	-	-	135,676
無形固定資産仮勘定	21,080,457,698	218,077,537	30,480	-

科目	年度末現在高
施設利用権	1,302,018
無形固定資産仮勘定	21,298,504,755

千葉市「令和3年度千葉市水道事業会計決算書」を基に監査人が作成。

【水道事業会計の固定資産計上額の比較（令和3年度）】

科目	水道事業会計 (円)	備考 (公営企業会計の科目)
有形固定資産	13,816,605,733	
事業用資産	-	
土地	-	
立木竹	-	
建物	-	
建物減価償却累計額	-	
工作物	-	
工作物減価償却累計額	-	
船舶	-	
船舶減価償却累計額	-	
浮標等	-	
浮標等減価償却累計額	-	
航空機	-	
航空機減価償却累計額	-	
その他	-	
その他減価償却累計額	-	
建設仮勘定	-	
インフラ資産	12,910,600,957	
土地	1,064,382,096	土地
建物	1,553,086,752	建物
建物減価償却累計額	△940,264,504	上記科目の減価償却累計額
工作物	23,301,819,512	構築物
工作物減価償却累計額	△12,584,074,073	上記科目の減価償却累計額
その他	-	
その他減価償却累計額	-	
建設仮勘定	515,651,174	建設仮勘定
物品	5,009,958,185	機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品
物品減価償却累計額	△4,103,953,409	上記科目の減価償却累計額
無形固定資産	21,299,806,773	
ソフトウェア	-	
その他	21,299,806,773	施設利用権、無形固定資産仮勘定

千葉市「連結精算表（令和3年度）」を基に監査人が作成。

2. 固定資産台帳の更新手順

千葉市水道局会計規程に基づき、次のとおり固定資産台帳を更新する。

①担当部署

水道事業事務所から情報を収集し、水道総務課が固定資産台帳を更新する。

②更新スケジュール

(取得時)

水道事業事務所が「積算調書」「固定資産登録連絡票」を水道総務課に提出する。

水道総務課は、提出された資料を基に、翌年4月の決算作業時に固定資産台帳を更新する。

(除却時)

水道事業事務所が「除却報告書」を水道総務課に提出する。

水道総務課は、提出された資料を基に、翌年4月の決算作業時に固定資産台帳を更新する。

③勘定科目

千葉市水道局会計規程の別表に定めるところによる。

④取得年月日

市費で設置した固定資産は検査合格日、私費で設置して受贈された固定資産は受領日を取得日とする。

⑤取得価額

市費で設置した固定資産は契約金額を基に算定する。

住民個人が私費で設置し千葉市が無償取得した固定資産は設置者から入手した資料を根拠に算定する。

⑥耐用年数

有形固定資産の耐用年数は地方公営企業法施行規則別表第2号で、無形固定資産の耐用年数は地方公営企業法施行規則別表第3号で定められている。当該耐用年数表と支出内容をもとに

選択する。

⑦その他

千葉市水道局会計規程第77条に建設仮勘定、第78条に固定資産の実態調査、第87条から第88条に減損会計、第89条にリース会計が規定されている。

固定資産の実態調査では、固定資産台帳と固定資産の実態の照合を実施しており、2ヵ月に1回検針委託業者が量水器を検針することにより、量水器を含む固定資産の実在性を確認している。

千葉市の判断では、遊休資産など減損対象となる資産は存在しない。

リース資産の判定フローが確立しておらず、リース資産の注記が漏れる可能性がある。

その他の事項は、地方公営企業法、同施行令及び施行規則の定めるところによる。

⑧他台帳との整合性

次の台帳を、水道事業事務所が管理する。

【管路管理台帳】

根拠規定	水道法 第22条の3
台帳の概要(管理する資産名)	水道管路
使用システム(ソフトウェア)	管路管理システム ※(一財)道路管理センター千葉支部が管理
台帳の更新手順・更新スケジュール・業務委託範囲	システム開発会社に業務委託しており、年1回の更新、新設管及び更新管等の管路登録している。
業務マニュアル・研修資料	有
台帳の活用状況	管路布設状況の情報提供、管路修繕時の布設状況の確認等に活用している。
固定資産台帳への反映方法	反映していない。
資産データベースへの反映方法	反映していない。

(概要)

水道法(昭和32年法律第177号)第22条の3第1項に「水道事業者は、水道施設の台帳を作成し、これを保管しなければならない。」と定められている。

千葉市でも水道管路を管理し、現況を的確に把握することを目的に、管路管理システムを備

えており、水道事業事務所が管理している。

(更新手順)

管路管理システムの更新実務はシステム開発会社に依頼している。

管路管理システムの記載事項を更新するタイミングは、配水管の新規布設、更新工事、撤去時（処分時）、及び給水装置（個人及び購入会社所有物）の新設、改造時である。

配水管の更新時には管の口径や材質等が記載された図面が、給水装置の更新時には個人及び購入会社からの申請図面が必要となる。

令和3年4月1日～令和4年3月31日に供用開始になったものを令和4年12月～令和5年1月にかけて更新する。

システム開発会社へ管路管理台帳の更新依頼後は、システム開発会社から水道事業事務所へ報告書が提出され、水道事業事務所が仕様どおりの更新等がされているか、システム動作確認を含めチェックしている。

(活用状況)

管路管理システムは、一般に公開しておらず、千葉市内部で管路布設状況の情報提供や管路修繕時の布設状況の確認等に活用されている。

配水管については、調査箇所での管路の有無により、現状にて給水が可能であるか事業者等の判断材料になる。

給水装置については、漏水発生時等に現況調査に必要なため、水道事業事務所から指定工事店²⁴へ情報提供している。

²⁴水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者の指定をすることができる。（水道法第(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項）

【管路管理システムの画面例】



出典：一般財団法人道路管理センター千葉支部 HP

【設備台帳】

根拠規定	水道法 第22条の3
台帳の概要（管理する資産名）	水道施設（機械、電気、土木施設）
使用システム（ソフトウェア）	Microsoft Excel
台帳の更新手順・更新スケジュール・業務委託範囲	職員にて施設更新や修繕時に随時更新している。
業務マニュアル・研修資料	無
台帳の活用状況	修繕経歴や修繕計画作成時に活用している。
固定資産台帳への反映方法	反映していない。
資産データベースへの反映方法	反映していない。

出典：所管課提出資料を基に監査人が作成。

(概要)

水道法第22条の3第1項に「水道事業者は、水道施設の台帳を作成し、これを保管しなけ

ればならない。」と定められている。

千葉市でも、設備台帳を備え、水道事業事務所が管理している。

設備台帳は、非公開であり、千葉市内部で、点検・修繕経歴の記録、今後の修繕計画の作成に活用している。

(更新手順)

設備台帳は水道事業事務所が施設更新（取得及び除却（処分））、修繕時に更新する。

設備台帳の更新頻度はその他の修繕工事含めて年に 14～15 回ほどである。更新に当たっては、更新工事や修繕完了後の報告書が必要となる。

⑨外部委託の状況

実施なし

3. 監査の結果

(1) 固定資産台帳と財務諸表の整合性

i) 実施した手続と発見事項

令和3年度の固定資産台帳と、令和3年度の水道事業会計決算書の整合性を点検した。

具体的には、固定資産台帳に記録されている「土地」「建物」「構築物」「機械及び装置」「車両運搬具」「工具、器具及び備品」「施設利用権」「減価償却累計額」との金額の整合性を確認し、「建設仮勘定」「無形固定資産仮勘定」は固定資産台帳に記録していないため、仮勘定内訳調査との整合性を確認した。

固定資産台帳、水道事業会計決算書、仮勘定内訳調査書は整合していた。

また、固定資産台帳に記録されている「減価償却費」の金額は、財務諸表の金額と一致していた。

ii) 結果

該当なし

(2) 耐用年数

i) 実施した手続と発見事項

公営企業の固定資産の耐用年数は、「地方公営企業法施行規則 別表第二号」を基準に設定される。

令和3年度の固定資産台帳の資産名が同一の固定資産について、耐用年数の設定が異なるものがあるか、異なる場合は理由が妥当なものか点検した。

No.1の固定資産は、耐用年数が誤って設定されていた。「地方公営企業法施行規則 別表第二号」における「機械及び装置」の最長の耐用年数は22年であるが、60年とされていた。

No.2の固定資産は、耐用年数が誤って設定されていた。同一の固定資産について、一方は30年、もう一方は40年となっていたが、正しいのは30年の方で、40年の方は誤りだった。

No	科目名	資産名	耐用年数	内容
1	機械及び装置	更科浄水場ろ過設備	60	耐用年数を17年と設定すべきところを60年と設定していた。
2	構築物	制水弁	40	耐用年数を30年と設定すべきところを40年と設定していた。

令和3年度固定資産台帳を基に監査人が作成。

ii) 結果

指摘16 耐用年数の設定について（水道総務課）

「地方公営企業法施行規則 別表第二号」によると、No.1の資産は、「機械及び装置-水道用又は工業用水道用設備-その他主として金属造のもの-17年」に該当し、No.2の資産は、「構築物-水道用又は工業用水道用のもの-配水管附属設備-30年」に該当する。この点、耐用年数の登録の誤りが生じていた。

No.1及びNo.2の資産のいずれも、固定資産台帳上、正しい耐用年数に修正したうえで、減価償却計算を見直す必要がある。

ただし、本報告書で指摘した資産について局所的に修正したところで全体に与える影響は軽微であるため、費用対効果に乏しいと思われる。実際に修正するかどうかは、重要性を勘案した上で、重要なものだけ修正すれば足りると考える。

それよりも、今後、同様の誤りをしないようにするための仕組みづくりが重要である。今回の誤りの要因は、固定資産台帳の登録時の単純な入力誤りであるため、固定資産台帳登録後のダブルチェックを行うこと等、科目名称及び耐用年数の登録の誤りが生じないような体制の構築を検討すべきである。

(3) 残存価額の設定

i) 実施した手続と発見事項

千葉市では、固定資産の減価償却について、地方公営企業法施行規則第15条に従って、減価償却額を算定し、残存価額を設定している。

令和3年度の固定資産台帳から、耐用年数を経過して減価償却計算が完了した固定資産について、地方公営企業法施行規則第15条に従って、残存価額の設定が適切か確認した。

その結果、以下の固定資産は、減価償却計算が完了しているにもかかわらず、残存割合が約23%となっており、残存価額の設定誤りが判明した。

No	科目名	資産名	取得価額(円)	帳簿価額(円)
1	構築物	深井戸(大権1号井)	368,312	85,264
2	構築物	配水池	969,754	224,495

ii) 結果

指摘17 適切な固定資産の残存価額の設定について（水道総務課）

地方公営企業法施行規則第15条に基づくと、償却資産は取得原価の10/100又は5/100に相当する金額まで償却される。

しかし、No.1,2の資産は、耐用年数が経過しているにもかかわらず、取得原価の23/100に相当する金額までしか減価償却が実施されていなかった。

地方公営企業法施行規則第15条に従って、取得原価の10/100又は5/100に相当する金額まで償却が必要となるため、追加で減価償却費を計上する必要がある。

(4) リース会計の適用

i) 実施した手続と発見事項

「千葉市水道事業の設置等に関する条例」第3条第1項により、千葉市の水道事業は、地方公営企業法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令第8条の2の規定に基づき、管理者を置かないことを定めている。

そして、地方公営企業法施行規則第55条²⁵では、リース会計に係る特例として、管理者を置かない企業は、所有権移転外ファイナンス・リースについて、リース料総額が300万円以上のものであっても通常の賃貸借処理することを認めている。ただし、この場合、地方公営企業法施行規則第42条で、未経過リース料を注記しなければならない²⁶。一方、所有権移転外ファイナンス・リースはこの特例措置は及ばないため、売買処理に準じた処理が求められる。

²⁵ 地方公営企業法施行規則第55条（リース会計に係る特例）

次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第二項第一号チ及び第二号ル並びに第七条第二項第六号及び第三項第十二号の規定を適用しないことができる。

一 ファイナンス・リース取引（リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に限る。）におけるリース物件の借主（次号において「リース借主」という。）が法第二条第一項各号に掲げる事業及び病院事業以外の事業であるとき
二 リース借主が法第二条第一項各号に掲げる事業であって、令第八条の二各号に掲げる事業以外のものであるとき
三 リース物件の重要性が乏しいものであるとき

²⁶ 地方公営企業法施行規則第42条（リース契約により使用する固定資産に関する注記）

リース契約により使用する固定資産に関する注記は、次の各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一 ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である地方公営企業が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合における当該ファイナンス・リース取引に係る当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
二 オペレーティング・リース取引（リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができるものを除く。）に係る当該事業年度の末日における未経過リース料相当額

したがって、千葉市の水道事業は、所有権移転外ファイナンス・リース取引を賃貸借処理することができる。

リース会計の適用の状況を点検するため、令和3年度の仕訳データを対象として、年間で「賃借料」として計上された金額が大きい賃貸借契約を4件抽出し、リース契約書を閲覧し、ファイナンス・リース取引として固定資産に計上すべき取引がないか点検した。

その結果、以下の取引は、固定資産としての計上は不要であり、通常の賃貸借処理が認められるものであり、「賃借料」として計上されていること自体は適切な会計処理と考えられるが、水道事業会計決算書に未経過リース料の注記の記載が漏れていた。

No	内容	契約期間	契約金額(総額)
1	公営企業会計システム	2022/2/1~2027/1/31	5,790,000円

ii) 結果

指摘18 未経過リース料の注記漏れについて(水道総務課)

千葉市の水道事業は、管理者を設置していないため、所有権移転外ファイナンス・リースを通常の賃貸借取引で処理をしても問題ないが、決算書に「リース契約により使用する固定資産に関する注記」を記載する必要があり、現状注記が漏れてしまっている。地方公営企業法に従って、当該事業年度の末日における未経過リース料相当額の注記が必要である。

(5) 固定資産の現物確認

i) 実施した手続と発見事項

固定資産の現物確認により、固定資産の実在性を点検した。

千葉市の浄水場のうち、水道事業事務所が併設されている平川浄水場を点検対象とした。

点検対象は、建物2件、構築物4件、機械及び装置2件、工具、器具及び備品1件、車両運搬具1件の計10件である。

【実在性の点検対象】

No	資産No	科目名	資産名	取得価額
1	4	建物	平川浄水場制御室等	65,597,444円
2	11	建物	排水管(排水施設)	451,767円
3	31	構築物	配水施設(H16改良費)	179,354,120円
4	28	構築物	配水地	87,110,758円

No	資産No	科目名	資産名	取得価額
5	53	構築物	消火栓	1,091,877円
6	1	構築物	深井戸(平川浄水場)	75,299,752円
7	7	機械及び装置	遠方監視設備	151,315,960円
8	167	機械及び装置	動力設備	134,521,135円
9	5	工具、器具及び備品	自動レベル	82,175円
10	15	車両運搬具	小型貨物自動車	10,246,000円

また、平川浄水場に設置された固定資産が固定資産台帳に登録されているかを1件点検した。なお、抽出したサンプルが令和4年度取得の固定資産であるため、令和4年度の固定資産台帳に登録されているかを確認した。

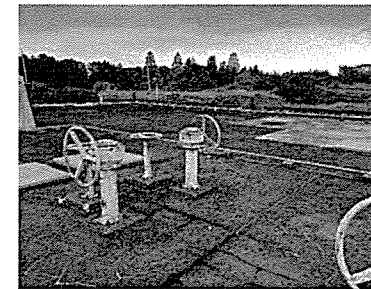
【網羅性の点検対象】

No	資産No	科目名	資産名
1	28	機械及び装置	搭載型自家発電装置

ii) 結果

現物確認の結果、点検対象としたサンプルについては全て実在性・網羅性を確認した。

なお、No.2,3,4,5,6は、地下に埋まっている資産であり、現物確認ができないため、当該資産に係る図面を管路管理システムの画面上で確認するとどめた。



No.4 配水池



No.8 動力設備

(令和5年10月5日撮影)

(6) 取得原価

i) 実施した手続と発見事項

令和3年度の仕訳データから、令和3年度に取得した固定資産14件について、契約書など関連証憑を閲覧し、取得原価が適切に計上されているか、固定資産台帳に登録されているか点検した。

監査を実施した範囲においては、不適切な事項は発見されなかった。

ii) 結果

該当なし

(7) 建設仮勘定の資産性

i) 実施した手続と発見事項

令和3年度の仮勘定内訳調書で建設仮勘定として計上されているものから、監査人の判断で無作為で抽出した。担当者へのヒアリング及び工事契約書を閲覧し、工事が完了している契約も存在したが、送水管の工事など全ての工事契約が完了するまで稼働できないものであり、本勘定への振替は不要と判断した。

監査を実施した範囲においては、不適切な事項は発見されなかった。

ii) 結果

該当なし

(8) 売却・除却資産の処理

i) 実施した手続と発見事項

令和3年度の仕訳データから、令和3年度に売却又は除却した全ての固定資産について、固定資産台帳で帳簿価額がゼロとなっているか確認した。

監査を実施した範囲においては、不適切な事項は発見されなかった。

ii) 結果

該当なし

第4章 下水道事業会計

1. 財務諸表における固定資産関連情報

財務諸表における固定資産関連情報は次のとおりである。

【下水道事業会計の有形固定資産明細書（令和3年度）】

(単位：円)

科目	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高
土地	24,098,319,754	74,325,303	202,566,000	23,970,079,057
建物	12,937,977,408	212,349,227	18,113,089	13,132,213,546
構築物	633,918,833,898	10,462,788,460	2,388,218,646	641,993,403,712
機械及び装置	91,871,461,077	5,346,489,513	1,479,108,531	95,738,842,059
車両運搬具	61,471,013	-	-	61,471,013
工具器具及び備品	65,266,187	3,760,900	2,935,000	66,092,087
リース資産	18,286,600	-	-	18,286,600
建設仮勘定	7,126,361,072	2,588,792,410	4,949,353,613	4,765,799,869

科目	減価償却累計額			年度末償却未済高
	当年度増加額	当年度減少額	累計	
土地	-	-	-	23,970,079,057
建物	313,292,852	14,754,954	8,255,620,746	4,876,592,800
構築物	12,169,276,004	1,673,136,928	264,884,829,597	377,108,574,115
機械及び装置	2,768,713,281	1,383,541,923	64,846,763,359	30,892,078,700
車両運搬具	-	-	58,434,923	3,036,090
工具器具及び備品	3,852,351	2,788,250	40,858,458	25,233,629
リース資産	1,086,224	-	4,638,176	13,648,424
建設仮勘定	-	-	-	4,765,799,869

【下水道事業会計の無形固定資産明細書（令和3年度）】

(単位：円)

科目	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	当年度減価償却高
施設利用権	5,666,620,411	121,380,910	-	512,186,726
電話加入権	10,252,400	-	-	-
ソフトウェア	1,309,786	-	-	287,514

科目	年度末現在高
施設利用権	5,275,814,595
電話加入権	10,252,400
ソフトウェア	1,022,272

千葉市「令和3年度千葉市下水道事業会計決算書」を基に監査人が作成。

【下水道事業会計の固定資産計上額の比較（令和3年度）】

科目	下水道事業会計 (円)	備考 (公営企業会計の科目)
有形固定資産	441,655,042,684	
事業用資産	-	
土地	-	
立木竹	-	
建物	-	
建物減価償却累計額	-	
工作物	-	
工作物減価償却累計額	-	
船舶	-	
船舶減価償却累計額	-	
浮標等	-	
浮標等減価償却累計額	-	
航空機	-	
航空機減価償却累計額	-	
その他	-	
その他減価償却累計額	-	
建設仮勘定	-	
インフラ資産	410,721,045,841	
土地	23,970,079,057	土地
建物	13,132,213,546	建物
建物減価償却累計額	△8,255,620,746	上記科目の減価償却累計額
工作物	641,993,403,712	構築物
工作物減価償却累計額	△264,884,829,597	上記科目の減価償却累計額
その他	-	
その他減価償却累計額	-	
建設仮勘定	4,765,799,869	建設仮勘定
物品	95,884,691,759	機械及び装置、車両、工具器具及び備品、リース資産
物品減価償却累計額	△64,950,694,916	上記科目の減価償却累計額
無形固定資産	5,287,089,267	
ソフトウェア	1,022,272	ソフトウェア
その他	5,286,066,995	施設利用権、電話加入権

千葉市「連結精算表（令和3年度）」を基に監査人が作成。

2. 固定資産台帳の更新手順

千葉市下水道事業会計規則に基づき、次のとおり固定資産台帳を更新する。

①所管部署

建設局 下水道企画部 下水道経営課

②更新スケジュール

下水道経営課は、建設局下水道企画部・施設部の関係各課に照会をかけ、固定資産整理表、委託等調査票及び備品等取得に関する情報を入手する。入手資料を基に、翌年4月から5月までの決算作業時に台帳を更新する。

③勘定科目

千葉市下水道事業会計規則の別表第4に定めるところによる。

④取得年月日

取得した資産はその年度の3月31日を取得日としている。

なお、地方公営企業法²⁷では、固定資産の償却は事業年度開始時点の帳簿原価を基礎に計算することとされており（つまり、取得時期に関わらず翌年度から償却を開始する）、期中で取得した資産の償却を使用の当月又は翌月から実施する取扱いは容認規定となっている。この点、取得時点に関わらず、取得日を3月31日とする実務上の運用は認められる。

²⁷ 地方公営企業法施行規則第15条（有形固定資産の減価償却額）

償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によって行う場合にあっては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時点における帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、（中略）、それぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数（中略）に応じ別表第四号の償却率を乗じて算出した金額とする。（中略）

5 各事業年度の中途において取得した有形固定資産の減価償却については、第一項の規定に準じ使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。

⑤取得価額

他の決算関連資料及び固定資産整理表等を確認し、委託・工事等の直接費に委託・工事等を行うために必要な間接費を配賦し算定する。

(管渠の部分除却の取扱い)

管渠の部分除却については、既に取得している管渠の固定資産に按分計算をして、除却部分を算定し、固定資産台帳から除却処理する。

管路更生により取得した分は、新規取得資産として登録する。

⑥耐用年数

有形固定資産の耐用年数は、地方公営企業法施行規則別表第2号で、無形固定資産の耐用年数は、地方公営企業法施行規則別表第3号で定められている。

当該別表に掲げられていない有形固定資産については、「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について(通知)」により整理されている。

⑦その他

千葉市下水道事業会計規則第93条に建設仮勘定、第106条から第107条に減損会計、第108条にリース会計が規定されている。

なお、下水道局下水道事業会計規則では、固定資産の実態調査が規定されていない。

千葉市の判定によると、遊休資産など減損対象となる資産は存在しない。

リース資産の判定フローが確立している。リース資産には遊歩道等照明機器賃貸借(LED)がある。

市街化調整区域に該当する雨水管(一般排水)は、一般会計で資産を保有している。

その他の事項は、地方公営企業法、同施行令及び施行規則の定めるところによる。

⑧他台帳との整合確認

次の台帳を、下水道維持課が管理している。

【下水道台帳】

根拠規定	下水道法 第23条
台帳の概要(管理する資産名)	下水道
使用システム(ソフトウェア)	下水道台帳システム
台帳の更新手順・更新スケジュール・業務委託範囲	施設データを保守運用受託者に提供し、年に複数回更新している。
業務マニュアル・研修資料	有
台帳の活用状況	職員利用(維持管理ほか)、一般公開(インターネット)に活用している。
固定資産台帳への反映方法	工事部署等が作成するデータをもとに下水道台帳を更新し固定資産台帳にも反映している。
資産データベースへの反映方法	反映していない。

所管課提出資料を基に監査人が作成。

(概要)

下水道法第23条第1項で「公共下水道管理者は、その管理する公共下水道の台帳(以下「公共下水道台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。」と定められている。

千葉市の下水道台帳システムは下水道維持課が管理している。

(更新手順)

下水道台帳システムの入力業者は業者に依頼しており、マンホール蓋交換は保守運用会社が入力、工事は保守運用会社とは別の委託業者が入力する。

下水道台帳システムの記載事項を更新するタイミングは、主に取得時、更新時、処分時に加え、台帳未記載の資産を確認した場合、台帳記載事項に誤りがあった場合である。

更新時に必要な書類は以下のとおりである。

- ・取得時、更新時：完成図(縦断面図、平面図)、固定資産整理表、設計書
- ・処分時：台帳図等に該当箇所を記載したもの
- ・台帳未記載、台帳誤り：台帳図に変更箇所が分かるよう記載したもの

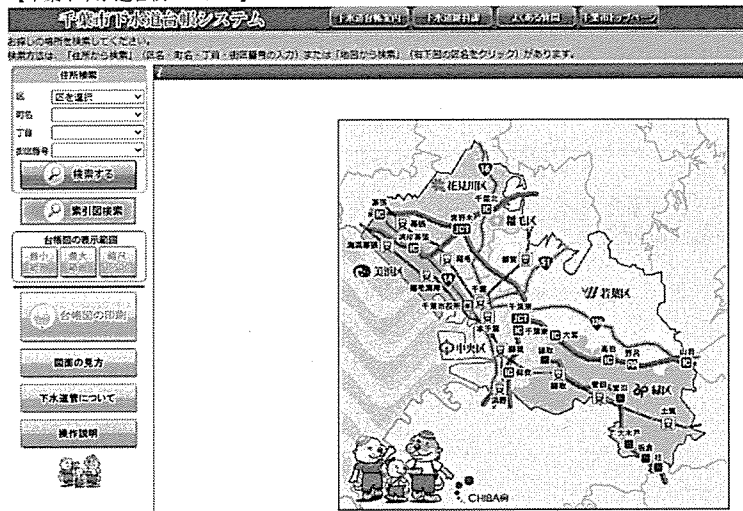
下水道維持課は、業者が更新した下水道台帳システムの反映結果を上記資料と照らし合わせて入力内容の正確性を確認する。

(活用の状況)

下水道台帳システムは、一般(インターネット)に公開しており、千葉市外部への情報提供として活用している。

また、千葉市内部でも、下水道の維持を目的に固定資産を管理しており、どの固定資産が老朽化しているのか、調査対象の固定資産を確認するために活用されている。

【千葉市下水道台帳システム】



出典：千葉市ホームページ

⑨外部委託の状況

システム保守・管理のみ委託し、固定資産台帳更新作業は下水道経営課で実施する。

3. 監査の結果

(1) 固定資産台帳と財務諸表の整合性

i) 実施した手続と発見事項

令和3年度の固定資産台帳と、令和3年度の下水道事業会計決算書の整合性を点検した。

具体的には、固定資産台帳に記録されている「土地」「建物」「構築物」「機械及び装置」「車両運搬具」「工具器具及び備品」「施設利用権」「電話加入権」「その他無形固定資産」「減価償却累計額」との金額の整合性を確認し、「リース資産」「建設仮勘定」は固定資産台帳に記録していないため、仮勘定内訳調書との整合性を確認した。

下水道事業会計決算書は固定資産台帳及び仮勘定内訳調書と整合していた。

また、固定資産台帳に記録されている「減価償却費」の金額は、財務諸表の金額と一致していた。

ii) 結果

該当なし

(2) 固定資産の取得日

i) 実施した手続と発見事項

千葉市の下水道事業会計では、取得した資産はその年度の3月31日を取得日としている。

この点、前述したように、地方公営企業法では、固定資産の償却は事業年度開始時点の帳簿原価を基礎に計算することとされており(つまり、取得時期にかかわらず翌年度から償却を開始する)、期中で取得した資産の償却を使用の当月又は翌月から実施する取扱いは容認規定となっている

ii) 結果

意見16 固定資産の取得日を実際の取得日とすることについて(下水道経営課)

地方公営企業法では、実際の取得日に関わらず、減価償却を開始するのが翌年度からとすることを原則とし、取得月から償却することが容認規定となっているため、原則的取扱いに従えば、全ての資産の取得日を3月31日としても財務諸表に与える影響はない。

これと類似する話は、地方公会計における**意見6** 固定資産の取得日の記載の必須化についてで記載したが、歳出データをベースに固定資産情報を作成する地方公会計と異なり、地

方公営企業法に基づいて発生主義で記帳する公営企業会計においては、総勘定元帳で記録される固定資産取得日とあわせておくべきである。水道事業や病院事業では、下水道事業のような取扱いをしていない。

「法適用マニュアル」でも、固定資産台帳の記載項目として「取得年月日」を設けた背景として「減価償却は取得年月日から行われますので、取得年月日は財務諸表を作成する上で必須情報の一つです」と説明していることや、総勘定元帳データとの整合性を図る観点からも、減価償却は翌年度から開始するとしても、実際の取得日（引渡日や検収日等）をもって「取得日」とすることが望ましい。

(3) 固定資産の現物確認

i) 実施した手続と発見事項

監査人による現物確認により、固定資産の実在性及び網羅性を点検した。

千葉市の公共下水道は以下の3つの処理区からなる。

現物確認する資産の選定にあたっては、最も規模の大きい南部処理区を対象とした。

【処理区と主な処理場】

処理区	行政面積	ポンプ場	処理場	処理場敷地面積	備考
印旛処理区	4,821ha	高洲第一ポンプ場等6か所	花見川終末処理場 花見川第二終末処理場	-	注1
中央処理区	1,665ha	中央雨水ポンプ場等6か所	中央浄化センター	68,985㎡	
南部処理区	6,705ha	蘇我雨水ポンプ場等6か所	南部浄化センター	225,000㎡	

出典：千葉市建設局「千葉市の下水道と河川 令和4年度」を基に監査人が作成。

(注1) 花見川終末処理場及び花見川第二終末処理場は千葉県の管轄であり、13市町にまたがる印旛沼流域下水道の生活排水や工場排水を処理している。そのため、千葉市が所管する印旛処理区の固定資産の大半は、ポンプ場関連施設や処理区内の管渠である。

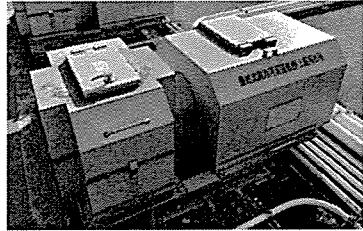
点検対象は、土地1件、建物3件、構築物5件、機械及び装置7件、車両運搬具1件及び工具器具及び備品1件の計18件である。

なお、構築物のうち排水施設は、管渠であるため、現物の確認が困難であり、今回の選定の対象外とした。

【実在性の点検対象】

No	資産番号	資産名	明細名称	科目(項)	科目(目)	取得価額(円)
1	730	施設用地 ポンプ場用地	ポンプ場用地	土地	施設用地	534,990,144
2	469	処理場用建物 沈砂池棟	Y2000/沈砂池機械室棟	建物	処理場用建物	1,164,298,079
3	2307	建物付属設備 換気設備	控室給気ダクト	建物	建物付属設備	170,667,256
4	2305	建物付属設備 消火設備	管理棟炭酸ガス消火設備	建物	建物付属設備	91,800,163
5	2314	ポンプ場施設 ポンプ室(井)	ポンプ室	構築物	ポンプ場施設	3,179,386,008
6	1205	ポンプ場施設 沈砂池	沈砂池	構築物	ポンプ場施設	668,112,881
7	2813	処理場施設 エアレーションタンク	G2201/B系エアレーションタンク1号槽	構築物	処理場施設	2,275,542,654
8	3698	構築物 処理場施設	反応タンク	構築物	処理場施設	1,985,343,708
9	2375	その他構築物 護岸	消波ブロック	構築物	その他構築物	42,315,903
10	2613	電気設備 その他特高受変電設備	V2058/ガス絶縁開閉装置	機械及び装置	電気設備	510,177,261
11	2358	電気設備 原動機	発電機用原動機	機械及び装置	電気設備	271,301,231
12	2320	ポンプ設備 エンジン	1号ディーゼルエンジン	機械及び装置	ポンプ設備	976,591,798
13	2915	ポンプ設備 ポンプ本体	雨水ポンプ1号本体	機械及び装置	ポンプ設備	439,425,497
14	3171	処理機械設備 汚泥掻き機	I2206/最終沈殿池汚泥掻き機(上層)6号	機械及び装置	処理機械設備	682,903,836
15	3166	処理機械設備 曝気機	G2206/好気槽攪拌機6-1号	機械及び装置	処理機械設備	525,844,241
16	2317	その他機械設備 天井クレーン	原動機室天井クレーン	機械及び装置	その他機械設備	139,343,970
17	327	作業用自動車	日野キャブオーバ	車両運搬具	車両運搬具	7,500,000
18	255	発電機	可搬式発電機 No. 1	工具器具及び備品	工具器具及び備品	1,380,000

令和3年度固定資産台帳を基に監査人が作成。



No. 14 最終沈殿池汚泥掻寄機(上層)6号
(令和5年10月12日撮影。以下同じ。)

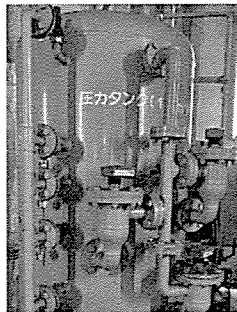


No. 16 原動機室天井クレーン

また、南部処理区に設置された固定資産が固定資産台帳に登録されているかを点検した。対象は現物確認の際に選定した任意の2件である。

【網羅性の点検対象】

No	資産番号	資産名	明細名称	科目(項)	科目(目)	取得価額(円)
19	256	発電機	可搬式発電機No. 2	工具器具及び備品	工具器具及び備品	1,402,000
20	2647	ポンプ設備自動給水装置	洗浄水圧力給水装置	機械及び装置	ポンプ設備	7,901,593



No. 20 洗浄水圧力給水装置

現物確認及びヒアリングの結果、次の事項が発見された。

(No. 7エアレーションタンク1号槽及びNo. 8反応タンク)

現場に行った際に、どちらが No. 7、No. 8 に該当するのか、現場担当者が判断に迷う場面があった。現物確認及びヒアリングによると、エアレーションタンク及び反応タンクは、同義であるとのことだった。監査人を案内する中で、B系水処理施設にいいのかC系水処理施設にいいのか混同したために迷ったとのことだった。

(No. 14の汚泥掻寄機)

平成17年度(2005年度)取得で、耐用年数が20年となっている。令和3年度(2021年度)末時点で耐用年数は到来していないが、減価償却額が0円となっていた。

原因を確認したところ、地方公営企業会計基準の見直しにより、平成26年度に「みなし償却制度」が廃止された際に、償却済みの固定資産としてデータ移行され、平成26年度から減価償却計算が行われていないことが判明した。

同様に減価償却計算が行われていない資産がないか、平成25年度以前に取得した資産を対象に調査したところ、次のとおり、修正が必要な資産が発見された。

【みなし償却で減価償却計算がされなくなった資産】

資産番号	名称	施設名	取得年度	耐用年数	平成26年度から令和3年度までに計上すべき減価償却累計額(円)
3250	矩形渠 /2400*2400/05.76	黒砂第7(雨水)	1983	42	3,413,072
3252	矩形渠 /3900*1500/05.85	黒砂第7(雨水)	1983	42	3,673,360
3262	ヒューム管 /1350/////01.43	黒砂(合流)	1983	42	3,947,360
4816	塩ビ管 /0150/////00.02	末広(南部・汚水・公共)	1988	47	2,975,624
7588	塩ビ管 /0200/////00.03	草野(印旛・汚水)	1997	50	9,157,440
9325	塩ビ管 /0200/////00.03	椎名崎(南部・汚水・公共)	2001	50	12,447,296
10660	塩ビ管 /0200/////00.03	浜野(南部・汚水・特環)	2004	50	5,222,064

資産番号	名称	施設名	取得年度	耐用年数	平成26年度から令和3年度までに計上すべき減価償却累計額(円)
3171	汚泥掻き機	こてはし台(印旛・雨水)	2005	20	112,463,616
合計(要修正金額)					153,299,832

令和3年度固定資産台帳を基に監査人が作成。

また、固定資産台帳全般について、次の事項が発見された。

(資産番号)

資産番号は、勘定科目ごとに取得年度が古いものから順に連番で付されている状況である。

現状、資産番号のみでは設置場所や取得年度等による資産の推測は不可能である。

(資産の数量)

数量について、下水道事業会計の固定資産台帳には、「数量」「現数量」「明細数量」の3種類の数量の記載がある。「数量」「現数量」が複数で記載されていることは、一体として使用しているものの、異なる複数の資産から構成されていることを表している。例えば、No.3の控室給気ダクトの「数量」は45、「現数量」は32となっている。「数量」とは、当初取得した資産の数量である。「現数量」は、現在保有している資産の数量を表す。内訳は、以下のとおりである。一般的に、「数量」が複数で記載されていた場合、同一の資産が複数あると認識できる。しかし、下水道事業会計に係る固定資産台帳の実態は、それぞれ1つずつ登録されているにもかかわらず、それぞれが「数量」を45、「現数量」を32としているため、固定資産台帳を見た第三者が誤認してしまう可能性がある。

なお、「明細数量」にて、各資産が1つずつであることは確認できるため、それに気づければ誤認しないが、いずれにしろ、誤認の可能性は否定できない。

【固定資産台帳における数量の記載について】

資産名	数量	現数量	明細名称	明細数量	明細価額(円)
建物付属設備 換気設備	45	32	沈砂池機械室給気ダクト	1	4,496,717
建物付属設備 換気設備	45	32	流入渠給気ダクト	1	2,997,812
建物付属設備 換気設備	45	32	発電機室常用給気ダクト	1	4,496,717
建物付属設備 換気設備	45	32	発電機運転用給気ダクト	1	5,995,623

建物付属設備 換気設備	45	32	S F-5 原動機室給気ファン	1	8,566,788
建物付属設備 換気設備	45	32	原動機室給気ダクト	1	32,975,930
建物付属設備 換気設備	45	32	電気室等給気ダクト	1	4,496,717
建物付属設備 換気設備	45	32	ホッパ室等給気ダクト	1	5,995,623
建物付属設備 換気設備	45	32	S F-8 換気機械室等給気ファン	1	1,014,339
建物付属設備 換気設備	45	32	換気機械室等給気ダクト	1	2,997,813
建物付属設備 換気設備	45	32	沈砂池系排気ダクト	1	10,492,341
建物付属設備 換気設備	45	32	流入渠排気ダクト	1	5,995,623
建物付属設備 換気設備	45	32	発電機室常用排気ダクト	1	4,496,717
建物付属設備 換気設備	45	32	発電機運転用排気ダクト	1	2,997,811
建物付属設備 換気設備	45	32	E F-5 原動機室排気ファン	1	8,866,883
建物付属設備 換気設備	45	32	原動機室排気ダクト	1	32,975,930
建物付属設備 換気設備	45	32	電気室等排気ダクト	1	7,494,529
建物付属設備 換気設備	45	32	ホッパ室等排気ダクト	1	13,490,151
建物付属設備 換気設備	45	32	E F-8 換気機械室等排気ファン	1	651,636
建物付属設備 換気設備	45	32	換気機械室等排気ダクト	1	2,997,811
建物付属設備 換気設備	45	32	E F-9 吹抜用排気ファン	1	1,056,016
建物付属設備 換気設備	45	32	吹抜用排気ダクト	1	2,997,811
建物付属設備 換気設備	45	32	E F-1 0 便所等排気ファン	1	98,724
建物付属設備 換気設備	45	32	便所等排気ダクト	1	149,891
建物付属設備 換気設備	45	32	E F-1 1 監視室排気ファン	1	130,572
建物付属設備 換気設備	45	32	監視室排気ダクト	1	599,562
建物付属設備 換気設備	45	32	E F-1 2 控室排気ファン	1	130,572
建物付属設備 換気設備	45	32	控室排気ダクト	1	449,671
建物付属設備 換気設備	45	32	S F-9 監視室給気ファン	1	130,572
建物付属設備 換気設備	45	32	監視室給気ダクト	1	149,891
建物付属設備 換気設備	45	32	S F-1 0 控室給気ファン	1	130,572
建物付属設備 換気設備	45	32	控室給気ダクト	1	149,891

令和3年度の固定資産台帳を基に監査人が作成。

固定資産の実査は、千葉市下水道事業会計規則で特段定めがなされていないため、実施していないのが現状である。

一方で、下水道事業では、多くの機械及び装置を使用しており、日常点検は実施されている。その意味では、一部では、現物が実在すること及びその実態を日々確認できているといえないこともない。

ii) 結果

指摘19 減価償却費の計上漏れについて(下水道経営課)

千葉市下水道事業会計規則第103条では、固定資産について、毎事業年度減価償却を行う旨が規定されている。

千葉市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和6年3月28日

千葉市監査委員	宍倉輝雄
同	宮原清貴
同	米持克彦
同	白鳥誠

しかし、今回、一部の資産について、上記のとおり、平成26年度からみなし償却制度²³が廃止されたことを契機として、減価償却が実施されていないことが明らかとなった。これを発端として、平成25年度以前に取得した資産について、減価償却が実施されているか点検したところ、平成26年度から令和3年度までに未計上となっていた減価償却累計額は、153,299,832円と判明した。

一義的には、今回発見された未実施の減価償却額について、財務諸表において、過年度損益修正損と減価償却累計額を計上する必要がある。併せて、これ以外にも、みなし償却制度廃止を契機とした減価償却の未実施がないかについて確認し、発見された場合には上記処理に含めて計上する必要がある。

不正確な減価償却計算は、貸借対照表や損益計算書に誤謬を生じさせるのみならず、下水道使用料の設定にも影響を及ぼしかねないため、今後も留意されたい。

意見17 固定資産の実査について（下水道経営課）

現状、地方公営企業法施行規則及び千葉市下水道事業会計規則では、固定資産の実査について特段定めがなされておらず、現場においても実施されていない。

一方で、管渠、処理場及びポンプ場については、日常点検がなされており、資産の実在性及び状態を把握できている。

千葉市下水道事業会計規則では、第88条に固定資産を適正に管理しなければならない旨が、第96条に固定資産台帳により、固定資産の状況を明らかにしておかなければならない旨が規定されている。

これらの点から、備品や車両運搬具等の日常点検が実施されていない固定資産を中心に、実在性及び管理状況を確認するため、少なくとも年1回の実査を検討されたい。

ただし、対象資産の実査を1年で完結させることが実務的に困難な場合は、資産のボリュームと所管部署の負担とを勘案し、複数年で対象資産の実査を一巡するローテーションによる実施も考えられる。

以上

²³ みなし償却制度

固定資産の取得又は改良に伴い交付された補助金等をもって取得した固定資産については、取得に要した価額からその取得のために充当した補助金等を控除した金額を帳簿原価とみなして、各事業年度の減価償却費を算出することができるという制度。平成26年度に廃止された。

5千総業第350号
令和6年 3月19日

千葉市監査委員 宋 倉 輝 雄 様
同 宮 原 清 貴 様
同 米 持 克 彦 様
同 白 鳥 誠 様

千葉市長 神谷 俊一

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成11年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度及び令和4年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成11年度包括外部監査

監査のテーマ：財産管理

IV 監査の結果 第1. 土地の管理について 2. 土地の管理の監査結果

(2) 有効利用を図るべき土地について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置																								
<p>ウ 隣接者等に処分または他に転用すべき土地 (ア) 事業残地【総合治水課】（報告書 P13） 事業残地については、全庁的かつ継続的に隣接者と交渉する手続きや例外的処分手続き等の隣接者処分推進の諸方策、または緑地帯ポケットパークのような有効利用の諸方策を研究し、長期間にわたり放置せず処分または有効な利用を検討されたい。 (94筆)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 管 部</th> <th>筆数</th> <th>面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道 路 部</td> <td>64</td> <td>2,015</td> </tr> <tr> <td>建 設 部</td> <td>15</td> <td>618</td> </tr> <tr> <td>都 市 部</td> <td>10</td> <td>395</td> </tr> <tr> <td>環境管理部</td> <td>2</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>財 政 部</td> <td>2</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>土 木 部</td> <td>1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>94</td> <td>3,245</td> </tr> </tbody> </table>	所 管 部	筆数	面積(m ²)	道 路 部	64	2,015	建 設 部	15	618	都 市 部	10	395	環境管理部	2	98	財 政 部	2	101	土 木 部	1	15	合 計	94	3,245	<p>1 坂月川河川整備に係る事業残地（若葉区桜木町109-1）について 当該事業残地については、樋管の統廃合予定地の一部であるため、計画実施まで現状維持を基本とした適正管理に努めることとした。</p> <p>2 準用河川生実川河川整備に係る事業残地（中央区生実町1466-8）について 当該事業残地については、調整池計画地の一部であるため、調整池の計画実施まで現状維持を基本とした適正管理に努めることとした。</p> <p>3 坂月川河川整備に係る事業残地（若葉区小倉町267-4）、準用河川生実川河川整備に係る事業残地（中央区生実町1113-4）、二級河川生実川河川整備に係る事業残地（中央区生実町910-1、911-3、塩田町506-3、642-2）について 当該事業残地については、単独利用が難しく、市として利活用の予定はないことから、費用対効果を考慮し、現状維持を基本とした適正管理に努めることとした。</p>
所 管 部	筆数	面積(m ²)																							
道 路 部	64	2,015																							
建 設 部	15	618																							
都 市 部	10	395																							
環境管理部	2	98																							
財 政 部	2	101																							
土 木 部	1	15																							
合 計	94	3,245																							

令和元年度包括外部監査

監査のテーマ：保育事業に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 6. 公立保育所等の運営に係る事務

(9) 監査の結果及び意見（指摘、意見）【幼保支援課、幼保運営課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>①公立保育所等における消耗品管理について【幼保運営課】（報告書 P255）</p> <p>公立保育所等に対する現地調査の際、消耗品の管理状況について確認したところ、今回現地調査の対象となった6施設すべてにおいて、消耗品出納簿を備え置いていないほか、記録管理しておらず、消耗品が適切に管理されていない状況が認められた。</p> <p>保育所単位で発注する消耗品については、購入後直ちに消費するもの等帳簿記載を省略できる物品（「千葉市物品会計規則」第27条、第47条）を除き、物品取扱員である所長（園長）が消耗品の購入、払い出し、在庫に係る数量の管理を消耗品出納簿に記録し管理することとなっている（「千葉市物品会計規則」第46条）。</p> <p>同じく物品である備品については、備品登録を財務会計システムに行い備品明細一覧表が作成されるが、消耗品については明細作成のためのシステム登録は必要とされていない。また、その性質上短期のうちに消耗されるため、当該帳簿の作成を失念すれば出納の実態や有り高について把握することはできず、効率的な発注管理を含む適切な管理を行うことができないため問題である。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>公立保育所等において、物品会計規則に則り消耗品出納簿を備え置き、消耗品を適切に管理されたい。</p> <p>千葉市物品会計規則第10条、第46条に従い、各施設長は物品取扱員として、出納又は保管する消耗品について消耗品出納簿を備え、物品の分類及び品目ごとにその増減等による数量、現在高その他必要な事項を記録する必要がある。</p>	<p>公立保育所等における消耗品の管理については、幼保運営課にて、消耗品出納簿に記録すべき品目を整理するとともに、具体的な運用方法を定めたマニュアルを作成し、令和4年11月16日の保育所長会議で、各所長等に説明を行った。その後、出納簿等の様式の準備を経て、令和5年1月からマニュアルに沿った運用を開始している。</p>

令和元年度包括外部監査

監査のテーマ：保育事業に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 6. 公立保育所等の運営に係る事務

(9) 監査の結果及び意見（指摘、意見）【幼保支援課、幼保運営課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑧公立保育所等における公文書管理について【幼保指導課】（報告書 P264）</p> <p>公立保育所等に対する現地調査において、各施設に保管されている文書の管理状況について調査したところ、文書管理台帳による管理がなされていなかった。市では文書管理のツールとして文書管理システム（文書の取受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書の管理に関する事務の処理を行うための情報処理システムで、総務局長が管理するものをいう。「千葉市公文書取扱規程」第2条第1項第7号）を使用しているが、保育所等では当該システムを使用しておらず、また、これを代替する運用についても確認できなかった。</p> <p>具体的には、文書の登録及び廃棄や廃棄に係る決裁プロセスについて確認することができず、また、公立保育所等の現地調査では文書の保管に関して下記の事実もあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> > 非常勤職員の給与明細が保存されている保育所とされていない保育所があった。（平成31年3月より従来の5年保存から保存不要に変更されている） > 給食賄材料の仕入業者から送付される月次請求書（月の納品金額の合計金額が記載されている）が保存されていない保育所があった。 <p>公立保育所等で保管している主な文書には、児童やその家族に関する住所、氏名、生年月日、勤務先名称、所得階層等の個人情報を含む帳簿もある。</p> <p>適切な文書管理がなされなければ、文書の機能（伝達機能、記録機能、保存機能）の有効な活用を図ることができない。また、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理を行う上でも、現状の公文書管理の運用には大きな問題が認められる。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>千葉市公文書取扱規程等に則り、保育所長又は認定こども園長が公文書管理に係る責任と権限に</p>	<p>令和5年2月21日付けで、所管課長から各保育所長及び認定こども園長に対し、各所長・園長を所属施設の公文書の管理・監督責任者に指定するとともに、適切な公文書の管理及び公文書管理台帳の整備を依頼する通知を发出し、全保育所等の文書管理台帳を令和4年度中に整備した。</p> <p>また、毎年度当初に新年度分の文書管理台帳の作成及び過年度分の文書管理台帳の更新等を行うこととし、作成・更新等を行った文書管理台帳を共有フォルダに保存することで、必要に応じて幼保指導課の文書主任等が確認できる体制を構築した。</p> <p>さらに、3年ごとに行う公立保育所等の指導監査における確認事項として、公文書の管理に関する項目を追加した。</p>

<p>基づき、公立保育所等で保管する公文書を適切に管理されるよう措置を講じられたい。</p> <p>また、所管課として幼保運営課は、公立保育所等の公文書管理が規定に沿ったものであることを巡回指導時等の確認項目とした上で、定期的にモニタリングしていく必要がある。</p>	
--	--

令和2年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第3 外部監査の結果 第2章 個別監査結果 第1節 土木部監査対象課・所の監査結果

2-1. 中央・美浜土木事務所の監査結果 (3) 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑤在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について【中央・美浜土木事務所】（報告書P87）</p> <p>中央・美浜土木事務所における維持建設課の業務のうち、市民からの要望等に対応して道路管理者としての道路の応急補修等が求められている。その際に使用する原材料や消耗品に関しては、基本的に随意契約により、単価契約が結ばれている。それらの原材料等のうち、常温合材（簡易アスファルト材：エムコール）については、中央・美浜土木事務所において、他の事務所を含む10か所の所要量の見込みを取りまとめて、一括して契約を行い、その後の発注、納品、検査及び請求受付・支払等の会計取引は、個別の土木事務所ごとに実施されている。</p> <p>単価契約書に記載されている常温合材の発注予定数量を見ると、「450袋」と記載されている。</p> <p>しかし、令和元年度の実績を見ると、4つの土木事務所のうち、一つの土木事務所の年間購入実績だけでも約850袋であり、当初発注予定数量の450袋を大きく超過している。この点について、単価契約の予算統制としての機能を有すると考えられる「450袋」という上限数値を超過する場合は、当初契約に対する変更を加える正式な手続きを踏むことが必要となる。しかし、当初の単価契約に対する変更契約を締結していない点は実質的にも不適切な事務処理であると考えられる。</p> <p>【結果（指摘③）】</p> <p>常温合材の発注に関しては、当初の単価契約の発注予定数量（450袋）を実際には大きく超過する発注がなされていたものと容易に推定することができる。このように、実際の発注段階で発注予定数量を超過する場合は、変更契約の手続きを実施されたい。</p>	<p>変更契約の手続については、令和4年4月1日付けで土木管理課長から常温合材を使用する各所属長に対し、単価の変更等を検討し、予定数量を超過した際の変更契約等の必要性について周知し、再発防止の徹底を図った。</p> <p>なお、常温合材の発注については、令和3年度から土木事務所共通の数量管理表により適切な数量管理を行っている。</p>

令和2年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第3 外部監査の結果 第2章 個別監査結果 第1節 土木部監査対象課・所の監査結果

2-2. 花見川・稲毛土木事務所の監査結果 (3) 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>③在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について【花見川・稲毛土木事務所】（報告書P103）</p> <p>花見川・稲毛土木事務所における維持建設課の業務の中には、道路管理者として、市民からの要望等に対応する道路の応急補修等の業務があり、その際に使用する原材料や消耗品に関しては、基本的に随意契約により、単価契約が結ばれている。それらの原材料等のうち、融雪剤（塩化カルシウム）については、令和元年度は花見川・稲毛土木事務所において他の事務所の使用見込みを取りまとめ、一括して契約を行い、その後の発注、納品、検査及び請求受付・支払等の会計取引は、個別の土木事務所ごとに実施されている。</p> <p>単価契約書に記載されている融雪剤（塩化カルシウム）の発注予定数量を見ると、「360袋」と記載されている。</p> <p>しかし、実績を見ると、令和元年度の各事務所の実際発注量の合計は「1,020袋」であり、当初発注予定数量を大きく超過している。単価契約の予算統制としての機能を有すると考えられる「360袋」という上限数値を超過する場合は、当初契約に対する変更を加える正式な手続きを踏むことが必要となる。しかし、当初の単価契約に対する変更契約を締結していない点は実質的にも不適切な事務処理であると考えられる。</p> <p>【結果（指摘③）】</p> <p>当初の単価契約の発注予定数量（360袋）を実際には大きく超過する発注がなされていた（1,020袋）。このように、実際の発注段階で発注予定数量を超過する場合は、変更契約の手続きを実施されたい。</p>	<p>変更契約の手続きについては、令和4年4月1日付けで土木管理課長から融雪剤（塩化カルシウム）を使用する各所属長に対し、単価の変更等を検討し、予定数量を超過した際の変更契約等の必要性について周知し、再発防止の徹底を図った。</p> <p>なお、融雪剤（塩化カルシウム）の発注については、令和3年度から土木事務所共通の数量管理表により適切な数量管理を行っている。</p>

令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-1 公園緑地事務所及び千葉市動物公園の監査結果について

1. 中央・美浜公園緑地事務所の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>①占用許可について【中央・美浜公園緑地事務所】（報告書P59）</p> <p>千葉市都市公園条例第23条第1項では、占用の許可を受けた者が公園の占用に関する工事を完了した際には、速やかにその旨を市長に届け出なければならないと規定している。しかし、中央・美浜公園緑地事務所では、従来から工事完了届出の提出を求めていなかった実務に対して、現在の担当者が事務改善を行い、工事完了届に代替するものとして、工事施工の前後の完了写真を提出させる実務に変更して現在に至っている。また、占用許可を受けた業者の中には、自らの様式により完了報告を提出している事業者も確認できる。</p> <p>しかし、中央・美浜公園緑地事務所として統一的な様式を含めたルールとして、条例の規定では提出が求められている工事完了報告の提出事務の手順を作成し事務所内で周知し共有しているものではない。そのような現状があることは、一担当職員の疑問に基づく事務改善を条例等の根拠の確認や事務所内での更なる周知徹底につなげられていないことも原因の一つであると考えられる。なお、千葉市のホームページにおいては、占用許可に関する申請書の様式は準備されているが、工事完了に関する届の様式は特に定められていない。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>過去の占用工事完了届が未提出であるものについては、条例第23条に基づき原則として許可受者に対してすみやかに占用工事完了届を提出するよう催促して、適正に一連の事務処理を完了された。ただし、これまで過年度の未届事案については積極的に届出を催促していなかったことに鑑みて、過年度の未届事案に関しては許可受者の理解が得られる範囲で事務処理を遡及することにならざるを得ないものと考えられる。一方、今後の占用工事完了届の事案に関しては、適時適切に処理</p>	<p>千葉市都市公園条例第23条に基づく事務処理については、令和5年4月1日付けで千葉市都市公園条例施行規則を改正し、工事完了届の様式を定めた。</p> <p>また、過年度の占用工事完了届については、未届事案がないことを確認した。</p>

を行うよう徹底されたい。

令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-1 公園緑地事務所及び千葉市動物公園の監査結果について

2. 花見川・稲毛公園緑地事務所の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>②占用許可に係る工事完了届について【花見川・稲毛公園緑地事務所】（報告書 P73）</p> <p>花島公園は、都市公園法における都市公園に該当し、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。工作物等を設置する場合には、公園管理者に許可を得る必要がある。公園管理者は、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付して許可を与えることができる。さらに、この許可を受けた者は、都市公園を占用期間が満了したとき、又は占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならず、また、千葉市都市公園条例第23条により工事完了報告を行う必要がある。</p> <p>しかし、花見川・稲毛公園緑地事務所において、上記の占有に関する工事は過去2年間発生していなかった。また、過去において工事完了時に原状回復が実施されているかについて確認を行っているが、工事が完了した報告を書面にて受け取る業務体制が構築されていないことが分かった。</p> <p>花見川・稲毛公園緑地事務所において、都市公園に公園施設以外の工作物等を設けて都市公園を占用し、当該占有期間が満了したか又は占用を廃止した際に、占有に関する工事が完了した報告を書面にて受け取っていないのは、千葉市都市公園条例第23条に沿わない実務である。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>過去の占用工事完了届が未提出であるものについては、条例第23条に基づき原則として許可受者に対してすみやかに占用工事完了届を提出するよう催促して、適正に一連の事務処理を完了されたい。ただし、これまで過年度の未届事案については積極的に届出を催促していなかったことに鑑みて、過年度の未届事案に関しては許可受者の理解</p>	<p>千葉市都市公園条例第23条に基づく事務処理については、令和5年4月1日付けで千葉市都市公園条例施行規則を改正し、工事完了届の様式を定めた。</p> <p>また、過年度の占用工事完了届については、未届事案がないことを確認した。</p>

<p>が得られる範囲で事務処理を遡及することにならざるを得ないものと考えられる。一方、今後の占用工事完了届出の事案に関しては、適時適切に処理を行うよう徹底されたい。</p>	
--	--

令和4年度包括外部監査

監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-3. 保護課が所管する未収債権管理の監査結果について (3) 結果

① [3 生活保護費返還金・徴収金(過年度戻入含)]及び[10 生活保護法第78 条徴収金に係る加算金]に係る検出事項について

監査の結果(指摘事項の概要)	講じた措置
<p>イ. 延滞金の未計算・未請求及び減免について【保護課】(報告書 P99)</p> <p>生活保護債権については、滞納があった場合に、滞納者に対して延滞金の計算及び請求を行っておらず、その理由についても、特に法令上の根拠はなく、また所管課において正式な意思決定を経て行われているものではないとのことであった。</p> <p>千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例第2条において、「税外収入金の納付義務者は、納付期限後にその税外収入金を納付する場合には、当該納付金額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない」と規定されており、公債権である生活保護費返還金・徴収金については、滞納債権について延滞金が自動的に発生することになるので、延滞金を計算しなければ、滞納者に対する正確な債権金額を把握したことにはならず、債権管理上は問題である。</p> <p>一方で、同条例第3条においては、「市長は、やむを得ない事情により必要があると認めるときは、前条の延滞金を減額し、又は免除することができる」として、延滞金を減免できる旨が規定されているが「やむを得ない事情により必要がある」と認められるか否かは、滞納者の事情を個別に判断する必要があり、期限内に納付する者がいる中で、滞納者に対して何らの検討も行わず一律的に延滞金を減免することは公平性の点で問題がある。</p> <p>したがって、福祉的要素を考慮して延滞金を減免する場合には、所管課において延滞金の減免のための意思決定を行う必要があるものと考ええる。</p> <p>【結果(指摘)】</p>	<p>滞納債権に係る延滞金を計算するための体制の整備については、令和5年3月、保護課から各区社会援護課長に対し、表計算ソフトによる計算シート等を活用した上で、「生活保護債権の管理マニュアル」に従い適正な会計処理を行うよう周知徹底した。</p> <p>また、延滞金の減免については、個別の事情を勘案し組織的に判断する旨を「生活保護債権の管理マニュアル」に記載し、減免する場合は適正な意思決定を行うこととした。</p>

<p>滞納債権について延滞金を計算するための体制を整備されたい。また、生活保護債権に係る延滞金を減免する場合には、所管課において減免のための意思決定をされたい。</p>	
--	--

令和4年度包括外部監査

監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について
 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-3. 保護課が所管する未収債権管理の
 監査結果について (3) 結果 ① [3 生活保護費返還金・徴収金(過年度戻入含)] 及び [10 生活保護法第78条徴収金に係る加算金]に係る検出事項について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ウ. 催告手続等の記録の十分性について【保護課】 (報告書 P100)</p> <p>令和3年度に不納欠損処理した債権のうち、債権元本が4百万円を超える高額案件について、債権管理台帳である「生活保護費 返還金・徴収金債権管理簿」の記録を確認したところ、明らかに記録が不十分であり、債権回収のための努力を尽くした結果として致し方なく不納欠損に至ったということを客観的に説明することが難しいと考えられる事例が見うけられた。</p> <p>千葉県債権管理条例第5条において「市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)を整備しなければならない。」と規定されており、また、千葉県債権管理条例施行規則第2条第6号には、債権管理台帳の記載事項として、「履行状況、対応状況等」と規定されているため、上記で示した事例については、条例・規則が求める記載が明らかに不十分であるという点で形式的な問題がある。</p> <p>また、債務者に対して実施した催告手続や交渉内容の記録については、債権管理台帳において一元的に管理しないと、時効中断のための適時適切な対応を検討するために必要な情報の把握が困難になる、法的手続に移行する際に必要な記録の追跡が困難になる、必要な記録が消失する等のリスクが高まることが考えられることから、実質的な面でも問題がある。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>滞納者に対して実施した督促・催告手続や交渉の具体的な内容については、債権管理台帳に漏れなく正確に記録されたい。</p>	<p>滞納者に対して実施した督促・催告手続や交渉の具体的な内容については、千葉県債権管理条例に基づき債権管理台帳に記載する必要がある旨を、令和5年3月に保護課から各区社会援護課長に対し周知徹底した上で、「生活保護債権の管理マニュアル」に記載し、以後、適正な運用を行っている。</p>

令和4年度包括外部監査

監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-15. こども家庭支援課が所管する未収債権管理の監査結果について

(3) 結果 ① [5 母子父子寡婦福祉資金貸付金]に係る検出事項について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>オ. 破産債権届出書について【こども家庭支援課】（報告書 P235）</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金の債務者が強制執行や破産手続開始決定を受けたことを知った場合、所管課は地方自治法施行令第171条の4第1項により、速やかに配当の要求その他債権の申出をしなければならないとされている。</p> <p>遅延損害金については、地方自治法施行令第171条の6第2項及び市の債権管理事務マニュアルの定めに従い、滞納者に請求するものとされているため、市の債権として把握されるべきであるが、令和元年度の案件に関する決裁文書を確認したところ、母子福祉資金借用書では、「納付期限までに納付できなかったときは、年利10.75パーセントの違約金を加算して支払います。」という文言が明記されていたが、破産債権届出書では遅延損害金は0%となっており、保健福祉総合システム上の債権額も遅延損害金が0円となっていた。</p> <p>この結果、簡易配当通知にある「簡易配当の手続に参加することができる債権の総額」及び「市に対する配当見込額」とも本来の額より過少になっていた。</p> <p>この問題は、こども家庭支援課が地方自治法施行令第171条の6第2項及び市の「債権管理事務マニュアル」における延滞金・遅延損害金の定めに従い遅延損害金も債権に含めるという認識が乏しかったことによるものと考えられる。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>破産者に対する破産債権届出書を提出する際は、地方自治法施行令第171条の6第2項及び市の債権管理事務マニュアル2-3 延滞金・遅延損害金の定めに従い、母子父子寡婦福祉資金貸付金の他、遅延損害金を含めて債権を届け出るよう、徹底されたい。</p>	<p>破産債権等の届出については、令和5年度から遅延損害金を含めた債権額を記載し、提出している。</p>

令和4年度包括外部監査

監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-15. こども家庭支援課が所管する未収債権管理の監査結果について

(3) 結果 ② [23 児童扶養手当過誤払金]に係る検出事項について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 保健福祉総合システムと債権管理台帳について【こども家庭支援課】（報告書 P246）</p> <p>債権は、適正な管理のために千葉市債権管理条例第5条及び千葉市債権管理条例施行規則第2条による台帳を整備しなければならないとされており、児童扶養手当過誤払金の債権管理台帳は、児童扶養手当過誤払収納管理要領第4条第3項により第4号様式として定められている。</p> <p>児童扶養手当過誤払金は、児童扶養手当受給者と関連するものであり、保健福祉総合システム上で債権管理も完結する方が情報の一貫性と機密性の観点で望ましいが、現状のシステムの仕様では適切な債権管理が困難であり、現在仕様の検討をしている次期保健福祉総合システムについても、国が各自治体のシステム仕様を統一する事が決定しているため、自治体独自のカスタマイズは原則的にできないということであった。</p> <p>保健福祉総合システムでの債権管理が難しい状況から、表計算ソフト（エクセル）で作成した第4号様式による債権管理台帳は非常に重要な役割を果たすことになるが、千葉市債権管理条例施行規則第2条(5)、(6)、(7)の事項を記載する枠がない点が問題であると考えられる。このような問題が生じたのは、千葉市債権管理条例施行規則が施行された平成24年4月1日に合わせて、児童扶養手当過誤払収納管理要領第4号様式の改訂が行われなかったことが主たる原因である。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>第4号様式では千葉市債権管理条例施行規則第2条(5)、(6)、(7)の事項が記載できないため、様式を改訂し、それらの事項を適切に記録できるよう検討されたい。</p>	<p>児童扶養手当過誤払収納管理要領を改正し、過誤払金返還台帳の様式に千葉市債権管理条例施行規則第2条第5号から第7号までに該当する事項を追加した。</p>

令和4年度包括外部監査

監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-16. 幼保運営課が所管する未収債権管理の監査結果について

(3) 結果 ② [15 公立保育所使用料(延長保育料)]に係る検出事項について

監査の結果(指摘事項の概要)	講じた措置
<p>ア. 不納欠損処分について【幼保運営課】(報告書P260)</p> <p>延長保育料は、公立保育所使用料とは別の決裁文書に基づき不納欠損処分されているが、令和4年3月31日に決裁された公立保育所使用料(延長保育)(過年分)の不納欠損処分について、決裁に添付された不納欠損登録書を確認したところ、延長保育料は地方税法第18条第1項(その他)を根拠条項として不納欠損処分されていた。</p> <p>地方税法第18条第1項は市税及び強制徴収公債権の不納欠損処分の根拠条項とされるものであるが、延長保育料は非強制徴収公債権であり、地方税法第18条第1項に基づく不納欠損処分の対象とならない債権である。したがって、この決裁における延長保育料の不納欠損処分は不適切であり、この誤りが生じたのは、公立保育所使用料と延長保育料がいずれも強制徴収公債権として一括管理されていることに起因する。</p> <p>【結果(指摘)】</p> <p>延長保育料は非強制徴収公債権であることを踏まえ、不納欠損処分をする際には、地方税法第18条第1項とは異なる根拠条項(地方自治法第236条第1項、同法第96条第1項第10号等)により不納欠損処分を実施されたい。</p>	<p>延長保育料の不納欠損処分については、令和4年度決算分より、地方自治法第236条第1項を根拠として実施するようは正した。</p>

令和4年度包括外部監査

監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-17. 東部児童相談所が所管する未収債権管理の監査結果について (3) 結果

① [34 児童養護施設措置費負担金]、[46 障害児福祉施設措置費負担金]及び[49 里親措置費負担金]に係る検出事項について

監査の結果(指摘事項の概要)	講じた措置
<p>イ. 催告の実施状況について【東部児童相談所】(報告書P271)</p> <p>滞納者に対する催告は、市の「債権管理事務マニュアル」において、「督促を行っても債務が履行されない場合、必要に応じて催告を行う。」とされており、主な催告の方法として、文書催告、電話催告、臨戸催告が示されているが、児童養護施設措置費負担金、障害児福祉施設措置費負担金及び里親措置費負担金の滞納者に対する催告の状況を確認したところ、令和2年度には催告を実施したものの、令和3年度は催告を実施できなかったということであった。</p> <p>「債権管理事務マニュアル」上、催告は「必要に応じて催告を行う。」とされているが、督促後に債務の履行がなく合理的な理由がない限り、通常は実施するものであると考えられ、令和3年度に催告を実施しなかったのは、債権管理事務マニュアルに沿った債権回収を行っているとは言えない。</p> <p>【結果(指摘)】</p> <p>児童養護施設措置費負担金、障害児福祉施設措置費負担金及び里親措置費負担金の滞納者に対する催告は、債権管理事務マニュアル2-7 督促・催告に従い、督促後も債務を履行しない滞納者に対しては合理的な理由がない限り、文書催告、電話催告、臨戸催告などを実施されたい。</p>	<p>滞納者に対する文書催告については、令和5年3月17日付けで実施した。</p> <p>また、催告の実施漏れが発生しないよう、児童措置費負担金の徴収に係る事務マニュアルに催告を行う時期を追記した。</p>